

2022～24年度

日本学術振興会 科学研究費助成事業

基盤研究(B) 最終報告書

課題番号 23K22299

研究課題 公財政データからみた公的大学の政策転換点に関する実証研究

公立大学をめぐる政策・運営・財務に関する 調査研究報告書

2025 年 3 月

研究代表者 水田健輔

(独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構)

まえがき

本報告書は、日本学術振興会の科学研究費助成事業にもとづく研究プロジェクト「公財政データからみた公的大学の政策転換点に関する実証研究」（基盤研究（B）・課題番号 23K22299）の研究成果の一部を最終報告書としてまとめたものである。研究体制は、代表者 1 名、分担者 4 名、協力者 1 名で構成し、関係各所のご協力を仰ぎながら進められた。

さて、国立大学は、2004 年の法人化以降、第一期から第三期中期目標期間に運営費交付金配分方法やガバナンスの大きな変更を経験し、2022 年度から第四期中期目標期間に入った。また、公立大学は、1990 年代の新設ラッシュと 2000 年以降の新設、統合、設置者変更、法人化等を経験している。そして、両者をあわせた日本の公的大学（国・公立大学）は、政府の公財政により支えられ、その公的な使命を果たすことが求められている。そこで、本研究プロジェクトは、日本の公的大学に投入される財政負担をミクロ（機関支出細目）、メゾ（設置者予算・決算細目）、マクロ（国・地方の予算・決算）の多層的な観点から取り扱い、その政策転換点の生起と帰結に関する実証研究を実施するべく計画された。

しかし、公的大学のうち公立大学については、地方公共団体が独自の政策判断で設立しており、その目的や立地環境、学部構成、財政および在学生規模などの点で、国立大学以上に大学間の差異が大きく多様性に富んでいる。また、公立大学を対象とした先行研究も存在するが、こうした多様性に正面から向き合うには、個別大学について、詳細情報を丹念に収集する必要があり、難易度が高い。よって、上記の研究目的を達成するためには、この問題をクリアする必要があり、本研究プロジェクトでは、全国の公立大学およびその設立団体に対して、詳細な質問紙調査を 2023 年度に実施した。本報告書は、当該プロジェクトの最終報告書と位置づけているが、内容的には先行研究でカバーされていなかった領域を独自調査で明らかにした公立大学に関する調査研究成果に限定してまとめている。

本調査研究の成果が、未踏の部分が大きな公立大学研究に対して、学術的に貢献するとともに、日々、高等教育による地域振興を図るため、重要な役割を果たしている公立大学およびその設立団体の方々に、実践面でお役に立つ情報をご提供できていることを願ってやまない。

最後に質問紙調査にご協力をいただいた公立大学およびその設立団体の方々、ならびに企画の段階からご指導をいただいた一般社団法人公立大学協会の方々に改めて心より感謝を申し上げます。

2025 年 3 月

研究代表者 水田健輔

研究体制

研究代表者

水田 健輔 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授

研究分担者

島 一則 東北大学 大学院教育学研究科 教授

渡部 芳栄 岩手県立大学 高等教育推進センター 教授

白川 展之 新潟大学 人文社会科学系・工学部協創経営プログラム 准教授

原田健太郎 島根大学 教育・学生支援本部 大学教育センター 講師

研究協力者

山本 清 東京大学 名誉教授

(所属・役職はいずれも 2025 年 3 月現在)

目 次

＜2023 年度質問紙調査 概要・結果＞

第 1 章	2023 年度質問紙調査の概要（水田健輔）	…	7
第 2 章	2023 年度質問紙調査の結果と考察（水田健輔）	…	11

＜分析・各論＞

第 3 章	公立大学の意思決定におけるステークホルダーの影響（山本清）	…	35
第 4 章	公立大学の類型化～試験的分析と課題の抽出～（島一則）	…	46
第 5 章	公立大学法人化の議会会議録分析の試み（渡部芳栄）	…	53
第 6 章	公立大学の法人化に伴うガバナンス・財政統制 国の中央地方関係との比較分析（白川展之）	…	61
第 7 章	公立大学の役割の再検討：大学の拡大は何をもたらしたのか （原田健太郎）	…	77
参考論文	学問の自由とミッション指向のイノベーション政策 ー科学技術・学術の「・（なかぐろ）」をめぐる政策過程ー（白川展之）	…	90

＜参考資料＞

「公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査」単純集計	…	109
「公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査」記述回答	…	121
「公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査」単純集計	…	129
「公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査」記述回答	…	139
「公立大学設置団体における公立大学財政に関する調査」単純集計	…	156
「公立大学設置団体における公立大学財政に関する調査」記述回答	…	159

2023 年度質問紙調査 概要・結果

第1章 2023 年度質問紙調査の概要

水田健輔（大学改革支援・学位授与機構）

1. 質問紙調査の送付先と回収結果

2023 年度に実施した質問紙調査は、公立大学学長、公立大学設置団体の大学所管部署および同設立団体の財政所管部署の 3 か所を対象に 2023 年 10 月に配布し、2024 年 1 月まで回収作業を行った。調査の正式名称、配付数、回収数、回収率については、以下のとおりである。

○「公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査」（以下「大学調査」）

対象：公立大学学長 回収数 47 大学／配付数 100 大学＝回収率 47.0%

○「公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査」（以下「団体政策調査」）

対象：設立団体大学所管部署 回収数 52 団体／配付数 80 団体＝回収率 65.0%

○「公立大学設置団体における公立大学財政に関する調査」（以下「団体財政調査」）

対象：設立団体財政所管部署 回収数 52 団体／配付数 80 団体＝回収率 65.0%

なお、母集団に対する回答サンプルの代表性については、設立団体の種別¹、大学の類型²、大学の規模³、設立大学数の分布を母集団の分布と比較し、以下のようにおおむね一致していることを確認している。

○大学調査

全大学（母集団）と回答大学（サンプル）の設置種別分布の比較

都道府県立：62 校（62.0%）	⇔31 校（66.0%）
府県・市共同立：2 校（2.0%）	⇔0 校（0.00%）
市立：32 校（32.0%）	⇔13 校（27.7%）
事務組合立等：4 校（4.0%）	⇔3 校（6.4%）

全大学（母集団）と回答大学（サンプル）の大学類型分布の比較

医学部のある総合大学：3 校（3.0%）	⇔0 校（0.0%）
医学部のない総合大学：26 校（26.0%）	⇔12 校（25.5%）
医科・歯科・薬科系大学：7 校（7.0%）	⇔4 校（8.5%）
保健・看護系大学：22 校（22.0%）	⇔11 校（23.4%）
理工系大学：11 校（11.0%）	⇔7 校（14.9%）
芸術系大学：6 校（6.0%）	⇔3 校（6.4%）
文科系大学：22 校（22.0%）	⇔8 校（17.0%）
大学院大学：3 校（3.0%）	⇔2 校（4.3%）

全大学（母集団）と回答大学（サンプル）の大学規模分布の比較

1000 人未満：41 校（41.0%）	⇔18 校（38.3%）
1000 人以上 2000 人未満：36 校（36.0%）	⇔17 校（36.2%）

2000人以上：23校（23.0%）

⇔12校（25.5%）

○団体政策調査

全設立団体（母集団）と回答団体（サンプル）の団体種別分布の比較

都道府県：43団体（53.8%）

⇔26団体（49.1%）

市：33団体（41.3%）

⇔23団体（43.4%）

事務組合等：4団体（5.0%）

⇔4団体（7.5%）

設立大学数（母集団）と回答団体設立大学数（サンプル）の分布の比較

1校：60団体（75.0%）

⇔39団体（73.6%）

2校：16団体（20.0%）

⇔11団体（20.8%）

3校：3団体（3.8%）

⇔3団体（5.7%）

4校：1団体（1.3%）

⇔0団体（0.0%）

全大学（母集団）と回答団体設立大学（サンプル）の大学類型分布の比較

医学部のある総合大学：3校（3.0%）

⇔3校（5.7%）

医学部のない総合大学：26校（26.0%）

⇔17校（32.1%）

医科・歯科・薬科系大学：7校（7.0%）

⇔4校（7.5%）

保健・看護系大学：22校（22.0%）

⇔9校（17.0%）

理工系大学：11校（11.0%）

⇔6校（11.3%）

芸術系大学：6校（6.0%）

⇔2校（3.8%）

文科系大学：22校（22.0%）

⇔12校（22.6%）

大学院大学：3校（3.0%）

⇔0校（0.0%）

※複数大学設立の場合は、学生総現員数最大の大学をカウント。

全大学（母集団）と回答団体設立大学（サンプル）の大学規模分布の比較

1000人未満：41校（41.0%）

⇔16校（30.2%）

1000人以上2000人未満：36校（36.0%）

⇔21校（36.2%）

2000人以上：23校（23.0%）

⇔16校（30.2%）

※複数大学設立の場合は、学生総現員数最大の大学をカウント。

○団体財政調査

全設立団体（母集団）と回答団体（サンプル）の団体種別分布の比較

都道府県：43団体（53.8%）

⇔24団体（46.2%）

市：33団体（41.3%）

⇔24団体（46.2%）

事務組合等：4団体（5.0%）

⇔4団体（7.7%）

設立大学数（母集団）と回答団体設立大学数（サンプル）の分布の比較

1校：60団体（75.0%）

⇔40団体（76.9%）

2校：16団体（20.0%）

⇔10団体（19.2%）

3校：3団体（3.8%）

⇔2団体（3.8%）

4校：1団体（1.3%）

⇔0団体（0.0%）

全大学（母集団）と回答団体設立大学（サンプル）の大学類型分布の比較

医学部のある総合大学：3校（3.0%）

⇔2校（3.8%）

医学部のない総合大学：26校（26.0%）	⇔18校（34.6%）
医科・歯科・薬科系大学：7校（7.0%）	⇔2校（3.8%）
保健・看護系大学：22校（22.0%）	⇔10校（19.2%）
理工系大学：11校（11.0%）	⇔7校（13.5%）
芸術系大学：6校（6.0%）	⇔3校（5.8%）
文科系大学：22校（22.0%）	⇔10校（19.2%）
大学院大学：3校（3.0%）	⇔0校（0.0%）

※複数大学設立の場合は、学生総現員数最大の大学をカウント。

全大学（母集団）と回答団体設立大学（サンプル）の大学規模分布の比較

1000人未満：41校（41.0%）	⇔17校（32.7%）
1000人以上2000人未満：36校（36.0%）	⇔20校（38.5%）
2000人以上：23校（23.0%）	⇔15校（28.8%）

※複数大学設立の場合は、学生総現員数最大の大学をカウント。

2. 質問紙調査の目的と質問項目

上記の3つの調査をベースとした本調査研究の「基本的な問い」は、以下の2点である。

- 公立大学は、設立団体および国の政策に対してどのように対応し、今後の発展を図ろうとしているのか。
- 公立大学の設立団体はどのような方向性を目指し、また国の政策に対応して、今後の公立大学政策を推進しようとしているのか。

そして、各調査の主な設問については、表1-1のとおりである（実際に使用した質問紙については、巻末「参考資料」の単純集計結果を参照のこと）。

表1-1 本調査の質問項目

「大学調査」の主な設問	「団体政策調査」の主な設問
	「団体財政調査」の主な設問
・ 設立団体の首長・議会との関係 ・ 重視する評価指標（主な政策目的） ・ 人事面の動向 ・ 重要なステークホルダー ・ 国の政策・法令等の活用度 ・ 独自施策の展開 ・ 設立団体との権限バランス ・ 学内における役職・組織の権限 ・ 評価の活用状況 ・ 学内予算における諸経費の増減・充足状況 ・ 予算編成における役職・組織の権限 ・ 学内部局予算の配分方法 など	・ 総合計画における公立大学の位置づけ ・ 大きな動き（新設・設置者変更・統合・法人化・短大の四大移行・学部等再編・収容定員変更）の内容・影響 ・ 重視する評価指標（主な政策目的） ・ 人事面の動向 ・ 重要なステークホルダー ・ 国の政策・法令等の活用度 ・ 大学との権限バランス ・ 評価の影響 など
	・ 大学への経常的財政負担の決定方法と増減の方向性 ・ 運営費交付金への削減係数の適用 など

なお、回答結果の分析にあたっては、単純集計とともに大学類型や設立団体種別とのクロス集計を行い、さらに所在都道府県の人ロデータ、進学関連データ、設立団体の財政指標データなどを用いた平均値の差の検定等を実施している（第2章参照）。

<注>

¹ 設立団体の種別は、①都道府県立、②府県・市共同立、③市立、④組合立の4種類。

² 大学類型については、主に学部数と構成、学部の学生現員数の構成および文部科学省の学科系統分類表にもとづいて、以下の8区分とした：①医学部のある総合大学、②医学部のない総合大学、③医科・歯科・薬科系大学、④保健・看護系大学、⑤理工系大学、⑥芸術系大学、⑦文科系大学、⑧大学院大学。なお、質問紙配付先の100大学の分類については、下表のとおりである（類型欄の数値は上記の8分類に対応している）。

N o.	大学名	類型	N o.	大学名	類型	N o.	大学名	類型	N o.	大学名	類型
1	札幌医科大学	3	26	東京都立産業技術大学院大学	8	51	静岡文化芸術大学	7	76	叡啓大学	7
2	釧路公立大学	7	27	神奈川県立保健福祉大学	4	52	静岡県立農林環境専門職大学	5	77	広島市立大学	2
3	公立はこだて未来大学	5	28	横浜国立大学	1	53	静岡社会健康医学大学院大学	8	78	尾道市立大学	7
4	名古屋市立大学	4	29	川崎市立看護大学	4	54	愛知県立大学	2	79	福山市立大学	7
5	札幌市立大学	2	30	新潟県立看護大学	4	55	愛知県立芸術大学	6	80	山口県立大学	2
6	公立千歳科学技術大学	5	31	新潟県立大学	7	56	名古屋市立大学	1	81	下関市立大学	7
7	青森県立保健大学	4	32	長岡造形大学	6	57	三重県立看護大学	4	82	山陽小野田市立山口東京理科大学	5
8	青森公立大学	7	33	三条市立大学	5	58	滋賀県立大学	2	83	周南公立大学	7
9	岩手県立大学	2	34	山梨県立大学	2	59	京都府立大学	2	84	香川県立保健医療大学	4
10	宮城大学	2	35	都留文科大学	7	60	京都府立医科大学	3	85	愛媛県立医療技術大学	4
11	秋田県立大学	5	36	長野県看護大学	4	61	京都市立芸術大学	6	86	高知県立大学	2
12	国際教養大学	7	37	長野県立大学	7	62	福知山公立大学	7	87	高知工科大学	5
13	秋田公立美術大学	6	38	長野大学	7	63	大阪公立大学	1	88	九州歯科大学	3
14	山形県立保健医療大学	4	39	公立諏訪東京理科大学	5	64	兵庫県立大学	2	89	福岡女子大学	7
15	山形県立米沢栄養大学	4	40	富山県立大学	2	65	芸術文化観光専門職大学	7	90	福岡県立大学	2
16	福島県立医科大学	3	41	石川県立看護大学	4	66	神戸市外国語大学	7	91	北九州市立大学	2
17	会津大学	5	42	石川県立大学	5	67	神戸市看護大学	4	92	長崎県立大学	2
18	茨城県立医療大学	4	43	金沢美術工芸大学	6	68	奈良県立医科大学	3	93	熊本県立大学	2
19	群馬県立女子大学	7	44	公立小松大学	2	69	奈良県立大学	7	94	大分県立看護科学大学	4
20	群馬県立県民健康科学大学	4	45	福井県立大学	2	70	和歌山県立医科大学	3	95	宮崎県立看護大学	4
21	高崎経済大学	7	46	敦賀市立看護大学	4	71	公立鳥取環境大学	2	96	宮崎公立大学	7
22	前橋工科大学	5	47	岐阜県立看護大学	4	72	島根県立大学	2	97	沖縄県立芸術大学	6
23	埼玉県立大学	4	48	情報科学芸術大学院大学	8	73	岡山県立大学	2	98	沖縄県立看護大学	4
24	千葉県立保健医療大学	4	49	岐阜県立大学	3	74	新見公立大学	4	99	名桜大学	2
25	東京都立大学	2	50	静岡県立大学	2	75	県立広島大学	2	100	旭川市立大学	2

³ 大学の規模については、学生総現員数（2022年5月1日現在）で、①1,000人未満、②1,000人以上2,000人未満、③2,000人以上の3種類に区分した。

第2章 2023 年度質問紙調査の結果と考察

水田健輔（大学改革支援・学位授与機構）

1. はじめに

公立大学は平成期に積極的な設置がなされ、また近年は私立大学の公立化が進んだことにより、2024 年 4 月現在でその数は 101 大学に達した。そうした背景には、地域における進学機会を確保し、若者の域外流出を防ぐといった守りとともに、産業振興や人材育成という攻めの政策により、地方自治体が公立大学を地域振興の核として位置づけてきた歴史があった。また、2004 年 4 月の地方独立行政法人法の施行により、公立大学の法人化が可能となり、設立団体である地方自治体との関係が変化するとともに、大学内部のガバナンス改革が大きく進むことになった。さらに、国が主導する保健福祉人材の育成、地方創生、研究力強化、理工系の振興といった政策も公立大学の存立と将来的な方向性に大きな影響を及ぼしており、各公立大学とその設立団体は対応を迫られている。

こうした状況にある公立大学およびその設立団体が、どのような政策的目標を重視し、対応を図り、今後の発展を目指しているのか。その現状と課題を把握するために、前章で紹介した仕様にて 2023 年度に質問紙調査を実施した。本章では、同調査の結果を紹介し、全国の状況を俯瞰することにより、公立大学セクターの今後の方向性を考えるために有益と思われる情報を考察する。

なお、前章に倣い本章においても、実施された 3 つの調査の名称については、以下、「大学調査」（公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査）、「団体政策調査」（公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査）、および「団体財政調査」（公立大学設置団体における公立大学財政に関する調査）と略して表記する。

2. 「大学調査」の結果について

本節では、3 つの調査のうち「大学調査」の結果を中心に検討する。なお、「団体政策調査」と共通の設問については、両者の集計結果を比較し、大学とその設立団体の認識の共通性や差異についてもあわせて確認する¹⁾。

2-1 首長・議会との関係で大きな影響を受けた事項

まず、設立団体の首長との関係で大学が大きな影響を受けた事項については、大学の新設、公立大学法人化や私立大学から公立大学への転換が複数あげられている。設立団体と大学の間のガバナンス関係の変化、あるいは公立大学の設立や学校法人からの所管替えといった大きな動きは、トップの意思決定によることが改めて確認できる。また、学部・学科の新設・再編や大学院の設置といった、組織と教育の改革についても複数の回答があり、首長のリーダーシップで実施されている様子が伺える。

なお、設立団体の議会との関係で大学が大きな影響を受けた事項については、回答が少なく、また上記の首長との関係による事項との重複が多い。つまり、議会が公立大学に関する独自の動きをすることはまれであり、首長の提出する議案等に対して対応しているというのが実情のようである。

2-2 重視する評価指標(主な政策目的)

大学の存立目的や基幹的な活動に照らして最も重視する評価指標²⁾について「1 位」から「3 位」までの回答結果を図 2-1～2-3 に紹介する。「1 位」にあがった指標で最も回答が多かったのは「志願

倍率」の25件であり、2位の「資格試験合格者数・合格率」の7件を引き離して圧倒的な1位となっている。「2位」として選択された指標については、「就職（進学）希望者の就職（進学）率」の13件、「新卒者の大学所在自治体等域内就職率」の10件、「資格試験合格者数・合格率」の7件などが多くなっている。「3位」については、「教員の外部研究資金獲得件数・金額」の16件が最多で、「所在自治体内企業との共同・受託研究（事業）の件数・金額」の7件が次点となっている。

図 2-1 大学が重視する評価指標 1 位 (n=47)

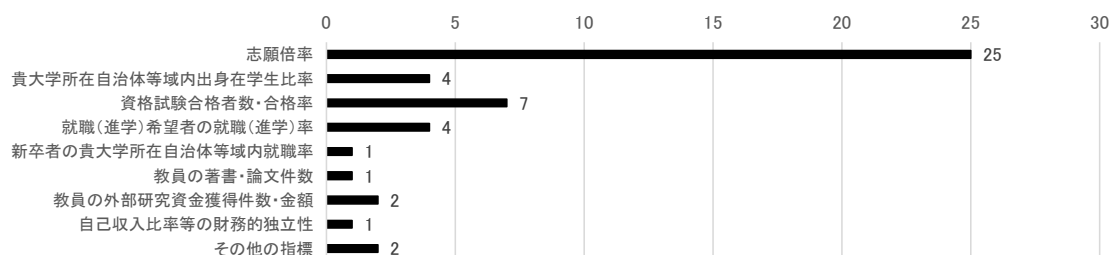


図 2-2 大学が重視する評価指標 2 位 (n=46)

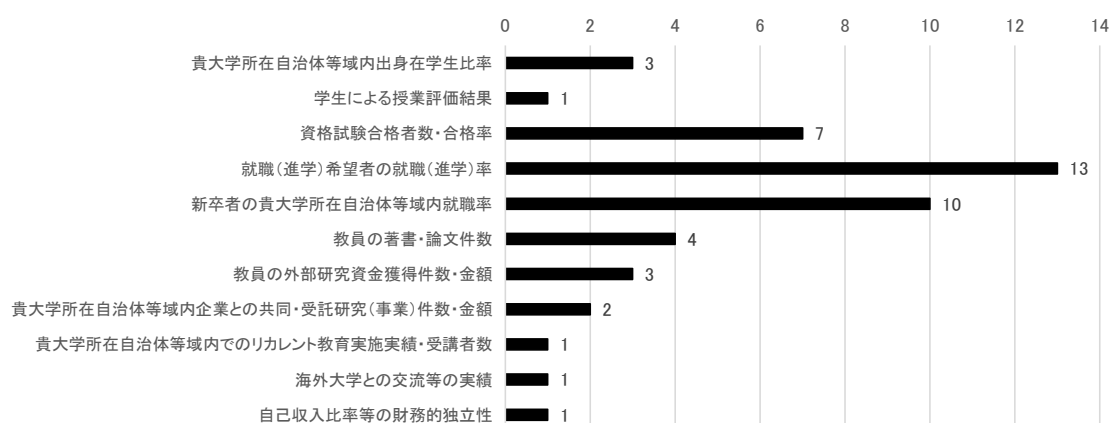
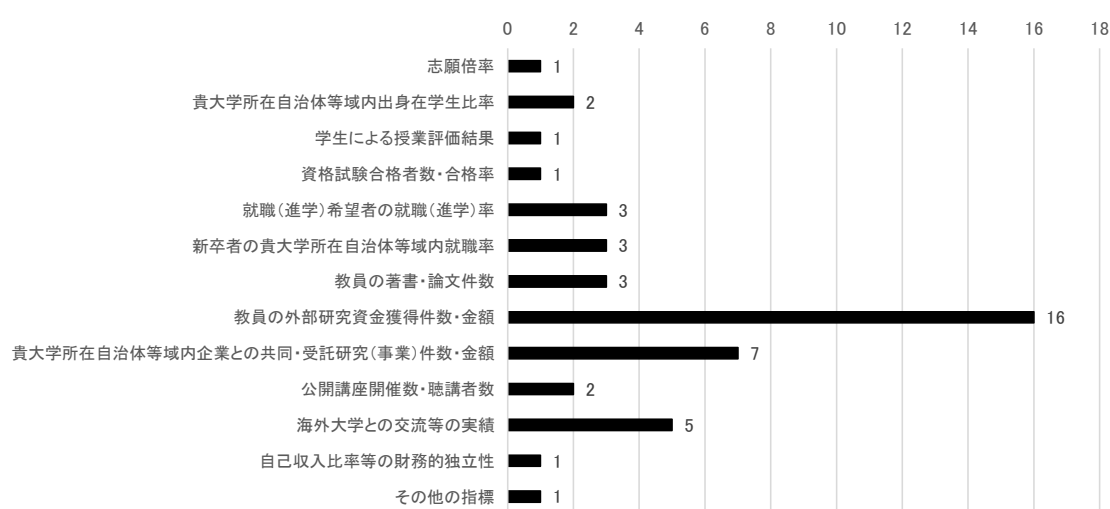


図 2-3 大学が重視する評価指標 3 位 (n=46)



ここで明らかになったのは、公立大学にとって学生を集め、順調に地域内に送り出すことが最重要であり、学内での教員の研究力や資金獲得能力等については、教育の入口と出口できちんと成果が確認できた後の評価項目となっていることである。同じ設問は「団体政策調査」で回答大学の設立団体にも尋ねているが、結果はほぼ同様であり、公立大学の政策目的の方向性は、概して地域人材の育成を中心とした教育重視の傾向にあるといえる。

ただし、大学類型別にクロス集計した結果からは異なる様相も確認できる。まず、医科・歯科・薬科系（n=4）および保健・看護系（n=10）の大学については、「資格試験合格者数・合格率」を「1位」または「2位」にあげている。これらの大学類型については、医療・保健系の専門職が順調に国家試験に合格し、資格を取得することが第一目的となっている。なお、「団体政策調査」では、医科・歯科・薬科系大学の設立団体（n=4）については、「新卒者の大学所在自治体等域内就職率」を4分の3の団体が「1位」にあげている。つまり、設立団体としては、資格試験の合格は当たり前のこととして、資格を取った医療専門職の地域内定着を最も重要視していることがわかる。

「2位」の評価指標について大学類型別にクロス集計した結果からは、保健・看護系大学（n=10）、理工系大学（n=7）、芸術系大学（n=3）、文科系大学（n=8）で「就職（進学）希望者の就職（進学）率」と「新卒者の大学所在自治体等域内就職率」があわせて5割以上となっている。しかし、大学院大学（n=2）では、すべての大学が「教員の著書・論文件数」を「2位」、「教員の外部研究資金獲得件数・金額」を「3位」にあげており、研究重視の姿勢が明らかとなっている。

なお、ここで検討している「重視する評価指標」については、地域の大学進学状況との相関が考えられる。そこで、「1位」および「2位」にあげている指標について、大学進学状況に関する指標の平均値の差の検定を行ったところ、以下のような発見があった。まず、「所在都道府県内の大学生総数の進学希望者に対するカバー率」³と「地元大学進学率」⁴については、「重視する評価指標」の間で平均値に前者が5%水準、後者が1%水準の有意差があり、以下のような傾向が確認できた。まず、「大学所在自治体等域内出身在学生比率」や「新卒者の大学所在自治体等域内就職率」など、入口での地域内進学、出口での地域内就職を重視している大学は、所在地域内の大学の受入キャパシティが小さく、地元大学進学率も低い不利な地域である傾向が強い。逆に所在地域内の大学の受入キャパシティが大きく、地元大学進学率が高い有利な地域にある大学は、評価指標として「自己収入比率等の財務的独立性」や教員の研究業績等に目を向ける余裕を示している。

2-3 重要なステークホルダー(外部組織等への注視度)

次に設立団体以外の組織等の動向について日常的にどの程度注視しているか、つまり大学からみた各ステークホルダーの重要度について、1（注視していない）から5（注視している）までの5段階評価で回答を得た結果について図2-4で紹介する（以下、数値は5段階評価の平均値）。上位から確認すると、「1位」は「文部科学省」の4.36、「2位」は「公立大学協会」の4.26、「3位」は「他の公立大学」の3.93、「4位」は「国立大学」の3.87、「5位」は「中等教育機関」の3.85となっている。このうち「2位」の「公立大学協会」に対する注視度が高い理由について記述回答⁵を確認してみると、公立大学全般および国との関係における情報の分析・提供機能に期待を寄せていることがわかった。また、「5位」の「中等教育機関」については、高大接続や卒業後の進路動向について重要性を認識しており、前記の「重視する評価指標」において「志願倍率」が圧倒的な「1位」となっていた結果とも同期している。

図 2-4 重要なステークホルダー（大学調査）

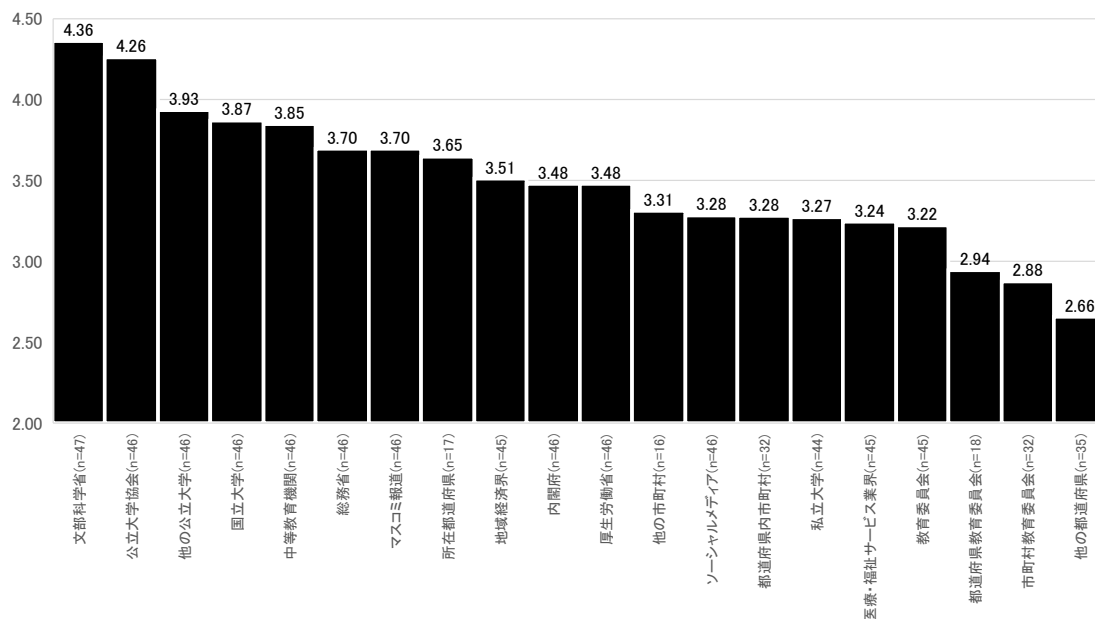
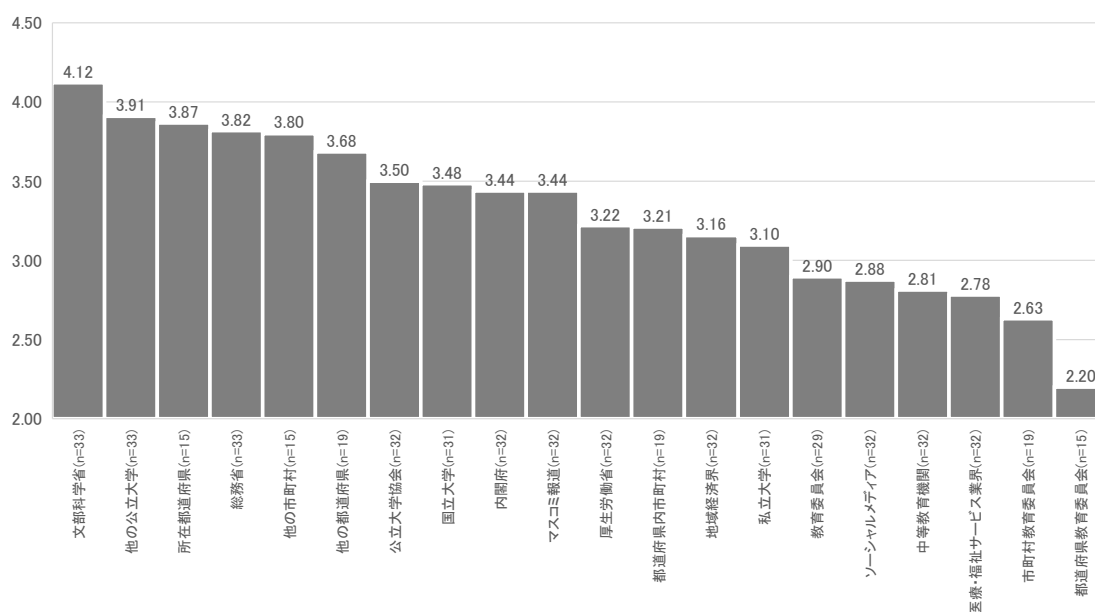


図 2-5 重要なステークホルダー（団体政策調査）



なお、ほぼ同じ設問は「団体政策調査」において回答大学の設立団体にも尋ねており、その結果（図 2-5）は、「1 位」が「文部科学省」の 4.12、「2 位」が「他の公立大学」の 3.91、「3 位」が「所在都道府県」の 3.87、4 位が「総務省」の 3.82、「5 位」が「他の市町村」の 3.80 となっている。「大学調査」の結果と比較すると、制度や財政を所管する「総務省」や他大学、他団体との関係や比較をより注視している傾向が確認できる。

また、この設問の回答を大学類型別にクロス集計した結果からは次のような様相も確認できる。まず、芸術系大学（n=3）については、外部組織等に対する注視度が他の大学類型に比較してかなり低く、あまり外部ステークホルダーを意識していない傾向がみられた。次に「中等教育機関」への

注視度については、大学類型間で1%水準の有意差が認められた。特に医学部のない総合大学(n=12)が4.33、理工系大学(n=7)が4.29と高くなっており、この2つの大学類型は特に「中等教育機関」に対する注視度が高い。高大接続や進路動向への関心が他の大学類型に比較して高いことの証左といえる。そして、「国立大学」に対する注視度については、有意差は認められなかったが、医学部のない総合大学(n=12)は4.33、医科・歯科・薬科系大学(n=4)は4.25となっており、特に国立大学に対する注視度が高い。これらの大学類型については、地域内での「国立大学」との棲み分けをより注視している可能性がある。その他、「医療・福祉サービス業界」について、大学類型間で1%水準の有意差が認められ、当然のことながら保健・看護系大学(n=10)が4.10と高い注視度を示している。

2-4 国の政策・法令等の活用度

図 2-6 国の政策・法令等の活用度（大学調査）

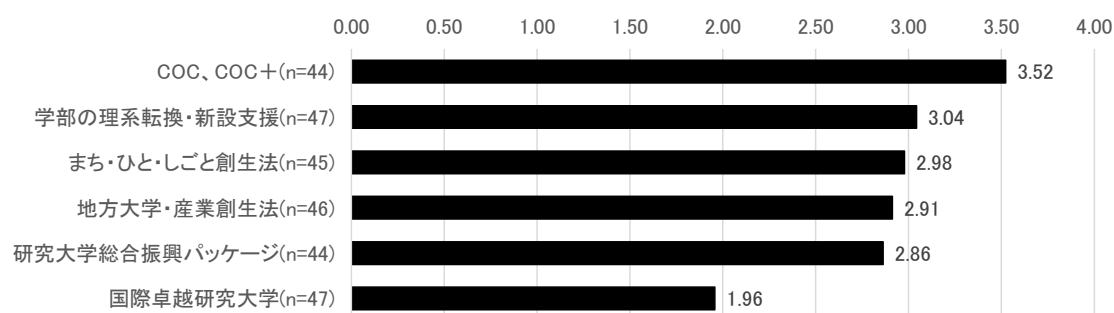
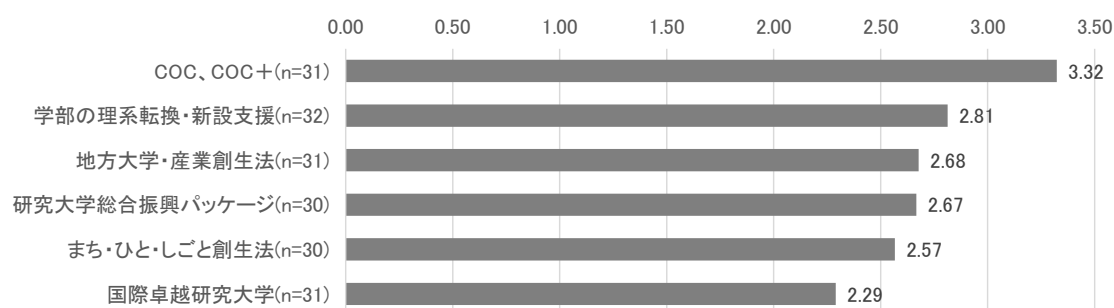


図 2-7 設立した大学への国の政策・法令等の影響度（団体政策調査）



次に国の政策・法令等について、どの程度積極的に活用している、あるいはしてきたかについて、1（消極的）から5（積極的）までの5段階評価で回答を得た結果（図 2-6）について紹介する（以下、数値は5段階評価の平均値）。なお、設立団体への質問は、設立した大学にどの程度影響したか、あるいは影響すると見込まれるかを尋ねている。様々な回答が混在する「その他」を除いて上位から確認すると、「1位」は「COC・COC+」の3.52、「2位」が「学部等の理系転換・新設支援」⁶の3.04、「3位」が「まち・ひと・しごと創生法」の2.98となっている。回答大学の設立団体（図 2-7）も「1位」は「COC・COC+」の3.32となっており、大学および設立団体の両方とも、自身のミッションとして、地域との協働による社会貢献を重視している証左ともいえる。ただし、回答大学の設立団体では、「まち・ひと・しごと創生法」の順位が大学と比較して低くなっている。設立団体にとって「まち・ひと・しごと創生法」は、全国ほぼすべての自治体で総合戦略と人口ビジョンを策定し、全庁的に幅広い取り組みを行っているため、大学を切り口にした取り組みはその中のごく一部に過

ぎず、活用度という視点ではごく部分的なものとみられている可能性がある。

なお、この設問の回答を大学類型別にクロス集計した結果からは次のような様相も確認できる。まず、「COC・COC+」の活用度については、大学類型間で5%水準の有意差が認められた。特に医学部のない総合大学（n=11）が4.73と圧倒的に活用度が高くなっており、逆に理工系大学（n=6）は2.67、芸術系大学（n=3）は2.33と消極的な様子が確認できた。この3つの大学類型については、回答大学の設立団体についても同じ傾向が確認できている。つまり、学部等の構成で幅広い専門領域を持つ大学において「COC・COC+」のような地域連携型の取り組みの活用度が高く、特定の専門領域に特化した大学では取り組みが限定的となり活用度が下がる可能性を示唆している。また、「学部等の理系転換・新設支援」の活用度についても、大学類型間で5%水準の有意差が認められた。医学部のない総合大学（n=12）が3.58、理工系大学（n=7）が3.86、大学院大学（n=2）が4.50で高い活用度となっており、学部や研究科の構成から積極的な活用が想定された大学類型が上位となっている。

また、ここで検討している「国の政策・法令等の活用度」については、地域の人口構成や設立団体の財政指標との相関も認められた。まず、大学の所在都道府県の生産年齢人口比率⁷について、「COC・COC+」の5段階の活用度の間で平均値に5%水準の有意差が確認できた。特に活用度「4」（n=8）や「5」（n=13）を選んだ大学の所在都道府県の生産年齢人口比率の平均値は56～57%と低く、「COC・COC+」により、大学を核として生産年齢人口確保を行おうとしている姿勢がみられる。

次に、回答大学の設立団体については、自身の実質公債費比率⁸と将来負担比率⁹について、「COC・COC+」の5段階の活用度の間で平均値に前者が5%水準、後者が1%水準の有意差が確認できた。まず、実質公債費比率については、活用度「4」（n=8）の団体の平均値が12.6%、「5」（n=5）の団体の平均値が11.2%となっており、活用度「1」から「3」の団体の平均値（7.4～9.4%）を大きく上回っている。また、将来負担比率についても、活用度「4」（n=8）の団体の平均値が205.3%、「5」（n=5）の団体の平均値が207.4%となっており活用度「1」から「3」の団体の平均値（66.8～96.6%）を同じく大きく上回っている。つまり、地方債等の借入の負担が大きな設立団体ほど、自身の設立した公立大学に「COC・COC+」をとおして国から資金を獲得し、地域に貢献させる方向性を強く打ち出していたといえる。

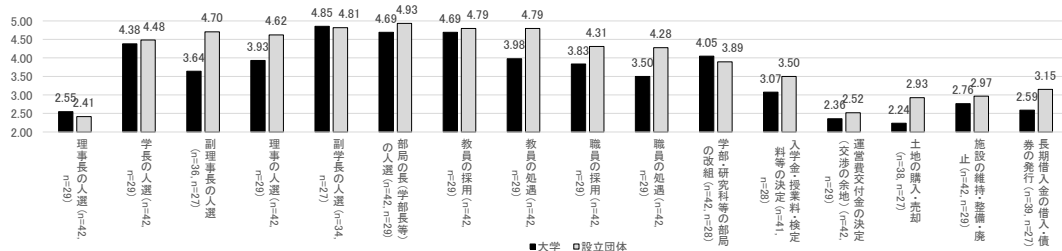
2-5 大学の独自施策

過去10年間で行った大学独自の施策については、(1)地域外よりも低い地域内入学金の設定、(2)入試における地域枠の設定、(3)独自の授業料減免制度や奨学金制度、という3つが主となっている。公立大学については、設立団体である地方公共団体が地方税や地方交付税で運営資金を負担しており、地域内の納税世帯の一員とみなされる受験者および進学者を優遇する制度が積極的に展開されている。また、就学年齢層を地域内に進学させ、域外進学による人口減少に歯止めをかける意味合いもある。さらに、公立大学の公的な使命として、進学機会の確保も重要視されており、国の就学支援新制度に加えて独自の支援制度も展開されていることが読み取れる。

2-6 大学の意思決定における権限の強さと変化

ここでは大学運営にあたっての様々な権限について大学と設立団体でどちらの権限がどの程度相対的に強いかにについて、1（設立団体の方が強い）から5（大学の方が強い）までの5段階評価で回答を得た結果を紹介する。同じ設問について、回答大学の設立団体の回答結果を含めて図2-8のグラフで示す（数値は5段階評価の平均値であるため、大学の権限がどれだけ強いかを示す）。

図 2-8 大学の権限の強さ



まず、「学長の人選」、「副学長の人選」、「部局の長（学部長等）の人選」、「教員の採用」、「学部・研究科等の部局の改組」といった面では、平均値が 4 を超えており、大学は自身の権限が強いと感じている。逆に「理事長の人選」、「運営費交付金の決定（交渉の余地）」、「土地の購入・売却」「施設の維持・整備・廃止」、「長期借入金の借入・債券の発行」については、平均値が 3 を下回っており、大学は自身の権限を限定的としている。つまり、人事面や組織面の意思決定については、「理事長の人選」を除いて、大学は概して自身の権限の方が設立団体よりも相対的に強いと感じている。しかし、運営費交付金や借入などの財源、あるいは土地・施設に関する事項については、設立団体に主に権限を握られている。なお、大学の平均値と回答大学の設立団体の平均値を比較すると、概して設立団体の方が大学自身よりも大学の権限をより強く感じていることがわかる。法人化の進展もあり、大学の独立性や決定権限の強化を設立団体の方が強く感じていることを示している。

次に大学運営にあたっての様々な権限について、法人化後に大学と設立団体のどちらの権限が強まったかについて、1（設立団体の権限が強まった）から 3（大学の権限が強まった）までの 3 段階評価で回答を得た結果を紹介する。同じ設問について、回答大学の設立団体の回答結果を含めて図 2-9 のグラフで示す（数値は 3 段階評価の平均値であるため、大学の権限がどれだけ強まったかを示す）。

図 2-9 大学の権限の強さの変化

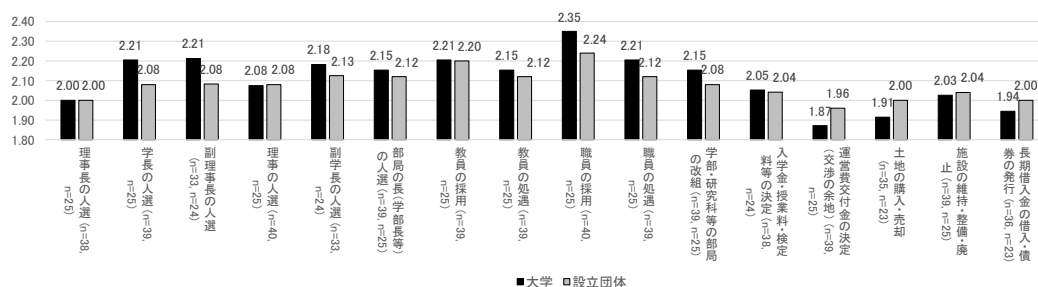


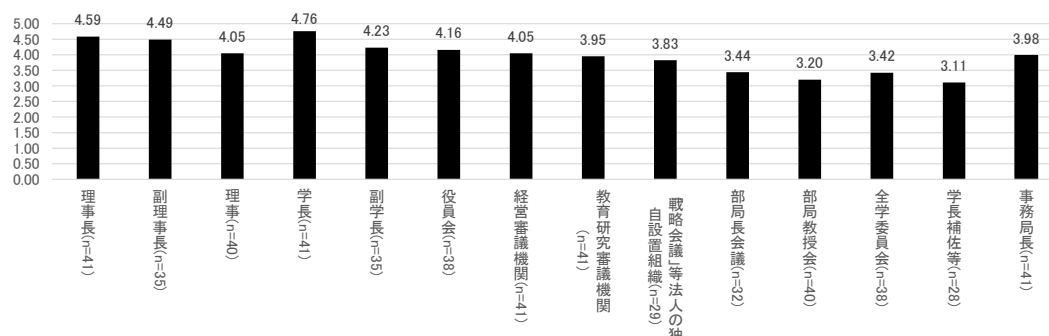
図 2-8 で大学の権限が強かった項目は、図 2-9 で 2（変わらない）を超えており、より強くなる方向に変化し、逆に大学の権限が弱かった項目はより限定的になりつつあると大学が感じている。つまり、法人化後、大学の持つ権限については、項目別に強弱のメリハリが明確になる方向に進んできたことがわかる。なお、回答大学の設立団体の平均値は大学の平均値よりも 2（変わらない）に近く、大学に比較すると法人化後の変化を小さく感じている。

2-7 中期目標・中期計画の策定における権限の強さ

ここでは、公立大学法人の中期目標・中期計画の策定にあたり、学内の役職や組織の影響力の強さについて、1（影響力小）から 5（影響力大）までの 5 段階評価で回答を得た結果を図 2-10 で紹介

する（数値は5段階評価の平均値であり、各役職・組織の影響力がどれだけ強いを示す）。

図 2-10 中期目標・中期計画策定における影響力の強さ



当然のことと思われるが、学長、理事長をはじめ役員等トップマネジメントの影響力が相対的に強いことがわかる。逆に部局の意見等を起点としたボトムアップの影響力は中立的な3に近く限定的である。法人化後の学内体制は制度設計どおり集権的な様子がみられる。

2-8 法人評価結果の活用度

公立大学については、2024年4月現在で101大学中91大学が公立大学法人のもとに設置されており、法人化された大学が大勢を占めている。これらの大学については、地方独立行政法人法にもとづき、評価委員会による年度評価と中期目標期間終了時評価¹⁰が実施されてきたが、こうした法律上の評価結果が現場の改善等にどの程度活かされているかについて確認した。具体的には、「教育」、「研究」、「地域貢献」、「国際化」、「法人経営」の5つの評価対象のそれぞれについて、どの程度活用しているかを1（活用度小）から5（活用度大）までの5段階評価で回答を得た結果についてここで紹介する（以下、数値は5段階評価の平均値）。

まず、年度評価の結果（n=40）については、「教育」が4.23、「地域貢献」が4.20、「法人経営」が4.10となっており評価結果を現場に活かしていく姿勢が強い。これに対して、「研究」は3.95、「国際化」は3.78と前三者に比較すると活用度が低くなっている。この結果については、中期目標期間終了時評価の結果（n=34）でもほぼ同様であり、「教育」、「地域貢献」、「法人経営」の平均値が4を超えており、「研究」と「国際化」は4未満となっている。

第三者による評価結果については、「教育」、「地域貢献」、「法人経営」の3つの側面で現場の改善等に対して、より大きな示唆を得ていることが明らかとなった。

2-9 学内予算における諸経費の増減傾向と充足度

公立大学の持続可能な運営と発展にあたっては、安定的な資金の確保と充足が必要となる。そこで、学内予算の諸経費について過年度からの増減傾向を3択（「増加」、「変わらない」、「減少」）で回答を得た結果が図2-11であり、また各経費について現状の充足度を1（不足）から5（十分）までの5段階評価で回答を得た結果が図2-12（数値は5段階評価の平均値）である。

まず、図2-12をみると、すべての経費で充足度は3を下回っており、不足感を感じているのが一般的となっている。各経費について図2-11の増減傾向とあわせて確認すると、「各教員の基盤的な教育費」（2.84）および同「研究費」（2.93）は他の経費に比べると比較的不足感が弱く、また増減は現状維持（78%台）の傾向を示している大学が多い。次に「学長等による裁量的経費」（2.67）も他の経費に比べると比較的不足感が弱い、減少させている大学の割合が大きくなっている

(26.7%)。それに対して、「全学的な施設の維持・保全費」(2.11)は他の経費に比べて不足感が強い
ため、増加させている大学が多い(44.7%)。「全学的な施設整備費」(2.42)も不足感が強めで、
増加傾向の大学の割合が大きい(34.0%)。このように「教育」や「研究」、あるいは学長のリーダー
シップによる経費などのソフト面については、比較的不足感が弱く、概ね現状維持となっているが、
施設等のハード面については不足感が強く、増加を図っている様子が確認できる。

図 2-11 学内予算における諸経費の増減傾向

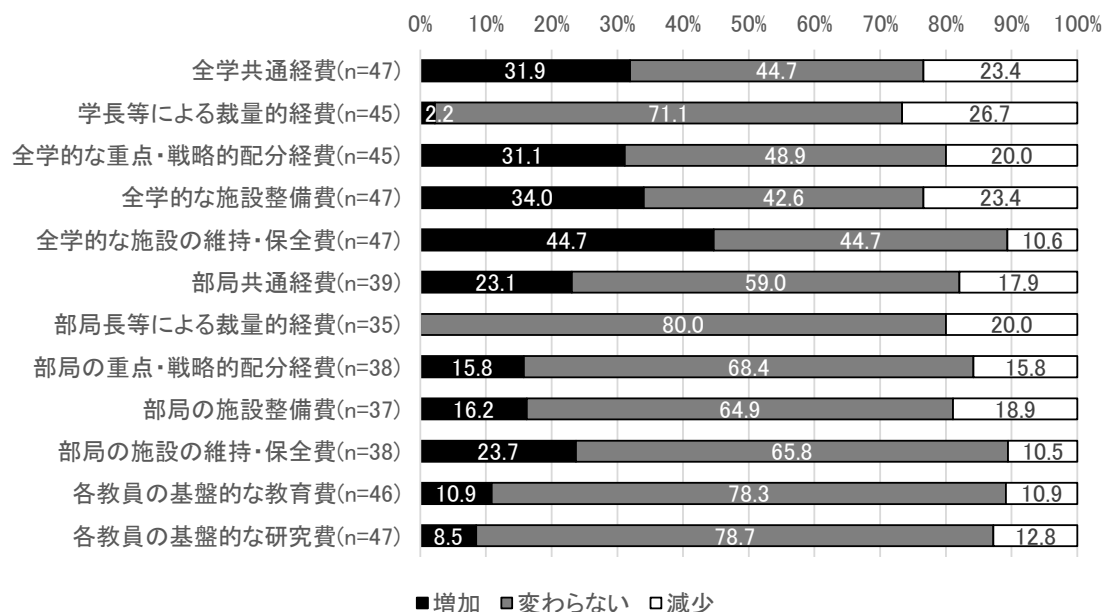
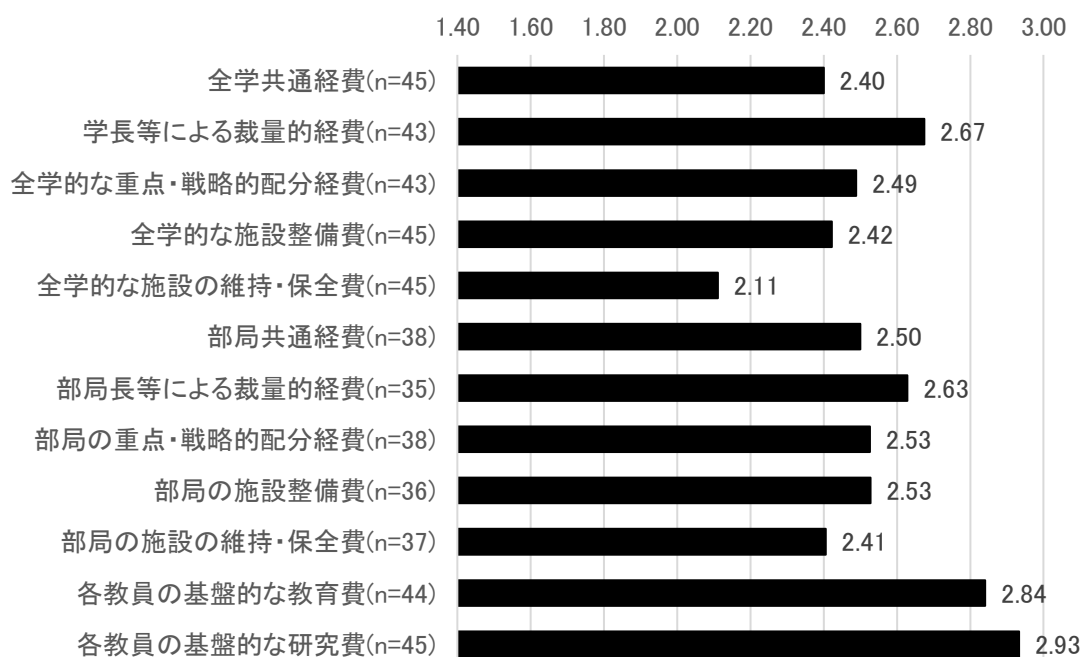


図 2-12 学内予算における諸経費の充足度



なお、この2つの設問の回答を大学類型別にクロス集計した結果からは次のような様相も確認できる。まず、「全学的な施設の維持・保全費」の増減傾向と充足度については、大学類型間で有意差は認められなかったが、以下のような特徴は確認できた。まず、医学部のない総合大学（n=12・充足度：1.50・「増加」傾向：58.3%）、医科・歯科・薬科系大学（n=4・充足度：2.00・「増加」傾向：50.0%）、保健・看護系大学（n=11・充足度：2.00・「増加」傾向：72.7%）の3つの大学類型は、不足感が強く、ハードへの投資を急いで増加させている様子がみられる。これに対して、文科系大学（n=8・充足度：2.86・「現状維持」傾向：87.5%）と大学院大学（n=2・充足度：3.50・「現状維持」傾向：100.0%）は充足度が相対的に高く、増加傾向がみられない。その他、「全学的な施設整備費」については、大学類型間で5%水準の有意差が認められ、特に医学部のない総合大学（n=12・充足度：1.58）の不足感の強さが顕著となっている。つまり、ハード面での財源の充足度と対応については、大学類型によりかなり差があり、医学部のない総合大学における充足度の低さが明らかとなった。

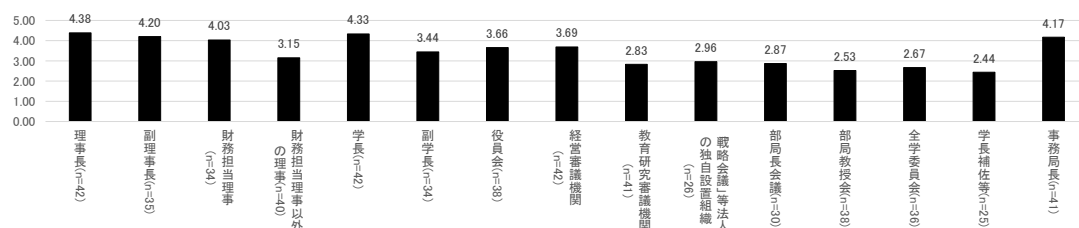
また、「全学的な重点・戦略的配分経費」の充足度については、大学類型間で5%水準の有意差があり、医学部のない総合大学（n=12・充足度：2.00）と芸術系大学（n=3・充足度：1.67）で特に不足感が強いことが確認された。つまり、医学部のない総合大学は、ハード面の財源（前出）および将来に向けた戦略的財源について課題を感じている。

さらに、諸経費の充足度については、設立団体の財政状態により左右されることが容易に予想できる。そこで、各経費の充足度（1～5）間で財政指標の平均値の差の検定を行ったところ、以下のようなことが確認できた。まず、「全学的な施設整備費」の5段階の充足度の間で、設立団体における実質公債費比率の平均値は5%水準で有意差があり、同比率が低い、つまり借入の返済負担が軽い団体に設立された大学ほどこの経費が充足していることが明らかとなっている。同様の傾向は、（統計的に有意な差はないが）将来負担比率でも確認できており、単年度の返済負担だけでなく抱えている借入残高の多寡とも相関している。その他、「部局共通経費」の5段階の充足度の間で、設立団体における経常収支比率¹¹の平均値は5%水準で有意差があり、同比率が低い、つまり設立団体の財政的な弾力性が高いほど、部局共通経費が充足されていることもわかった。つまり、一般財源が義務的経費等に拘束される割合が低く、余裕のある団体の設立した大学では、部局への配分経費にも余裕が出ていることになる。以上のように、設立団体の財政状態の良好さが学内予算における諸経費の充足度にも影響をおよぼしていることが明らかとなった。

2-10 学内予算編成における影響力

ここでは、学内の予算編成にあたって、学内の役職や組織の影響力がどの程度相対的に強いかにについて、1（影響力小）から5（影響力大）までの5段階評価で回答を得た結果について紹介する（図2-13・グラフ内の数値は5段階評価の平均値を示す）。

図2-13 学内予算編成における影響力の強さ



まず、理事長、副理事長、財務担当理事、学長といったトップマネジメントは4を超えており、影響力が大きく、予算の決定については、トップダウンの傾向が強いことがわかる。また、事務局長も4を超えており、予算編成では重要な役割を担っている。他方、学内の部局や学内会議・組織等の影響力は3を下回っており限定的となっている。

なお、事務局長の影響力については、大学類型別にクロス集計をした結果、大学類型間で5%水準の有意差が認められた。具体的には、医学部のない総合大学（n=12・影響力：4.58）と文科系大学（n=8・影響力：4.50）で特に影響力が強く、逆に理工系大学（n=6・影響力：3.67）、芸術系大学（n=3・影響力：3.67）、大学院大学（n=2・影響力：3.00）では弱くなっている。比較的専門性の高い単科大学では、学内における事務的な配分調整の重要度が低くなっていることが予想される。

2-11 学内予算における経費の重視度

ここでは、学内の予算編成にあたって、トレードオフとなる可能性のある2つの経費間で、現在および今後どちらを重視するかを確認した結果を紹介する（図2-14）。

図2-14 学内予算における経費の重視度

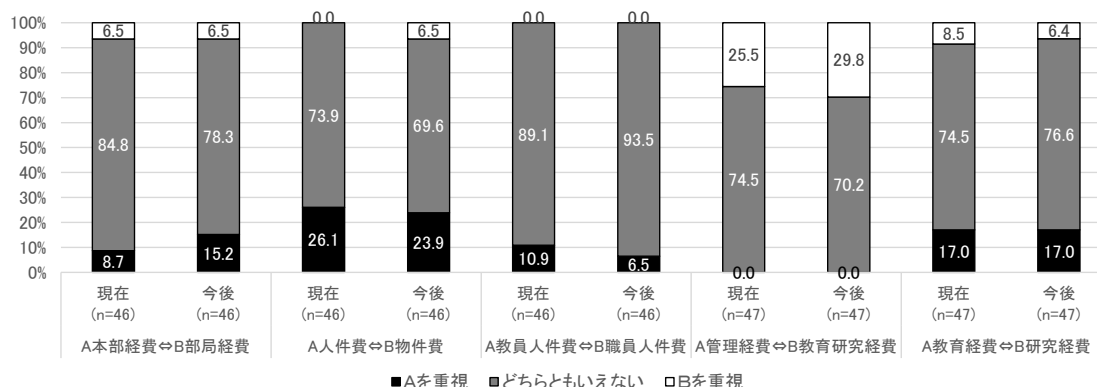


図2-14をみると、どの経費も現状と今後の方向性について、回答の大勢は中立的である。

まず、本部経費と部局経費のトレードオフについては、現状がやや本部経費重視となっており、今後はこの方向性が若干強まるとみられる。次に、人件費と物件費のトレードオフについては、現状は人件費重視であるが、インフレ等の影響もあり、今後は物件費を重視する方向性が若干みられる。教員人件費と職員人件費のトレードオフについては、現状は若干教員人件費重視であるが、今後は職員人件費との重視度の差が縮まる方向性がみられる。管理経費と教育研究経費のトレードオフについては、現状が教育研究経費重視であり、今後はその方向性が若干強まるようにみえる。最後に、教育経費と研究経費のトレードオフについては、現状が教育経費重視であり、今後は研究経費の重視度が下がる方向性がみられる。

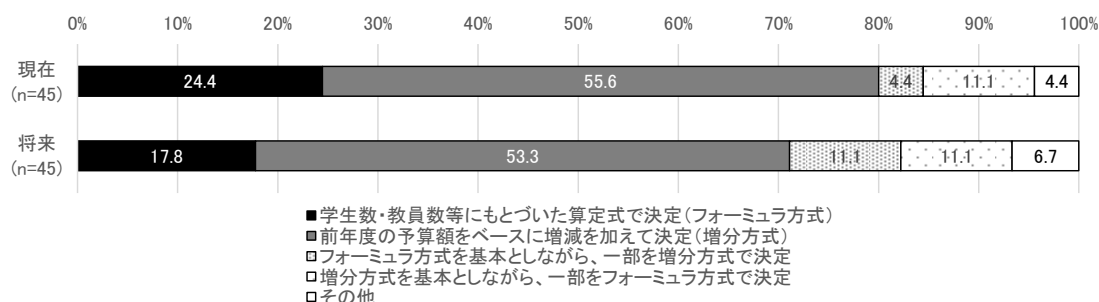
2-12 部局への予算配分方法

ここでは、公立大学における部局への予算配分方法について確認する（図2-15）。

調査時点（「現在」）での部局への予算配分方法については、「増分方式」が55.6%となっており、前年度の配分額をベースとして増減を加えている大学が過半数となっている。部局ごとの学生数や教員数をもとにした細かな資金需要を反映するような「フォーミュラ方式」をとっている大学は約4分の1ほどであり、「増分方式」の半分未満である。そして、今後の方向性としては、「フォーミュ

ラ方式」から「フォーミュラ方式を基本としながら、一部を増分方式で決定」への変更が示唆されている。

図 2-15 部局への予算配分方法



なお、部局予算の配分の際に研究業績（論文数等）や外部資金獲得額などの成果にもとづいて傾斜配分を行っているかどうかについても確認したが、調査時点（「現在」）で実施している大学は4大学（10.0%）となっており、ごく少数派である（n=40）。しかし、将来的には7大学（18.4%）に増える見込みとなっており、学内における競争的配分が若干普及する可能性を示している（n=38）。

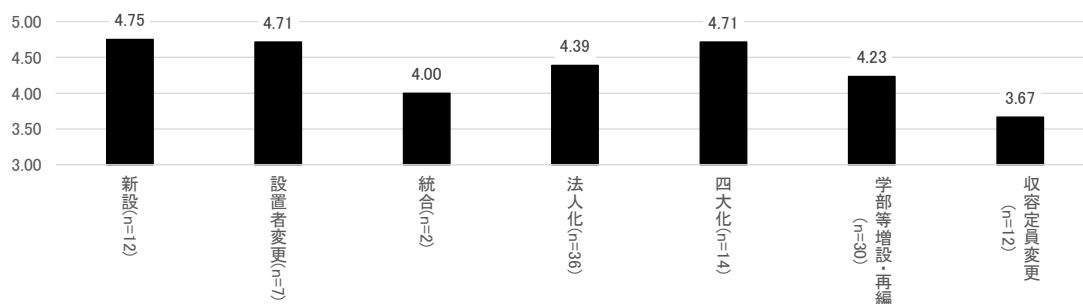
3. 「団体政策調査」の結果について

本節では、3つの調査のうち「団体政策調査」の結果を検討する¹⁾。

3-1 公立大学をめぐる大きな動きのインパクト

1995～2023年度における公立大学をめぐる大きな動きについて、設立団体におよぼしたインパクトの強さを1（小さい）から5（大きい）までの5段階評価で回答を得た結果について図 2-16 で紹介する（以下、数値は5段階評価の平均値）。

図 2-16 公立大学をめぐる大きな動きのインパクト



今回、設問の対象とした7つのイベントはどれも中間値の3を超える大きなインパクトを持つが、特に「大学の新設」（4.75）、「学校法人から公立大学法人への設置者変更」（4.71）、「短期大学の四年制大学への移行」（4.71）の3つが最大値の5に近い大き目のインパクトとして受け取られており、「公立大学法人化」（4.39）がそれにつづいている。逆に「収容定員の変更」（3.67）は、他のイベントと比較するとマイナーチェンジであり、設立団体にとってインパクトは小さめである。

なお、インパクトが最大となっている「大学の新設」について、その背景や契機を記述回答で確認してみると、内容は様々であるが、地域内の高齢化等を背景とした保健・医療・福祉系人材の確保や若年層の域外流出の防止などがあげられており、明確な政策目的が設定されている。

3-2 設立団体が重視する評価指標(主な政策目的)

設立団体からみて、大学設立の政策目的に照らして最も重視する評価指標²について「1位」から「3位」までの回答結果を図2-17～2-19に紹介する。

図2-17 設立団体が重視する評価指標1位 (n=46)

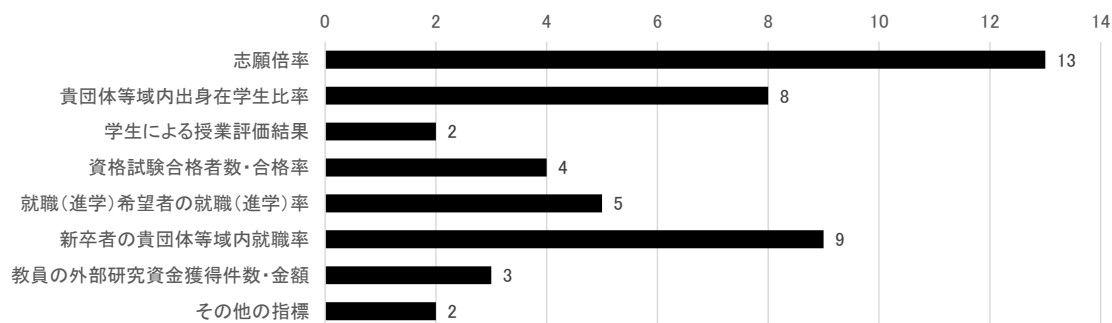


図2-18 設立団体が重視する評価指標2位 (n=45)

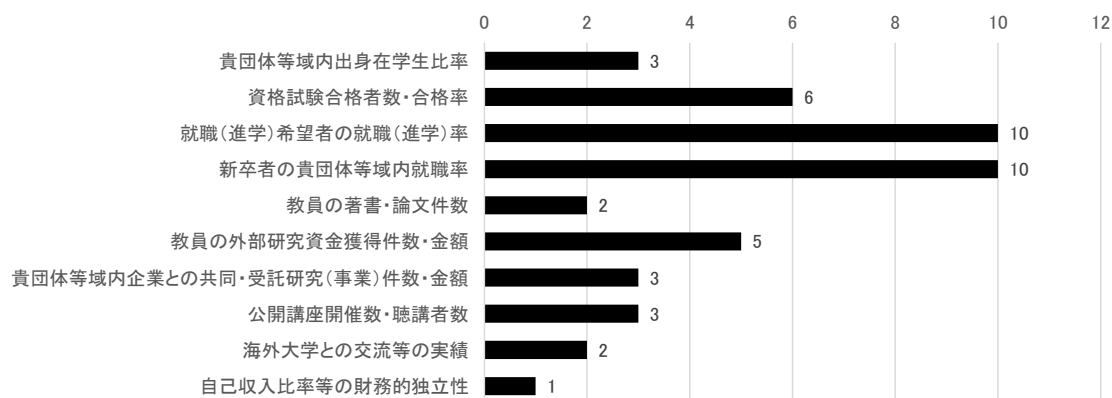
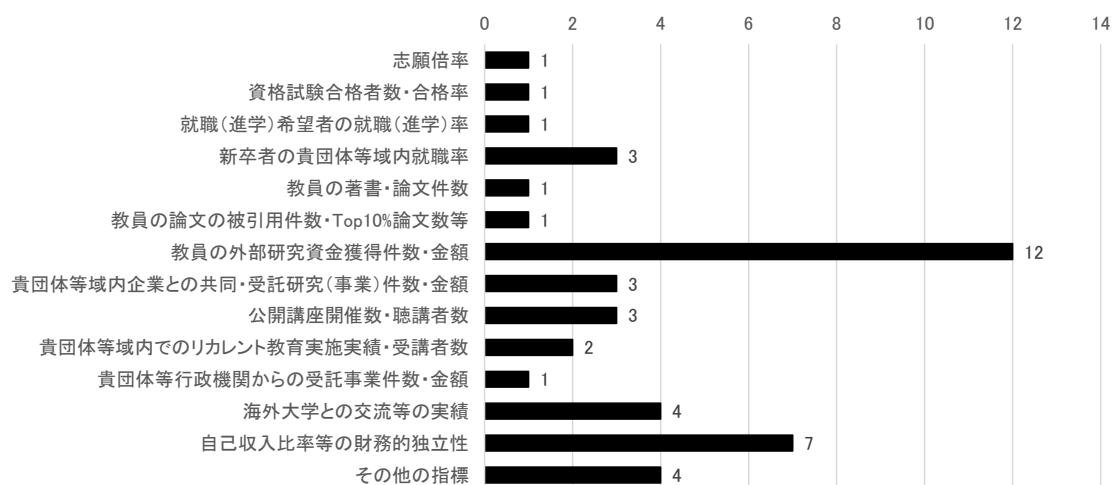


図2-19 設立団体が重視する評価指標3位 (n=44)



設立団体が「1位」にあげている評価指標は「志願倍率」(13件)が最多であり、「新卒者の設立団体等域内就職率」(9件)と「設立団体等域内出身在学生比率」(8件)がそれにつづく。「2位」は「就職(進学)希望者の就職(進学)率」と「新卒者の設立団体等域内就職率」の10件、「3位」は「教員の外部研究資金獲得件数・金額」(12件)と「自己収入比率等の財務的独立性」(7件)が多くなっている。この回答内容は、2-2項で確認した「大学調査」の回答とほぼ同期しており、設立団体の政策目的の着眼点は「入口→出口→学内」の順となっている。ただし、「大学調査」の結果と比較すると、域内の就職率をより重視している点で地域の労働力人口確保により大きな政策的な重点を置いており、また大学の財務的な独立性に着目している点にも特徴がある。

ただし、大学類型別にクロス集計した結果からは以下のようなことも確認できる。まず、2-2項でも触れたとおり、大学の回答と異なり、医科・歯科・薬科系大学(n=4)の設立団体で「資格試験合格者数・合格率」が2位に回り、「新卒者の設立団体等域内就職率」が1位の4分の3を占めている。医科・歯科・薬科系大学は、設立団体にとって、医師等の医療専門職の域内確保がより重要であり、資格試験の合格はその前提条件に過ぎないとみられる。なお、「志願倍率」を1位にあげている大学が多いのは、医学部のない総合大学(n=15)の33.3%、芸術系大学(n=2)の50.0%、文科学系大学(n=10)の40.0%となっている。また、理工系大学(n=6)は、「設立団体等域内出身在学生比率」を「1位」にあげている大学が半数を占めており、理工系大学の設立団体にとって、就学年齢層の域外流出防止が政策目的として優先している可能性がある。

なお、ここで検討している設立団体の「重視する評価指標」については、地域の生産年齢人口比率⁷との相関が確認されている。具体的には、「1位」にあげている指標について、生産年齢人口比率の平均値の差の検定を行ったところ、5%水準の有意差があり、以下のような傾向が確認できた。まず、「志願倍率」、「学生による授業評価結果」、「資格試験合格者数・合格率」を「1位」にしている設立団体は生産年齢人口比率が高く、地域の労働力確保という点から比較の有利な環境にある。逆に「設立団体等域内出身在学生比率」や「新卒者の設立団体等域内就職率」を「1位」にしている設立団体は、生産年齢人口比率が低いため、労働力人口の域外流出を食い止め、確保することを最優先の政策目的としている様子が伺える。

3-3 設立団体における公立大学業務担当職員の庁内配置状況

今回の調査では、設立団体内部(庁内)で公立大学に関する業務を担当する職員の体制について、「管理職」、「一般職」、「派遣職員等」に分けてフルタイム換算で回答を得ている(大学に出向等で派遣されている職員は含めないものとした)。その目的は、設立団体の庁内において、大学に関する庁内業務がどの程度の規模になっているのかを担当職員の人数で把握しようとしたものである。ただし、設問における回答の定義が徹底していなかったため、誤認識と思われる回答も含まれたため、あくまで参考値として以下に結果を紹介する。

まず、「管理職」(n=47)については、最頻値が1人(10件)となっており、最近10年間の配置の方向性(n=25)としては減少傾向(16件)となっている。また、「一般職」(n=51)については、最頻値が2人(13件)で配置の方向性(n=30)は減少傾向(20件)、「派遣職員等」(n=27)については、最頻値が0人(17件)で配置の方向性(n=11)は減少傾向(6件)である。よって、限定的な結果であるが、管理職1人＋一般職2人の体制が一般的で、担当人員数は抑制傾向とみられる。

3-4 設立団体からみた大学の意思決定における権限の強さと変化

ここでは大学運営にあたっての様々な権限について設立団体と大学でどちらの権限がどの程度相

対的に強いのかについて、1（設立団体の方が強い）から5（大学の方が強い）までの5段階評価で設立団体から得た回答を紹介する（数値は5段階評価の平均値であるため、設立団体からみて大学の権限がどれだけ強いと感じているかを示している）。

図 2-20 設立団体からみた大学の権限の強さ

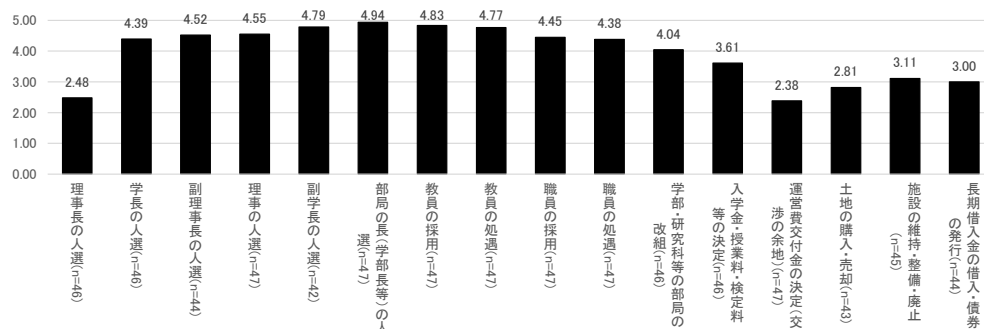


図 2-20 の内容は、2-6 項で確認した内容とほぼ同じである。「理事長の人選」を除いて、学内の人事・組織に関する意思決定は、ほぼ大学に委ねていると設立団体は考えている。「運営費交付金の決定（交渉の余地）」と「土地の購入・売却」についても、「理事長の人選」と同様に平均値が 3 を下回っており大学の権限は限定的である。さらに、「施設の維持・整備・廃止」と「長期借入金の借入・債券の発行」に関する大学の権限も人事や組織面に比較すると小さいことがわかる。

次に大学運営にあたっての様々な権限について、法人化後に設立団体と大学のどちらの権限が強まったかについて、1（設立団体の権限が強まった）から 3（大学の権限が強まった）までの 3 段階評価で設立団体から得た回答を紹介する（数値は 3 段階評価の平均値であるため、大学の権限がどれだけ強まったかを示している）。

図 2-21 設立団体からみた大学の権限の強さの変化

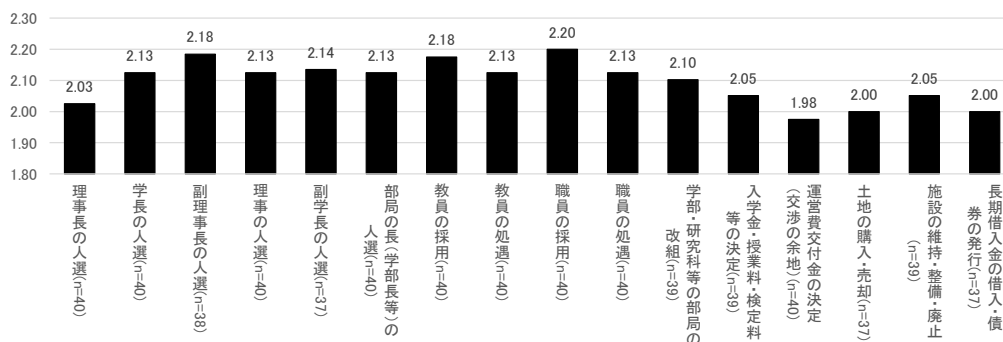


図 2-20 で大学の権限が強かった項目は、図 2-21 で 2（変わらない）を若干超えており、大学の権限がやや強くなる方向に変化してきたと設立団体は感じている。2 を切っている項目、つまり大学の権限が弱くなり、設立団体の権限が強くなったのは、「運営費交付金の決定（交渉の余地）」のみとなっている。2-6 項で確認したとおり、設立団体からみた大学の持つ権限については、法人化後、項目別に強弱のメリハリが明確になる方向に進んできたことがわかる。

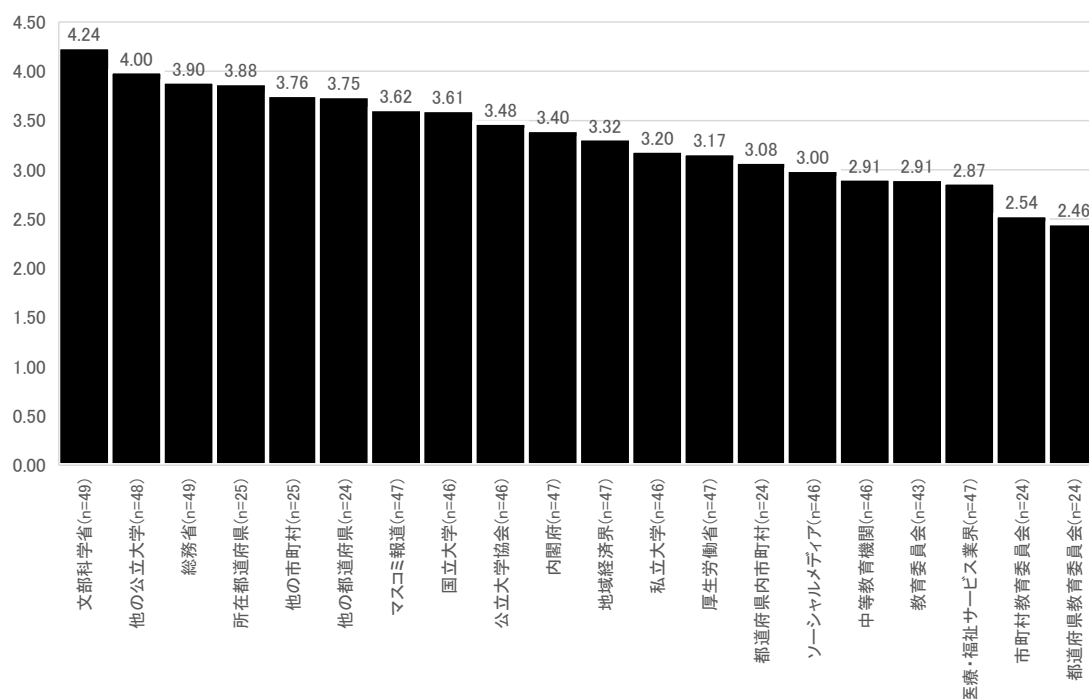
なお、設立団体からみた大学の権限の強さの変化については、統計的に有意ではないが、設立団体の種別により一定の差異が確認できた。具体的には、「理事の人選」について、都道府県 (n=22) の平均値は 2.23 となっており、他の設立団体種別よりも大学の権限が強くなっていると感じてい

る。逆に、同じ「理事の人選」について、事務組合等（n=4）の平均値は 1.75 であり、法人化後、設立団体の権限が強まる方向にシフトしている。

3-5 設立団体からみた重要なステークホルダー（外部組織等への注視度）

ここでは、設立団体が外部の組織等の動向について日常的にどの程度注視しているか、つまり設立団体からみた各ステークホルダーの重要度について、1（注視していない）から 5（注視している）までの 5 段階評価で回答を得た結果について図 2-22 で紹介する（以下、数値は 5 段階評価の平均値）。上位から確認すると、「1 位」は「文部科学省」の 4.24、「2 位」は「他の公立大学」の 4.00、「3 位」は「総務省」の 3.90、「4 位」は「設立団体の所在都道府県」（回答は市町村と組合のみ）の 3.88、「5 位」は「他の市町村」（回答は市町村と組合のみ）の 3.76 となっている。

図 2-22 設立団体からみた重要なステークホルダー



2-3 項での指摘と重なる点が多いが、図 2-21 から以下のようなことが確認できる。

まず、2-3 項で紹介した「大学調査」の回答大学の設立団体に絞った集計結果よりも「総務省」がワンランク上がっている。その理由について記述回答を確認してみると、地方独立行政法人法の改正や制度変更を常に慎重にウォッチする必要性が述べられている。また、「大学調査」の結果よりも「他の公立大学」「所在都道府県」「他の市町村」「他の都道府県」といった、他団体やその設立大学との比較を気にしている様子がみられる。特に「他の公立大学」については、制度改正への対応や諸制度の利用状況、先行事例などに注目していることが記述回答からわかった。

なお、「大学調査」で「文部科学省」に次いで 2 番目に注視されていた「公立大学協会」は 9 位となっており、設立団体にとっては、大学よりも少々縁遠い存在のようにみられる。

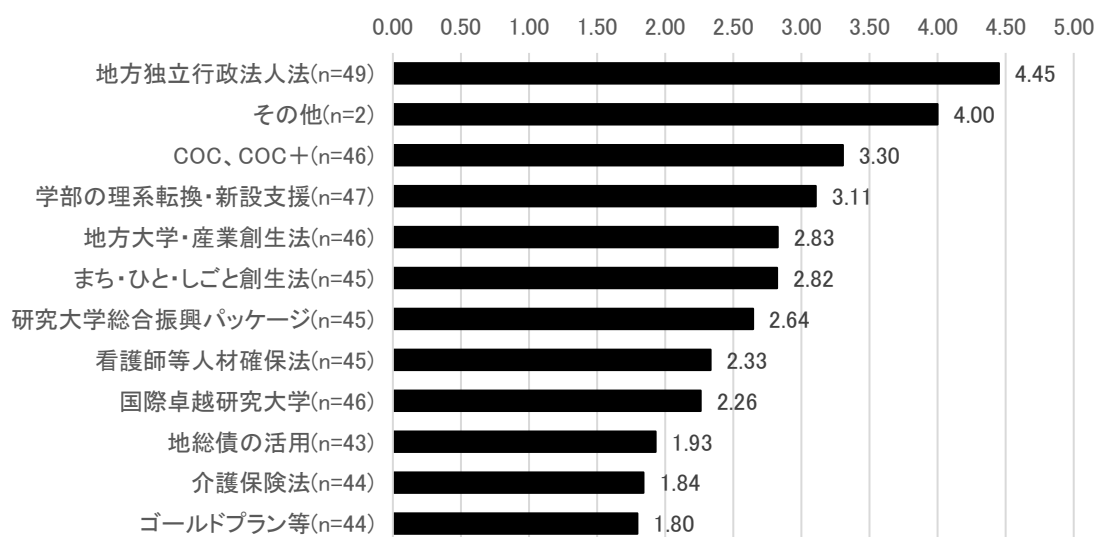
次に、この設問の回答を設立団体の種別とクロス集計した結果からは次のような様相も確認できる。まず、設立団体全体でみると大学よりも縁遠かった「公立大学協会」については、5%水準で有意差を確認することができ、特に組合等（n=4）は 4.00 となっており、他の団体種別よりも注視度

が高くなっている。また、統計的に有意ではないが、政令市（ $n=5 \cdot 3.80$ ）や市（ $n=15 \cdot 3.73$ ）といった基礎自治体は、都道府県（ $n=23 \cdot 2.96$ ）や組合（ $n=4 \cdot 3.25$ ）よりも「地域経済界」を注視している。その他、これも統計的に有意ではないが、市（ $n=15$ ）は他の設立団体種別よりも、「マスコミ報道」（3.93）や「ソーシャルメディア」（3.40）を注視していることも明らかとなった。

最後に、この設問の回答を団体が設立した大学の類型とクロス集計した結果から、以下のようなことも確認できた。まず、「厚生労働省」については、5%水準で有意差が確認でき、当然のことながら保健・看護系大学（ $n=9$ ）が4.11で群を抜いて注視している。しかし、医科・歯科・薬科大学（ $n=4$ ）は3.25とむしろ中立的な注視度となっている。次に、「私立大学」については、1%水準で有意差が確認でき、医学部のない総合大学（ $n=15$ ）が3.73、文科系大学（ $n=11$ ）が3.55で他の大学類型の設立団体よりも注視度が高くなっている。この2つの類型の大学の設立団体は、地域内での私立大学との競争あるいは協力について敏感といえるかもしれない。

3-6 設立した大学に対する国の政策・法令等の影響度

図 2-23 設立した大学に対する国の政策・法令等の影響度



ここでは、国の政策・法令等について、設立した大学にどの程度影響をおよぼしたか、あるいは影響すると見込まれるかについて、1（影響度小）から5（影響度大）までの5段階評価で回答を得た結果（図 2-23）について紹介する（以下、数値は5段階評価の平均値）。様々な回答が混在する「その他」を除いて上位から確認すると、「1位」は「地方独立行政法人法」の4.45、2位は「COC・COC+」の3.30、「3位」は「学部等の理系転換・新設支援」⁶の3.11となっている。「地方独立行政法人法」が他を引き離して活用度が高くなっており、設立団体では、個別大学の方針に関わる政策・法令等よりも、制度の枠組みに目配りしており、重要なステークホルダーで「総務省」が上位となっていた状況と同期している。また、研究活動の振興策よりも地域貢献や教育活動の振興にあたり国の政策・法令等を活用しようとしている姿勢もみられる。さらに、比較的新しい政策・法令等に対してより目を向けている点は、2-4項ですでに確認した傾向と同じである。

なお、この設問の回答を設立団体の種別とクロス集計した結果からは次のような様相も確認できる。まず、「地方独立行政法人法」については、1%水準で有意差が確認できており、都道府県（ $n=25 \cdot$

4.60)、政令市 (n=5・4.40)、市 (n=15・4.60) が大きな影響度を認識しているのに対して、組合等 (n=4) が3.00 という中立的なスコアとなっており、その差が著しい。また、「学部・理系転換・新設支援」については、5%水準の有意差があり、都道府県 (n=22・2.77) と組合等 (n=4・2.50) が3を切るような影響度しか認識していないのに対し、政令市 (n=5・3.20) や市 (n=16・3.69) といった基礎自治体で相対的に大きな影響度を感じている。

その他、この設問の回答を団体が設立した大学の類型とクロス集計した結果から、「COC・COC+」については、統計的な有意差はないが、医学部のない総合大学の設立団体 (n=14) が4.14 と影響度を大きく認識している。逆に医科・歯科・薬科系大学の設立団体 (n=4・2.25)、理工系大学の設立団体 (n=6・2.50)、芸術系大学の設立団体 (n=2・2.00) は、中立的な3を下回っている。つまり、2-4項ですでに確認したように、「COC・COC+」のような地域連携型のスキームについては、学術的な間口の広い総合大学に比較して、特定の専門領域に特化した大学では影響度が限定的となる可能性を示唆している。

3-7 年度評価または中期目標期間終了時評価が政策に影響を与えた事例

本調査では、法人化後、2022年度までに地方独立行政法人法にもとづく年度評価¹⁰および中期目標期間終了時評価の指摘事項が設立団体の公立大学政策に影響を与えた事例について、記述回答をいただいている。内容的にあまり共通する事項はなく、概略として表2-1のような指摘に対して政策的な対応を行っている。

表2-1 年度評価または中期目標期間終了時評価が政策に影響を与えた事例

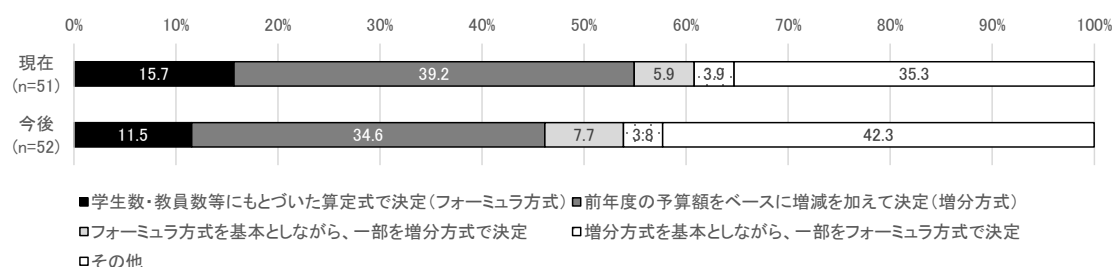
- 適切な数値目標の設定 - 競争的資金等の自己収入の確保 - 改組・リストラの実施 - 入学定員・選抜制度の見直し	- 就職支援体制の強化と域内就職率の向上 - 大学院の定員充足率の改善 - 国際交流活動の活性化とグローバル人材の育成 - 他大学との連携および高大連携
---	---

4. 「団体財政調査」の結果について

本節では、3つの調査のうち「団体財政調査」の結果を検討する。

4-1 設立団体から大学への財政負担額決定方法

図2-24 大学への経常的な財政負担額（運営費交付金等）の決定方法



公立大学は、学生（家計）からの授業料・入学金・検定料とともに、設立団体から税財源をもとにした財政負担を収入し、運営されている。そして、約9割の大学が法人化されている現在では、運営費交付金という形で経常的な経費に充当する主要財源が設立団体から措置されている。ここでは、運営費交付金を中心とした、設立団体の財政負担額がどのように決定されているかについて、調査

した結果を紹介する。

集計結果（図 2-24）をみると、調査時点（「現在」）では前年度の予算額をベースとした「増分方式」が最も多く（39.2%）、「その他」がほぼ同じ割合（35.3%）を占めている。学生数や教員数にもとづく「フォーミュラ方式」は15.7%と少数派である。ここで気をつけるべきは、大きな割合を占めている「その他」の回答内容であり、表 2-2 のように細かな設計が異なっている。

表 2-2 大学への経常的な財政負担額（運営費交付金等）の決定方法「その他」の内容

- ✓ 人件費＋教育研究経費・一般管理費－自己収入＋附属病院経費
- ✓ 中期目標期間の初年度に算定した額で固定。一部経費については毎年度所要額を概算。
- ✓ 本団体において試算している地方交付税普通交付税基準財政需要額を上限として、公立大学法人における収支計画の支出と運営費交付金以外の自己収入の差について本団体から法人に対して運営費交付金として交付している
- ✓ 標準的支出－標準的収入＋退職金＋平準化した大規模修繕費＋特別交付金＋同一労働同一賃金への対応
- ✓ 中期目標・中期計画の策定に併せて、当該期間中の必要な予算を試算しており、当該試算額をベースにして、各年度の状況（団体の給与改定等を踏まえた人件費の増減、光熱費高騰への対応など）を加味した額を交付【標準運営費交付金】。これに加えて、特定の期間に限定される事業や年度で所要額が変動する事業に充てる経費（退職金、システム整備など）を交付【特定運営費交付金】。
- ✓ 人件費＋物件費－自己収入 ※人件費：所要額の積み上げ。 ※物件費：平成 28 年度から令和 2 年度の 5 か年度実績平均をベースに算定。 ※自己収入：平成 28 年度から令和 2 年度の 5 か年度実績平均をベースに算定。（令和 5 年度以降は対前年比 1%増加）
- ✓ 予算要求をもとに個別調整。
- ✓ 中期目標期間 6 年間を一括で査定し、以降はそれをベースに各年度の差分を算定。
- ✓ 学生数等にもとづいた算定式で決定。
- ✓ 法人の全体収支予算上不足となる額全額を運営費交付金として交付。
- ✓ 基準財政需要額をベースに算定。
- ✓ 当年度の基準財政需要額算定に係る学生 1 人あたりの単価×当年度 5 月 1 日の在学学生数を上限に決定。
- ✓ 運営費交付金＝〔法人運営経費（人件費＋物件費＋退職手当＋施設整備費）－収入見込額 ※人件費、退職手当、施設整備費は所要額を毎年積算、物件費は、令和 5 年度当初に積算した額をベースに固定。
- ✓ 標準支出－標準収入＋施設・機器整備費
- ✓ 3 年ごとに運営費交付金算定ルールを設定している。区分ごとに過去の実績等を勘定し算定するほか、必要額を措置している。
- ✓ 標準額＋インセンティブ（ポイント制） 標準額：中期目標期間（6 年間）の概算額の 1 年分。ポイント制：標準額の－5.5%～＋9.5%を評価項目達成度合に応じて付与。
- ✓ 運営交付金＝広域振興負担金－大学施設整備基金－大学対応経費

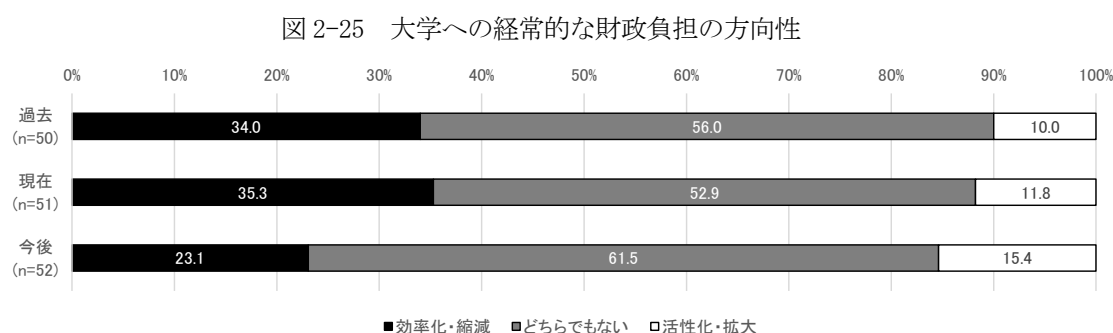
概して、以下のような方式を複数の設立団体が採用していることがわかる：1) 年間の人件費＋物件費から自己収入を差し引いて決定する方式（普通地方交付税の算定方式と似たような「収支差額補てん方式」の考え方）、2) 普通地方交付税の算定に使用される基準財政需要額を参考に決定する方式。地方交付税の算定方式を何らかの形で参考にした方法を考案している様子がうかがえる。そして、今後の方向性については、「フォーミュラ方式を基本としながら、一部を増分方式で決定」と「その他」の方式を検討中の団体が増えており、特に「その他」は 42.3%と最多の回答となっている。

なお、調査時点（「現在」）の財政負担額決定方法と設立団体種別のクロス集計では、有意差は認められなかったが、政令市（n=6）と一部事務組合等（n=4）では「フォーミュラ方式」を採用してい

る団体はなく、「その他」が支配的で、今後も基本的に変更しない方針であることが確認できた。また、都道府県（n=23）と市（n=18）は、「増分主義」が最多となっているが、「フォーミュラ方式」と「その他」も一定程度採用されている。

4-2 大学への経常的な財政負担の方向性

次に、設立団体の公立大学に対する経常的な財政負担が「効率化・縮減」の方向性か、「活性化・拡大」の方向性かについて、「過去」、「現在」（調査時点）、「今後」の3時点について確認した設問の集計結果が図2-25である。



まず、「過去」および「現在」の方向性については、「効率化・縮減」>「活性化・拡大」となっており、大学に対して行財政改革の圧力がかかっていたことが確認できる。しかし、「今後」の方向性については、「効率化・縮減」が10%超減少し、「活性化・拡大」が増加する見込みで、大学の経常費について必要額を拡充していく方針がみえている。

なお、この設問について設立団体種別とのクロス集計では、有意差は認められなかったが、都道府県（n=24）については、「過去」（41.7%）と「現在」（45.8%）で「効率化・縮減」の姿勢を持つ団体が多かったが、「今後」については29.2%に減少し「活性化・拡大」が増加している。つまり、これまでは、行財政改革の姿勢が強かったが、今後はそうした姿勢が後退し、大学の経常的な経費を維持・拡充することにより、活性化を図ろうとする方向性がみられる。逆に政令市（n=6）と市（n=17）については、「過去」に「活性化・拡大」の姿勢を持つ団体の割合が他の団体種別よりも多かった（政令市：16.7%・市：23.5%）が、「現在」および「将来」については、「どちらでもない」という現状維持の方向に向かうことが示されている。

5. まとめ

本章を締めくくるにあたり、以上で確認した内容を改めてまとめる。

まず、重視している評価指標にもとづく「主要な政策目的」について、公立大学は教育の入口で地域からしっかりと若者を集め、出口で地域に帰していくことを重視しており、設立団体の姿勢もほぼ同様である。特に設立団体は、入口における若者の域外流出防止や出口における医療専門職の確保などを政策的に重視している。さらに、地域の進学希望者受入キャパシティ、地元大学進学率、生産年齢人口比率などの地域条件が政策目的に影響を与えていることがわかった。

重要なステークホルダーについては、大学と設立団体では若干の違いがある。文部科学省や他の公立大学を注視している点は共通しているが、大学は公立大学協会（情報提供）や中等教育機関（高大接続）を、設立団体は総務省（制度の動向）、所在都道府県や他の市町村（他団体の動向）を注視している。

国の政策・法令等の活用度・影響度については、大学とその設立団体の両方とも「COC・COC+」と「学部の理系転換・新設支援」が1位、2位となっている（ただし、「団体政策調査」の全回答の集計については選択肢が異なるため、1位は「地方独立行政法人法」となっている）。ただし、大学類型や設立団体の団体種別により差があることに注意が必要である。

大学による意思決定権限の強さについては、理事長の人選以外の人事・組織面の権限は大学にゆだねられており、設立団体は大学自身よりも大学の権限を強く感じている。しかし、理事長の人選、運営費交付金の配分や施設・設備投資、借入などに関する大学の権限は弱い。

経費の増減傾向と充足度については、施設関係経費の不足が問題となっており、増額が図られていることがわかった。学長裁量経費と教員の基盤的な教育・研究経費については、相対的に不足感が弱く、現状維持となっている。

大学への財政負担額決定方法（運営費交付金等の決定方法）については、前年度予算額をベースとした増分方式が一般的だが、普通地方交付税算定に使用される基準財政需要額を参考にした方式や所要額から自己財源を差し引いた不足額を補填する方式等も少なくない。

また、大学への経常的な財政負担の方向性については、将来的に「効率化・縮減」から現状維持もしくは「活性化・拡大」に移行する方向性がみえている。しかし、大学類型や設立団体の団体種別により方向性に違いがみられるため注意が必要である。

なお、公立大学法人については、学長と理事長が同一である法人と異なる法人があり、その違いが様々な意思決定の側面で影響する可能性がある。今回の「大学調査」では、学長と理事長の異同およびその理由について確認する設問を入れているが、別章にてその結果に触れている。

<原典について>

本章は、水田（2025）をベースに加筆したものである。

<参考文献>

旺文社「2023年度 都道府県別 大学・短大進学状況」.

(https://eic.obunsha.co.jp/educational_info/2024/0119/) <2024年3月22日アクセス>。

公立大学協会公立大学のあり方検討会 2000, 『分権時代の公立大学』.

公立大学協会 202, 『公立大学 2024』.

総務省統計局「社会生活統計指標—都道府県の指標—2024」

([https://www.e-stat.go.jp/stat-](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200502&tstat=000001213101&cycle=0&tclass1=000001213102&cycle_facet=cycle&tclass2val=0&metadata=1&data=1)

[search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200502&tstat=000001213101&cycle=0&tclass1=000001213102&cycle_facet=cycle&tclass2val=0&metadata=1&data=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200502&tstat=000001213101&cycle=0&tclass1=000001213102&cycle_facet=cycle&tclass2val=0&metadata=1&data=1)) <2024年3月22日アクセス>。

高橋寛人 2009, 『20世紀日本の公立大学』日本図書センター.

中田晃 2020, 『可能性としての公立大学政策』学校経営研究会.

水田健輔 2016, 「公立大学に対する公財政負担」『IDE 現代の高等教育』, 580, pp. 43-47.

水田健輔 2025, 「公立大学とその設立団体における現状と課題—2023年度質問紙調査結果の考察—」『大学論集』, 58, 本章執筆時点でページ未定（総ページ数15ページ）。 ※掲載決定

渡部芳栄 2012, 「公立大学・公立大学法人の財政・財務分析」『高等教育研究』, 15, pp. 71-92.

<注>

¹ 第2節で「大学調査」の集計結果と比較している「団体政策調査」の集計結果は、「大学調査」に回答した大学の設立団体のみを対象としている。第3節では、「大学調査」に回答していない大学の設立団体を含めた「団体政策調査」への全回答を対象としている。

² この設問の「評価指標」は、大学の設立目的に照らした現状や成果を確認する上で重視している一般的な指標であり、公立大学法人評価で使用されている狭義の「評価指標」ではない。

³ (2022年5月1日現在の都道府県内大学生数 $\times 1/4$) $\div$ 2021年度大学進学希望者数(都道府県内新規高等学校卒業生) ※使用データ：総務省統計局「社会生活統計指標—都道府県の指標—2024」のうち「E 教育」(元データは文部科学省「学校基本調査(確定値)」)。

⁴ 都道府県内高等学校から同都道府県内大学への進学者数 $\div$ 都道府県内高等学校からの大学進学者総数(2023年4月入学者) ※使用データ：旺文社「2023年度 都道府県別 大学・短大進学状況」のうち「Part.2 全国共通データ」(元データは文部科学省「学校基本調査(確定値)」)。

⁵ 5段階評価で「5」を回答している場合には、理由について記述を求めている。

⁶ 正式名称は「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」。

⁷ 大学の所在都道府県の15～64歳人口比率(2022年10月1日現在)。

⁸ 団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表した比率。

⁹ 団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表した比率。

¹⁰ 地方独立行政法人法第29条において、年度評価の結果について「業務運営の改善に適切に反映させる」ことを法人に求めており、中期目標期間終了時評価の結果についても次期中期目標期間に向けて同様のことが暗黙に求められていることを念頭において設問を設定している。なお、2024年度の同法の改正により、年度計画と年度評価は廃止されている。

¹¹ 団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

分析・各論

第3章 公立大学意思決定におけるステークホルダーの影響

山本清（東京大学）

1. はじめに

高等教育機関の特性として教育研究活動の自発性・自律性があげられるが、同時にその特性を保障するための安定的な資源をいかに調達するか、社会との関係性をどのように構築していくかが高等教育の拡大と公財政支援の拡充限界から大きな課題になっている。この課題への大学改革への処方箋として1980年代から唱えられ今なお影響力があるのが新公共管理(new public management; NPM)である。NPMは公的大学を企業経営的に管理運営しようとする考え方である(Amaral et al., 2003)。具体的には大学に法人格などを付与することで独立性を高め、戦略的な計画の下、経営の自律性を大学側に認め、政府から外形的な基準と成果による資源配分を行い、成果に関するアカウンタビリティを強化するものである。この理論的背景には本人(プリンシパル=P)代理人(エージェント=A)理論があり、本人の効用を最大化するために代理人との契約(成果と報酬及びモニタリング)をどのように設計し運用するかを検討する。株主と経営層、政治家と官僚などの関係がPAの例とされ、本件では大学がA、政府がPになる。もちろん、実態は企業経営的な原理だけで運営されるわけではなく、学術の専門職、政府の官僚制あるいは市場原理が組み合わさった制度論理がハイブリッドとして適用されている(Upton and Warshaw, 2017; Grossi et al., 2020)。

NPMと異なる考え方で近年企業経営や私立大学の経営原理として主張されているのがステークホルダー理論及びステークホルダー・エンゲージメント理論である。ここでは、特定の者の代理人と経営主体をみるのではなく、経営主体と利害関係を有する主体(ステークホルダー)との主体的な相互作用を通じて経営主体の解決能力を高め成果の向上を図ろうとする。経営主体の単独行動や本人に当たる者との垂直的な関係では問題が解決しないあるいは成果向上に限界があるという背景もあるが、利害関係者を含めた協働による経営改善を目指す動きである。企業では「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility; CSR)の一環とみることもできるが、気候変動のような地球環境問題に取り組むには持続可能性報告や環境報告において企業の下流部や上流部における環境負荷(温室効果ガス排出)を含めて考慮しないと社会的責任を果たすことはできないことによる。もちろん、これらの動きは米国の主要企業の経営者団体であるビジネス・ラウンドテーブル(BRT)が2019年8月に「株主資本主義」に替えて「ステークホルダー資本主義」¹を提唱したことにより急速に広まったものである。

大学経営やガバナンスにおいては、大学の自発的な活動特性からPA的な管理よりは大学関係者にアピールしやすい。加えて、大学の社会的貢献及び政府や学生といった伝統的な財源拠出先からの多様な関係者から資源を得ることで活動総量を増加させようとする意図もある。したがって、主たる拠出者、すなわちPA理論でいえば大学にとっての本人(P)との関係以外の利害関係者との協働相互作用で大学を経営しようとする考え方がステークホルダー・エンゲージメントとして近年興隆している(米澤, 2022)。もちろん、ステークホルダー資本主義にも装飾的な動きにすぎないとか株主利益を害するといった批判があり、エンゲージメント理論もKujala et al. (2022)によると「悪い部分」もみえるとする。

そこで、設置自治体以外に国や地元関係者などの多数の利害関係者が存在し、設置目的にも高等教

¹ 岸田政権での「新しい資本主義」もこのステークホルダー資本主義の影響を受けている。

育機会の提供以外に地域振興・産業政策や若者対策を含む公立大学を例にして、ステークホルダー理論を適用して政策転換の検証を試みることにする。併せてステークホルダー・エンゲージメントが大学経営で作用しているか機能するかについても検討する。本章では公立大学の政策転換をステークホルダーとの関係の大きな変化とみなしている。なお、大学組織内部のステークホルダーの関係も変化の対象である。

2. 文献レビューと理論的仮説

2-1 文献レビュー

ステークホルダー理論はFreeman(1984)が戦略経営に関連して提唱した考え方であり、経営主体(組織)を取り巻くステークホルダーの様々な利害につき優先順位をつけて全体のバランスを図るよう管理するものである。ここでステークホルダー(利害関係者)とは組織の活動に影響を与え、又は活動によって影響を受ける個人又は集団をさす。企業でいえば株主、顧客、地域社会、債権者、仕入れなどの取引先などが該当する。株主は企業が利益をあげたり成長したりする場合に配当や株価の上昇の利益を望み、顧客は質の高い商品・サービスを適切な価格(通常は安価)で提供されることを期待し、地域社会は地元雇用増や地域経済の活性化に利益を見出すが、これらは利益の点で需要が高い商品ならば株主は高い価格、反対に顧客は低い価格というように利害関係者間で対立することもある。そのため、ステークホルダー間でバランスをとった意思決定をすることで企業の存続と成長を図ることになる。

ただし、組織の戦略的な意思決定に際し、外部のステークホルダーの利害を考慮することは当然であるが、内部のステークホルダー関係も重要である。トップのリーダーシップだけで戦略計画などを決定しても管理職や一般従業員が関与しないと計画の意義の理解や共感を得られない可能性がある。組織の部門間で利害が異なることもあり、組織改革では戦略目標達成に向けた利害調整が必要である。

高等教育機関である大学においては、大学の自律的な活動とその財源をどこに求めるかにつき議論があり、パートン・クラーク(Clark, 1983:143)は国家権力、大学寡頭制及び市場のトライアングルで高等教育システムの利害調整がされる社会学的アプローチを提唱した。これも高等教育システムを主体とみなせばステークホルダー理論から解釈することもできる。国家からは財政措置・支援を、市場からは授業料等を調達し、教授職による自主的な活動を確保するかが伝統的な大学モデルであったが、社会的存在が重要視されるようになって地域社会や国際社会も関係者となった²。わが国でも2006年の教育基本法の改正で社会貢献が教育、研究に並ぶ目的として規定された。その意味で大学の経営やガバナンスの分析においてステークホルダー理論は利用しやすいといえる。大学経営への初期の応用としてBenneworth and Jongbloed (2010)は、人文科学研究への支持が自然科学研究に比して低いのは人文科学研究の利害関係者が大学にとって重要なステークホルダーになっていないからという説明を行い、ステークホルダーからの支持・影響の効果を明らかにしている。また、Kettunen (2015)はフィンランドの大学経営にバランストスコアカードという業務プロセスの改善、学習、顧客満足及び財務という4つの因果関係の観点から業務を分析する手法を適用するに際し、4つの観点にかかるステークホルダーを特定し区分する地図(map)を作成している。一方、Turan et al. (2016)は大学の戦略経営においてステークホルダーの優先順位付けを行う必要を述べ、具体的にトルコの私立大学を事例にAHP(階層分析法)という手法を用いて優先順位をつけている。そして、Langrafe et

² 米国では公共サービス(public service)、英国では第三の使命(third mission)と称されている。

al. (2020)はブラジルの大学における戦略経営を事例に、ステークホルダーとの情報共有、相互信頼、意思決定過程への参加、利害関係の連絡調整が組織価値を高めることを示している。他方、Chan (2021)は外部のステークホルダーでなく内部のステークホルダーに着目し、学内における経営トップの戦略に対する利害関係者を区分し、非支持者に対しては防衛戦略が効果的なことを述べている。いずれの研究も個別事例や説明モデルとしての使用にとどまっており、ステークホルダーとの関係のダイナミズムや利害調整のメカニズムに踏み込んだものではない。

ステークホルダー理論は、企業の経営学や組織論では、Freeman の優先順位付けや利害調整をどうするかを超えて価値創造を図るステークホルダー・エンゲージメントとして発展をとげてきた。Friedman and Miles (2006)はステークホルダーとの関係の発展段階モデルを提案し、Freeman et al. (2018)の戦略経営（経営主体側）とCSR（経営主体を取り巻く関係者への責任）を統合した価値創出理論の基盤となった。ここでは経営主体はステークホルダーに最大の価値を創出することが行動原理となる。Mitchell and Lee (2019)はこの価値創出過程をステークホルダーの①認知、②特定、③理解、④優先順位付け、⑤エンゲージメントと区分し、エンゲージメントを最終段階とする。エンゲージメントは双方向的で対話戦略、情報開示、コンサルティング、参加、交渉とパートナーシップの流れからなる。社会的責任の一環としてステークホルダー・エンゲージメントは国際規格 ISO26000 においても盛り込まれ「自らの決定に関し、情報に基づいた根拠を提供することによって、その組織の社会的責任の取組みを助ける」（日本規格協会, 2011）とされている。

これは、公共政策・経営における熟議による決定や討議・熟議民主主義(Dryzek, 2000)あるいはパブリックガバナンス(Osborne, 2010)の協働の概念に通じるものである。もっとも官民ともエンゲージメントや熟議は理念的に賛同されるものの実践化や理論的整合性に関する実証研究は乏しい状況にある。

2-2 理論的枠組みと仮説

公立大学は設置者が自治体又は一部事務組合などの公的組織である大学である。2004 年度から地方独立行政法人制度により生まれた公立大学法人が設置した大学も上記の概念に含まれる。その財源の多くを運営費交付金として設置者からの財政支援に依存しており、理事長あるいは併任の学長の任命は自治体の首長等が担う。このため設置自治体が最大の外部ステークホルダーになる。しかしながら、地方交付税不交付団体を除き自治体は公立大学の運営に係る財源として国(総務省)から地方交付税が措置され、それが運営費交付金の主要財源になっている。また、設置審査や認証評価等を通じて文部科学省などの高等教育政策が高等教育機関として他の国立大学や私立大学と共通して適用される。医歯薬看護学部や獣医学部については厚労省や農水省の政策との調整も必要であり、科学技術政策の一環としての学術研究として内閣府の総合科学技術・イノベーション会議などからも予算や組織に関して影響を受ける。東北大学が認定第1号になった大学ファンドによる国際卓越研究大学はその例である。このため、国(総務省、厚生労働省、内閣府など)も主要なステークホルダーを構成する。また、同じ公立大学間の情報交換や国との交渉窓口として公立大学協会に加盟するほか、自治体内の他の大学や受験生を擁する高等学校などもステークホルダーに含まれる。

設置者側及び大学側の政策転換においては、ステークホルダー理論の説くようにPA 関係(基本的にP と A の契約)ではなく相互に影響を受けると考えられる。その象徴例は地方の私立大学の公立大学化(法人化)であろう。経営が厳しくなった私立大学が所在自治体に働きかけ、自治体側も地方振興や若者対策になること及び交付税による地元負担が避けられるという相互にとって利点となるため、公

立大学に移行するものが近年増加している³。ここでは、私学が代理人、自治体が本人というよりは、私学が主体となり自治体が主要なステークホルダーであるとみなすのが自然である。両者が働きかけと協議で移行が進行するからである。大学の設置形態やガバナンス及び運営方法の変更を政策の転換点とみなせば、公立大学化・法人化、理事長と学長関係の見直し、予算配分や人事制度などの変更も政策転換の例とみなせる。ステークホルダー理論の特性は、組織内部と組織外部の関係を同時に考慮できることである。制度的には大学組織内部の予算配分や編成のことであっても、外部のステークホルダーの影響を受けて予算政策が転換されることもあるからである。ただし、形式的には大学組織(エージェント)の自律的な決定事項であり本人(プリンシパル)たる自治体の指示事項でも本人が求める成果目標でもない。

したがって、公立大学の意思決定におけるステークホルダーは図 3-1 のような概念モデルで示すことができる。ここでは、公立大学の内部ステークホルダーを経営側(役員・理事)と教学側(教授会)に区分し、外部ステークホルダーとして直接の設置者である自治体等、公立大学にも共通の要素として高等教育政策を通じて関係を有する文部科学省、厚生労働省、内閣府等と財源措置の源泉となる地方交付税を管轄する総務省からなる国を一つの集団とみる。そして、高等学校、他の近傍の国立大学や私立大学及び公立大学協会をその他のステークホルダーとした。もし、意思決定において有意な影響を与えるステークホルダーが特定化されるならば、当該ステークホルダーに働きかける政策を打ち出すことで政策転換を促すことに結び付く可能性が高いことになる。また、本来高等教育の政策や決定で影響を与えるべきと想定されるステークホルダーが機能していないならば、その要因を探り是正を図ることも必要であろう。さらに、大学側にとってステークホルダーの影響力や財政を含む要素でいかなる条件が揃えば期待する結果を得られるかをわかれば、エンゲージメントに向けた対策や内部の経営努力を明らかにできる利点がある。

そこで、公立大学の意思決定、とりわけ予算・財務の意思決定に焦点をおき、制度的に外部のステークホルダーからの影響度と対応、内部のステークホルダーの影響度及び内部及び外部のステークホルダー間の関係や財政状況並びに成果重視の予算配分に向かわせるステークホルダー特性を明らかにするため以下の4つの仮説を設定する。

仮説 1a：公立大学法人の運営費交付金の決定において理事長と学長併任型は分離型よりも主たるステークホルダーたる設置者に対して交渉力がある。

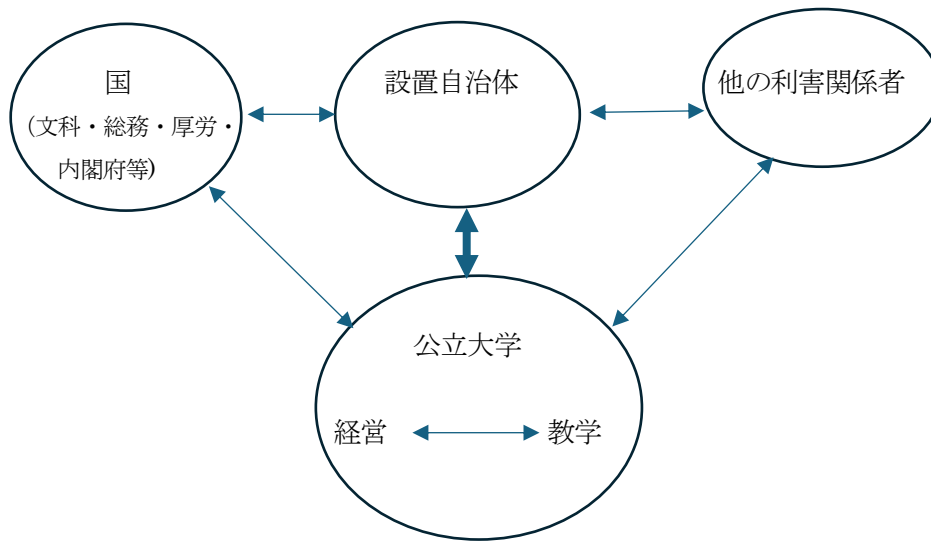
仮説 1b：施設整備費と運営交付金の決定では影響する内部ステークホルダーが異なる。

仮説 2：施設関係予算は公立大学の財務状況と設置者側の財政事情がステークホルダーに関係して影響する。

仮説 3：成果による予算配分は公立大学においてステークホルダーとして国の政策動向を注視しているほど採用されやすい。

³ 直近では 2022 年の徳山大学が周南公立大学へ、2023 年の旭川大学が旭川市立大学への移行があげられる。

図 3-1 概念モデル



3. データと方法

3-1 データ

使用するデータは本科研費で全ての公立大学(令和 5 年度で 100 大学)及びその設置者に対して実施したアンケート調査の回答と大学の基礎データ及び設置者の財政情報等である。本分析では公立大学を経営主体とみなしてそのステークホルダーに焦点をおくことから、原則として公立大学からの回答(47 件)を使用し、設置者側からの回答は同一項目の質問項目があっても参考情報とする。

3-2 方法

ステークホルダーに焦点をおいた分析で仮説を検証するには、公立大学の特性として図で示したようなステークホルダーとの関係を特定化するとともに属性である設置年(=設置後の経過年数)、財政状況(2022 年度の経常利益率⁴)、学部構成(医歯薬看護系を有する=1, その他=0)、学生数(対数換算)について大学基礎情報から変数化する必要がある。また、公立大学の最大のステークホルダーである設置者(自治体等)との関係はアンケート調査項目等のうち、大学の理事長が学長を兼ねている(=1)か分離している(=0)か、事務局長が設置者からの出向者である(1)か否か(0)を採用する。設置者側の財政状態も予算や組織改編では影響するため財政力指数(2022 年度)で代理することにする。ステークホルダーたる国の影響は文部科学省、総務省、内閣府及び厚生労働省⁵の動向を注視している程度(注視していない=1 から注視している=5 のリッカート尺度)の平均値(変数は「国への注視」)で考慮するが、医師薬看護系学部を保有する公立大学は地域社会の需要に応じる政策の側面もあるため、その他の外部ステークホルダーと位置付けられる。さらに、内部ステークホルダーとしては学長と事務局長の 2 者を取りあげ、大学の意思決定における影響度(影響力は小=1 から影響力は大=5 までのリッカート尺度)で数値化する。

したがって、ステークホルダーにかかる独立変数は、学長と理事長の併任の有無(1or0)、事務局長

⁴ 損失の場合には経常利益率はマイナス表示になる。

⁵ 他の利害関係者を注視する程度は章末の付表に示すが、ステークホルダーとして原理的に重要な高等学校(受験生)が中位であるのが注目される。

の設置者側から出向の有無(1or0)、国への注視度(1~5)、医師薬看護系学部の有無(1or0)、学長及び事務局長の意思決定への影響度(1~5)であり、統制変数は学生数(対数換算)、設置後の経過年数(年)、大学の財政状況(経常利益率)、設置団体の財政状況(財政力指数)である。また、従属変数は「運営費交付金の決定(交渉の余地)」に対する回答(1=設置団体が決定から5=貴(公立)大学が決定)であるリッカート尺度、施設整備の充足度及び施設維持保全の充足度は低い=1から高い=5までのリッカート尺度を使用する。なお、成果に基づく傾斜配分については予定=1, 予定していない=0のダミー尺度である。このため、仮説1a, 1b及び2には通常の回帰分析を、仮説3には二項ロジスティック回帰分析を用いて検定する。

4. 分析結果と含意

4-1 集計データの分析

独立変数、統制変数及び従属変数の記述統計は表3-1のようにになっている。ここで注目されるのは経営側の長と教学の長を兼ねる場合と分離されるものが半分ずつであることである。理事長と学長を併任した場合には設置者側との財務や人事、組織の案件につき交渉力を発揮できるのか分析するのに相応しいサンプルになっている。また、医歯薬看護系学部を擁する公立大学も過半数に達しており、地域の健康福祉への貢献期待が感じられる。他方、平均して約30年の歴史を有するものの公立大学では設置団体から事務局長が出向している割合が約7割に達している。国立大学も法人化しても文科省からの出向者が事務局長や総務担当理事になっているから、設置者や監督官庁がステークホルダーとして影響力を行使する体制が維持されているといえる。

公立大学の多くも法人化されたものの施設関係の経費の充足度や運営交付金の決定権限が大学側では平均値の3(最小1, 最大5)以下であることは、内部のガバナンスとして自律性が付与され学長などの意思決定の裁量が高まって設置者との関係では交渉力が限定されている印象を与える。このため、仮説検証を通じて学長などの影響力が予算決定・交渉で有効に作用しているかを明らかにする意義が法人制度の評価の観点からもあるといえよう。

表 3-1 記述統計

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値
理事長=学長	0.462	0.505	0	1
経常利益率	0.025	0.051	-0.069	0.225
経過年数	31.359	20.442	6	75
医歯薬看護系	0.513	0.506	0	1
学生数(対数)	3.034	0.424	1.544	3.816
財政力指数	0.560	0.200	0.254	1.064
出向事務局長	0.718	0.456	0	1
国への注視	3.808	0.575	2.250	4.750
学長の影響度*	4.308	0.893	2	5
事務局長の影響度*	4.179	0.756	3	5
施設整備充足度	2.359	1.088	1	5
施設維持保全充足度	2.077	0.929	1	4
運営費交付金の決定	2.385	0.938	1	5

*学内の意思決定における影響度である。

4-2 分析結果

仮説 1a の検証には、従属変数を運営費交付金の大学側の決定権限(交渉余地)、理事長と学長が併任しているか否かを含む独立変数及び統制変数を使用した回帰分析をする。ただし、有効な回答数が少ない(N=39) こと及び変数の数が多いことから、増減法で行い、理事長と学長の併任が運営交付金に対して有意か否かを検定することにする。その結果は表 3-2 に示すようであり、理事長＝学長の変数は有意な独立変数として特定化されず、学長の意思決定での影響度はマイナスの作用を示している。つまり、経営と教学の一体化によるリーダーシップは対設置者との交渉力では有効になっておらず、学内の学長の影響度が高いことは運営費交付金の交渉に逆効果となっている。ただし、この分析結果の有意性は低い ($P>0.1$) ので統計的あるいは政策的な解釈はするべきでない。

表 3-2 運営交付金の決定 (交渉の余地)

変数	偏回帰係数	t 値	P	備考
事務局長が出向	- 0.4466	- 1.3600	0.1823	
学長の影響度	- 0.2898	- 1.7288	0.0924	+
N	39	adjR ² =0.0538	F=2.0811	P=0.1396

+ $p<0.1$

次に仮説 1b 及び仮説 2 の検証のため、従属変数を施設整備費及び施設維持保全費の充足度、独立変数及び統制変数は運営交付金の場合と同様のものを使用して増減法による回帰分析を行う。その結果は表 3-3 及び 3-4 のとおりである。施設整備費の充足度では有意な変数に学長の影響度は含まれておらず、また、施設保全費の充足度では学長の影響度は有意 (マイナス) になっているが、大学の財政状況である経常利益率がプラスに有意になっている。また、ステークホルダーの国への注視が施設整備ではマイナスに有意であるに対し、施設維持保全では有意ではない。このように運営費交付金と比較して施設関係の予算決定の要因におけるステークホルダーの作用は異なる結果となっている。

表 3-3 施設整備費の充足度

変数	偏回帰係数	t 値	P	備考
学生数(対数)	- 0.7144	- 2.1643	0.0376	*
国への注視	- 0.4044	- 1.8939	0.0668	+
事務局長の影響度	0.3634	2.0332	0.0499	*
施設維持保全の充足度	0.7319	5.2181	P<0.001	***
N	39	adjR ² =0.5227	F=11.4034	P<0.001

* $p<0.05$, *** $p<0.001$

表 3-4 施設保全費の充足度

変数	偏回帰係数	t 値	P	備考
経常利益率	6.0819	3.0630	0.0043	**
国への注視	0.2592	1.4763	0.1491	
学長の影響度	- 0.2451	- 2.2162	0.0335	*
施設整備充足度	0.5141	5.3954	P<0.001	***
N	39	adjR ² =0.5797	F=14.1047	P<0.001

** $p<0.01$

次に仮説3の成果に基づく予算配分の検定は、従属変数を予定の有無とし、独立変数及び統制変数を運営交付金の場合と同じものを使用して増減法で二項ロジスティック回帰分析を行う。これは従属変数が1又は0の2値選択であるためである。本件の質問に関する回答がさらに少なかった(=30/47)ため、頑健な結果を得にくい表3-5のようになり、有意水準10%で国への注視が成果に基づく配分にプラスに有意になった。

表 3-5 成果に基づく傾斜配分予定

変数	偏回帰係数	オッズ比	Wald	P
国への注視	2.4918	12.0830	3.2646	0.0708+
施設維持保全充足度	1.0084	2.7413	2.4697	0.1161
N=30	-2 対数尤度 =21.2512	Nagelkerk=0.4009	CoxSnell =0.2536	誤判別率 =6.67%

以上の分析結果から、仮説1aは棄却され、仮説1bは支持される。仮説2については施設維持保全費の充足度には公立大学の財政状況が有意に作用(プラス)しているものの、設置団体の財政状況は影響していないことが確認され部分的に支持される。仮説3については、国への注視が成果による配分予定にプラスに作用しているため支持される。

4-3 政策的含意と考察

公立大学の利害関係者は設置者以外に国の政策官庁を含むことから、国立大学と異なり単純な本人代理人(PA)理論としての把握が困難である。このため国の政策の間接的な影響をステークホルダー(SH)理論で分析することを試みた。SH理論で説明できる部分もあるが、運営交付金の決定(交渉)や施設整備費の充足度については、SHで説くような大学側が設置者という最大のステークホルダーの価値を創出するべく働きかける、あるいは相互作用する動きはみられない。財源の多くを設置者からの交付金と補助金に依存する構造から、大学側が主体となりステークホルダーとしての設置者に働きかけることは法人制度や理事長兼学長のガバナンスを構築してもパワーバランス的に難しいと考えられる。むしろ、PA関係で経常予算や施設整備については設置者(P)の統制が強化され、成果主義の予算を国の影響力を利用して導入する動きになっている可能性がある。公財政支援と自律性のバランスという課題に依然として直面している。それは成果(アウトカム)によるアカウントビリティが機能しないという技術的制約も影響し、PA理論の所期の効果も発揮していない。

おそらくSH理論を公立大学で有効に機能させ、大学もステークホルダーも価値を付加し創出できるのは、産学連携や地域連携といった領域ではないかと思われる。連携はまさにPAでなく対等な相互関係で成立するからステークホルダー理論が有効である。資源の拠出も大学側の要請や都合からでなく連携相手の企業や地域あるいは設置者の自治体にとって新たな価値を創出すると期待されるならば、大学側の依存でなく相手の自発的・分担で可能である。地域住民の健康拠点となる研究と実践の場とか、地元産業の再生や企業につき研究開発を通じて支援するのが例となる。

大学の基盤的な教育研究におけるステークホルダーとしてのエンゲージメントには、時間軸と空間軸で大学とステークホルダーの思考と行動が一致することが必要である。ステークホルダーのニーズや需要を取り込み対話することで教育研究が充実するか、教育研究を通じてステークホルダーに価値を付加できるかを考えると、高等教育での需要と供給のギャップや情報の非対称性をいかに解消する

かが SH 理論は問われる。特に公財政支援に依存する国立公立大学ではパブリック・アカウンタビリティの観点が重要であり、PA 理論の客観的な責任(アカウンタビリティ)を無視して、SH 理論の主観的な責任(レスポンシビリティ)に移行するのは難しい。表 3-6 に示すように PA と SH の二つの理論を領域に応じて使用するハイブリッドな経営⁶にならざるを得ない。

表 3-6 SH 理論と PA 理論の比較

項目	SH 理論	PA 理論
理論的背景	エンゲージメント（協働化）	功利主義（効用極大化）
大学の位置づけ	協働による学術価値創造体	高等教育の経営体
責任の観点	レスポンシビリティ	アカウンタビリティ
利点	自発性尊重	成果の明確化
欠点	個別主体の責任不明確	契約の不完全性
適用例	統合報告書	業績・成果による配分
活動領域	連携事業	基盤的な教育研究

注：筆者作成

5. 結論

本稿では公立大学の政策転換点を大学のステークホルダー、特に設置者との関係性が大きく変化することととらえ、ステークホルダー（SH）理論に基づきアンケート調査の結果等を利用して行動仮説を設定し検証した。その結果は、①大学側がステークホルダーを含んだ最大の価値創出を行うというステークホルダー・エンゲージの水準には達していないこと、②理事長と学長を併任制にしても大学が設置者と予算や施設で十分な交渉能力を持たないが、他方で事務局長を介在した大学と設置者の調整は施設整備で一部機能していること、③ステークホルダーとして国は政策的な面で間接的な影響を公立大学に与えていること、が確認された。その意味で法人化を含めて PA 理論に近い NPM 管理が公立大学に適用されているものの、設置者側の影響力が強く公立大学にとって PA 関係も不完全な状態である中で、P とはいえない間接統制者である国がステークホルダーとして関与しているのが実態になっていることが示された。

これらの結果は、SH 理論が現状の説明理論として適合しないことを示しているものでなく、むしろ、公立大学がステークホルダー・エンゲージメントとなる理念は設置者に圧倒的に依存する構造及び国との間接的関係(財政面及び規制面)から困難になっていることを明らかにしている。公立大学は国立大学のように国と明確な PA 関係にもない一方で、私立大学のように財政支援機関よりも学生等の市場との関係がより重要なものとも異なる。それゆえ、SH 理論の応用は他の主体との連携分野により適合し、PA 関係は設置者との関係で避けられない。

今後の課題として、この特性を考慮した公立大学のガバナンスと経営の在り方を探求していく必要がある。今回の分析データは主として公立大学及び設置者に対するアンケート調査に基づいているが、回答率が約 5 割であることや国立・私立との比較により経営層と国や他のステークホルダーとの関係性が明確になるため、比較可能な調査を実施して結果の妥当性を確認することが求められる。また、

⁶ 政府や自治体の経営においても伝統的な行政管理、NPM そしてパブリックガバナンスの 3 つが複合したものになってきているという (Bouckaert, 2023)。

深い事例分析として政策転換をした当時の関係者にインタビューを実施してステークホルダーとしての認識あるいはPA 関係的な認識の程度につき確認することも有効であろう。

＜参考文献＞

- Benneworth, P. and B.W. Jongbloed (2010). Who Matters to Universities? A stakeholder perspective on humanities, arts and social valorisation. *Higher Education*, 58:567-588.
- Bouckaert, G. (2023). The Neo-Weberian State: From ideal type model to reality? *Max Weber Studies*, 23(1):13-59.
- Chan, G. (2021). Stakeholder Management Strategies: The Special Case of Universities. *International Education Studies*, 14(7):12-26.
- Clark, B. R. (1983). *The Higher Education Systems: Academic Organization in Cross-National Perspective*. Los Angeles: University of California Press.
- Dryzek, J. S. (2000). *Deliberative Democracy and Beyond: liberals, critics, contestations*. Oxford: Oxford University Press.
- Freeman, R.E. (1984). *Strategic Management: A Stakeholder Approach*. Boston: Pitman.
- Freeman, R.E., J.S. Harrison and S. Zyglidopoulos (2018). *Stakeholder Theory: Concepts and Strategies*. New York: Cambridge University Press.
- Friedman, A.L. and S. Miles (2006). *Stakeholders: Theory and Practice*. Oxford: Oxford University Press.
- Grossi, G., D. Dobija and W. Strzelczyk (2020). The Impact of Competing Institutional Pressures and Logics on the Use of Performance Measurement in Hybrid Universities. *Public Performance & Management Review*, 43(4):818-844.
- Kettunen, J. (2015). Stakeholder Relationships in Higher Education. *Tertiary Education and Management*, 21(1):56-65.
- Kujala, J., S. Sachs, H. Leinonen, A. Heikkinen and D. Laude (2022). Stakeholder Engagement: Past, Present, and Future. *Business & Society*, 61(5):1136-1196.
- Mitchell, R.K. and J.H. Lee (2019). Stakeholder Identification and Its Importance in the Value Creating System of Stakeholder Work in J.S. Harrison et al. (eds.). *The Cambridge Handbook of Stakeholder Theory*. 53-73, New York: Cambridge University Press.
- Osborne, S.P. (2010). *The New Public Governance? Emerging Perspectives on the Theory and Practice of Public Governance*. London: Routledge.
- Turan, F.K., S. Cetinkaya and C. Ustun (2016). A Methodological Framework to Analyze Stakeholder Preferences and Purpose Strategic Pathways for a Sustainable University. *Higher Education*, 72:743-760.
- Upton, S. and J.B. Warshaw (2017). Evidence of Hybrid Institutional Logics in the US Public Research University. *Journal of Higher Education Policy and Management*, 39(1):89-103.
- 米澤彰純(2022)。「ステークホルダー・エンゲージメントと学校法人・私立大学の公共性 学校法人制度改革特別委員会参加体験記」*大学マネジメント*, 18(4):36-44.

<付表>

利害関係者への注視度（1～5）：平均値＝3

利害関係者	大学側 (N=47)	設置者側 (N=49)
文部科学省	4.36 ①	4.24 ①
公立大学協会	4.26 ②	3.48 ⑤
他の公立大学	3.93 ③	4.00 ②
国立大学	3.87 ④	3.61 ④
地域の高等学校	3.85 ⑤	2.91 ⑪
総務省	3.70 ⑥	3.90 ③
マスコミ	3.70 ⑥	3.62 ⑤
内閣府	3.48 ⑧	3.40 ⑦
厚生労働省	3.48 ⑧	3.17 ⑨
SNS	3.28 ⑩	3.00 ⑩
地域の私立大学	3.27 ⑪	3.20 ⑧

注：丸で囲った番号は注視度の高い順位

第4章 公立大学の類型化～試験的分析と課題の抽出～

島一則（東北大学）

1. はじめに

大学類型に関わる研究の蓄積は決して多くはないものの、研究そのものは一定程度進んでいる。しかしながら、公立大学のみに着目した大学類型に関しては、管見の限り見つけれなかった。また、そもそも公立大学が果たす機能は、その設置主体（県や市等）のニーズやその背景にある当該県・市における他の設置主体による大学の設置状況などによって、多様なものになっていると考えられる。そうした状況の中で、公立大学をその果たしている役割（機能）によって、類型化してみようとする一つの試験的な試みとその試みから得られる課題について明らかにすること、それが本稿の目的である。

2. 先行研究の整理と本稿の課題

大学類型に関する研究（なかでも大学類型そのものを目的としたもの）としては、全設置主体の全ての大学を類型化したものと、設置主体別に類型化したものの大きく二つに分けられる。前者に該当するものが天野(1984a, b)であり、後者に該当するものが天野(1968)、金子(1996)、小林(2002)、吉田(2002)、島(2022)などである。まず前者についてみていくと、天野(1984a, b)では設置主体を問わず全大学を対象とし、カーネギー分類を参考にしつつ、5つのタイプ（Ⅰ. 研究大学、Ⅱ. 大学院大学、Ⅲ. 準大学院大学、Ⅳ. 修士大学、Ⅴ. 学部大学）を設定している。この結果、公立大学に関しては、分析時点において、Ⅰ. 研究大学（4大学）、Ⅱ. 大学院大学（8大学）、Ⅲ. 準大学院大学（2大学）、Ⅳ. 修士大学（6大学）、Ⅴ. 学部大学（13大学）として分類がされている。一方で、天野(1968)や小林(2002)、吉田(2002)、島(2022)は国立大学を対象として、多様な指標を用いて分類を行っている（このうち最も包括的な指標を用いている島(2022)については後述する）。さらに、金子(1996)は、設置年代等を用いて私立大学を第1世代（中核・周辺・ニッチ）、第2世代、第3世代大学に類型化している（ただし、金子の類型は必ずしも他の論文のように大学類型そのものを直接的に目的としたものではない）。

こうした観点からは、公立大学に関わる大学類型については、天野(1984a, b)で類型化がなされているにとどまり、さらには公立大学に絞った分析が十分進められていないとするならば、本稿のような形で試験的に分析を行うことの意義が一定程度認められることになるであろう。

3. データと方法

3-1 データ

本分析で用いるデータは「大学基本情報 2024 (R6)」における学部学生内訳（8-D）・学科別学生数に基づくものである（<https://portal.niad.ac.jp/ptrt/r06.html> 2024年10月29日最終確認）。また、そのうえで、学科別学生数をコーディングする際には文部科学省による『学校基本調査』の「学科系統分類表」を用いている（https://www.mext.go.jp/content/20241001-mxt_chousa01-000034363_18.pdf 2024年10月29日最終確認）。

3-2 データの加工

学部学生内訳（8-D）・学科別学生数に関して、まず初めに当該データに含まれる公立大学以外の

大学を全て削除した。次に、当該データに「関わる」公立大学数の確認を行った。結果としては100校となっており、これは専門職大学が含まれている一方で、大学院大学は分析から外れることによるものである²。

そのうえで、当該データ中の学部番号³と上述した学科系統分類表に基づいて、学部学生数を学部系統別に「機械的に」分類した⁴。こうすることにより、全公立大学の学部系統別の学部学生数を算出することが出来る。また、この学部学生数に基づいて、その大学における学部系統別学生数比率を算出した。

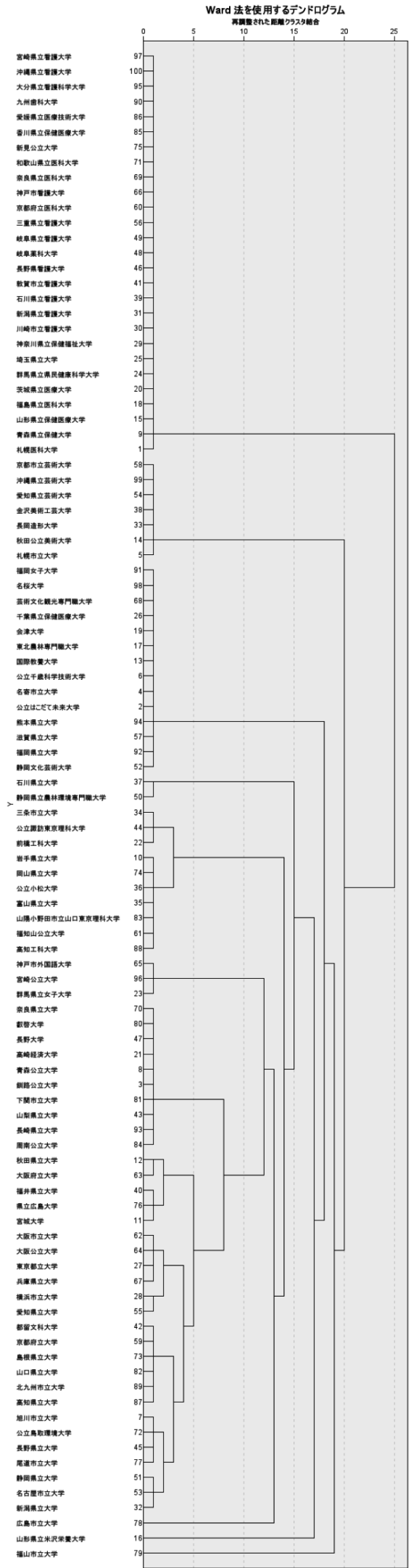
3-3 方法

本稿で公立大学の類型化を行うにあたっては、クラスター分析を用いる。より具体的には、各大学の学部系統別学生数比率について標準化得点を求めたうえで、Ward 法を用いたクラスター分析を行った。

4. クラスター分析による公立大学の類型化

学部系統別の学部生数比率に基づくクラスター分析の結果が図 4-1 である。

図 4-1 公立大学の試験的類型化



最初に確認されるのが宮崎県立看護大学～札幌医科大学にかけての保健系単科系大学（27 大学）である（注：ここで「単科系」としているのは、『単科』＝1 大学 1 学部とは異なる大学が含まれているためである。以下 1 学部でない場合も含めて単科系大学と表現する）。なお、これら大学は全て「保健」系学部生から構成されているが、その中には、医学、歯学、薬学、看護などの学部生が在籍している。大学類型という観点からは同じく「保健」としてひとくくりにされる大学を、さらにその学問系統によって再分類していく余地が確認される。

次のクラスターは、京都市立芸術大学～札幌市立大学にかけての芸術系単科系大学と芸術系中心複合大学（7 大学）からなっている（「複合大学」は 2 分野の学部生数からなる大学と定義する。以下同様）。具体的には札幌市立大学を除き、すべて芸術系学部生から構成されている。札幌市立大学は芸術系中心（当該分野の学部生数比率が 50%を超える。以下同様）ではあるもの、他分野（保健系）の学生も在籍している。

その次は、福岡女子大学～静岡文化芸術大学（14 大学）で構成されるクラスターである。このクラスターに分類されている大学の特徴は、学部系統が「その他」に 100%分類される大学（＝その他系単科系大学）とその他系を中心に他分野を含んだ複合大学・総合大学（＝その他系中心複合・総合大学）からなっている（「総合大学」は 3 分野以上の学生からなる大学と定義する。以下同様）。ただ、大学名からすると、「同一」クラスターに入ることに違和感が生じるようなケースが存在する。例えば、芸術文化観光専門職大学、東京農林専門職大学、公立千歳科学技術大学などが「同じ」クラスターに分類されていることが挙げられる。こうした結果からは、当該クラスターに関しては同質的な集団として理解することには留意が必要となり、学部系統別の学部生数比率を用いて大学分類を行う際の課題が明らかになったといえる。なお、千葉県立保健大学についてであるが、「大学基本情報 2024（R6）」に記載の「学部番号」に基づいてそのまま分析を行っている⁵。

次のクラスターは石川県立大学と静岡県立農林環境専門職大学から構成されているが、これらの大学に共通しているのは、農学系が 100%となっている点であり、こうした実態からは農学系単科系大学としてカテゴライズすることが出来る。

次のクラスターは三条市立大学～前橋工科大学（3 大学）となるが、これらの大学の特徴は、工学系学部生数が 100%となっており工学系単科系大学ということになる。

岩手県立大学～高知工科大学で構成されるクラスター（7 大学）の特徴は、全ての大学に工学系学生が含まれつつ、このうち 5 つの大学に保健系学生が在籍している。こうした観点からは、このクラスターにはまず工学&保健系複合・総合大学が含まれていることとなる。また、以上の他には社会&工学系複合・総合大学も含まれている。

次のクラスターは、神戸市外国語大学～群馬県立女子大学（3 大学）から構成されている。これらの大学群の特徴は、人文系学生が 100%となっている点にある。すなわち、これらの大学は人文系単科系大学とカテゴライズすることができる。

次のクラスターは、奈良県立大学～周南公立大学（10 大学）で構成されるクラスターである。これらのクラスターを構成する大学群として、全て社会科学系の学部生で構成されている社会系単科系大学と社会系中心複合・総合大学が含まれている。

次のクラスターは、秋田県立大学と大阪府立大学から構成されるクラスターである。両者とも工学系と農学系の学部生が在籍しているが、大阪府立大学はこれに加えて保健系、その他系学生も在籍している。こうした点から当該クラスターを工学&農学系複合・総合大学とカテゴライズする。

次の福井県立大学～宮城大学（3 大学）までのクラスターについてであるが、この 3 大学は全て農

学と保健系学生が在籍している点で共通している。この他に福井県立大学と広島県立大学は社会科学系を有し、広島県立大学と宮城大学はその他系を有している。こうした状況からは、農学&保健系総合大学とカテゴライズしうる。

次のクラスターは大阪市立大学～兵庫県立大学（4 大学）で構成されているが、これらの大学は社会系・理学系・工学系・保健系を全て含み、その他の文系・理系・その他系学部もそれぞれ追加的に含む形で構成されている。そこで、社会&理学&工学&保健系総合大学としてカテゴライズすることが出来る。

次のクラスターは横浜市立大学と愛知県立大学で構成されており、その特徴としては、人文系・理学系・保健系・その他系を両大学ともに含む形で構成されている（横浜市立大学はこれに社会系が加わる）。この意味においてこれらの大学も人文&理学&保健&その他系総合大学としてカテゴライズすることが出来る。

次のクラスターは都留文科大学～高知県立大学（6 大学）で構成されているが、これらのクラスター内の大学に共通するのは全て人文系の学部生を有していること、また都留文科大学を除いてすべて社会系の学部生を有していることがあげられる。それ以外は、工学系・農学系・保健系・家政系・その他系などの学部生が一部に存在するといった形となっている。こうした結果からは人文&社会系総合大学と人文&その他系複合大学としてカテゴライズすることが可能と考える。

次のクラスターは旭川市立大学～尾道市立大学（4 大学）から構成される。これらの大学は、全て社会系とその他系の学部生から構成されていることにある。結果として、社会&その他系複合大学とカテゴライズすることが出来る。

次のクラスターは、静岡県立大学～新潟県立大学（3 大学）から構成されるグループであるが、これらも社会系学生とその他系学生で構成されている点が共通しており、先のクラスターとの違いは、個々の大学がそれぞれ、理学・工学・保健・家政系学部の一部を有していることである。この結果からこちらは社会&その他系総合大学とカテゴライズすることが出来る。

次の広島市立大学は、理学&芸術&その他系総合大学として独自のクラスターを構築し、山形県立米沢栄養大学は、家政系のみからなり、家政系単科系大学とカテゴライズすることが出来る。また福山市立大学では、人文系と教育系のみから構成されており、人文&教育系複合大学とカテゴライズすることが出来る。

5. 知見の整理と含意

以上の公立大学の試験的な大学分類に基づいて、さらにこれらを整理すると、まずはⅠ．総合大学、Ⅱ．複合大学、Ⅲ．単科系大学に分類しうることがわかる。そのうえで、上述したカテゴリーをさらに整理すると以下ようになる。以下は最小規模のクラスターを単位としつつ、その詳細をふまえてさらに再カテゴリー化を行ったものということになる。

I. 総合大学

- ・ 人文&社会系総合
- ・ 人文&理学&保健&その他系総合
- ・ 社会系中心総合
- ・ 社会&理学&工学&保健系総合
- ・ 社会&工学系総合
- ・ 社会&その他系総合
- ・ 理学&芸術&その他系総合
- ・ 工学&農学系総合
- ・ 工学&保健系総合
- ・ 農学&保健系総合
- ・ その他系中心総合

II. 複合大学

- ・ 人文&教育系複合
- ・ 人文&その他系複合
- ・ 社会系中心複合
- ・ 社会&工学系複合
- ・ 社会&その他系複合
- ・ 工学&農学系複合
- ・ 工学&保健系複合
- ・ 芸術系中心複合
- ・ その他系中心複合

III. 単科系大学

- ・ 人文系単科系
- ・ 社会系単科系
- ・ 工学系単科系
- ・ 農学系単科系
- ・ 保健系単科系
- ・ 家政系単科系
- ・ 芸術系単科系
- ・ その他系単科系

6. 本研究の限界と今後の課題

以上のことが明らかになる一方で、以上に行った大学分類には2種類の限界がある。一つ目は、今回の大学分類結果に直接関係するものであり、もう一点は、今回の大学分類で行えていない点である。まず、前者については、以下のことが挙げられ、これらは今後の課題となる。①「その他」のカテゴリーには極めて幅広い大学が分類されており、「その他」に基づく分類が必ずしも同質的な大学類型を担保できていない。②「保健」カテゴリーの中には医学、歯学、薬学、看護が含まれているため、医科大学、歯科大学、薬科大学、看護大学などが一括して含まれており、こうした点に留意を要する。ただし、この点についてはその大学分類の目的に基づいて、更なる分類が必要か否かが

決まる（課題となるかならないかが決まる）と考えている。

次に、後者についてであるが、以下の点が挙げられる。③今回は公立大学分類にあたっては、試験的な試みとして学部生数比率しか扱っていない。このことは、国立大学分類に関して、最も包括的に指標を扱った島（2022）と比較して、次のような残された課題を持つことを意味する。A. 研究機能、教育機能、大学開放機能の大学の主要3機能に関する指標を取り扱う必要がある。B. 比率だけではなくその機能の「規模」に関わるデータを分析に組み込む必要がある。これらのことが、今後公立大学の分類を進めて行くうえでの基本的な課題となる。

<引用文献>

- 天野郁夫，1968，「国立大学」清水義弘編『日本の高等教育』pp. 189-225.
- 天野郁夫，1984a，「大学分類の方法」慶伊富長編『大学評価の研究』pp. 57-69.
- 天野郁夫，1984b，「大学群の比較分析」慶伊富長編『大学評価の研究』pp. 70-81.
- 金子元久，1996，「高等教育大衆化の担い手」放送教育開発センター（編），『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』（研究報告第91号），pp. 37-59.
- 小林雅之，2002，「システムの構造化—統計的分析」天野郁夫（研究代表）『国立大学の構造化と地域交流』国立学校財務センター研究報告第6号，pp. 147-182.
- 島 一則，2022，『国立大学システム 機能と財政』東信堂.
- 吉田 文，2002，「国立大学の諸類型」天野郁夫（研究代表）『国立大学の構造化と地域交流』国立学校財務センター研究報告第6号，pp. 183-193.

<注>

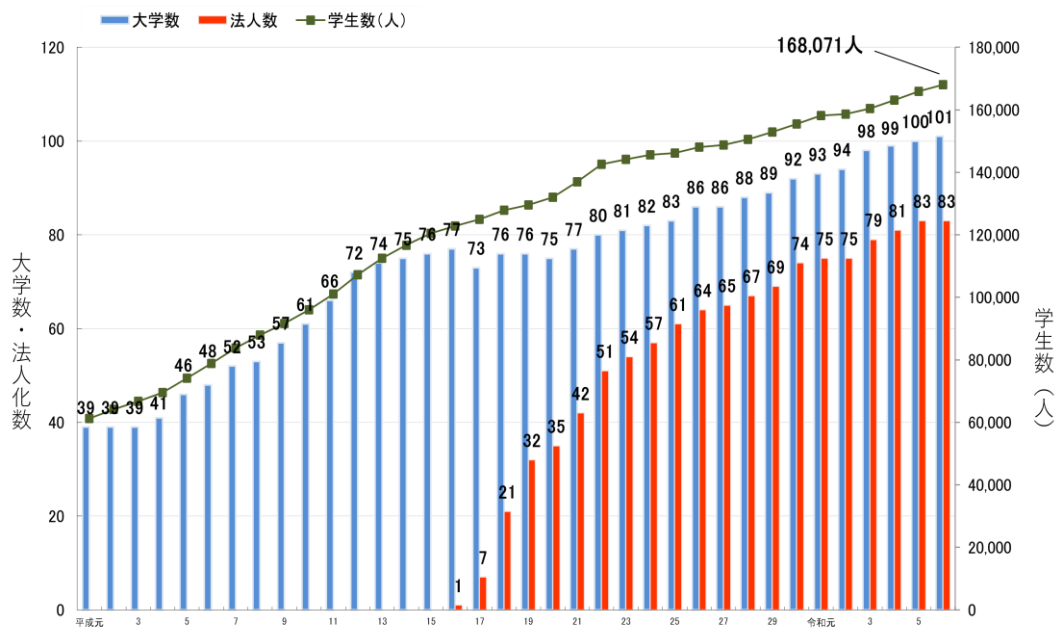
- ¹ 個別の研究目的に沿って大学類型を行った他の研究については天野（1984a）参照。
- ² これは学部生数を対象としたデータであるためである。また、データ上同時に存在している大阪公立大学、大阪市立大学、大阪府立大学は別々の大学として今回は扱うなどしている。
- ³ 上記のデータに記載されている学部番号のアルファベットに注目して、学科系統別に学生数の再集計を行った。
- ⁴ 千葉県立保健大学についてであるが、「大学基本情報 2024（R6）」に入力の際の「学部番号」の誤記の可能性が高いが、入力されたデータに基づいて機械的に分析を行っている。ただ、本来的には当該大学は保健系単科系大学に含まれるのが適切であると考えている。
- ⁵ 「学部番号」を用いない方法も考えられうる。

第5章 公立大学法人化の議会会議録分析の試み

渡部芳栄（岩手県立大学）

1. 報告の背景と目的

公立大学法人は、地方独立行政法人のうち「大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行う」業務を行うもののことである（地方独立行政法人法第21条第2号・第68条）。地方独立行政法人は、「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせること」を目的としている（同法第2条）。国立大学法人が、すべての国立大学を法人化させることで出発したのとは異なり、公立大学では地方公共団体が直営のままにするか、法人を設立して設置・管理を担わせるかを選択することとなった。実態としては、地方独立行政法人法が施行された2004年では77大学中1大学が公立大学法人による設置であったが、2024年には101大学中91大学が計83法人によって設置されるまでに拡大している（図5-1¹）。



【出典】学校基本統計 ※大学数に、募集停止の大学は含まない。また、大学数、法人数、学生数ともに公立短期大学分は含まない。

図5-1 公立大学・法人数の推移

このように、2004年度以降徐々に浸透し、現在では多数派となっている公立大学法人であるが、公立大学の設置・管理の主体としての公立大学法人制度においてはどのような成果と課題があるか

¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/index.htm 参照（最終閲覧日：2025年2月2日）

ろうか。それらを明らかにするには、公立大学法人導入の目的とそれに照らしたその後の評価を行う必要がある。すなわち、どのような意図で大学の設置・管理の主体として公立大学法人を設立したのかによって、その後の評価が決まってくる。

本報告では特に公立大学の設置・管理主体としての公立大学法人の地方公共団体による導入目的について分析し、今後の公立大学法人制度の評価に向けた土台を提供することを目的とする。

2. 本報告の課題とデータ

2-1. 本報告の課題と分析手法

本報告で分析課題は大きくわければ以下の2点を明らかにすることである。すなわち、公立大学の法人化にあたって、

1. どのようなテーマ・内容が話されているか
2. どのような文脈で話されているか

である。

本報告では、公立大学法人に関する設立団体の議会会議録を分析対象とし、テキストマイニングによってその特質の一端を明らかにする。テキストマイニングの中にもさまざまな分析手法があるが、本報告では1の課題についてはワードクラウドやバブルチャートを、2の課題については共起ネットワークを活用して分析を試みる。

2-2. 収集データの概要

分析で利用するデータは、以下の方針で収集した。まず分析の対象は2019年までに設立された法人とし、2021年までの会議録を設立団体のホームページの会議録サイトから収集した。データ収集の方針としては、会議録サイトの検索画面から、「大学名もしくは法人名」＋「法人化」、もしくは「大学名もしくは法人名」＋「公立大学法人」の2パターンで該当する発言が同じ発言者に入っているケースを検索し、「年月日」「議会名」「発言者」「発言内容」を取得した。また、上記2パターンで収集した結果重複しているケースは削除したが、上記の条件にヒットしなかった法人は8法人であった²。

収集・整理したデータのうち、検索条件に1件以上ヒットした法人は74、ヒットした件数は全部で7,138件である。なお、分析の際は、当該法人が設立された年度以前のものを対象としている。

² あくまで上記2パターンの条件にヒットしなかったというものであり、公立大学法人に関する議論がまったくなされたことがないことは意味していない。

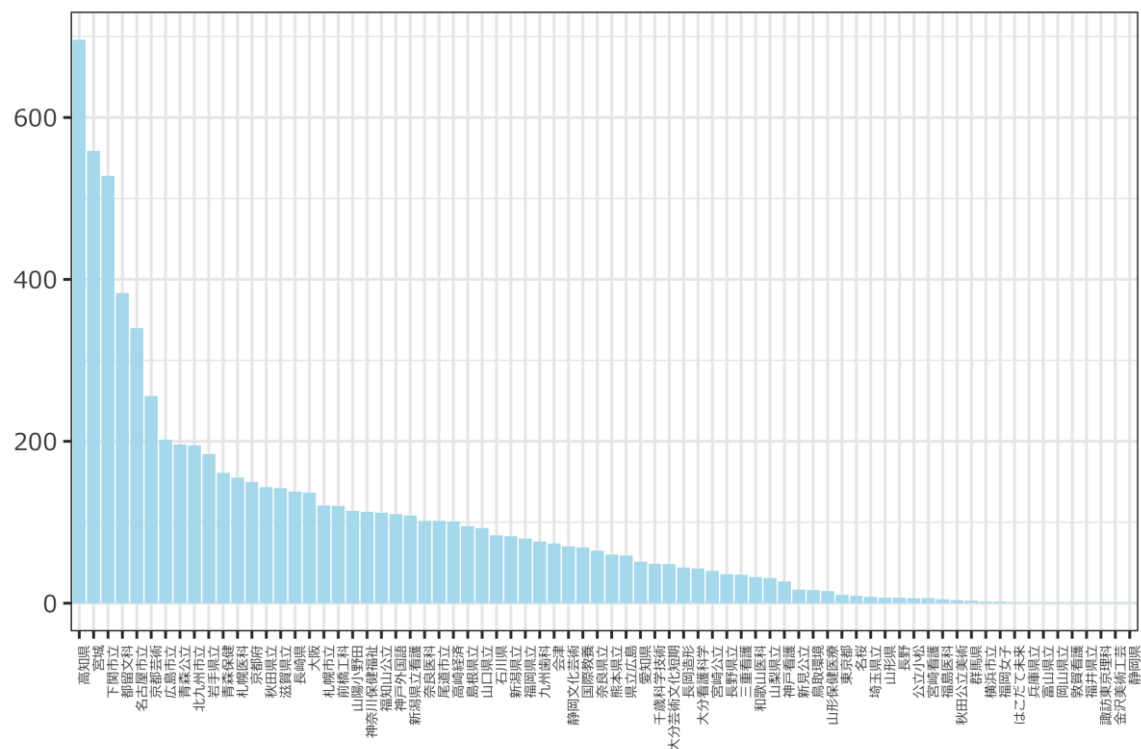


図5-2 法人ごとのヒット件数

表5-1 ヒット件数の記述統計量

法人数	平均	標準偏差	中央値	最小値	最大値	歪度	尖度
74	96.5	129.73	62.5	1	696	2.61	7.63

法人ごとのヒット件数を棒グラフに示したものが図5-5-2に、ヒット件数の記述統計量を表5-1に示しているが、700近くヒットする法人（高知県公立大学法人）がある一方、仮にヒットしたとしても1件という法人も多数存在し、多様である。もちろん、法人や大学の設立・設置の時期にも大きく左右されるが、1件しかヒットしていない（あるいは図にはないが、1件もヒットしていない）法人も多数あり、法人化に関して少なくとも県議会等の設立団体の議会の場ではあまり議論にならなかった例も比較的多く存在することもうかがえる。平均を取ると96.5であり、中央値（62.5）よりも大きく、ヒストグラムを描けば右に歪んでいて小さな値が多い（あるいは、特別大きなヒット数の法人が少数存在している）。

3-1. 法人化前の議論で登場するテーマ(名詞)



図5-3 法人化前の議論に登場する単語

数やその単位を表す名詞や固有名詞、代名詞、接尾辞などを除外した名詞をワードクラウドで表したものが図5-3である。可視性を重視し、200語以上出現したものに限定しているが、今回の分析にとって重要な単語である「法人」「大学」「公立大学」「公立大」は出現数が多いためこの図からは除外している。

図の中で大きく表示されている単語のうち、「委員」「条例」「議会」などは議会会議録に特有の単語であると考えられる。また、「教育」「研究」も大きく表示されているが、大学の教育研究機能について議論がなされている結果であろう。「市立」「県立」「中期」「目標」「独立行政法人化」「設立」「設置」「評価」などは、公立大学法人の設立に特有の単語であり、やはり当然多く登場するものと思われる。

一方で、「運営」「改革」「検討」「必要」「貢献」などの単語も多く出ており、そのうち「運営」は運営費交付金という、やはり公立大学法人（地方独立行政法人）制度に付随するものであるかもしれないが、どのような文脈で出ていたかというのはもう少し詳細に確認する必要があるだろう。「学長」「職員」「理事」「学生」といった人に関する単語も同様である。

3-2. 法人化前の議論で登場する肯定・否定表現(形容詞)

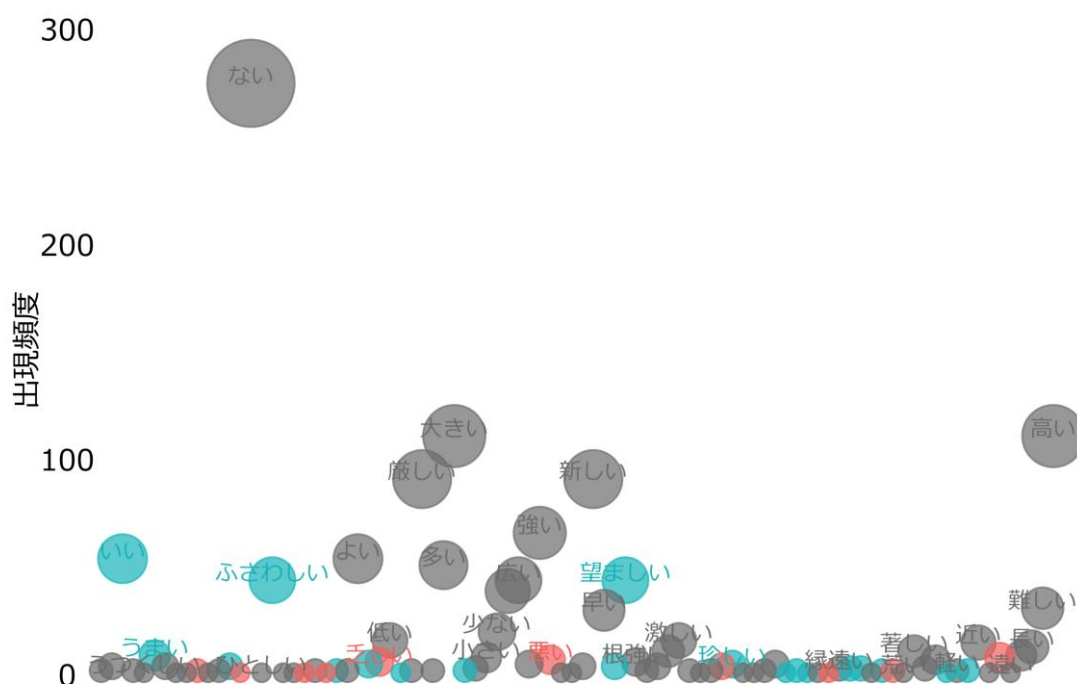


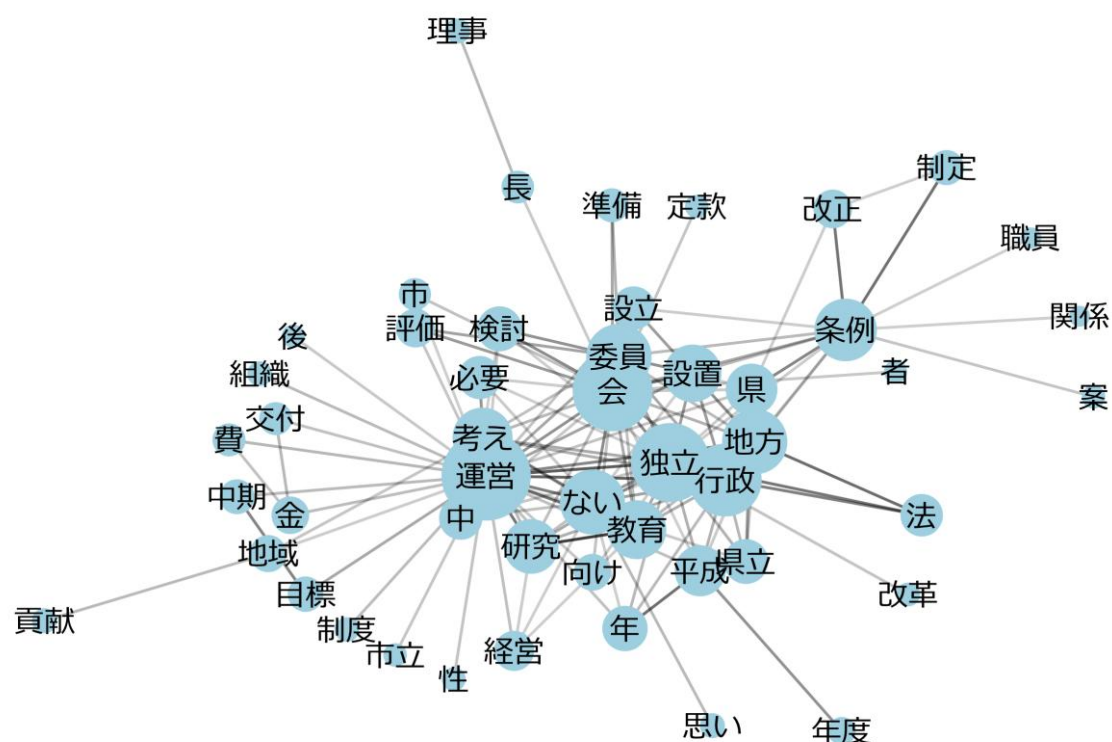
図5-4 肯定・否定表現のバブルチャート

感情分析に類する分析を行った結果をバブルチャートで表現したのが図5-4である。肯定的・否定的表現（感情）の分析には、東北大学 乾・岡崎研究室の「日本語評価極性辞書（用言編）ver. 1.0（2008年12月版）」を利用した³。評価極性情報は、ポジティブかネガティブか × 客観的か主観的かの4パターンに分類されているが、今回の分析では形容詞（自立語のみ）に限定しているためか、ほとんどが主観的なものであり、また、どちらにも当てはまらない（中立な）形容詞の出現が圧倒的に多かった（図中の青が肯定的表現、赤が否定的表現、灰色が中立である）。

最も多いのは「ない」であり、自立語であるため「無」を意味すると思われるが、否定的なもの（例えば「問題」「課題」「心配」など）が無いならばいい意味になり、同様に多く出現する「高い」「大きい」なども何かなのかにもよると思われ、評価は難しい。その中で、「いい」「ふさわしい」「望ましい」などは比較的多く出現しているが、その他の単語の出現は10未満と少数である。否定的な表現としては、「遅い」「悪い」「乏しい」などがあるが、やはりいずれも多数ではない。

³ https://www.cl.ecei.tohoku.ac.jp/Open_Resources-Japanese_Sentiment_Polarity_Dictionary.html 参照（最終閲覧日：2025年2月2日）

4-1. 共起の多い単語(名詞・形容詞)



ここでは名詞と形容詞に限定し、同一文章（sentence）の中に共に登場した単語を共起ネットワークで表現したものが図5-5である（可視性を重視し70回以上登場するパターンに限定しているが、同じsentenceに登場するケースをすべて対象にしているため、必ずしも見やすいとは言えない）。

4-2. 肯定・否定表現を含む形容詞の使われる文脈(形容詞が含まれるもの)



図5-6 形容詞との共起ネットワーク

図5-6は、形容詞がどのような単語とともに使われているかを表したもので、図5-5とは異なり、直近に登場する単語との組み合わせ（2-gram）を示したものである。図5-4に最も多く登場していた「ない」は、「必要」「妥当」「意味」「生き残り」「結論」「区別」とともに使われることが多かった。この中で、唯一「生き残り」がないというものだけは、公立大学といえども18歳人口減少期の経営の難しさを語っている可能性があるが、その他の単語とともに、やはり詳細には個々の文書に当たる他ない。また、続いて多かった「高い」は「運営」や「知識」などとともに使われることも多く、高等教育や法人経営の質の高さへの期待なのかもしれない。続く「新しい」はグラフでは「時代」のみにかかっており、新しい時代の大学運営の仕組みについて語っているのかもしれないが、深い意味は見いだしがたい。「大きい」「厳しい」「激しい」については、法人そのものの評価ではなく、変化の大きい、厳しく激しい競争環境という文脈で使われているようである。

さて、肯定的な表現として登場していた単語のうち「望ましい」については、このグラフには登場しておらず、それぞれの使われ方がされているのかもしれない。「いい」は「方」であり、良い方に向けてという意味合いが込められている可能性があるが、やはり詳細に理解するのは難しい。「ふさわしい」というのも、「時期がふさわしい」とか「ふさわしいスタート」ということで、実務的な議論が想像されるが、「市にふさわしい」というのは、公立大学法人が当該市に果たす役割が期待されていたと言えるかもしれない。

5. 終わりに

本報告では、公立大学法人を設立した地方公共団体の議会会議録についてテキストマイニングを行い、法人化前に行われていた議論の内容や文脈の特質を見てきた。議会会議録にはほとんど登場しない設立団体から、非常に多くの議論がなされている設立団体まで多様であり、分析の難しさがあった。地方議会に特有の単語についてはここでは割愛するが、「教育」「研究」という単語が多く登場していたことには一種の安堵感があった。公立大学法人の導入が、何らかの改革を意図していた可能性はもちろん高いが、それが「運営費交付金」や財政削減を示す言葉とともに登場することは、(筆者としては意外にも)全体としては多くはなかったことはわかったと言ってよい。2000年代初頭に多かった「公立大学の統合」の評価が今ひとつよくなく、そうした議論が表立ってしにくくなっていたのかもしれない(し、本当にそうした意図はないのかもしれない)。しかし、変化が激しく、競争の厳しい時代において、生き残りをかけてという意味合いの言葉もセットで登場することが多く、その運営のための組織として公立大学法人を導入したということはおそらく間違いないだろう。

ただしすでに述べたように、議論の多い法人も少ない法人も一括して分析しているところが本報告の限界であり、個々に見れば起きていた問題を見えなくしている可能性も高い。文書量の違いもあり、統一的な分析は難しいかもしれないが、事例分析も併用しながら、引き続き公立大学法人導入の目的について研究を進めていく必要がある。

<参考文献>

- 天野郁夫, 2006, 「国立大学の法人化: 現状と課題」『名古屋高等教育研究』(6), pp.147-169
- 天野郁夫, 2006, 「特別論文 国立大学論—格差構造と法人化」『大学財務経営研究』pp.191-223
- 羽田貴史, 2010, 「高橋寛人著, 『20世紀日本の公立大学—地域はなぜ大学を必要とするか』, 日本図書センター, 2009年, 352頁」『日本教育行政学会年報』(36), pp.256-259
- 本間政雄, 2009, 「国立大学法人化—第1期の光と影—」『名古屋高等教育研究』(9), pp.157-177
- 堀口陸夫, 2021, 『公立病院改革: 地方独立行政法人化の有効性の検証』幻冬舎メディアコンサルティング; 幻冬舎(発売)
- 金城正英, 2011, 「新生公立大学法人名桜大学の創設(事例研究)」『名桜大学紀要 = The Meio University bulletin』pp.111-136
- 小林のぞみ, 乾健太郎, 松本裕治, 2005, 「意見抽出のための評価表現の収集」『自然言語処理 = Journal of natural language processing』(12), pp.203-222
- 光本滋, 2003, 「公立大学の法人化問題: 歴史的改革課題と「公立大学法人」像」『教育学研究』(70), pp.36-42
- 中田晃, 2020, 「平成期公立大学の設置政策に関する研究—政策の窓モデルによる分析—」
- 中田晃, 2020, 「平成期公立大学の設置政策に関する研究—政策の窓モデルによる分析—」
- 佐藤龍子, 2015, 「公立大学研究の複雑さと困難性: 公設民営大学(私立大学)の公立大学法人化を例として」『静岡大学教育研究』(11), pp.137-146
- トーマツパブリックセクター・ヘルスケア事業部, 2018, 『地方独立行政法人: 制度改革と今後の展開』第一法規
- 鳥山亜由美, 2017, 「私立大学の公立大学化: その背景と過程」『公共政策志林』(5), pp.119-132

第6章 公立大学の法人化に伴うガバナンス・財政統制 国の中央地方関係との比較分析

白川展之（新潟大学）

1. はじめに:日本の高等教育システムの中における公立大学とは？

1-1 日本の高等教育研究:国立大学と私立大学を中心とした展開と周縁の公立大学

日本の高等教育研究は、これまで国立大学を中心に、次いで私立大学について議論が展開されてきた。特に、国立大学については、2004年の国立大学法人化を政策転換点として、運営費交付金の削減や競争的資金の拡大、研究大学重点支援など、さまざまな政策的介入が行われ、その影響や帰結については、多くの研究や論説が蓄積されている。

島（2023）は、国立大学システムの機能と財政について詳細なデータ分析と丹念な事例研究を通じて、包括的な検討を行っている。「競争的資金配分」や「選択と集中」といった単純化された政策的アプローチを超えて、より複雑な現実を理解することの重要性を指摘している。研究の基本的枠組みとして、大学の機能を「研究機能」「教育機能」「大学開放機能」の3つに分類し、それぞれについて詳細な分析を行っている。この分析を通じて、国立大学、特に地方国立大学が日本の高等教育システムにおいて果たしている重要な役割が明らかにされている。国立大学システム全体を米国の州立大学でみられるような複数大学から構成されるひとつの大学システムとして捉え、その「層の厚さ」が日本の強みであると主張している。

しかしながら、2004年の法人化以降、国立大学を取り巻く環境は大きく変化し競争的資金は増加する一方、基盤的な教育・研究経費は減少傾向にあり、特に地方国立大学においてその影響が顕著である。その結果、大学間格差や学問分野間の格差が拡大している。さらに深刻な問題として、「選択と集中」という政策方針の下で、地方国立大学が自身を「非研究大学」として過小評価する傾向が生まれ、この政策上の認識変化は、世界大学ランキングにおける日本の大学の順位低下にも影響を与えている可能性があり、アカデミックなチャレンジ精神の喪失という観点からも看過できない問題として提起されている。

このため、2006年度以降の経時的な追跡調査および大学の活動が社会・経済に与えるインパクトの評価という視点とともに、世界大学ランキングにおける相対的な位置づけの分析が必要だとし、財務省と文部科学省の間の駆け引きを含む、より広い文脈での政府省庁関係の分析の必要性を指摘している。

1-2 日本の公立大学論:「学問の自由」をめぐる国立大学準拠論

省庁間などより広い文脈での政府間関係の分析の必要性が指摘されてきた。一方で、日本の高等教育システムにおける公立大学の位置づけは周縁的に扱われ、その役割は曖昧なまま大学数は拡大を続けてきた。大学数では2024年現在で国立大学数を上回っている。これは、第二次世界大戦前に例外的な存在としてはじめて認められて以降、戦後の公務員制度改革の官制変更を経て、1970年代の公立大学の国立移管や1990年代以降の公立大学の看護系学部などを中心とした新增設、さらには2004年以降の地方独立行政法人法の下での公立大学法人化という、いくつかの政策転換を経験してきた歴史がある。このため、そもそも戦後の地方自治行政体制のもとでなぜ地方公共団体が大学を設置・運営する必要があるのか、また国立大学と私立大学が存在する中で公立大学はいかなる固有

の役割を果たすべきなのかといった問いが、曖昧なままに公立大学は拡大を続けてきたといえる。この根本的な問いは、戦前の官制において公立大学が誕生した日本における高等教育システムの誕生期から現在に至るまで繰り返し問われ続けてきた。戦後の高等教育システムに戦前から継承された公立大学は、私立大学がもつばら増員を果たすまでは国立大学の補完的機能として、地域における高等教育へのアクセス保障を担ってきた。しかし、この役割は1990年代以降、地方の人材需要を担う看護系など国立大学が担いきれない専門人材の養成、地域外への若年人口の流出の防止といったダム効果、さらには地域振興の担い手としての若年人口の呼び込みなど、新たな存在意義を付加的に得てきた。特に、地方分権改革などを経て旧自治省、現総務省との協議が柔軟となり、地方自治体が自らの政策判断として大学を設置・運営することが比較的自由裁量を得るようになると、公立大学は単なる高等教育機関としてではなく、地域の知的基盤として、また地域振興の核として複数の政策的役割を期待されるようになって急速に拡大した（中田, 2020）。

ただし、政府間関係における機能分担や役割分担が法制的に明確な中で、地方公共団体の公的関与の妥当性については、公立大学の起源の微妙な立ち位置が十分検証がなされてこなかった（田村, 2021）。端的に言えば、公立大学をめぐる議論は日本の高等教育研究においては「国立大学準拠論」であった。換言すれば、従来の公立大学の議論はもつばら改革と「学問の自由」をめぐる批判的言説ないしは制度分析にとどまるか、踏み込んだ分析では法人化した公立大学法人の財務分析など、制度の実証分析による実態解明であった。たとえば、大学内の直接の声はもつばらインタビュー調査や意見表明の定性的な主張か、網羅的に扱う場合でも法制度上の行政上の建付けを記述する研究、踏み込んだ本格的な実証研究の場合は財務諸表をめぐる大学運営・財政研究などであった。

例えば、公立大学法人の財務分析の端緒を開いた渡部（2015）では、公立大学法人に作成が義務付けられた財務諸表を使って分析し、①資産に占める有形固定資産の比率が大きい、②目的積立金は貸方上の比率は大きくないものの損益計算上は小さくない役割を果たしている、③業務活動で得た資金の範囲内で投資や債務の支払いを進めている、④未処分利益の多くは目的積立金として処分される傾向にあるが次期中期目標期間にどれほど繰越されるかは不透明である、⑤法人業務にかかる費用の約4割が住民等の負担に帰せられる、⑥しかし法人ごとに見れば財務状況のバラつきは大きく、⑦保有する資産と経常利益・業務活動・投資・財務活動とその結果には一定の関連が見られるなどの結果を示している。ただし、公立大学法人財務の概略は示せたものの、公立大学法人の分析にはまだ課題が多く、実質的なインプリケーションを得る上での問題意識を示している。

一方、確かに大学を設置する地域の視点からの地域貢献に関する研究はみられるが、それは大学のもたらす第3の機能である社会貢献機能からの研究であり、大学側からの視点である。このため、あくまで大学側からの視点であり、大学を設置する地域・地方行政内部側からの政策効果に関する研究は地域貢献を除き存在しなかったといつてよい。つまり、公立大学がどのような意思をもって設置し、どのような認識で運営されているのかといった設置者、さらには地域住民という主権者の側からの（行政管理上の）本音を示す政策的分析はほとんどなかったということである。

公立大学の多くのポジショントークの議論の展開は、高等教育の意義を主張する国立大学に比べて大学に与えられた権能が劣ることや、設置者側の統制圧力に対し「大学」たる危機を煽る言説が典型的であった。ただし、こうした言説は現在の日本の高等教育システムにとってほとんど意味を持たない。なぜなら、準拠先の国立大学自体がかつてとは異なり強い政治的改革圧力を受けており、かつてのような隣の青い芝生とは異なる様相を呈する事態に陥っているからである。このため、迷走する国立大学群は国際的には参照枠としてもはや適切さが担保されえてはいない存在なのである。

1-3 本稿の視座と問題意識:高等教育システムの中の公立大学と地方行政制度としての公立大学

公立大学の存在意義に関する問いは、2000年代以降の高等教育を取り巻く環境変化によってさらに複雑化している。2004年に国立大学が法人化されるのと同時期に、それに倣う形で公立大学法人制度が導入され、公立大学の運営形態に重要な変化をもたらす政策転換点となった。しかし、公立大学法人制度は国立大学法人化における「大学の自律性拡大」とはやや趣を異にしており、国立大学に追随・準拠する形で導入されたものである。

さらに、公立大学にはかつての公立大学の国立移管のように、近年には国立大学にはあまりみられない動きとして私立大学との境界変動がある。2000年代後半以降、公設民営方式で設置された一部の私立大学が公立大学化される事例が増加している。この結果、大学数においては法人化に伴い統合が進んだ国立大学を上回る規模となり、収容定員においても国立大学や私立大学に比べて少ないながらも大学数が増加する傾向がみられる。このように、公立大学セクターは量的拡大と質的変容の両面で新たな展開を迎えている。

こうした高等教育の問題背景には、大学の立地における中央と地方の格差という従来からの地域政策課題がある。地域における若年人口の減少や都市部への人口流出といった問題に対応するため、地方自治体は地域振興や高等教育機会の確保、いわゆる「人口のダム効果」を目的として公立大学を積極的に振興してきた。一方で、そもそも私立大学として設立された公設民営大学を含めた私立大学の公立化にはこれまでになかった課題も浮上している。学生募集が困難になった私立大学を救済する公立化に伴う財政負担の増加・負担の税金への付け回しといった財政上のモラルハザードなどの論点が新たに顕在化しており、これらへの対応は今後の重要な政策課題として注目されている。

こうした公立大学を取り巻く政策課題は、主に三つの側面から整理することができる。第一に、高等教育論で最も重要な論点として扱われてきた地域における高等教育機会の確保という観点がある。18歳人口の減少が加速する中、地方圏では大学進学時における人口流出が地域の持続可能性を脅かす要因となっている。また、大都市圏においても高等教育需要に対する量的・質的なミスマッチが指摘されており、公立大学には地域特性に応じた機能分化が求められている。しかし、設置の政策的意図を公立大学全体で果たしているのかについては十分に解明されていない。

第二に、財政運営上の構造的課題がある。公立大学の運営費は設置自治体からの運営費交付金を基本としつつ、その一部が地方交付税の基準財政需要額に算入される仕組みとなっている。しかしながら、交付税措置と実際との乖離や設置自治体の財政状況による影響など、未解明な課題が残されている。特に私立大学の公立化に際しては、従来の私学助成から公立大学としての財政支援への移行に伴う財政構造の変化が、設置自治体に新たな財政負担を生じさせることの是非が広く議会などで議論されていることがたびたび報道されるなどしている。

第三に、公立大学法人制度というガバナンス体制の個別大学の範囲を超えた課題構造の解明がある。法人化により形式的には大学の自律性が高まったものの、実質的な意思決定における設置自治体の影響力は依然として強く、両者の関係性をいかに構築するかという課題がある。さらに、総務省所管のもとで公立大学を国立大学システムとの対比でどのような連携補完原理を働かせるのかという行政学上の当然の論点が、個別大学のガバナンスに焦点が集まるばかりに十分な議論がなされていないという現状がある。

2. 分析方法

2-1: 公立大学制度の課題: プリンシパル・エージェント関係と中央地方関係の連立方程式の構造解明

本稿は、公立大学を取り巻く複雑な制度的変化を包括的に理解するため、歴史的制度論のアプローチに基づく分析枠組みを提示していく。このため、この制度的変化は単なる組織改革や政策変更の枠を超え、より広範な社会的・政治的文脈の中で捉える必要がある。

そこで、以下の三つの分析視角から検討を進めることとしたい。

第一の視角は、**制度の経路依存性と重層性**である。公立大学制度は地方自治制度と高等教育制度という二つの制度的枠組みが交錯する領域で形成されてきた。この複層的な制度形成過程を丁寧に追跡することで、現在の制度変化の本質をより深く理解することが可能となる。

第二の視角は、**アクターと制度の動態的な相互作用**である。地方自治体、中央省庁、大学組織という各アクターは、制度的制約の下で戦略的な選択を行いながら、同時にその制度的環境自体を変容させている。特に注目すべきは私立大学の公立化という現象であり、これは多様なアクター間の複雑な相互作用がもたらした独特の制度変化として理解する必要がある。

第三の視角は、**制度変化の具体的なメカニズム**である。法人化や公立化といった制度変化は、表面的な組織改革にとどまらず、大学の運営実態や社会的機能に根本的な変容をもたらしている。これらの変化が生じるメカニズムを解明することは、今後の制度改善の示唆になる。

これらの分析視角に基づき、本研究では三つの基本的な問いを設定する。第一に、公立大学を取り巻く制度環境はどのようなメカニズムを通じて変化しているのか。第二に、各アクターの戦略的対応がどのように新たな制度変化を生み出しているのか。第三に、これらの制度変化は日本の高等教育システム全体にいかなる影響を及ぼすのか。これらの問いに答えることで、公立大学に関する高等教育政策研究に新たな理論的視座を提供することを目指す。

これにより次の根源的な問いに応えることを取り組みたい。具体的には、現代の高等教育システムにおける地方自治体による大学設置・運営の意義、国立大学や私立大学とは異なる公立大学固有の機能、そして人口減少社会における高等教育機会の確保と質保証の両立に向けた公立大学の役割である。これらの根本的な問いへの探究なくしては、現在進行中の制度変化の本質を理解することはできない。

そこで本研究では、理論面では歴史的制度論の高等教育政策研究への適用可能性を実証的に示し、実践面では今後の制度改革に向けた具体的な政策的示唆を導出することを試みる。特に私立大学の公立化という新しい制度的現象の意味を考察することで、日本の高等教育システム全体の将来的な再編成に向けた理論的・実践的な視座を提供することを目指したい。

2-2 理論的枠組み:新制度論及び歴史的制度論を踏まえた決定的分岐点の分析

新制度論と歴史的制度論は、制度の役割や変化に注目する理論として広く認知されている。本稿では両理論の特徴と相違点について、先行研究を参照しながら検討を行う。

新制度論とは、1970年代以降に発展した理論的枠組みである。March and Olsen (1984)は、制度が個人や組織の行動を制約すると同時に選択肢を提供する役割を持つことを指摘している。また、North (1990)は効率性やコスト削減の視点から制度を説明するアプローチを提示した。さらに、DiMaggio and Powell (1983)は制度が社会的に構築されるものであり、共有された価値観や規範に基づくという特徴を持つことを論じている。

一方、歴史的制度論は制度の形成過程や変化を長期的かつ歴史的な文脈で分析する点に特徴がある。Pierson (2004)は経路依存性の概念を提唱し、制度が過去の選択に強く影響を受け、その後の選択肢を制約することを示した。また、Mahoney (2001)は制度の変化が通常の進化的過程ではなく、歴史的な転換点で生じることを指摘している。

両理論の相違点について、早川 (2018) は以下の4点を指摘している。第一に時間軸の捉え方である。新制度論が静的または短期的な制度の役割や変化に注目するのに対し、歴史的制度論は長期的な視点で制度の進化や変化を分析する。第二に制度形成の説明方法である。新制度論が主に効率性や合理的選択の結果として説明するのに対し、歴史的制度論は歴史的な文脈や偶然的要因を重視する。第三に変化のメカニズムの理解である。新制度論が漸進的・継続的な変化に着目するのに対し、歴史的制度論は決定的分岐点や経路依存性に基づく変化を重視する。第四に分析の焦点が異なる。新制度論が組織や制度の現状に注目するのに対し、歴史的制度論は制度の歴史的形成とその影響を重視する。

新制度論と歴史的制度論は、制度研究における重要な理論的枠組みになっている。千葉 (2015) は、両者の視点は制度の形成過程や変化のメカニズムを理解する上で相互補完的な役割を果たしており、今日の制度研究において不可欠な分析ツールとなっているとする。また、北川 (2010) は、これらの理論的枠組みが現代社会の制度変化を分析する上で重要な存在と位置付けている。

歴史的制度論の近年の理論的発展について、主要な展開を整理しながらさらに議論を進めたい。2000年代以降、歴史的制度論は漸進的変化の理論化という課題を扱ってきた。Thelen (2004)は制度変化を説明する際に、急激な変化だけでなく漸進的な制度変容にも注目する必要性を指摘した。特に制度の「層化」(layering)、「転用」(conversion)、「放置」(drift)という概念を示し、制度変化の多様な形態を理論化した。これら概念は、その後の研究において広く採用されることとなった。

Mahoney and Thelen (2010)はさらにこの議論を発展させ、制度変化の類型論を提示している。彼らは制度の特性と政治的文脈の組み合わせによって、どのような種類の制度変化が生じやすいかを理論化した。具体的には制度の曖昧性の程度と現状維持勢力の拒否権の強さという二つの変数から、制度変化のパターンを説明しようと試みた。Streeck and Thelen (2005)は先進資本主義諸国における制度変化を分析する中で、「漸進的だが転換的な変化」という概念を提示した。彼らの研究は急激な制度変化だけでなく、小さな変化の累積が大きな制度転換をもたらす可能性を理論的に説明した点で重要な貢献となっている。さらに、Fioretos, Falletti, and Sheingate (2016)はグローバル化や技術革新といった新たな課題に対する歴史的制度論のアプローチを展開している。国際的な制度変化や複数の制度領域にまたがる相互作用にも注目し、歴史的制度論の適用範囲が拡大された。

最近の研究動向としては、Capoccia (2016)による決定的分岐点の再検討がある。従来の決定的分岐点概念が制度変化の「機会の窓」としての側面を強調しすぎていたという批判を踏まえ、制度変

化の持続性や変化に対する様々なアクターの関与についてより詳細な分析を行っている。これらの理論的發展は、歴史的制度論が当初の枠組みを超えて、より精緻な制度変化の説明を可能にしていることを示している。Capoccia (2016)は短期間の政治的流動性の高い時期における行為主体の選択が、長期的な制度発展の経路を決定づけるメカニズムの解明をする上で有効と指摘している。そこで本稿では、Capoccia の議論に依拠しながら決定的分岐点アプローチの理論的意義と分析視角について検討する。

決定的分岐点の分析のメリットには以下の3点が挙げられる。第一に制度形成における政治的企業家の役割と連合形成のダイナミクスを明らかにする点である。Capoccia (2016: 1009)が指摘するように、制度変化の重要な時期において政治的企業家は既存の組織的基盤を活用しながら、新たな制度的選択を支持する連合を形成する。第二に主要アクターの選好だけでは説明できない制度的帰結を分析できる点である。Kalyvas (1996)の研究が示すように、決定的分岐点における戦略的相互作用は時として当事者が意図しない制度的帰結をもたらすことがある。第三に制度変化における理念の政治的重要性を捉えることができる点である。Blyth (2002)が論じるように、不確実性の高い時期においてアクターは新たな制度的選択を正当化する理念を戦略的に活用する。Capoccia (2016)は「near-miss」という概念を導入し、変化が起こりかけたが実現しなかったケースの分析の重要性を指摘している。

この概念を用いて分析をすると、比較研究による制度変化の政治的ダイナミクスをより理解しやすくなる効能がある。ただし、決定的分岐点の分析にあたっては具体的な手順に留意する必要がある。Capoccia (2016: 349-363)は分析単位の明確化、潜在的な決定的分岐点の特定、構造的要因の検証、通時的比較、政治過程の再構成という5つの段階を提示している。これらの手順は制度変化の複雑なプロセスを体系的に分析する上で重要な指針となる。

決定的分岐点の分析における具体的手順として、第一に分析単位の明確化としてどの制度の変化を分析対象とするのかを特定する。第二に潜在的な決定的分岐点の特定として制度的安定性の揺らぎ、急進的変化の要求が生じた時期を特定する。第三に構造的要因の検証として変化が純粋に構造的要因によって決定されているのではないことを確認する。第四に通時的比較として複数の決定的分岐点のうち最も重要なものを特定する。第五に政治過程の再構成として主要な意思決定者とその相互作用を特定し、実現可能であった制度的選択肢を解明する。

もちろん、決定的分岐点にも限界があることは確かである。Capoccia (2016: 128)が指摘するように、この分析は経路依存性への過度な帰着という課題を抱えている。特に、Levitsky and Murillo (2009)が論じる制度の「弱さ」に関する理論や、Streeck and Thelen (2005)が提示する内生的制度変化の理論との関係で、このアプローチの適用範囲を明確にする必要がある。

理論的な研究課題としては、異なる制度変化の理論的アプローチ間の関係性を明確化し、それぞれがどのような条件下で有効なのかを理論化することが求められている。決定的分岐点は制度変化における行為主体の役割と偶発性の重要性を強調する点で貢献しうるが、その分析射程についてはあらかじめ精緻化しておく必要があるだろう。

2-3 分析のデザイン

前節で述べたように、日本の高等教育研究では、制度研究は事実解明的な記述研究が多く、公共政策や行政学でも用いられてきた制度論を用いた分析は、とくに公立大学に対しては行われてきたとはいいいにくい。そこで、本稿では、地域政策・地方自治の政策過程における大学の認識と実態について現状を概観するため、そこで決定的分岐点の分析枠組みに照らしてデータに基づく現状整理を行い、今後の公立大学研究の論点を析出していく。

本研究では、公立大学における制度的変化とその政策過程を分析するために、以下の手順で分析を行っていく。

まず、分析の基本的枠組みとして、先に示した決定的分岐点の概念を用いる。これまで述べた通り、日本の高等教育研究において公立大学制度の分析が十分になされていない現状を踏まえ、より体系的な分析を可能にするためである。このため、具体的には、以下の5つの分析範囲と対象を設定する。

■分析範囲と対象

1. 分析単位の明確化：公立大学の設置者側・地方公共団体視点での分析実施
2. 潜在的な決定的分岐点の特定：公立大学法人化・行政改革をめぐる人事と財政
3. 構造的要因の検証：中央地方関係と地方政府内のプリンシパル・エージェント関係
4. 通時的比較：法人化改革以降の人事を通じた設置者の統制の変遷
5. 政治過程の再構成：高等教育のアクセスを保障する国公私を超えた地域間資源配分

分析単位として公立大学の設置団体・地方公共団体の視点を置く点が特徴である。従来の大学組織中心の高等教育研究から、設置者である地方自治体の立場からの検討へと視座を転換する。公立大学法人化を、行政改革に関する人事・財政面での潜在的な決定的分岐点として特定する。ここから、中央地方関係および地方政府内部のプリンシパル・エージェント関係という構造的要因を検証していく。さらに、法人化以降の人事制度を通じた設置者による統制の変遷を通時的に比較分析する。最後に、これらの結果を踏まえて、地域間の高等教育資源配分における国公立の枠組みを超えた政治過程の再構成をいかに果たすべきか、公立大学の制度的変化とその政策過程について、より体系的な分析と考察を展開していくために必要な、今後の研究上の論点を明らかにするところまでを行う。

そのためのデータ収集と分析手法については、以下の二つから行う。一つ目は、公立大学法人とその設置者を対象としたアンケート調査「公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査」から得られたデータとそれにまつわる基本情報の分析である。これにより、大学教職員を含むステークホルダーの視点から制度変化の実態を把握する。具体的には、設置者に関する分類データのクラスター分析と、設置者の定性的な記述分析の組み合わせで行う。この複合的なアプローチにより、制度変化の多面的理解を図る。

3. 結果:公立大学の設置地方公共団体についての地域振興効果の検証

3-1 地元出身者占有率と地元大学進学率と学生数の関係

図 6-1 は、横軸に、公立大学の設置地方公共団体別に地元大学進学率、縦軸に地元出身者占有率にとって、学生数をバブルチャートもとにバブルチャートにしてものである。複数の大学を設置している場合はバブルチャートなので重なって示されている。ただし、調査対象となるすべての公立大学からの回答を得ることはできなかったため、解釈には留意・限定が必要である。

公立大学における学生規模の分布を見ると、大阪公立大学が約 16,000 人と突出した規模を有しており、北九州市立大学、兵庫県立大学、横浜市立大学などの 3,000 人から 10,000 人規模の中規模大学群、そして医療系・芸術系など専門分野に特化した 1,000 人未満の小規模大学群という、明確な規模別の特徴が見られる。

地元との関係性においては、愛知県立大学の 72.1%を筆頭として、沖縄県立芸術大学の 78.8%を最高とする高地元出身者率の大学が存在する一方で、公立鳥取環境大学や奈良県立大学など、進学率 15%前後、出身者率 25%前後の低地元率の大学も存在している。

総じて地元進学率と地元出身者率には正の相関関係が見られ、大規模校ほど地元率が低い傾向にある。一方で、専門分野特化型の大学は地元率が高い傾向が確認された。これらの相関は、各大学の教育特性や地域との関係性を一定程度反映しているものと考えられる。

設置形態別に細かく見てみると、人口が集積し近隣の地方公共団体との往来も多く、さらに遠隔地からも誘因力が働く大都市が多い政令市設置の大学は比較的大規模で広域からの学生受入れ傾向が強く、都道府県設置の大学は規模の多様性が大きく地域特性による差が著しい。一方、中核市設置の大学は比較的小規模で地域密着型の特徴を有していることがわかる。

このためこれらの分布を敷衍してとらえると、公立大学は地域のニーズや特性に応じて多様な役割を果たしている。大規模総合大学が広域からの学生を集める傾向がある一方で、専門分野特化型の小規模大学は地域密着型の教育を提供しており、こうした地域の特性に応じた機能分化が公立大学の特徴となっている。

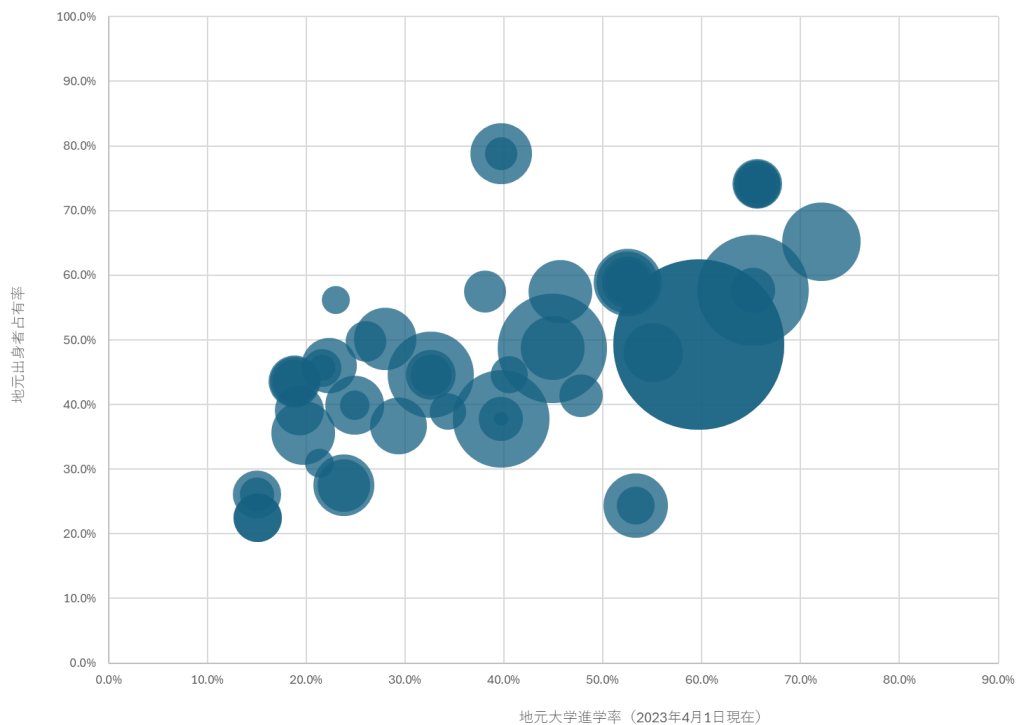
このデータからは、公立大学の運営に関する複数の政策課題・論点が浮かび上がってくる。

第一の課題は、大規模校と小規模校の間での機能分化をどのように政策的に位置づけ、支援していくかという点である。大規模校が広域からの学生を集める傾向がある一方で、地域密着型の小規模校は高い地元率を示している。この異なる特性を持つ大学群に対して、画一的な評価指標や支援策を適用することは適切ではない可能性がある。それぞれの機能に応じた評価基準や支援の在り方を検討する必要がある。

第二の課題は、設置主体である地方自治体の行政規模と大学の機能との関係性をどのように制度設計に反映させるかという点である。政令市設置の大学が広域型の特徴を持ち、中核市設置の大学が地域密着型の特徴を持つという明確な傾向が見られる。この事実は、設置主体の行政規模に応じた異なる政策枠組みの必要性を示唆しているが、現行の制度ではこうした違いが十分に考慮されていない可能性がある。

第三の課題は、専門分野特化型の小規模大学の持続可能性である。これらの大学は高い地元率を示しており、地域のニーズに応える重要な役割を果たしているが、少子化が進む中で、地域の人口規模だけで維持できるのかという課題がある。地域を越えた連携や、オンライン教育の活用など、新たな展開の可能性を検討する必要がある。

図 6-1 地元出身者占有率と地元大学進学率と学生数の関係



(出典) 各種データをもとに作成した本プロジェクト作成データによる。

なお、複数の大学を設置する地方公共団体のバブルが重なっている

3-2 大学類型の設定

いっぽう、本プロジェクトでは、公立大学の機能と特性を踏まえ、7 つの類型を設定した。この類型化は、各大学の規模、専門分野、地域特性を反映したものである。

第 1 類型は、大阪公立大学（学生数 15,984 人）と横浜市立大学（5,170 人）に代表される大規模総合大学群である。これらの大学は政令市が設置主体となっており、都市部に立地し広域からの学生受入れを特徴とすることから、独立した類型として位置づけた。

第 2 類型から第 4 類型は中規模大学群として設定した。第 2 類型には北九州市立大学（6,757 人）や兵庫県立大学（6,551 人）など学生数 2,000 人以上の総合大学を、第 3 類型には福島県立医科大学（1,696 人）や和歌山県立医科大学（1,340 人）などの医科系単科大学を、第 4 類型には埼玉県立大学（1,764 人）や神奈川県立保健福祉大学（1,069 人）などの保健医療系大学を位置づけた。これは各大学の規模と専門分野における共通性を考慮したためである。

第 5 類型と第 6 類型は専門分野特化型の大学群として設定した。第 5 類型には秋田県立大学（1,878 人）や山陽小野田市立山口東京理科大学（1,499 人）などの理工系単科大学を、第 6 類型には沖縄県立芸術大学（578 人）や秋田公立美術大学（485 人）などの芸術系単科大学を位置づけた。これらは地域の特定分野における高度な専門教育機能を担っていることから、独立した類型とした。

第 7 類型には高崎経済大学（4,062 人）や神戸市外国語大学（2,233 人）など、その他の小規模大学群を位置づけた。これらの大学は、学生規模は 1,000 人から 4,000 人と幅広いが、地域のニーズに応じた特色ある教育研究活動を展開している点で共通性を持つ。

表 6-1 本プロジェクトで設定した大学類型

大学 類型	地方公共団体名	設立大学(1)	設立大学(2)	設立大学(3)	大学 数	規 模	学生総現 員(2022 年5月1 日)
1	大阪市	大阪公立大学			1	3	15,984
	大阪府 横浜市	横浜市立大学			1	3	5,170
2	北九州市	北九州市立大学			1	3	6,757
	兵庫県	兵庫県立大学	芸術文化観光専門職大学		2	3	6,551
	愛知県	愛知県立大学	愛知県立芸術大学		2	3	3,427
	広島県	県立広島大学	広島県立鞆啓大学		2	3	2,508
	京都府	京都府立大学	京都府立医科大学		2	3	2,273
	富山県	富山県立大学			1	3	2,227
	熊本県	熊本県立大学			1	3	2,205
	岩手県	岩手県立大学	岩手県立大学盛岡短期大学部	岩手県立大学宮古短期大学部	3	3	2,130
	広島市	広島市立大学			1	3	2,084
	北部広域市町村圏事務組合	名桜大学			1	3	2,054
	宮城県	宮城大学			1	2	1,896
	鳥取県	公立鳥取環境大学			1	2	1,284
	鳥取市						
	福岡県	福岡県立大学	福岡女子大学	九州歯科大学	3	2	1,077
	小松市	公立小松大学			1	2	1,014
	札幌市	札幌市立大学			1	1	830
	旭川市	旭川市立大学	旭川市立大学短期大学部		2	1	800
3	福島県	福島県立医科大学	会津大学		2	2	1,696
	和歌山県	和歌山県立医科大学			1	2	1,340
	奈良県	奈良県立医科大学			1	2	1,263
	岐阜市	岐阜薬科大学			1	1	790
4	埼玉県	埼玉県立大学			1	2	1,764
	神奈川県	神奈川県立保健福祉大学			1	2	1,069
	青森県	青森県立保健大学			1	1	969
	新見市	新見公立大学			1	1	764
	千葉県	千葉県立保健医療大学			1	1	732
	山形県	山形県立保健医療大学	山形県立米沢栄養大学	山形県立米沢女子短期大学	3	1	450
	三重県	三重県立看護大学			1	1	433
	岐阜県	岐阜県立看護大学	岐阜県情報科学芸術大学院大学		2	1	362
5	川崎市	川崎市立看護大学			1	1	101
	秋田県	秋田県立大学	国際教養大学		2	2	1,878
6	山陽小野田市	山陽小野田市立山口東京理科大学			1	2	1,499
	前橋市	前橋工科大学			1	2	1,362
	諏訪広域公立大学事務組合	公立諏訪東京理科大学			1	2	1,342
	函館圏公立大学広域連合	公立はこだて未来大学			1	2	1,229
	千歳市	公立千歳科学技術大学			1	2	1,154
7	沖縄県	沖縄県立芸術大学			1	1	578
	秋田市	秋田公立美術大学			1	1	485
8	高崎市	高崎経済大学			1	3	4,062
	神戸市	神戸市外国語大学	(神戸市立工業高等専門学校)		2	3	2,233
	下関市	下関市立大学			1	3	2,071
	上田市	長野大学			1	2	1,455
	尾道市	尾道市立大学			1	2	1,452
	釧路公立大学事務組合	釧路公立大学			1	2	1,355
	福山市	福山市立大学			1	2	1,076
	長野県	長野県立大学	長野県看護大学		2	2	1,024
	群馬県	群馬県立女子大学	群馬県立県民健康科学大学		2	1	916
	宮崎市	宮崎公立大学			1	1	911
	福知山市	福知山公立大学			1	1	779
	奈良県	奈良県立大学			1	1	634

(出典) 本プロジェクト作成のデータセットより筆者作成

3-3 公立大学の特徴:大都市圏と地方圏の差異

地元出身者占有率と他県への流出率を主軸にして、公立大学アンケートで得られた大学データ（地元大学進学率（2023 年 5 月 1 日）、地元出身者占有率（2023 年 5 月 1 日）、大学類型、規模、学生総現員（2022 年 5 月 1 日））を用いたクラスター分析を実施した結果をもとに大学別の特徴を論じた。標準化処理を経たデータに対し、K-means 法（クラスター数 4）を適用し、各クラスターの特徴を比較・可視化した。クラスター間の適切性をシルエットスコアにより評価し、各データポイントを散布図で可視化することで、地元志向性や流出傾向に基づく大学群の特徴を明確化した（表 6-2）。

これらのクラスターに基づき、地域の特性や教育政策の影響が大学の特性にどのように反映されているかを考察することが可能である。特に、クラスター 1 や 3 に見られる他県への流出率の高さは、地域における高等教育機関の魅力やアクセスの課題を示唆していると考えられる。一方で、クラスター 2 のように地元出身者占有率が高く流出率が低い場合、地域密着型の高等教育が成功している可能性が示唆される。

表 6-2 公立大学の特性類型

Cluster	地元出身者占有率	他県流出率	大学数	大学類型	規模
0	51.630769	49.169231	1.230769	1.769231	2.846154
1	37.113636	74.018182	1.000000	4.772727	1.772727
2	66.509091	42.209091	1.090909	5.181818	1.545455
3	43.371429	72.557143	2.285714	5.142857	1.857

地元大学進学率（2023 年 5 月 1 日）、地元出身者占有率（2023 年 5 月 1 日）、

大学類型、規模、学生総現員（2022 年 5 月 1 日）K-means 法（クラスター数 4）を適用

シルエットスコア 0.45

クラスター分析の結果を示すため、他県への流出率を縦軸に、地元出身者占有率を横軸にして示したグラフが図 6-2 である。

以下ではクラスター別の特徴を示す。

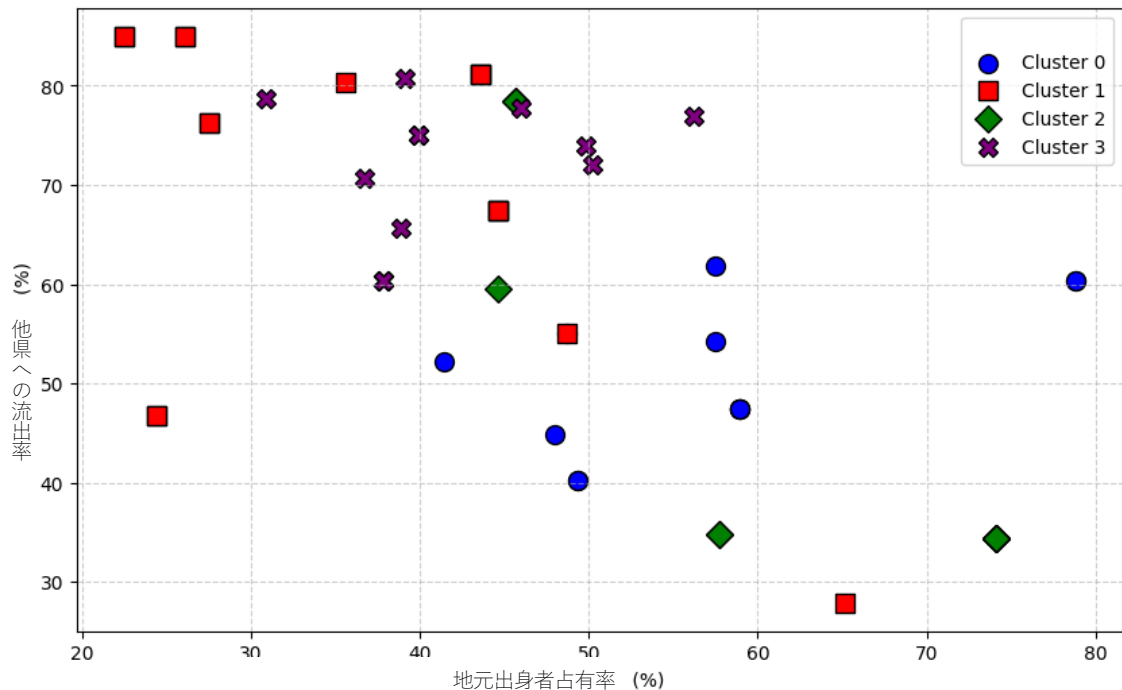
クラスター 0 は、地元出身者占有率が中程度（約 51.6%）で、他県への流出率も中程度（約 49.2%）の特徴を持つ。このクラスターには設置団体が設置する大学の数が少ない場合が多く（主に 1 校程度）、主に一般的な大学類型（タイプ 1～2）に属し、中規模から大規模な大学が含まれる。

クラスター 1 は、地元出身者占有率が低く（約 37.1%）、他県への流出率が高い（約 74.0%）という特徴を示している。このグループはほとんどが単一の大学で構成されており、大学類型は多様（主にタイプ 4～5）であり、規模は小さい大学が多い。

クラスター 2 は、地元出身者占有率が高く（約 66.5%）、他県への流出率が低い（約 42.2%）という特徴を持つ。設置団体が設置する大学の数は少ない場合が多く（約 1 校）、主にタイプ 5 の大学が属しており、規模は中規模から小規模の大学が中心である。

クラスター 3 は、地元出身者占有率が中程度（約 43.4%）で、他県への流出率が高い（約 72.6%）という特徴がある。このクラスターには設置団体の設置する大学の数が複数ある場合が多く（約 2 校）、主にタイプ 5 の大学が含まれており、中規模の大学が多い。

図 6-2 クラスター分析：他県への流出率（縦軸）・地元出身者占有率（横軸）



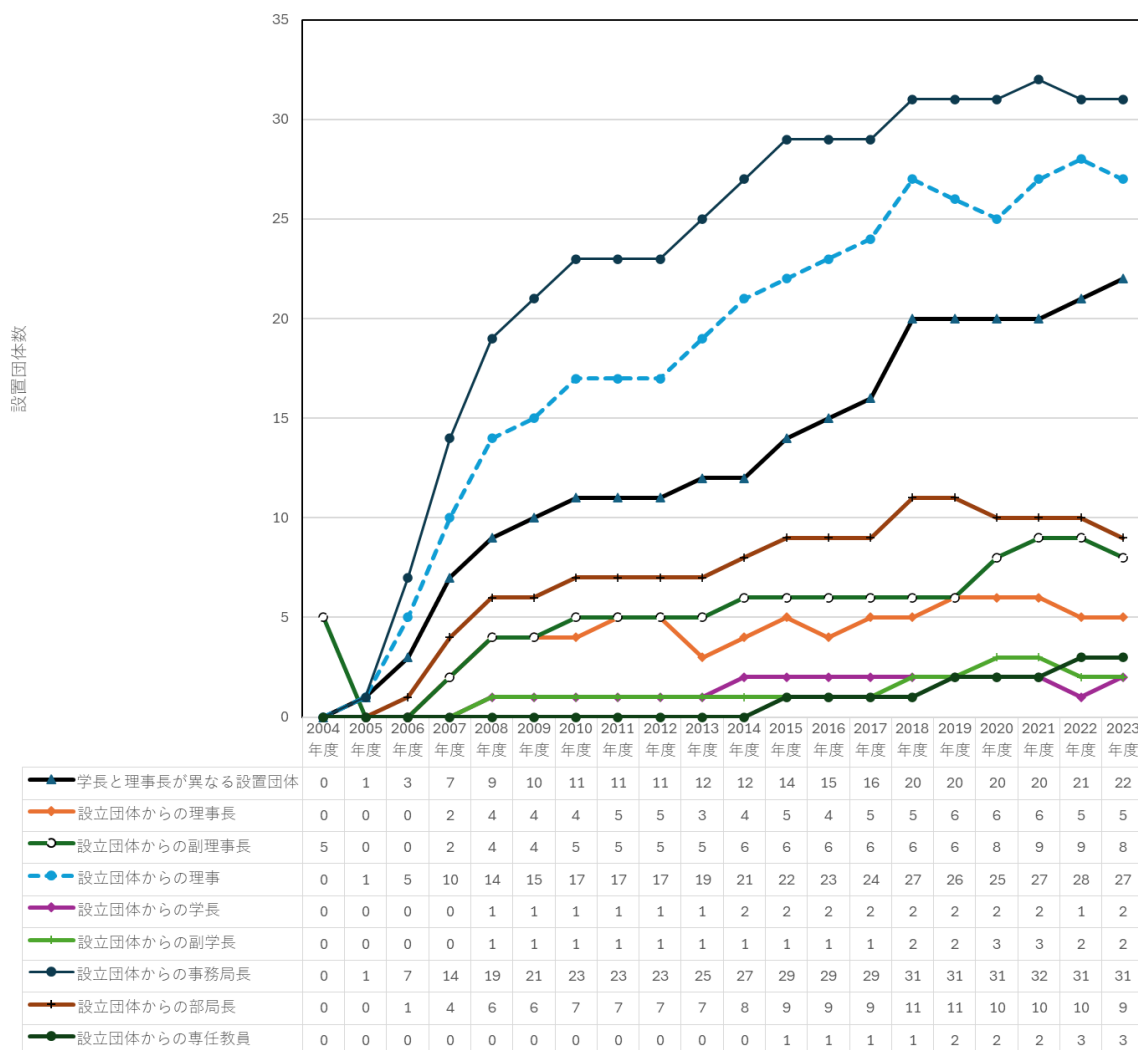
3-4 法人出向を通じた公立大学のガバナンス:事務局長を中心とした出向

行政学分野において注目され続けてきた主要な研究テーマの一つに出向がある。退職金支給を伴わない退職派遣に係る先行研究には、地方における中央官僚の出向人事については先行研究が多く、この人事現象がなぜ生じるかについては、事例分析アプローチを主とした解明が試みられ、盛んに議論されてきた（青木, 2003; 秋月, 2000a, 2000b; 稲継, 2000; 喜多見, 2007 など）。特に、地方の側で中央官僚の出向人事の受入れを誰が決めているかについては、秋月（2000a）では、各地方公共団体の人事担当者に対するインタビューを通じて、任命権者である首長（あるいはその周辺）によって決定が行われているとする。

これは異なる法人・団体等との間の人事関係は、公立大学の場合は法人化によって新たに生まれた慣行であり、それまでは当然同じ団体内の人事異動に過ぎなかった。この出向の様子をみると、設立団体の大学運営への出向は、事務局長（31 件）や理事（27 件）が多くこれらは多くが兼務をしていると思われ、運営面で主導的な役割を担っていることが明らかである。一方で、学長（1～2 件）や副学長（1～3 件）、専任教員（3 件）の数が少ないことから、教育・研究の現場では設立団体の関与が限定的であり、学術的な自律性が一定程度維持されていると考えられる。特に部局長の管理職となるとすくなくなくなっている（図－3）。

このように、設立団体の出向は大学の経営判断が問われる運営面に集中し、教育や学術面やさらに学務などの専門性職種では相対的に控えめである傾向がうかがえる。法人化の趣旨を鑑みると、公務員の定数削減という見かけの行政改革効果を狙っていた面もあることから、自身の公務員身分を持つ事務職員による大学運営をなるべく軽減したいという方向性がみてとれる。

図 6-3 設置団体からの出向者数の推移



(出典) 本プロジェクト作成のデータセットより筆者作成

4. 議論

本稿には、いくつかの方法論的限界が存在する。第一に、調査対象となるすべての公立大学からの回答を得ることはできなかった点である。このため、大規模な公立大学に関する得られた知見の一般化可能性については慎重な判断が必要である。第二に、クラスター分析による分類は、実用的な示唆を提供するに十分ではあるものの、完璧な水準とまでとはいえない。これらの限界は、本研究の結果を解釈する際に留意すべき重要な点である。

しかしながら、これらの限界を考慮に入れてもなお、本研究からは制度論的観点から重要な発見が得られた。分析単位の明確化した公立大学の設置者側・地方公共団体視点での分析の結果、潜在的な決定的分岐点の特定が、公立大学法人化・行政改革をめぐる人事と財政でできたことである。特に注目すべきは、公立大学をめぐる各アクターの行動が、新制度論的な合理的な経済主体としての意思決定の結果として説明可能であるという点である。高い地元出身者占有率と低い流出率というパターンは、地域密着型の高等教育戦略が効果的に機能していることを示すと同時に、地方自治体による合理的な資源配分の結果として理解することができる。このことは、財政規律の観点から

公立大学に向けられてきた従来の批判に対して、経済合理性の観点から一定の反証を提供するものである。

さらに興味深いのは、私立大学の公立化という現象が、新制度論アクターの経済合理的行動から説明可能である点である。直観的には、経営困難な私立大学の救済という意味でモラルハザードとして批判されがちなこの現象が、アウトプットベースでの分析からは、むしろ地方財政制度のもとでの合理的な制度的対応として首肯できる。新制度論的な観点から見れば、地方交付税措置という制度的インセンティブの下で、各アクターが費用便益を考慮した上での合理的な選択を行った結果と解釈できる。

中央地方関係の観点からは、専門性に基づく間接統治への移行という現象が観察された。これは国立大学における法人化後の展開とは異なるパターンを示している。医学系など行政との密接な関連を持つ分野を除き、専門性の低さゆえに却って自律性が実現されているという逆説的な状況が見られる。この点は、従来の中央地方関係論における出向を通じたガバナンスとは異なる様相を示している。

特筆すべきは、出向人事の実証データの意義である。行政における出向の性質が従来の中央地方関係で見られた非公式の官制を継承し主要ポストを通じてさまざまに意図をもって影響力を行使しようとする中央地方関係の制度運用とは異なり、むしろ懸案対応のための実務的な派遣として機能していると明確にうかがえる点である。事務局長の理事兼務の一般化や、管理職における専門性の要求の低さなども、直接統治から間接統治への移行という法人化の趣旨に沿った「管理の粗放化・省力化」を図る展開として解釈できる。ただし、医学系のように行政との密接な関係が必要な分野では、異なるパターンが観察される点に注意が必要であるだろう。

公立大学法人制度は 1990 年代後半から進められてきた地方行政改革の一環である地方独立行政法人制度改革の一部として位置づけられ、地方自治体による大学運営の効率化を主な目的としていたといつてよい。より端的に言えば、地方公共団体において公立大学法人化は見かけの公務員定数削減のための魅力的なツールであったのである。そのため、法人化以降も地方自治体との基本的な関係性や財政運営における構造的課題は大きく変化していない。このため、首長など政治との距離が国立大学より近いという特性から、大学の自律性に関わる課題が特徴的に表出する事例も国立大学より顕著であった。

設置者側の意識分析からは、複数の重要な知見が得られた。国立大学とのイコールフットイングを求める制度意識が強く、特に無償化などの制度面での対応を求める声が顕著である。また、起債関連での課題意識が存在し、財源問題、特に交付税と無償化の制度の狭間に置かれていることへの問題意識も示されている。財政に関連して特徴的な点は、学生募集を最重要視し、教育・研究は二次的な関心事項となっている点である。これは「ローマの属州支配モデル」とも呼びうる特徴的なガバナンスパターンを示しており、職員の専門性が欠如する中で持続可能な運営モデルとして機能している可能性がある。さらに言えば、管理の粗放化で得られる人件費削減効果により、教育研究にかかる財政縮減圧力が国立大学よりも低いまま公立大学が推移しているという現象はある意味法人化改革の本来の趣旨の具現化とともとらえることができるかもしれない。

これらの発見を踏まえ、今後の研究課題として以下の点が指摘できる。第一に、公立大学の類型をより精緻化する必要がある。第二に、地域における国公立大学の総合的な需給推計と調整に関する分野別モデルの構築が必要である。これにより、制度設計における経済的効率性をより詳細に評価することが可能となるだろう。

5. 結語

本研究のプロジェクト全体の分析を通じて、公立大学システムは人口のダム効果、地域住民の移転収支、地方交付税措置といった現行制度の枠組みの中で合理的な制度進化を遂げていることが明らかとなった。これは、従来の公立大学に対する批判的な見方に再考を促す発見であった。また、実務経験に基づく知見と実態データの分析から、国立準拠論という共通の志向性や、国立よりも緩やかな資源配分上の削減率といった特徴も確認された。

今後は、制度的に少子高齢化の進展に伴う小規模大学の存続可能性と大規模大学への学生集中という二重の構造的課題への対応の中での公立大学の位置づけ方が課題になる。この点の研究上の課題としては、歴史的制度論の枠組みの分析と公立大学類型の精緻化が求められるだろう。また、行政上は財政面を含めた地域における国公立大学の総合的な需給推計・調整のためのモデルの構築が必要であるだろう。さらに、役割分担論と補完性の原理という観点から、公費支出の妥当性を理論的に再検討する必要がある。政策的課題としては、現実化している少子化への対応として、地域における高等教育機会の適正な配置と規模の調整に関する現実的なシナリオの構築が急務となっている。これには、より包括的な政策的対応と、国公立を含めた総合的な制度設計が求められるという議論に戻りこれを深めることになる。

本研究の結果は、人口が少ない都道府県における人口のダム効果や、地域住民の仕送り等の移転収支、地方交付税措置といった現行制度の枠組みの中で、地域における合理的行動が起きていることを示している。この発見は、公立大学に対する従来の財政負担上の批判的な見方に再考を促す発見があったことは個人的には意外であった。興味深いことに、本研究では、関心の視点は異なるものの、国立準拠論という共通の志向性が見られるという皮肉な結果も得られた。また、個別分断されているがゆえに、資源配分上の削減率は国立よりも緩やかであるという印象も得られた。これは法人化直後の事務職員としての実務経験とも整合的な知見である。

このように、本研究の結果は、実態データを筆者の公立大学法人における勤務の経験ベースの感覚を照らし合わせて主観的に分析・論評したものに過ぎない。しかし、公立大学システムが従来考えられていたよりも複雑かつ合理的な制度進化を遂げていることを示唆している。

しかしながら、今後の少子高齢化の進展に伴い、小規模大学の存続可能性や大規模大学への学生集中という課題は避けられない。これらの課題に対しては、より包括的な政策的対応が必要となる。今後は、より詳細な実証研究と理論的検討を通じて、これらの知見をさらに深化させていく必要がある。今後の研究課題として、すでに実現した未来である少子化という現実問題への対応のため、地域における国公立大学を総合したあり方検討と現実的な着地点のシナリオの構築が間違いなく今後の高等教育研究の重要な課題となっている。

<参考文献>

青木栄一（2003）「文部省から地方政府への出向人事：1977年から2000年までの全825事例分析」『東京大学大学院・教育学研究科教育行政学研究室紀要』22、19-36頁。

秋月謙吾（2000a）「人事交流と地方政府（一）：公共部門における人材戦略」『法学論叢』147（5）、1-26頁

秋月謙吾（2000b）「人事交流と地方政府（二）：公共部門における人材戦略」『法学論叢』147（6）、1-20頁

稲継裕昭（2000）『人事・給与と地方自治』東洋経済新報社

大谷基道（2017）「都道府県における新たな政策にかかる人材の確保：出向官僚と民間人材の活用」『公共政策研究』17、69-82頁。

- 喜多見富太郎 (2007) 『地方出向を通じた国によるガバナンス』 東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」
- 島 一則 (2023) 『国立大学システム』、東信堂。
- 田村秀 (2021) 『公立大学の過去・現在・そして未来』 玉川大学出版部。
- 中田晃 (2020) 『可能性としての公立大学政策：なぜ平成期に公立大学は急増したのか』 学校経営研究会。
- 村上祐介 (2019) 「出向人事研究の現代的意義」大谷基道・河合晃一編『現代日本の公務員人事』第一法規、97-112。
- 渡部 芳栄 (2019) 公立大学・公立大学法人の財政・財務分析, 『高等教育研究』, 2012, 15 巻, p. 71-92。
- Fioretos, O., Falletti, T. G., & Sheingate, A. (2016). Historical institutionalism in political science. In O. Fioretos, T. G. Falletti, & A. Sheingate (Eds.), *The Oxford handbook of historical institutionalism* (pp. 3-28). Oxford University Press.
- Mahoney, J., & Thelen, K. (2010). A theory of gradual institutional change. In J. Mahoney & K. Thelen (Eds.), *Explaining institutional change: Ambiguity, agency, and power* (pp. 1-37). Cambridge University Press.
- Streeck, W., & Thelen, K. (2005). *Beyond continuity: Institutional change in advanced political economies*. Oxford University Press.
- Thelen, K. (2004). *How institutions evolve: The political economy of skills in Germany, Britain, the United States, and Japan*. Cambridge University Press.
- DiMaggio, P. J., & Powell, W. W. (1983). The iron cage revisited: Institutional isomorphism and collective rationality in organizational fields. *American Sociological Review*, 48(2), 147-160.
- March, J. G., & Olsen, J. P. (1984). The new institutionalism: Organizational factors in political life. *American Political Science Review*, 78(3), 734-749.
- Mahoney, J. (2001). Path-dependent explanations of regime change: Central America in comparative perspective. *Studies in Comparative International Development*, 36(1), 111-141.
- North, D. C. (1990). *Institutions, institutional change and economic performance*. Cambridge University Press.
- Pierson, P. (2004). *Politics in time: History, institutions, and social analysis*. Princeton University Press.
- Capoccia, G. (2016). Critical junctures and institutional change. In J. Mahoney & K. Thelen (Eds.), *Advances in comparative-historical analysis* (pp. 147-179). Cambridge University Press.
- Fioretos, O., Falletti, T. G., & Sheingate, A. (2016). Historical institutionalism in political science. In O. Fioretos, T. G. Falletti, & A. Sheingate (Eds.), *The Oxford handbook of historical institutionalism* (pp. 3-28). Oxford University Press.
- Mahoney, J., & Thelen, K. (2010). A theory of gradual institutional change. In J. Mahoney & K. Thelen (Eds.), *Explaining institutional change: Ambiguity, agency, and power* (pp. 1-37). Cambridge University Press.
- Streeck, W., & Thelen, K. (2005). *Beyond continuity: Institutional change in advanced political economies*. Oxford University Press.
- Thelen, K. (2004). *How institutions evolve: The political economy of skills in Germany, Britain, the United States, and Japan*. Cambridge University Press.

第7章 公立大学の役割の再検討:大学の拡大は何をもたらしたのか

原田健太郎（島根大学）

1. はじめに

公立大学の一義的な役割は、地域社会の学生への教育機会の提供であると考えられる。本稿で扱う公立大学へのアンケート調査（公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査）の結果でも、重視している指標として、設置自治体からの学生の受入とそこへの就職をあげている大学が一定数存在し、その言説は数値でも裏付けられている。

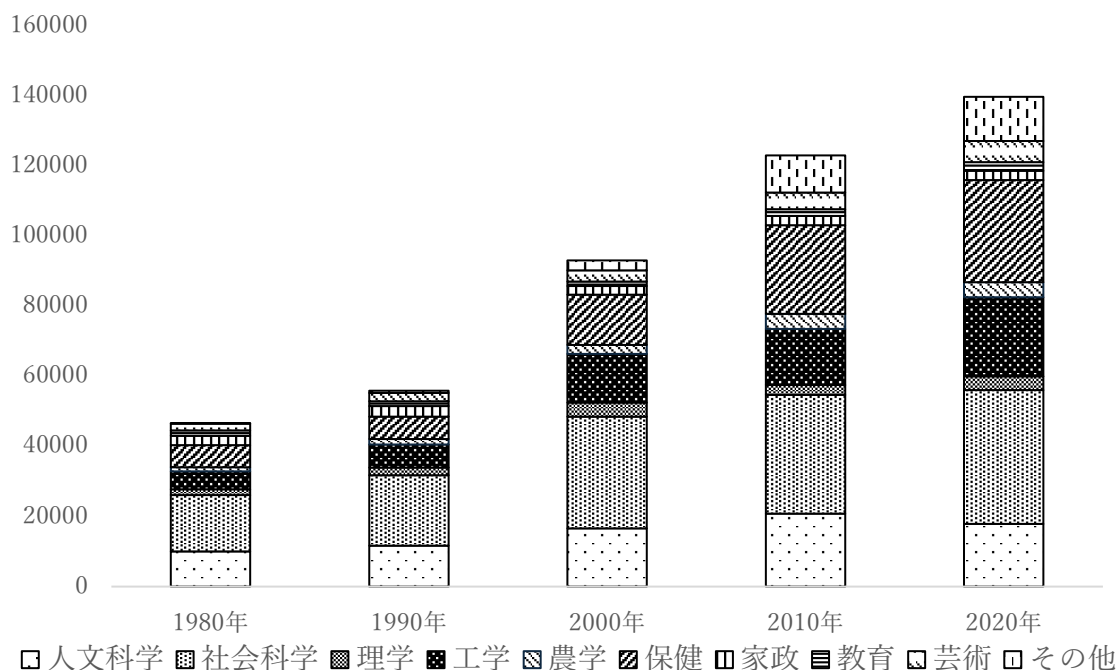
本稿も、その認識を基盤としたうえで、改めて公立大学が果たしている役割について検討を行う。それを行うために、「専門分野」と「大学院教育」に着目することとしたい。すなわち、平成期の公立大学の拡大を経て、専門分野別の学生数の分布がどのように変動したのか、学部生と大学院生の比率がどのように変動したのかを明らかにする。その結果として公立大学の機能の変貌と、それに伴う大学経営の変貌も同時に明らかにすることが本稿の目的となる。

2. 学生数に基づく検討

2-1 学部学生数の推移

初めに、学部学生数の推移から、公立大学の状況を検討する。図7-1は、専門分野別の学部学生数の推移である。先行研究が指摘するように、「保健」系の学生数の増加は確かに大きい（中田 2020）。一方で、各専門分野ともに増加が見られる。平成期の公立大学の拡大期においては、「保健」系の学生数の増加に加えて、「保健」系以外の専門分野の学生においても拡大が見られた。

図7-1 公立大学の学部学生数の推移（学校基本調査を基に筆者作成）



次に、1980年時点の学生数と比較して増加の程度が大きい専門分野を見ていく。最も増加の程度が大きい専門分野は「その他」である。実際、公立大学には学際的な学部・学科も多いこともあり、それを反映した結果であると思われる。ただし、1980年時点での専門分野「その他」の学生数は173人と極めて少なく、それも加味して考える必要がある。

専門分野「その他」に次いで増加の程度が大きいのは「保健」である。先行研究が指摘するように、公立大学の拡大は、「保健」系学部等の拡大が一つの要因であったことを裏付ける結果である。なお、1980年時点と比べて2020年時点の学生数は4.58倍となっている。

「保健」の次に大きな拡大を遂げたのは「工学」で、それに「農学」が続く形となっている。1980年と比較して、2020年の学生数は、「工学」が4.38倍、「農学」が3.73倍であり、「工学」については、「保健」の値とはそこまで離れた値をとっていない。公立大学の拡大期には、理工農系分野において増加が顕著であったのである。

一方で、「人文科学」や「社会科学」、「家政」、「教育」の拡大は相対的に小さい状況にある。これらのうち、最も高い値は、「社会科学」の2.37倍であり、最も低い値は、「家政」の1.01倍となっている。これらの専門分野の学生の一部は、専門分野「その他」に吸収された可能性も大きく、増加が無かったとは思われないが、増加の程度という点では相対的に低い位置にあることが分かる。

これらのデータから言えることは、公立大学の拡大は、保健系学部・学科の拡大に加えて、理工農系学部の拡大も寄与していたことが分かる。

それでは、なぜこのようなことが生じたのであろうか。公立大学の拡大期において、学校数でいえば保健系の大学・学部の新設は多い。一方で、保健系の学部・学科の定員規模は相対的に小さい。しかし、理工農系分野の学部・学科の場合、保健系と比較して、学校数の増加は相対的に多くはないが、一大学当たりの定員が相対的に多い。すなわち、一校新設されることで、増加する学生数も多いことから、学生数の増大が見られたと思われる。

前述した理工農系の大学・学部・学科の増加は、新設はもちろんのこと、短期大学からの移行、私立大学からの設置形態の変更等、様々な要因で生じてきており、現在では理系学部への転換政策も行われるに至っている。それらの結果として、理工農系分野の学生数の増大が見られるのが、公立大学の特徴であると言える。

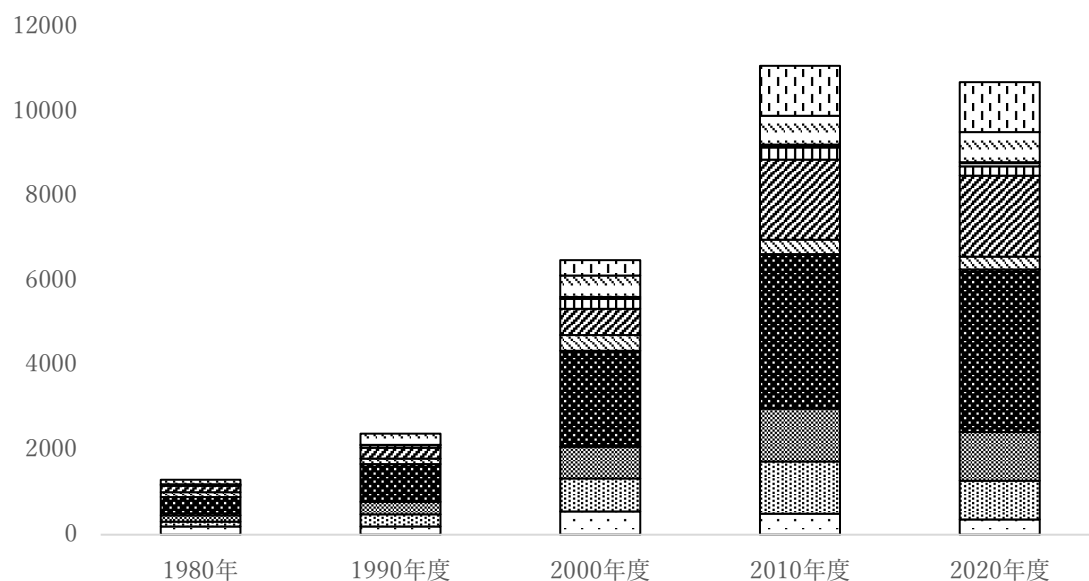
公立大学に理工農系分野が設置されたことで、マクロで見れば、不足する理系人材の養成に貢献したといえる。一方で、拡大の結果である専門分野別の学生数の比率を見ると、人文科学・社会科学の学部学生の割合は、1980年には、全体の半分以上を超えていたのが、2020年時点では、4割に留まるまでに減少した。公立大学はその拡大期を経て、理工農系各分野と保健系学部が一定の割合を占める大学群に変貌したことが分かる（図7-4参照）。

2-2 大学院学生数の推移

1) 修士課程の状況

次に大学院の学生数の推移を見ていくこととしたい。図7-2は、1980年から2020年にかけての、修士課程の学生数の推移である。初めに、1980年から2010年にかけて、7倍近く増加したことが分かる。この増加率は、同時期の国立大学のそれと比べても大きい値を示す。すなわち、公立大学は、その拡大期を経て、修士課程の大学院生も大幅に増大させたのである。ただし、2010年以降は停滞ないしは減少傾向にあり、高止まりの状況にあるといえる。

図 7-2 公立大学の修士課程の学生数の推移（学校基本調査を基に筆者作成）



□ 人文科学 ▨ 社会科学 ▩ 理学 ▩ 工学 ▨ 農学 ▨ 保健 ▨ 家政 ▨ 教育 ▨ 芸術 ▨ その他

次に、専門分野別の拡大の程度を見ていくこととする。その拡大が顕著な専門分野は、「その他」、「保健系」と「工学」である。学部生の増加に呼応する形で、修士課程の学生も増加したといえる。「工学」については、大学院の進学率が高いことが知られており、それが反映していると思われる。「保健」系についても、1980年から2020年の40年間で、修士課程の学生数は13倍近く増加している。

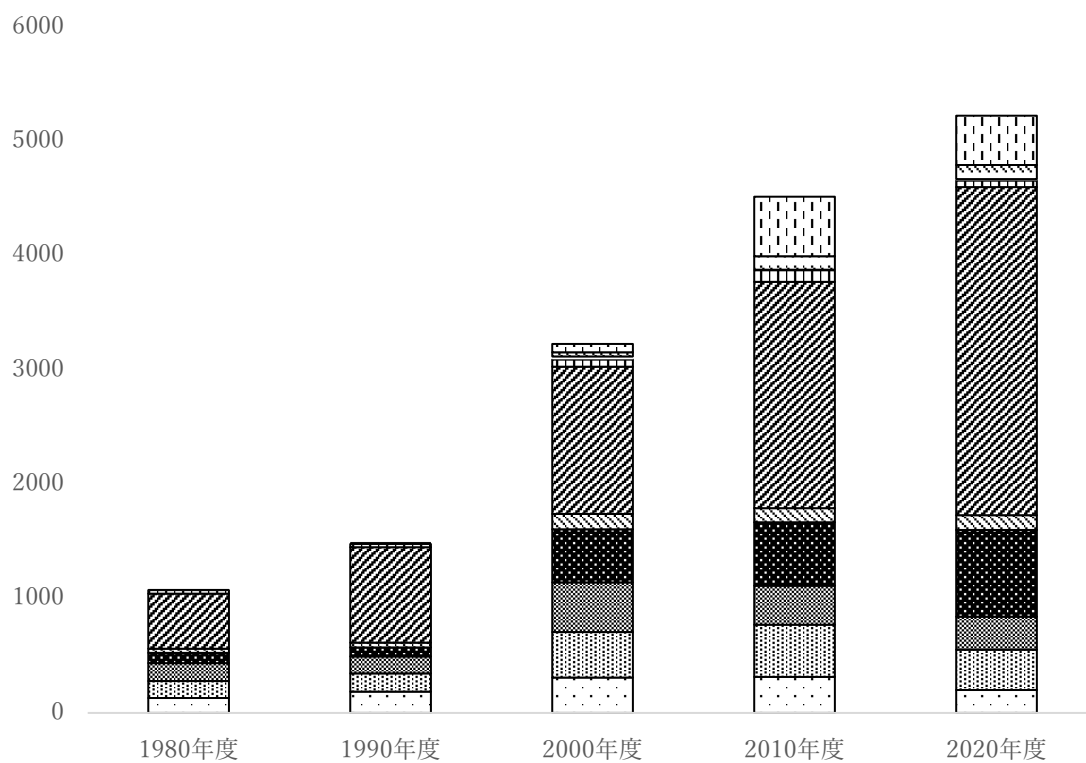
なお、1980年と2020年との比較という観点に立てば、前述した専門分野はもちろんのこと、「社会科学」の増加率も高く、2020年の学生数は、1980年の学生数の8.47倍である。一方で、増加率が低いのは、「人文科学」の1.84倍、「農学」の2.64倍となっている。とはいえ、概ね全ての分野で増加の程度が高いことも分かる。このように考えれば、公立大学は、単に学部教育を拡大させただけでなく、大学院教育も拡大させてきたことが分かる。

2) 博士課程の状況

最後に博士課程の学生数を見ていくことにする。図 7-3 は、博士課程の学生数の推移である。初めに、2020年時点の学生数は、1980年時点と比べて、5倍近く増加していることが分かる。博士課程の拡大は、修士課程の拡大と比較すれば相対的に小さいが、やはり大きく拡大していると言える。

次に、専門分野ごとの拡大を見ていくこととする。その拡大が顕著なのは、やはり、「その他」、「保健」と「工学」である。学部生、修士課程の学生の増加に呼応する形で、博士課程の学生も増加したといえる。「工学」については8.61倍、「保健」は5.97倍となっている（「その他」は、1980年時点で学生が存在しない。）これに農学の3.46倍が続く形となっている。修士課程との対比でいけば、保健系と理工農系分野以外の専門分野の拡大が抑制的であることがあげられる。

図 7-3 公立大学の博士課程の学生数の推移（学校基本調査を基に筆者作成）



□ 人文科学 ■ 社会科学 ▨ 理学 ■ 工学 ▩ 農学 ▨ 保健 ▨ 家政 ▨ 教育 ▨ 芸術 □ その他

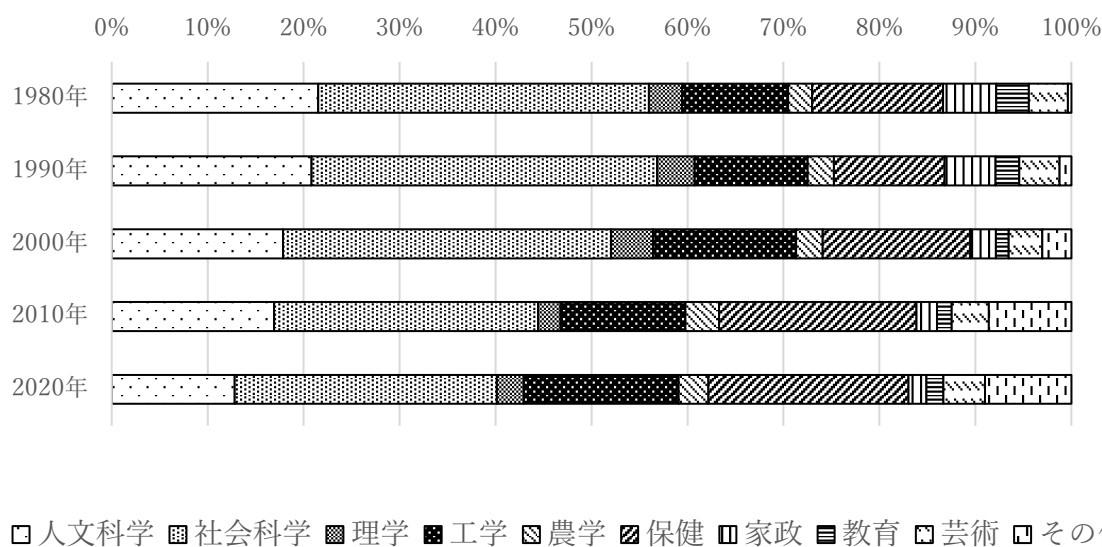
拡大の背景であるが、「保健系」の場合は、看護系等の拡大はもちろんのこと、6年制の医師養成の上の博士課程が複数あることもその要因の一つであると考えられる。それに次ぐのが、「工学」であるが、これらの専門分野では、博士課程を経て、一般企業への就職等も考えられることから、このような状況にあるのかもしれない。

2-3 公立大学の機能の変貌

公立大学は確かに、平成期の拡大を経て、大学数が増加した。その帰結として、学校数で国立大学を上回る状況に至っている。

図 7-4 は、図 7-1 の値を割合で示したものである。1980 年時点では、人文科学と社会科学の学生数が過半数を占めるに至っていたものが、2020 年時点ではその割合は 4 割まで低下し、理系三分野（理学、工学、農学）と保健系の学生数が全体の 4 割を占めるに至っている。そして、学際的な分野である「その他」が 1 割を占めるに至っている。すなわち、文系中心の大学群であった公立大学が、その拡大を経て、理系と文系の占める割合がほぼ同じ状況にまで至ったのである。

図 7-4 公立大学の学部学生数における割合の推移（学校基本調査を基に筆者作成）



次に、大学院の拡大を国立大学・私立大学との比較の中から考えることとしたい。表 7-1 は、各時点の学部生、修士課程、博士課程の学生数の比率を出したものである。修士比率は、学部学生数を修士学生数で割った値、博士比率は学部学生数を博士学生数で割った値である。国立大学は 1980 年から 2010 年にかけて、その値を減少させている。すなわち、大学院教育の機能を強化させてきたといえる。その後、2020 年にかけてはその値は停滞するが、大学院教育を重視していることが分かる。一方の私立大学は、2000 年までその値を低下させてきたが、その後の値は停滞している。なにより、その値は、国立大学との比較でいけば極めて高い。すなわち、その機能の中心は学部教育にあるといえよう。

両者との比較で公立大学を考えたときに、公立大学はその値を低下させてきており、その値は、国立大学寄りといえよう。その意味では、私立大学と比べれば、大学院教育機能を強化してきた学校群であるといえよう。

それでは、大学院の拡大を経て、公立大学の機能がどのように変貌したのであろうか。次に、それを公立大学における研究機能の面から検討することとしたい。大学院の役割の一つは、研究を通じた教育である。制度上、大学院を設置することで、大学の研究力の強化が求められることになる。その実情を検討することとしたい。

表 7-1 公立大学における学部学生数と修士・博士学生数の比率

		学部	修士	博士	修士比率	博士比率
国立大学	1980 年	353413	22082	10646	16.00	33.20
	1990 年	433166	39484	18401	10.97	23.54
	2000 年	471631	84129	44495	5.61	10.60
	2010 年	451545	98158	51467	4.60	8.77
	2020 年	435162	93720	50886	4.64	8.55

		学部	修士	博士	修士比率	博士比率
公立大学	1980 年	46611	1300	1086	35.85	42.92
	1990 年	55883	2392	1498	23.36	37.31
	2000 年	93062	6493	3226	14.33	28.85
	2010 年	122970	11086	4515	11.09	27.24
	2020 年	139694	10699	5222	13.06	26.75

		学部	修士	博士	修士比率	博士比率
私立大学	1980 年	1341480	12399	6479	108.19	207.05
	1990 年	1499523	20008	8455	74.95	177.35
	2000 年	1907062	52208	14760	36.53	129.20
	2010 年	1984676	64587	18450	30.73	107.57
	2020 年	2048716	55878	19237	36.66	106.50

3. 公立大学の機能の強化:大学院の整備と研究力の強化

3-1 幅広く見られる大学院の整備

研究力の強化を検討する前に、大学院の拡大について、どの程度の大学が、修士課程及び博士課程の大学院を設置しているかを見ていくこととする。

2022 年段階での修士課程の設置率は 84.6 (83/98) %、博士課程の設置率は 66.3 (65/98) %である (公立大学協会 2022)。ただしこれは、各大学における大学院の設置の有無であり、規模は問わない。例えば、三つの学部がある公立大学で、その中の一つの学部のみ博士課程を設置していても、博士課程まで設置している大学と集計されている。そして、このような大学は一定数存在する。

前述した結果は、大学院の拡大が一部の有力大学における定員増で行われたものではなく、幅広い大学での大学院の設置が生じ、その裾野が広がった結果として大学院学生数が増加したことを意味している。

次に専門分野という観点から検討を行う。初めに、文系の大学を見ると、拡大期に設置された有力大学の一つである国際教養大学は専門職大学院の設置に限られる。伝統のある都留文科大学は修士課程までの設置に留まる。総合大学においては、文系学部での博士課程の設置が見られるが、全体的に抑制的である。

一方で、保健系の大学・学部の設置は比較的幅広い。医学科がある大学はもちろんのこと、地方に設置された医学科を有さない保健系の単科大学にも博士課程の設置が散見される。すなわち、比較的小規模の大学院が数多く設置されている。工学系も同様で、博士課程の設置が幅広く行われている。併せて、近年新設された大学でも、博士課程までの設置が見られる。

このように、歴史を有する総合大学での大学院の設置はもちろんのこと、平成の大学拡大期に設置された新設の公立大学において、大学院の設置が見られる。

3-2 公立大学の研究力の向上と差の拡大: 科研費の獲得状況からの検討

公立大学における大学院の拡大の結果、幅広い大学で、研究力の強化を図らなければならない状況が生じたと思われる。そこで、ここでは、個々の機関の研究力の検討を行うこととしたい。個々の大学の研究力を検討するため、科研費の採択状況から、研究力の分布を見ていくこととする。

初めに、全体像を把握するために、公立大学全体の科研費の獲得状況を見ていくこととする。公開資料に基づけば、2005 年度における公立大学全体の科研費の獲得件数は 3013 件であったのが、2021 年度は 6391 件まで増加しており、獲得件数は倍増している（公立大学協会 2010:2022）。もちろん、公立大学の教員数の増加に加えて、科研費の配分額の増加があり、その評価は抑制的でなければならないものの、公立大学が研究機能を強化させてきたこと、その結果として、研究に関わる外部資金の獲得ができるようになってきていることが伺える。

次に、各機関の一教員当たりの獲得件数を見ていくこととする。ここでは、2020 年の科研費の獲得状況を見ることにする。獲得件数は、非常にちらばりのあることが分かる。すなわち、獲得件数が見られない大学から、獲得件数が最も多い大阪公立大学の 1366 件まで、大きな開きがあることが分かる。（2020 年時点では大阪府立大学と大阪市立大学であった。本項では、両者を足した値を大阪公立大学の値としている）。つまり、その研究力は大学間で大きく異なることが分かる。

次に、科研費の採択件数を専任教員数で除した値である一教員当たりの獲得件数を見ていくこととする。公立大学は、その規模も大きく異なることから、規模をコントロールした上で個々の大学の研究力を見ていく。その値が最も高いのは京都府立医科大学の 0.742 件で、岐阜薬科大学の 0.627 件がそれに続く形となっている。これに次ぐ形で、総合大学の東京都立大学や横浜市立大学が上位に位置づいている。この指標で、上位の大学に位置づくのは、保健系の学部を有している大学が多い。科研費の採択金額・件数とも、生命科学のそれが多いということが影響していると考えられる。

看護系の大学で一教員当たりの獲得件数が最も多いのは、神戸市看護大学の 0.589 件となっており、上位に位置づいている。同大学の設置は、1959 年の神戸市立看護専門学校までさかのぼるが、4 年制大学の設立は 1996 年であり、公立大学拡大期に設置された新設の大学である。同大学は、学部の入学定員は 95 名の単科大学であるが、修士課程と博士課程を設置している。このように、新設で、小規模ではあるが、博士課程まで設置している大学が、本指標で上位に位置づくこともある。

このような大学群が生まれたことも公立大学の拡大の一つの結果である。

なお、理工農系の単科大学に着目すると、一教員当たりの獲得件数は、中位に位置づく大学が多いようである。この点、科研費における生命科学系の獲得件数が多いことも影響していると思われる。

最後に、同指標の下位にいるのは、総合大学（理系分野を含む）、芸術大学等が中心となっている。すなわち、文科系や芸術系等の、非理科系の学部を要する大学については、少なくとも同指標の上位にいないことが見て取れる。

以上のことから、科研費の獲得状況から見る公立大学の研究力の分布は、歴史のある総合大学における研究力の強さはもちろんのこと、医療系の単科大学が研究力で上位に位置づいていることが分かる。その中には、公立大学拡大期に設置された比較的新しく小規模な大学が含まれていることが分かる。一方で、同指標で見た場合に、工科系の単科大学は上位に位置づくわけではない。

ここまでの知見を整理すれば、保健系、理工農系学部の設置に伴う学部生数の増加、それに伴う大学院機能の充実、それを支えるための研究機能の強化、その結果としての研究に関連した外部資金の獲得という流れが生じている可能性がある。しかし、該当する全ての大学でそれが起きているということではなく、保健系、理工農系学部において、そのような傾向が生じやすい状況にあるというのが現状であろう。そこで、次では、上記のようなサイクルが生じている可能性がある大学群（理系大学）とそうでない可能性がある大学群（非理科系大学）に分けた上で、両者の大学経営に違いが生じているかを見ていくこととする。

4. 公立大学の分化: アンケート調査に基づく検討

4-1 分析の方法

ここからは、変貌を遂げ、機能も変化してきた公立大学の経営において、どの程度の「分化」が生じているかについてアンケートデータをもとに検討することとしたい。

分析に用いるのは、「公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査」である。分析においては、序章で用いた大学分類を基にした再分類を用いて、大学間での差異を検討する。

表 7-2 本論で用いる公立大学の分類

大学分類	大学分類に基づく区分け	総合大学	大学数
理系大学	医科・歯科・薬科系大学、保健・看護系大学、理工系大学	保健系、理工農系を両者揃えている大学	32
非理系大学	芸術系大学、文科系大学	保健系もしくは理工農系が設置されていないか、もしくはいずれかの学部を設置している大学	15

本稿では、大学を「理系大学」と「非理系大学」に分類する。分類にあたっては、単科大学については、医科・歯科・薬科系大学、保健・看護系大学、理工系大学を理系大学、芸術系大学、文科系大学を非理系大学とした。そして、総合大学については、回答があった大学の中で、保健系と理工農系の二つの学部を有する大学を理系大学、保健系と理工農系の二つの学部について、設置していな

い、もしくはいずれか一学部を設置している大学を非理系大学と設定した。大学院大学については、その専門性を見ると、理系の大学院大学と判断されることから、理系大学と設定した。上記の結果、理系大学が 32 大学、非理系大学が 15 大学存在することとなる。両者で、大学経営に違いがあるかを検討する。

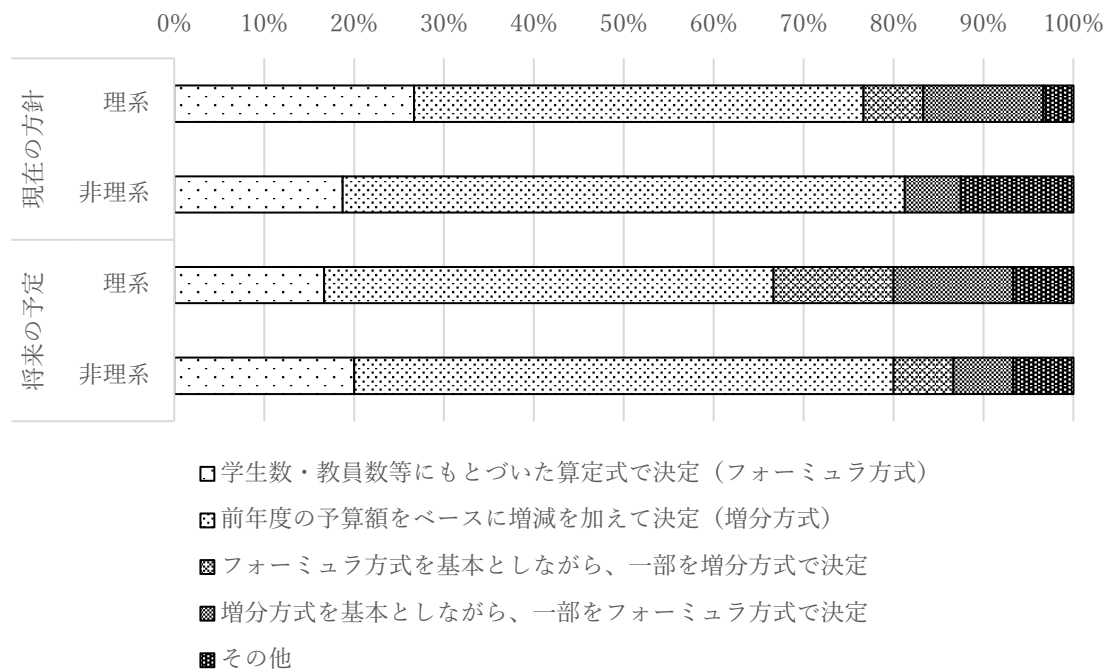
4-2 分析の結果

1) 予算配分の方針

初めに、これらの大学群において、成果に基づく予算配分が行われているかを見ていくことにする。図 7-5 は、現時点の予算配分の方針と将来の予算配分の方針をみたものである。初めに、それぞれの項目において、理系大学と非理系大学のカテゴリと、予算配分方式のカテゴリで χ^2 乗検定を行ったが、その結果が有意ではないことから、理系大学と非理系大学で予算配分の方法について、大きな差異は無いように思われる。

次に、予算配分における現在の方針と将来の方針との比較を行うこととする。非理系大学は、フォーミュラ方式を採用している大学は、現在と将来で概ね変わらない。一方で、理系大学は、フォーミュラ方式を維持する割合が、現在の 26.6%であるものが、将来の方針は 16.6%と減少し、何らかの形で増分方式等を採用する大学が増加する。つまり、理系大学においては、傾斜配分への移行が推進される点に特徴が見いだせる。

図 7-5 現在及び将来の予算配分の方針

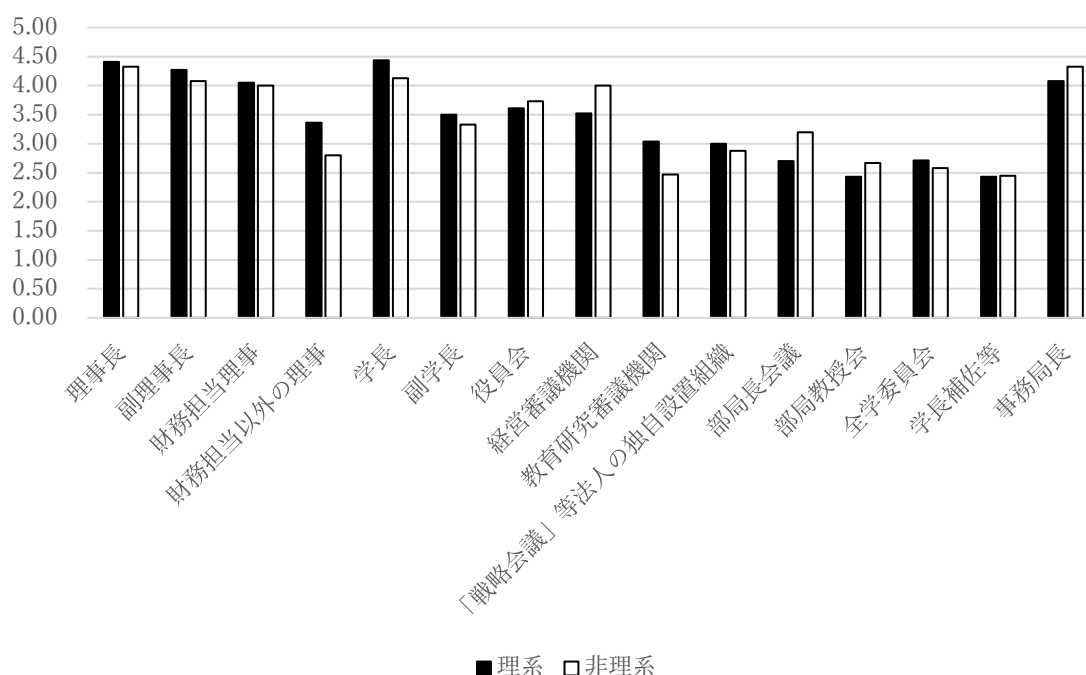


2) 予算配分の決定者と予算配分の結果

ここでは、大学における予算配分を決定する者を検討するために、予算決定に影響を与えている者を見ていくこととする。図 7-6 は、理系大学と非理系大学に分類した上で、それぞれの大学群で

予算方針に影響力が大きい者を見たものである。初めに、両大学群ともに影響力が大きいのは、理事長や副理事長、学長、事務局長である。対照的に、財務担当以外の理事や教育研究審議機関の影響力が相対的に小さい。次に、理系大学と非理系大学で違いのあるものを見ていく。概ね、両者に違いはないが、財務担当以外の理事や教育研究審議機関等が、理系大学が非理系大学と比べて、その影響力は大きくなっている項目である。一方、経営協議会や部局長会議等が、非理系大学が理系大学と比べて、その影響力は大きくなっている項目である。全ての項目において、差の検定を行ったところ、有意な差とはなっていないため、慎重な解釈が必要であるが、記述統計からは次のようなことが解釈可能である。すなわち、財務担当以外の理事として教育・研究等を担当する理事が想定されるが、この理事らが教育・研究審議機関での議論を通して、予算への影響力を行使している。しかし、その影響力は相対的に小さい。これらの理事の影響力が一定数存在するのは、教育・研究を支援する施設や設備、実験施設等を見定めるためには一定の専門性が必要で、その専門性の代表である教育・研究担当理事が、資源配分においても一定の影響を与えている状況があると思われる。以上は、統計分析から明確に言えることではないものの、状況証拠から想像される理系大学の一つの姿になると思われる。

図 7-6 予算方針への影響を与えるもの



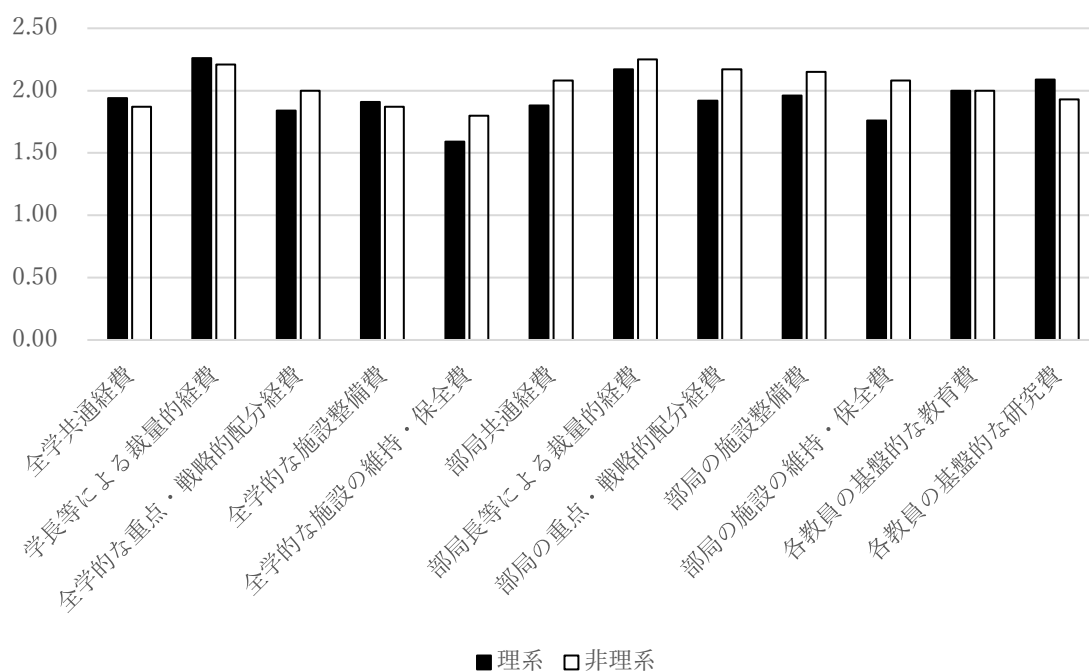
注) 数値は5段階評価の平均値

次に、配分される予算をどのように使っているのであろうか。それを検討するために、11の項目における予算の増減の状況と充足度を見ていくこととする。図 7-7 は、予算の増加傾向を示したものである。概ね、理系と非理系で大きな差異があるわけではなく、理系と比べれば非理系が増加していると回答している傾向がある。次に、図 7-8 は、予算の充足度を示したものである。非理系と

比べて理系が高い値を示しているのは、学長等による裁量的経費、部局共通経費、部局長等による裁量的経費、部局の重点・戦略的経費である。すなわち、学長や部局長等における裁量的経費や戦略的経費が、理系大学においては充実していることが分かる。全ての項目において差の検定を行ったが、有意な差とはなっていないことから、本分析結果も慎重な評価が必要であろうが、理系大学において、傾斜配分の充実が図られていることが考えられる。

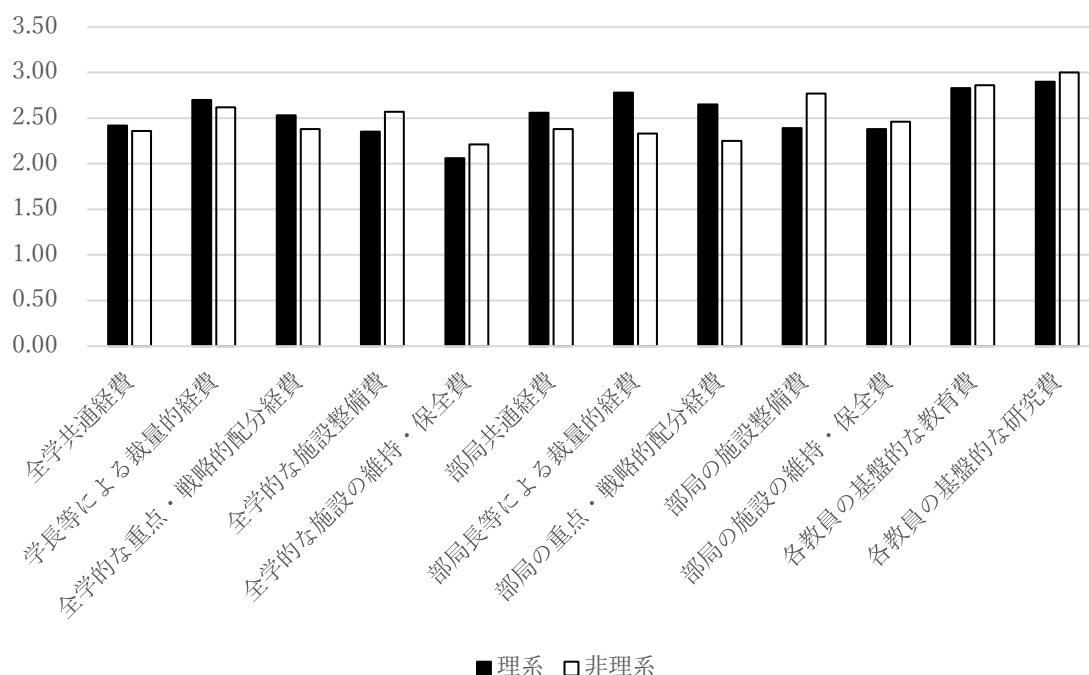
以上の結果から考えると、理系大学において、大学全体としては、学生数や教員数に基づくフォーミュラ方式から傾斜配分への移行が生じていること、その配分方法においては、専門性のある教育・研究担当理事等の一定の影響力も行使しながら、予算が決定されていること、部局等に配分されたとしても、学長や部局のリーダーシップのもとで傾斜配分を行う予算が十分に確保され、その結果として傾斜配分が行われている可能性が示唆された。その結果、戦略的・重点的な予算配分といった事項が一般的に生じていることが分かる。このような略的な予算配分の方針が理系大学で少しずつ形成されている可能性が示唆された。

図 7-7 予算の増減



注) 数値は3段階評価の平均値

図 7-8 予算の充足度



注) 数値は 5 段階評価の平均値

5. まとめ:拡大の先に

本章では、「専門分野」と「大学院」という観点を用いて、公立大学の機能の検討を行った。その結果、先行研究でも指摘される保健系分野の拡大はもちろんのこと、理工農系分野の拡大も顕著であることが明らかにされた。これらの専門分野は学部学生の増加に加えて、修士・博士課程の学生も同時に増加していた。

大学院の拡大を経て、一部の大学では、研究力の強化が図られている可能性が部分的に明らかにされた。一部の伝統と威信がある大学群において高い研究力があることはもちろんのこと、新設で小規模の保健系の単科大学においても、研究力の強化が図られている大学群が一定数存在することが示唆された。

最後に、理系大学と非理系大学に分類し、比較を行ったところ、理系大学における傾斜配分への移行と、戦略的で重点的な予算配分の推進が生じている可能性が示唆された。データからも公立大学の基盤的経費の充実が裏付けられたものの、徐々に重点的な資源配分の導入への移行が生じている状況にあるのも公立大学の一つの姿なのかもしれない。そして、理系大学において、そのような傾向が顕著であることも示唆された。

ところで、本データで扱ったアンケート調査では、各公立大学がどのような組織等の動向について日常的に注視しているか、つまり大学からみた各ステークホルダーの重要度を問う設問がある。その結果は、注視度の一位が「文部科学省」、二位が「公立大学協会」、三位が「公立大学」となっている。つまり、各公立大学は文部科学省や公立大学協会の提案や他大学を注視し、時には参考にしながら、大学経営を行っているのである。すなわち、そこで得られた経営モデルを模倣しながら、自大学の経営モデルを構築しているのである。

しかし、公立大学内部で経営モデルには差異があること、本分析では、それが理系大学と非理系大学で一定程度異なることが明らかにされた。仮に、非理系大学が理系大学の経営モデルを無理に模倣すれば、齟齬が出る可能性がある。自明のことであるが、各公立大学の現在に至る道筋とその結果としての経営モデルを十分に理解した上での経営が必要となる。

ただし、このような結果を危惧する分析結果も析出できる。図 7-6 を基に考えれば、予算配分に影響力があるのは、理事長、学長、事務局長である。そして、理事については 27 大学、事務局長については 31 大学が、出向団体から受け入れている。つまり、必ずしも大学の文脈を十分に理解しているわけではない、出向団体出身者の理事や事務局長が予算配分に大きな影響を与えていること、それらが他の公立大学を参考にしながら、予算配分を決定している可能性が示唆された。しかし、自大学の文脈を無視した経営モデルの模倣には一定のリスクがある。

上記のような事項が杞憂に終わればよいが、多様な大学群があり、予算が先細る中で、戦略的な予算配分は推進されていくであろう。戦略的な予算配分を無理に導入することで、ネガティブな影響を与えることも考えられる。そのためにも、予算配分についても多様な人材の参画を通した的確な選択が行われることが期待される。

＜参考文献＞

中田晃（2020）『可能性としての公立大学政策』学校経理研究会

田村秀（2021）『公立大学の過去・現在・そして未来』玉川大学出版部

公立大学協会（2010）『公立大学ファクトブック 2010』（<https://www.kodaikyo.org/wordpress/wp-content/uploads/2012/09/4f270f9a39b070d96476f756073b65d4.pdf> 2024 年 12 月 26 日閲覧）

公立大学協会（2022）『公立大学ファクトブック 2023』（<https://www.kodaikyo.org/wordpress/wp-content/uploads/2012/09/4f270f9a39b070d96476f756073b65d4.pdf> 2024 年 12 月 26 日閲覧）

学問の自由とミッション指向のイノベーション政策 —科学技術・学術の「・（なかぐろ）」をめぐる政策過程—

○白川 展之^{1*}

*新潟大学

<キーワード> 科学技術、学術、イノベーション、技術ガバナンス、ポートフォリオ

1. はじめに：要約

本発表では、省庁再編直後の文部科学省に出向し、科学技術・学術政策の誕生期にそれぞれの異なる行政文化の融合過程を経験したことから問題意識を持ち、現在はイノベーション政策や技術経営論の研究者となった発表者が、体験談ベースで科学技術・学術の「・（なかぐろ）」をめぐる政策過程を述べ、その課題構造について示す。

このため、本稿では、公共政策学上の概念ドクトリンと政策遺産から、日本における科学技術とイノベーションの史的展開をまとめ、分析を行う。さらに、今後の政策推進が抱える問題解決の処方箋として、OECD が技術ガバナンスの将来像として提唱する先見的イノベーションガバナンス（Anticipatory Innovation Governance）の政策モデルを紹介し、ポートフォリオ評価の必要性を示す。

2. 用語の定義：科学・技術・学術とイノベーション、そして「ながぐろ（・）」

「・」とは、校正などの日本語の作文においては「なかぐろ」と呼ばれる切り符号の一種で、語句の間を並列に使う表現文字である。霞ヶ関では、なか点としての「・」は、しばしば「なかぼつ」と発音され、この文字が入ることで、意味が and とも or とも解釈できる玉虫色の接続の文字として、現代の「枕草子」である霞ヶ関文学の「作家」たる法案作成を求められるたこ部屋の住人や政策の弾出しの迅速な応答性が補正予算の際に急いで求められる「ポンチ絵職人」の実務者たちに愛好されている文字である。

科学技術と学術とそれをつなぐ「・」の政策の議論を始める前に、まず科学と技術とイノベーションの関係について、語源と歴史的経緯にさかのぼって定義を確認する。

このため、まず（１）科学と技術とイノベーションの公共政策とその進化について関連する用語法を紹介する。次に、（２）科学、（３）技術、これらから派生した「研究開発」という概念から、（４）科学と技術の一体化によって、科学技術という用語が生まれ、これが日本の戦間期の動員体制の中、（５）「科学技術」という用語法で世界的にも先端的な動きとなった。この関係がいまだに揺れていることを（６）科学と技術の関係に「・」を入れる主に科学者たちの議論を紹介し、自然科学と人文社会科学の枠組みの曖昧性を相対主義の視点から明らかにする。これとともに、（７）学術という日本の政策の中でデマケと割拠性の中から生起してきた棲み分け概念の定義を紹介し、その矛盾を止揚する統合概念として（８）イノベーション政策が生まれてきたことを、経営学などのイノベーションの定義と政策との関わりについて議論する。これから、立場によってどのようなコミュニケーションギャップが生じるのか明らかにすることにした。

¹ E-mail: shirakawa@eng.niigata-u.ac.jp

(1) 科学と技術とイノベーションの公共政策とその進化

科学と技術とイノベーションに関する政策は多様な用語法で表現される。イノベーション政策 (Innovation Policy) と関連が深い用語としては、科学政策 (Science Policy)、技術政策 (Technology Policy)、研究政策 (Research Policy)、産業技術政策 (Industrial Technology Policy または Sectorial Technology Policy)、科学技術公共政策 (Science, Technology and Public Policy) もしくは科学公共政策 (Science and Public Policy)、科学技術政策 (Science and Technology Policy)、科学技術イノベーション政策 (Science, Technology and Innovation Policy) など多様な用語法がある。

科学技術に関する政策は、自然科学・工学分野を中心に科学の知識を社会の中で技術に体系化して振興する専門分野・縦割りの技術政策と分野間の総合調整を図る総合政策がある。科学技術が政策推進の基礎を支える知識基盤であると同時に政策の振興対象であるという自己言及的な関係にある。他の公共政策と比較しての科学技術を対象とするイノベーション政策の特色は、専門分化を続け発展し続ける専門家集団と公的資金に依存する公的研究機関や大学といった社会組織・教育制度を直接的な支援対象とし、研究開発によりもたらされる知識という多方面の分野に対して供給する公共財的な財とそれを身に着けて実際に担い手となる人材とその制度環境を一体で政策対象としている点にある。

イノベーション政策は、例えば宇宙開発を目指す宇宙政策という特定の産業に向けた政策分野に対し、科学技術全般の振興を目指す科学技術イノベーション政策が存在するといったように入れ子構造になった、「メタ政策推進システム」を構成している。この再帰的で自己言及的な構造が初学者もしくは自らも当事者・管理者として関与しなければならなかった際に分かりにくい取っ付きにくさの原因になっている。

科学技術とイノベーションに関わる総合政策は、第2次大戦以降「科学政策」「科学技術政策」、「イノベーション政策」と大きく3つの段階で進歩してきた。イノベーション政策とは、専門分野別の研究振興を図る科学政策と、技術を体系的に編成・伝承することで社会価値を創出する技術政策が融合し科学技術政策となり、科学技術で新たな社会的な価値をもたらす活動を促す環境条件の整備と社会変革それ自体を目的・使命に含めるイノベーション政策へと政策目標と施策対象が拡大・変遷してきた概念である。経済活性化や社会的課題を解決するイノベーションの創出を政策目標として、科学技術を用いてイノベーションが推進しようとする科学技術イノベーション政策が、貧困問題や人々の孤独などの社会課題の解決を目指し、科学技術を用いないでイノベーションを指向する政策も見られるようになった。イノベーションを起こすということ自体が政策目的になっている政策へとステークホルダーと政策の範囲が拡大してきた。

世界的に科学技術政策は、第二次世界大戦時の科学動員の定常体制への継続を意図した科学政策が、専門分野別の技術行政と結びついた技術政策と一体化し、成果としてのイノベーションを指向する科学技術イノベーション政策 (Science, Technology and Innovation Policy (ST&I Policy)) となり、さらにグランドチャレンジと呼ばれるような世界的な社会課題解決を指向するように進化してきた。

こうした中、Mission-oriented Research and Innovation Policy または Mission-oriented Innovation Policy (MOIP) とも呼ばれるミッション志向型 科学技術イノベーション政策が関心を集めている。トップダウンで目標達成に向けて社会的コンセンサスのもと科学技術人材・資源を動員していく社会イノベーションを指向する政策であるが、政策的には、大規模な科学研究を行うビッグサイエンスを振興する科学政策・技術政策さらにはイノベーション政策へと進化してきた政策の発展の流れの延長線上にある。

(2) 科学

そもそも、英語等の“science”という語の語源は、ラテン語の動詞“scio”(=知る。分子形が“sciens”。名詞は“scientia”)に由来し、科学史の解釈によれば19世紀中頃から、現在言われる“science”の意味に近い用いられ方をするようになったとされる。

この背景には、歴史上の近代科学の成立がある。ヨーロッパにおける近代科学の成立については、様々な見方があるが、一般的には、ニュートンやデカルトが活躍した17世紀頃に制度的枠組みが形成され、19世紀には、科学を担う「科学者」が専門職業として成立したものとされる。日本の現在の科学技術行政体制確立に行政官、さらには政治家として主要な貢献を果たした尾身によれば、『科学』とは、一般に、事がらの間に客観的なきまりや原理を発見し、それらを体系化し、説明することをいい、『技術』とは、理論を実際に適用する手段をいう。また、『科学』は、広義にはおよそあらゆる学問の領域を含むものであるが、狭義の『科学』とは、とくに自然の事物、事象について観察、実験等の手法によって原理、法則を見いだすいわゆる自然科学及びそれに係る技術をいい、その振興によって国民生活の向上、社会の発展等が図られるものであるとしている。

国語辞書『広辞苑』によれば、科学とは1世界と現象の一部を対象領域とする、経験的に論証できる系統的な合理的認識、2狭義では自然科学と同義とされる。ここで言う自然科学とは自然に属する諸対象を取り扱い、その法則性を明らかにする学問であるとされている。この考え方は現在でも文系理系という大学入学時の区分で捉える伝統が強い日本における一般的な理解に近いものと言ってよい。

日本での“science”の訳語としての「科学」という語は、元来は、前近代の中国の「科学之学」の略語に由来している。この語は、幕末から明治初頭にかけては、専ら「分科の学」(=個別学問)の意で用いられていたが、明治10年前後に、改めて“science”の訳語として用いられるようになったとされる。「科学」という語は「分科の学」という意味があったことと、当時のヨーロッパの学問が、既に制度化され、専門分化が進んだものとして受容したことを指摘する意見もある。それ以前の江戸時代から明治初期にかけては、窮理という用語も学問の名称で、物理学の意にも哲学の意にも用いられていた。『易経(えききょう)』説卦(せつか)伝に「理を窮(きわ)め性を尽(つく)す」とみえ、朱子学においてはその本質を表す概念として用いられ、「格物致知(かくぶつちち)」「格物窮理」の語が使用された。江戸中期の蘭学勃興(らんがくぼっこう)以降、事物についてその理を窮めるという考えが自然探究の意に用いられるようになり、三浦梅園(ばいえん)は「西洋ノ学畢竟(ひっきょう)窮理ノ学ナリ」と紹介し、本木良永(もときりょうえい)は彼の天文書のなかで「太陽窮理」といい、前野良沢(りょうたく)はオランダ語のナチュールキュンデ(natuurkunde)を「窮理本然之学」と訳した。明治になると福沢諭吉の『訓蒙(きんもう)窮理図解』(1868)をはじめ窮理の名を冠した科学・技術関係の啓蒙書が多数刊行され社会的なブームになっていた。東京大学の前身となる大学南校では1877年(明治10)まで、今日の物理学に対して窮理学の名称を使用した。またフィロソフィー(philosophy)を「哲学」と試訳していたころ、西周は「理学」「窮理学」の語を哲学と同意の訳語として使用したという。

広義と狭義の科学の間で、日本で議論になるのが、自然科学と人文社会科学の関係への理解と認識の違いによるコミュニケーションギャップである。自然科学の研究者が、情報科学が発展した現在ではかつてほどではないが科学を特に物理学やその方法論に限定して考える傾向(物理学至上主義)が強く、「科学」の範囲を狭く解釈してしまい、他の科学分野の価値や方法論を過小評価する科学的方法論の多様性を認識していない場合があることである。欧米では、博士号はPh.Dであり、日本語に直訳すると「哲学博士」となり、これに人文系ではない研究者が違和感を覚えるといったことが象徴的な例である。また、理学の普及をもって国運発展基礎となすという理念で東京物理学校として開学した現在の東京

理科大学になぜ数理数量的なアプローチを重視する文系学部の経営学部があるのかという説明が同大学のホームページにいちいちあるのもその例かもしれない。これらは、自然科学を科学とみて「(窮) 理学」という用語を(当時花形であった)物理学に関連づけることで、科学の幅広い分野を包括する概念としての「science」の理解が不十分になっている例である。自然科学系が学長・理事長となっている大学などにおける業績評価において、英語の査読付論文のみを重視するといった研究現場のマネジメントに反映されているといったことも、分野別にサイエンスコミュニケーションの一流とされる媒体が異なるといった研究領域ごとの特性が理解されていない例である。こうしたコミュニケーションギャップは、好奇心に駆動されて原理解明のための研究活動を行ってきた研究者が、自身の専門分野の枠を超えて、社会の中の存在としての科学をマネジメント側になった際に起きがちである。

広義の科学とは、自然科学だけでなく、人文科学や社会科学も含む広い範囲の学問領域を指す。実は、このコミュニケーションギャップは、自然科学の専門分野間でも存在する。人文社会科学との間よりも実用的な用途で用いられる応用科学の間の方がむしろ深刻かもしれない。例えば、工学でも情報系と実験系の物理・科学を基礎とした分野の間でも作法の違いが厳然と存在している。その例としては、日本でも、ドライと呼ばれる計算機ベースの生物学の研究手法やマテリアルインフォマティクスとよばれる計算化学の意義が理解され普及・定着するまでには世界の流れと比べてしばらく時間が必要だったことからわかる。

一方、科学の中に人文学をどう位置付けるかということには人文学の側からも議論がある。あくまで人文学であり人文科学という用語法に抵抗感を示す研究者も多い。人間の行動の背後にある「意図」の形成に関する因果関係の解明のためには、人文学は人の心を対象として価値や思想の問題を扱うので、価値それ自体が研究対象となり、その点で、ひとつの価値基準の下で研究を進めることのできる自然「科学」とは性質を異にすると考えるためである。

しかし、哲学、文学、歴史学など伝統的な人文学と、日本の大学では文学部に置かれることが多い心理学、社会学のような実験的な手法や数理的な手法を用いる学問を、同一に論じてよいかという疑問が生じ、心理学や社会学は社会科学として位置付けてもよいのではないかと疑問も出てくる。このように、人文と社会、そして自然科学の間の境界線は、実は曖昧である。こうした中で、入学時の入試科目で区別される文系・理系という区別をする発想では、現代科学の発展状況の下ではまったく意味不明な状況になってしまう。理系と文系を区別しているのはナンセンスだとよく主張されるのは、こうした側面が科学の発展によってますます強くなっているからである。

(3) 技術

技術とは、一定の機能・目的を達成するための手段として、社会制度のなかで継承されていく知識体系である(白川 2014)。

技術とは、辞書的な語義は、物事をたくみに行うわざ、技巧、技芸、2 科学を実地に応用して自然の事物を改変・加工し、人間生活に利用するわざとされる(広辞苑)。その語源は、英語の“technology”等の語は、古典ギリシャ語の、“τεχνη”(テクネー)(=「わざ」的なもの全般を指す語。ラテン語では“ars”)に由来。今日的な意味での使用は、やはり19世紀半ば以降からであるとされる。“technology”に対応する語である「技術」も、やはり中国に起源を有し、古く「史記」にも見られる。我が国では、明治期以前は、特に“technology”の訳語として用いられたわけではなかった可能性があり「芸術」のような意味で用いられていたが、明治初頭に、芸術とは区別された今日的な「技術」の意味で用い

られるようになったとされる。

近代的な技術の成立についても各種の見方があるが、一般的には、18世紀後半からの産業革命（紡績機、蒸気機関等）と、19世紀後半からの第二次産業革命（重化学工業の発達）が重要な画期として位置づけられている。科学と技術は、近代に至るまで、長らく基本的には別個の活動として、互いに相交わることなく活動が営まれてきたとされている。しかし、19世紀後半の化学工業や電気工業の発展をきっかけとして、20世紀に入ると、科学的原理を技術に「応用」して、軍事や産業上の目的に役立てようとする考えが有力となり、政府や企業が積極的に「研究開発」活動を推進するようになった結果、原子爆弾から遺伝子組換作物、インターネットまで、人間社会に多大な恩恵はたまた害悪をもたらす様々なインパクト・影響を与えるものが開発されてきた。

化学工学や電気工業などは発展すると、一種の目的志向型の「研究開発」が増大していくことになった。そして、そのこと自体が、辞書の定義に見るような、科学と技術を、純粹な「自然の法則性の解明」と、バイオテクノロジーを扱うライフサイエンス・生命科学のようにその発見・発明自体が新たな産業を生み出すサイエンス型産業の登場をもたらし、科学と技術がともに発展することで大きく社会の在り方を変える事例がでてきた。

例えば、特定の遺伝子を操作するゲノム編集では、体の基本設計図に変更を加えたり、損傷した組織を置換し、体の機能を回復させたりすることにより病気をその根本原因から治療しようとする意図をもって遺伝子を操作するので、基礎と応用と切り分けるのは難しい。ある技術が社会の在り方を規定する場合も出てくるからである。ここで、科学研究と技術開発が一体化し発展していく研究開発（R&D）という表現が一般的になる。

【表1】_研究開発の種類

分類	定義	例
基礎研究	主に新しい知識を得ることを目的とした実験的または理論的な研究。特定の応用や利用を目的とするものではない。	現象や観察可能な事実の基礎となる新しい知識の探求。
応用研究	新しい知識を得るための独自の調査。主に特定の実用的な目的や目標に向けられたもの。	特定の問題を解決するための新しい方法やアプローチの開発。
実験的開発	研究や実務経験から得た知識を活用し、新たな製品やプロセスの生産、または既存の製品やプロセスの改良を目的とする体系的な作業。	新製品やプロセスの開発、既存の製品やプロセスの改良。
生産前開発 （非 R&D）	実験的開発の後、製品が市場に投入される前の段階で行われる作業。これには、製品のデザインの確定、生産プロセスの確立、生産設備の準備などが含まれる。これは実験的開発とは異なり、新規性の要素がなくなり、作業が統合システムの定型的な開発に変わる時点で終了する。	国防製品や航空宇宙製品の量産前試験、生産設備の準備

出典 OECDオスロマニュアルより筆者作成

技術の発展は、社会における重要な変革の原動力である。この技術と社会の関係は、単純な因果関係ではなく、相互作用と相互依存の関係にある。その影響力は、日常生活から産業界、さらには文化や政治に至るまで広範囲にわたる。しかし、科学技術と社会の関係をどのように捉えるべきかという問いに対する答えは一つではない。この問題に対する主に視点が二つある。技術決定論と社会構築主義である。

技術決定論とは、技術が社会の変化や進歩を牽引するという論理の考え方であり、社会

や文化は技術によって形成されるとする。この立場は、技術が持つ独自の論理によって社会が変容すると見なす。例えば、マクルーハンは印刷技術が近代社会の形成に決定的な役割を果たしたと論じた。これは、技術の力が社会を形作るという考えの典型的な例である。

一方、社会構築主義とは、技術が社会的なプロセスによって形成されると主張し、技術決定論に対する重要な反論を提供する。Pinch & Bijker による技術の社会的構成（SCOT）では、技術発展を社会的な相互作用の産物として捉え、様々な社会グループがどのようにして特定の技術バリエーションを選択し、生き残らせるのかを解明する。Pinch と Bijker は、技術発展を社会的プロセスの産物と見なし、特に自転車の進化を通じてこの点を強調している。自転車の設計や形状の変化は、技術的な進歩だけでなく、ユーザーのニーズ、社会的な慣習、文化的価値観、経済的要因など、多様な社会的要素によって形成されてきた。MacKenzie & Wajcman による「技術の社会的形成（SST）」と呼ばれる考え方に発展し、技術と社会が相互に影響を及ぼし合う複雑な関係性を強調する立場をとる。この技術の社会的構成という技術の捉え方は、技術が単に社会に影響を与えるだけではなく、社会的、文化的、政治的要因によっても形成されるものという論理である。

（４）科学と技術の一体化：社会変化をもたらす汎用技術による科学技術の誕生

社会・経済全体に影響を与える基盤となる基幹的な技術は、汎用技術と呼ばれる。汎用技術（GPT）とは、本質的に広範囲に影響を及ぼす変革的な技術であり、さまざまな産業や部門に応用可能で、私たちの生活や仕事、世界との関わり方を根本から変える可能性を持つ。GPT の適用範囲は広く、経済や社会構造に大きな影響を及ぼし、その効果は長期間にわたり持続する。歴史的な例には、蒸気機関、電気、内燃機関、コンピュータ、インターネットがあり、これらは輸送、製造、エネルギー生産、情報処理、通信など多岐にわたる分野で革命をもたらした。将来的には、人工知能（AI）、バイオテクノロジー、再生可能エネルギーが GPT としての潜在力を持ち、作業の自動化、意思決定の改善、イノベーションの推進、医療や農業への革命、持続可能な未来への移行など、幅広い分野で革新を促進することが期待されている。

科学の現実への「応用」として区別することにそぐわないような状況を生みだしており、実際は、多くの場合、科学の技術への「応用」という単純な一方向ではなくくり切れない。また、科学の活動も、高度な技術を用いた測定機器など実験・観測手段に依存を益々高めてきている。このため、総じて、現在では、かつてのように科学と技術を区別することが困難になった。こうして科学と技術を一体のものとして捉える用語として、科学技術と熟して用いることが多くなっている。

（５）日本における科学技術：技術者運動と戦時動員体制下での拡張

科学技術という語は、日本では熟語で用いられることが多いが、欧州などでは伝統的に科学と技術は別概念で分けてみる向きも強い。総じて日本においては、科学と技術（工学）の区別については、比較的柔軟に受け止めてきたものと考えられている。日本では、明治維新後、新政府は、「富国強兵」を掲げて、近代的な「科学」と「技術」を積極的に導入した。現代の科学技術は、個人の好奇心や社会の要請に応じて具体的な問題解決を目指すことなどを通じて常に多様性を追求し細分化することで進化している。「科学技術」とは、「科学に裏打ちされた技術」のことではなく「科学及び技術」の総体を意味する（尾身）。加えて政策で「科学技術」という熟語で登場するのは、日本は世界的にも早く、第2次近衛内閣における『科学技術新体制確立要綱』（1941年）とされる（大淀 1989）（小林 2011）。

（６）科学と技術の関係をめぐる専門家間の議論：「科学技術」それとも「科学・技術」か？

科学技術と熟した語・表現を用いる際に、研究者の間で頻出する議論が、2つある。ひとつは、科学と技術は違うか科学技術と一体とみるべきか、別のモノなのかという議論、もうひとつは技術が社会を変えていくことを決定する変化を後押しする駆動要因（ドライバー）となるのか、それとも社会によって技術発展が影響を受ける社会の中の存在として科学技術が存在するのかといった、議論の立脚点となる専門家の無意識に持つ価値前提をめぐる議論である。いずれも、科学と技術と社会との関係をどうみているかという視点と認識の枠組みの問題である。

科学と技術は同じものなのか、それとも別のものなのかといった議論は、いわゆる文系と理系の人文社会科学と自然科学の間だけではなく、自然科学の中でも基礎科学である理学と応用科学である工学との間でよく起きる話である。個人的な経験からも、自然科学の中でも理学と工学などで議論がすれ違うことが多い。そもそもこの論争の起源には、歴史がある。歴史的にヨーロッパでは、科学と技術は、産業革命以前は別個の存在だった。現在でも科学者と技術者を明確に分けてみる向きも強い。これに対して日本では科学者・技術者と並べてはてまた科学技術者といったとしても違和感は少ない。

この違いは、具体的には科学と技術を考えるうえで、物質と材料の違いを考えてみるとわかりやすい。物質と材料は、ともに科学や工学などの分野で用いられる用語であるが、それぞれ異なる概念である。物質は特定の化学的構成と特性を持ち、純物質や化合物など、純粋な形で存在し特定の化学式で表される一方、材料は何かを作るために使用される物質で、その用途や機能性に焦点を当てて評価され、工業用に使用される。例えば、ダイヤモンドは炭素の一形態としての「物質」の特性を持つが、宝石や工業用カッターの「材料」としての用途を持つ。このように、物質が化学的な構成や性質に基づいて定義されるのに対し、材料は使用目的や物理的特性に焦点を当てて選ばれる点に違いがある。結局のところ、同じ物質と原理を扱う場合でも、原理の解明と応用という目的意識のところで厳密さを求める専門分野としての「お作法」と実利を求める視点がかみ合わないことは人文社会科学と自然科学の間のみならず自然科学内の分野の間でも起きている。基礎科学の原理の探求する研究と製品化に向けた応用する開発といった行為を行う動機の焦点(=価値前提)の違いによって起きる議論のすれ違いなのである。

科学技術と社会の複雑な関係を研究する専門領域が、科学社会学や科学技術社会論(STS)である。前節で述べたように技術の社会的構成の考え方によると、科学知識も絶対的なものではなく相対化して捉える。科学における相対主義は、科学的知識とその発展が普遍的かつ客観的なものではなく、社会的、文化的、歴史的な文脈に依存すると捉える考え方である。この発想は、科学技術社会論(STS)、科学知識の社会学(SSK)、ポストモダン思想と関連し、科学的事実が社会的プロセスと科学者個人の価値観によって形成され、理論選択の非合理性、異なる理論間の非可換性、および真実の多元性を強調し、科学的知識の普遍性と客観性に疑問を投げかけるものである。

科学知識を絶対的な真理とはみなさない相対主義は、科学的知識の普遍性や客観性を否定する要素がある。このため、特定の専門分野で訓練を受け一定のものの見方・パラダイムを持つ自然科学の研究者が信じる科学の客観性と普遍性に反するものなので感情的な反発を招きやすい。特定の専門分野で真理を探究する研究で特定の専門分野で確立され訓練・育成された規範的な考え方の枠組み(=パラダイム)が唯一善なものと捉えている科学者にとっては、科学には多様な方法論が同時に社会に併存しており、そもそも科学の在り方についても再考(省察)を迫る観点は、経験上受け入れがたい面があるためである。科学的知識の社会的構築性を強調することが、科学を政治的、社会的影響から自由な探究として位置づける伝統的な観点と矛盾する、さらには相対主義が科学的発見の信頼性を脅かし、懐疑主義や虚無主義につながる可能性もあり、実際、現実的な政策議論にならないことも

多い。

「アクター」とは、ある事柄や物に能動的に働きかける能力（行為主体性）を持つ主体を指す。主体は個人に限らず、特定の社会集団や組織、国家、また EU など超国家の機関などがある。科学技術社会論では、その行為能力を、生物や無生物にまで拡大し、「アクターネットワーク」として捉える考え方もある（Latour ほか 1999）。

科学技術を現実的な政策推進の論議に落とし込むには、科学技術の在り方を振り返る「研究の研究」についても、どのような多様な立場があつて、どういう価値前提に基づき議論しているのかというメンタルモデル（ものごとを捉える認知枠組み）に立ち戻って、それらの認識の全体像と範囲を考察していく必要がある。

多様な専門分野に応じて、どのような時間軸と物理的な大きさスケールのモノを扱い、何に焦点を当てているのか（ズームング）、さらに分析対象をどのように切り取り（フレーミング）、理解し法則性を見出しているのかといったことについて、関係するアクターとなる人材と対象となる事物、そしてその関係性からどのような新たな意味を見出し社会経済的な価値につなげていくのかということが、論点になる。

（7）学術：自然科学及び人文社会科学を包摂する Arts and Science に対応する対訳語でありつつ行政的には各省の技術行政と文教行政のデマケを表現する日本の政策用語

人文社会科学と自然科学の双方の科学に対応する日本語が、「学術」である。これは、アーツアンドサイエンスの訳語ともサイエンス単体の訳語としても日本の行政機構で用いられてきた概念である。学術という用語は、明治時代に日本で近代大学制度が発足し、定着した言葉である。その起源は、古代ギリシャの学問の分類の自由芸術（liberal arts）にその遡り、自由人が学ぶべきとされた文法、修辞学、論理学（トリビウム）、算数、幾何、音楽、天文学（クワドリビウム）の 7 科目から構成されていた。これらは後に中世大学教育の基礎科目となり、文学（アーツ）と科学（サイエンス）の二つの大きな領域に発展したものとされている。

1872 年に公布された日本の学制では、大学は高尚な諸学を授ける専門科の学校とし、その学科を理学・化学・法学・医学・数理学（後に理学・文学・法学・医学と訂正）とした。大学卒業者には学士の称号を与えると定めていた。旧文部省の戦前からの政策用語として、自然科学及び人文社会科学を包摂する Arts and Science に対応する対訳語でありつつ行政的には各省の技術行政と文教行政のデマケを表現する概念となった概念である。このため、戦後の憲法で学問の自由が定められた際にも、学術と学問の自由との対応関係はどうかは判然としない面がある。

事実関係を整理すると、2001 年の橋本行革に伴う省庁再編で文部科学省が誕生すると、旧文部省の学術国際局と旧科学技術庁の科学技術政策局が、文部科学省では旧科学技術庁系の研究 3 局の筆頭局としての科学技術・学術政策局と国際統括官になった。

（8）そしてイノベーション：目的と手段の両義性を持つイノベーション政策の発明

イノベーションとは、これまで、日本語では「技術革新」と訳され、新しい技術に着目されることが多かった。これは 1956 年の『経済白書』において、イノベーションが技術革新と訳されたことに由来すると言われる。また、日本でよく読まれている経営学書の著者であるドラッカーも、著書「イノベーションと起業家精神」のなかで、イノベーションの 7 つ機会を、①予期せぬ成功・失敗、②ギャップ、③プロセス・ニーズの発見、④市場と業界構造の変化、⑤人口構造の変化、⑥考え方・価値観・認識の変化、⑦新しい技術とし、「新しい技術」をひとつのドライバーとして捉えている。

確かに、バイオテクノロジーなどの発展に伴う製薬産業や半導体産業のように、科学

技術研究の成果が製品・サービスと密接な関連性を持つサイエンス型産業が存在感を増し、さらに既存産業のサイエンス化と相まって、サイエンス型産業が創出されている(榊原他 2011)。また、科学技術がもたらすイノベーションに着目し、論文・特許などの知的財産との科学との関係性(サイエンスリンクエージ)を分析する研究も活発に行われている。「技術革新」はイノベーションにとって大切な要素である。

だが、そもそもイノベーションとは「技術革新」に限定するものではない。イノベーションという言葉を経済学上の概念として定義したシュンペーターは、「経済発展の理論(Schumpeter 1926)」で、経済発展を起動するのは企業家(Unternehmer=Entrepreneur)による「新結合の遂行(Durchsetzung neuer Kombinationen)」による創造的破壊であるとした。シュンペーターによると、生産という行為は、利用可能な様々な生産要素(モノや力)を組み合わせることであり、「新結合の遂行」とはこれまでとは異なる新しい組み合わせで生産することで、それをイノベーションと定義している。

そして、シュンペーターは、新結合の類型として、以下の5つを挙げている。

- ① 新しい財貨、すなわち消費者の間でまだ知られていない財貨、あるいは新しい品質の財貨の生産
- ② 新しい生産方法、すなわち当該産業部門において實際上、未知な生産方法の導入
- ③ 新しい販路の開拓、すなわち当該国の当該産業部門が従来参加していなかった市場の開拓
- ④ 原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得
- ⑤ 新しい組織の実現、すなわち独占的地位(たとえばトラスト化による)の形成あるいは独占の打破

なお、イノベーションの類型としては、Fagerberg (2005) はイノベーションを単なるアイデアの発明(invention)と区別したうえで、シュンペーターのイノベーション概念を、①新しいプロダクト(商品・サービス)、②新しい市場の開拓、③新しい供給源、④事業を組織する新しい方法、と現代的に再解釈している。

一方、政策実務上は、経済協力開発機構(OECD)によってイノベーション測定のマニュアル(Oslo manual)が整備・改訂され、国際比較が可能となるよう統計の整備が行われて、測定概念としてのイノベーションの定義自体も更新・拡大されている。

シュンペーターがイノベーションを定義したのは20世紀初頭であるが、「イノベーション(innovation)」の語源は、ラテン語の「innovare」に由来するとされ、この言葉は「in(内部へ)+novare(新しくする)」に分解されるもので、内部へ採用され、新機軸をもたらすことも含意されている。イノベーションとして、新たな生産要素や新結合が採用され(=イノベーションの普及)、新たな価値を生み出し、社会にインパクトをもたらすことも、イノベーションにおいては重要な観点である。イノベーション論の古典「イノベーション普及学(Diffusion of Innovations)」を著したロジャーズによれば、イノベーションとは「個人あるいは他の別の組織単位で新しいと知覚された何らかのアイデア、習慣といったこと、あるいは製品・サービスといった特定のもの」であり、イノベーションの「普及」とは「アイデアの発明や知識創造のプロセスとは別の、社会で受け入れられていくコミュニケーション・プロセス」であるとしている。つまり、新しいと知覚されたアイデア・習慣・製品・サービスなどが、相互のコミュニケーションを通じて、社会システムのアクター間に伝達され、受容されていくコミュニケーションの過程である。

しかし、公共政策の対象としてのイノベーションは、若干複雑である。先に述べた科

学技術政策の出口・成果として、イノベーション政策が成立したのは OECD における政策議論で 1970 年代に遡る。ただ、社会課題を解決する手段としてのイノベーションという両義性をもつようになった。このため、例えば、教育イノベーションといったように教育を改革する対象として成果ではなく目的を示す用語のように、関係者が直観的にこの用語を使うようになっていく。科学・技術だけでなく、社会や経済まで、あらゆる局面で「イノベーション」の必要性が説かれ、それが万能の解決策であるかのようにみなされる。こうした言説はどのような背景で作り出されたのだろうか。

一般的なイノベーション論の学説史では、1930 年代から 40 年代、経済学者のヨーゼフ・シュンペーターがこの概念の先駆者となり、1960 年代から 70 年代には文献が急増した。この中で、サセックス大学にあるフリーマンが設立した英国科学政策研究ユニット (SPRU) が枢要な役割を演じた。その理論的基礎に経済成長論のロバート・ソローに、とくに科学研究の公的支援論に関しては新古典派経済学のケネス・アローの業績が理論的な貢献として紹介される。

実のところ筆者は、この政策コミュニティの一員であり、客観的に言及する立場にない。特定の立ち位置にいる。ただ、「イノベーション」研究の第一人者として国際的に知られ、2021 年 1 月に亡くなったブノワ・ゴダンの著作『イノベーション概念の現代史』によると、以下のような発展を辿ってきたと客観的に描写している。

「この何十年かで、技術イノベーション (technological innovation) は、この社会の新たな宗教となり、現代の信条あるいは信仰となった。イノベーションは、「我々が抱える社会経済的な問題すべての解決策である」とみなされている。さらに、技術イノベーションはいかにして想像の対象となり、想像の産物となったのか。答えは 1950 年代の昔に埋もれている。一方では、人々はイノベーションとは何か、それはどのように起こり、どんな効果があるかについてあれこれ考え始めた。公共政策によって支援される経済成長——経済成長主義と呼んだ人もいる——は、技術イノベーションの概念に社会的な存在様式を与えた。他方、政策立案担当者は、イノベーションを支える政策や戦略を考えるようになり、そうしてこの新興の言説を本流とするようになった」とする。「イノベーションが科学の産業への応用の産物であることを前提にしている。こちらの言説の核心にある争点は、研究開発 (R&D) であり、一国の競争力に資する人材としての科学者と技術者である。ここでのイノベーションは信仰箇条 (それを基礎研究から発する最終産物とみなす) であって、実は理論化されていない。こちらの言説は今でも人気がある。たとえば、R&D は今なおイノベーションの要となる尺度の一つだし、イノベーションのモデルでは要となる変数である。第二の言説は、イノベーションを複合的な活動とみなして、それがともかくも研究のことを言っている場合でも、当の研究は全体の過程の一部でしかないとする。この過程の最も重要な部分あるいは段は、研究ではなく、製品の開発とその商業化だ。研究とイノベーションは、同じ概念の枠組み (経済成長主義) に発するものの、座標軸の両側にある」と理論的脆弱性を指摘している。そして、技術イノベーションの概念史を、1950 年から現在までについて以下の五つの局面 (フェーズ) にまとめる。それぞれの局面は厳密に分離されて一直線上に並ぶものではなく、重なり合っているものだとしている。

イノベーション概念の現代史の政策フェーズ

- ① 応用された科学としてのイノベーション
- ② 成果としてのイノベーション
- ③ 過程としてのイノベーション
- ④ システムとしてのイノベーション

⑤ イノベーション政策の発明

3. 分析視覚：ドクトリンと政策遺産に基づく展開 —「・」の誕生の経緯—

(1) 根拠はないがもっともらしい政策ドクトリンとしてのイノベーション政策

ここまで、科学と技術とイノベーションと政策の関係について、世界的な文脈で議論してきた。一言でまとめると、イノベーション政策は、一つの神話もしくは言説で理論化は不十分なものという学説史の整理である。この出発点に立つと、公共政策学では、非常に古典的な概念の分析枠組みで、イノベーション政策の分析が可能になり、かなり見通しが得られる。その概念は、公共政策学での政策の基本戦術思想・ドクトリンである。ここでいうドクトリンとは、軍事における戦術思想という意味ではなく、英国の行政学者ダンサイアによって示された理論と政策の中間に立つ概念のセットからなる「問題視されない理論」により諸々の行為を誘導するものである。ドクトリンは、社会科学の理論とも政策とも異なり、厳密に定義された（エビデンスがある）理論ではなく、一見理論の体裁をとる曖昧さを含み状況に応じて受容される目的のレトリックである。政策のように一定の価値に向け行動を規定するわけでもなく、理論的に真であるかのような体裁で示される事実関係である。

(2) 日本の固有性：政策遺産の構造と施策・政策の展開

日本の政策決定と資源配分は、硬直的である。改革を議論する場合には、歴史的経緯と経路依存性が無視できない。そこで、日本の文脈を分析する際に用いる概念が政策科学で論じられつつも具体的な政策の分野の議論ではあまり議論されてこなかった政策遺産である。政策遺産とは、過去の制度が遺産として、現在の制度に痕跡を残すことである。これらの視点から日本の科学技術とイノベーションの史的展開をまとめ、考察することにしたい。

(3) 史的展開：政策遺産とドクトリンの形成

日本の科学技術と学術を考える上で、明治以降から現在までを5段階に分け、どのような政策遺産とドクトリンが形成され施策が継承・進化したかを振り返る。

①戦前の地域科学技術と学術機関の設置：現代を規定する政策遺産と職業教育と実用技術重視の科学技術重心のドクトリンの形成

日本の地域における科学技術は、明治以降高等教育機関の整備よりも公設試の整備が先行し、教育でも産業教育に重点があった。例えば、わが国において商業教育の端緒は、1874年大蔵省銀行課中に設置された銀行学局で、次いで1875年の森有礼が商法講習所を創設し、洋式商業教育を始めた[36]。これは1885年に文部省に移管されて東京高等商業学校となり、現在の一橋大学の前身となった。また、東京大学農学部前身である駒場農学校の設立の翌年1879年、福岡県勸業試験場が最初の府県農業試験場として設立の嚆矢だった。工業系試験研究機関の必要性については1884年の前田正名の「興業意見」に示されていた。農商務省は当時の主要産業であった農業関係の試験研究機関の整備を優先し、現在の独立行政法人系の国研につながる国の農事試験場の設置を、地域においては府県の農事試験場及び農事講習所の設置を優先的に補助・振興した。工業系の試験場の整備が地場産業の振興を中心に地域において進んだのは20世紀になってからである。

②高等教育機関の整備：フルセットの旧帝国大学を補う単科大学と旧制専門学校

高等教育機関の歴史は、教育学の研究がある。明治期に江戸時代から継続する各種の教育機関等を分科大学として束ね 1886 年の帝国大学令で東京帝国大学を嚆矢に帝国大学が拡大した。旧帝国大学で賄いきれない地域の医師養成は千葉、仙台、岡山、金沢、長崎、新潟に官立の医学専門学校が置かれ、1918 年の大学令の制定で新潟・岡山、千葉・金沢・長崎など医学系を中心に官立単科大学に昇格し、現在の旧六と呼ばれる国立大学群となる。同時に慶應義塾大学などの私立大学が誕生した中、大阪市立大学（現大阪公立大学）などの公立大学についても例外扱いで設置が認められた。さらに戦後国立大学の学部編成の母体となる高等専門学校が設立され、現在の日本の大学の基盤となる政策遺産が形成された。世界初の 1886 年の東京大学工学部の設置と併せ、地域で実証試験から技術の普及・指導までと一貫通貫の体制と評価できる。資源の過不足は別としても制度的には、研究―開発―製品化・実用化のリニアモデルの技術移転体制の政策遺産が形成された。ここで、イノベーション普及目的で限りある資源を特定のエリート機関に選別・差別化して重点投資するドクトリンが形成された。

③戦後民主化改革と学術・科学技術行政体制の刷新：並行棲み分けのドクトリン形成

第 2 次世界大戦後に民主化改革が進み、戦力増強のための科学技術行政の中枢機関であった技術院は廃止され、戦前および戦時中有力な研究機関の軍と財閥関係の研究所の多くは解体・閉鎖された。学制改革で、旧専門学校と教員を養成していた師範学校などの旧制諸学校は新制大学に統合され、現在の地方国立大学になった。中央地方関係では地方自治法の施行で住民自治と団体自治の主体として地方公共団体が置かれ、公設試は、法で必置の機関ではなく公の施設として存続した。公衆衛生関係では 1948 年に地方公衆衛生の研究検査の技術センターとして、地方衛生研究所を各都道府県と 4 大市(大阪、京都、名古屋、神戸)に 1 機関ずつ設置した。また独自の教育理念をもった公立大学を設置する体制になった。公立農業試験場は原則、1 都道府県につき 1 場長の総合農業試験場に再編された。1948 年に農業改良助長法が制定され協同農業改良普及事業が開始された。試験場にはコーディネータである専門技術員を置き総合調整を行わせ、各市町村など地域には農業改良普及員（林水産業も同様）を配置する技術移転体制を確立させた。これは土地付与大学（Land Grant University）から始まった米国の州立大学の農業改良普及（agriculture-extension）制度を移入したものである。日本の普及組織は、農地解放などと並ぶ民主化政策の一貫であり、米国のように大学の社会貢献部門（extension）ではなく、農林水産省の下で都道府県の行政部局のひとつとして試験研究部門と 2 重に置かれた。

ここで生まれた政策推進のドクトリンは、同じ行政目的で異なる政策遺産から形成された縦割りのまま行政機関が棲み分けをしながら、独立性をもって分立・割拠して施策を推進するという官僚制の論理に基づく、科学技術・学術政策の「・」の誕生だった。

④新構想大学：トップダウン重視と新幹線方式のドクトリンの形成

1970 年代から 80 年代にかけて、高等教育で在来線に対する新幹線敷設の発想で唱えられたのが新構想大学論である。1973 年の学校教育法・国立学校設置法・教育公務員特例法の一括改正に基づき新構想の国立大学群が生まれ、1974 年以降に一県一医大政策に基づき設置された 11 の単科の国立医科大学、1976 年設置の高等専門学校に接続する形で設計された長岡などの技術科学大学、1978 年と 81 年に設置された現職教員対象の大学院を中心とする三つの上越など新教育大学、1988 年から 1997 年にかけて設置された四つの大学院大学や、79 年設置の図書館情報大学、1981 年設置の鹿屋体育大学、1987 年設置の筑波技術短期大学の三つの特殊な分野の単科大学、1983 年設置の放送大学、

同年の日本版コミュニティ・カレッジのモデル校として高岡短期大学が設立された。

ここで、管理体制の強化や伝統的な講座制の枠を超えた新分野の開拓および公開性の強化など今日にも通じる学長のリーダーシップを重視するなどボトムアップの大学自治を否定するトップダウン重視と、既存大学の改革を迂回するという新幹線方式のドクトリンが形成された。

⑤官邸主導の政官関係の変化：司令塔機能強化と減量経営・行政改革の「成果」

行政機構上では、総合科学技術会議の設置等、橋本行革による 2001 年の省庁再編で官邸主導と司令塔機能を重視する政策運営スタイルが目指された。政策も基礎研究の振興という活動自体の推進から出口の経済的成果が目標となるイノベーション政策への転換が進んだ。国立大学の法人化、公立大学法人制度、大学からの技術移転推進などが、高等教育政策、科学技術政策、産業技術政策、中小企業政策、地域経済政策と関連して進む一方、システム改革と新公共管理（New Public Management）（以下 NPM という）が日本の科学技術に影響を与えた結果、意図せざる問題が表出した。

日本の高等教育改革は、日本学術会議の任命問題をみるまでもなく実用的ではない人文社会科学への縮減圧力が強いと一般的には理解されている。しかし、2004 年国立大学法人化直後深刻な影響があった科学技術分野は最も社会的ニーズの高い臨床医学だった。大学附属病院に対する交付金の効率化係数に特に傾斜がかけられ、感染症病床や救急など高次の医療や危機管理機能の費用を冗費とみて診療や病院の経営改善に注力した結果、「改革」のインパクトが臨床医学論文数の減少として顕著に現れた。2004 年からの新医師臨床研修制度によって臨床研修制度の改革が同時期に実施されたことが拍車をかけ、人材供給を依存してきた地方公共団体や公立病院などの地域医療を医師不足の大混乱に陥れた。地域科学技術の構造を知らず、縦割りの中でそれぞれの技術分野の科学技術やイノベーションを所管する中央の政策担当者は理解するはずもなく、元三重大学長の豊田らが国立大学病院長会議などを通じて膨大なデータを診療、教育、研究の合間にとりまとめ、社会に働きかけた。関係者の尽力の結果、見直しが進み、臨床医学の論文数も 2010 年代に回復に転じた。

縦割りの多重システム災害ともいえるべき改革でのエコシステムの破壊に、地域住民の直接の生死がかかった診療を担い、また職業的威信と政治力も他の分野に比べて強い医療は、現場発のイニシアティブから政策の方向修正を可能にし、研究力低下を臨床医学に限っては押しとどめることに成功した。

4. 議論：学問の自由とミッション指向のイノベーション政策

（1）日本のイノベーション能力の課題と学問の自由の問題

現在日本の科学技術は、かつてのようにイノベーションを生み出すには至っておらず、経済政策のツールとしての公費投入の正統性が問われている。一方で、学術では、かつては米国に次ぐ立場から、「質が高い」とされる論文数でイランに抜かれるなど、研究力低下が政策課題となり、世界に伍する大学に向けた「改革」が進む展開になっている。

こうした中、日本学術会議の任命拒否問題など、戦後改革の流れを否定する動きとしてアカデミアから深刻な反発を招いている。

実は、この問題も政策遺産とドクトリンの関係から紐解けば、同じような分析が可能である。学問の自由に関しては、国際比較の観点からその意義を議論する教育学の研究があるが、この種の問題は単なる政府・政権への批判とならないためには、政策遺産とドクトリンが重なりいかなる問題がおきているのかから議論する必要がある。

（２）日本の研究力低下問題の本質：官邸主導のドクトリンで新幹線方式のドクトリンと政策遺産を無視した在来線並行乗入れ方式の導入で起きた多重事故と速度低下・渋滞

詳しくは当日の発表に譲るが、日本の科学技術イノベーション政策でのパフォーマンスの低迷と学問の自由との関係での混迷を、比喩的に総括すると、新幹線方式の改革が官邸主導のドクトリンで上書きされた結果、システムの起きた在来線並行乗り入れで起きた多重事故とそれに伴う速度低下・渋滞と言えるだろう。つまり、日本ではフル規格の新幹線では在来線への乗り入れもなければ踏切も原則ない。この中で高いパフォーマンスが発揮され、在来線とすみ分けて存在していた。これが、日本の場合橋本行革による省庁再編とグローバルスタンダードへ揃えようとする政策嗜好であった。この中で、欧州のTGVもしくはその方式を採用した高速鉄道は、在来線並行乗り入れを行っている区間がある。同区間の運行速度は低く、スピード超過での脱線事故が起きたこともある。

こうした同じ事故が省庁再編後の法人の統合などによって、日本で起きるようになったと考えたら原因のメカニズムは分かりやすい。また、ドクトリンも過去から見直しを経ずに、継続されるので、全体のバランスやエコシステムを踏まえず、つまり政策遺産を無視して展開された。この結果、過少投資となり、費用対効果で意図した成果を挙げることはなし、執行の手間を考えると、戦場に負傷兵の看護をさせながら、戦線を伸ばす戦闘パフォーマンスを下げる改革になってしまっていると表現できる。

この問題分析視覚は、特に軍事研究と大学を考える上で非常に示唆的で非常に効果的である。ひとつとえば、イデオロギー的な対立から推進されてきた改革思想のドクトリンと政策遺産の関係を読み違えたことが、軍事研究を推進する側の例えば中国の「千人計画」に対する批判のようなカウンターインテリジェンスとヒューミントの違いも混同した空中戦の政策論議の空虚さと現場の現実的運用との乖離が、軍事戦略のリテラシーが低い我が国で特に顕在化している。端的に言えば、「生兵法は大怪我のもと」のような皮肉な現象がある。この象徴が学術会議の任命拒否問題に端的に現れている。護憲的な論者からは戦前への逆コースを進むかのような事態が批判されている。むしろ、保守的な立場からは現実として戦前よりひどいインテリジェンス上の知的退廃、言い換えれば国益よりも政治的な立場での恣意的利用が進んでしまっているとも懸念される状況にある。

この意味で、学問の自由については、本稿では十分論じていないが、高等教育論では十分な整理がある。しかし、そもそも日本の国家の行政機関として存在してきた帝国大学には世界一般の学問の自由概念からは大きく制約を受けてきた歴史と政策遺産を踏まえて分析と対策を進めていくことが現実的である。戦前の学問の自由に対する弾圧事件に関する日本的展開を政策遺産と世界の標準・比較との関係で特にインテリジェンス上の観点から考察して、その縦糸と横糸を丁寧に読み、次の政策に落とし込む必要があるだろう。

5. 結論：本発表の立ち位置・行政体験談と将来の政策モデルとポートフォリオ評価

本発表では、省庁再編直後の文部科学省に出向し、科学技術・学術政策の誕生期にそれぞれの異なる行政文化の融合過程を経験したことから問題意識を持ち、現在はイノベーション政策や技術経営論の研究者となった発表者から、科学技術・学術の「・（なかぐろ）」をめぐる政策過程を述べ、その課題構造について示した。

この抽象的な、日本の記述は実は、文部省と旧科学技術庁の統合後2年で広島県庁職員として最初に体験した違和感の体験談ベースの言語化である。当時、旧科学技術庁の名残では、公用文も文書事務の手引きに従って作成されていない、又は旧科学技術庁の官僚は辞令の受け取り方を知らなかったなど、その種のエピソードをいろいろ見聞する中で気づきをえたものである。

また、近年の制度パフォーマンスの低下は、選択と集中のドクトリンが生きている一方で、文部科学省と旧科学技術庁系の事業予算額が歩み寄りした結果だと感じている。具体的には、旧科学技術庁では億単位の予算が当たり前で、一人の担当で2億程度を執行する感覚であった。これが旧文部省では百万円単位のモデル事業などが行われることが多かった。これが、全体が数十億でも統合後に実際の実施者に数千万円規模で配分されることが増え、結果として人件費のフルコストがカバーされない中で、アドオンで競争的資金や改革経費の執行を求められるので、一人のアウトプットが一定だとすると、予算金額あたりの能率は当然低下してしまう。これが、自治体職員の財政畑の職員として細かい係数を見ていた職能の立場からの意見である。

しかし、ここまで本稿で示してきた問題解決の処方箋になる政策モデルがある。これは、技術ガバナンスの将来像として OECD が提唱する「先見的イノベーションガバナンス（Anticipatory Innovation Governance）」である。政策のポートフォリオ評価を具体的な政策対応と実効ある対策を執行していく観点から実施していくことが求められる。科学技術の公共政策の担い手、制度と改革の方法論と関連付けて考える視点である。より複雑化し高度化して複数の専門分野の多くの制度の狭間があることで、種々の問題がさらに幾何級数的に高度化し増えている。さらに、中央地方を問わず、公務の現場では、定数削減などが進む一方、応答性が高く求められる。この結果、政策を深く考え議論して深めていく余裕がなくなっている。政策現場の疲弊や若手公務員の離職などの課題はこの裏返しであろう。政策担当者、意思決定者がイノベーションに対応できるような個人及び組織レベルでの能力を開発するためには、公共政策の担い手自体に対する支援、質的な面での知識・政策情報のインプットをどう改善するかという視点も不可欠になっている。こうした科学技術・イノベーションと公共政策の関係を見直し、具体的な対応の方向性について OECD（経済協力開発機構）が示した概念が、「先見的イノベーションガバナンス（AIG）」である。近年のデジタル化など根本的な社会変革を伴う科学技術駆動型のイノベーションへの政策対応を図る上で、ガバナンスの問題構造と必要になる処方箋としてのツールである未来洞察・フォーサイト・予測活動の関係を、「先見的イノベーションガバナンス」と名付け概念化したもので、科学技術イノベーション政策と公共政策を結節する政策概念になっている。

ここでは、公共政策の担い手に向け、未来洞察をイノベーション創出と結び付け、さらにデジタルトランスフォーメーション（DX）のプロセスに効果的に統合していく政策立案の将来像について、技術ガバナンス論の視座から包括的にまとめられている。イノベーション政策のインサイダーである筆者は、こうした概念の普及と政策推進側の思い込み・メンタルモデルを更新させる未来洞察の機能を普及させていくことが、日本の政策を欧州などの競争政策の実践に近づけていくための使命と応答責任だと感じている。

引用文献

- (1) Tönurist, P、Hanson、A 著 白川展之訳 (2023) 先見的ガバナンスの政策学: 未来洞察による公共政策イノベーション 明石書店
- (2) 白川 展之 (2023) 行政管理・経営から公共セクターイノベーションへの変革 —事前評価としての未来洞察と先見的イノベーションガバナンス—、季刊 評価クォーターリー (67) 2-32 2023 年 10 月
- (3) 白川 展之 (2017) 科学技術政策における研究動向分析のための評価手法の開発、慶應義塾大学 博士論文 2017 年 2 月
- (4) 白川 展之 (2015) ,社会イノベーションと科学・技術普及 : 社会イノベーションの 4 象限モデル (小田清教授, 高原一隆教授退職記念号) 北海学園大学経済論集 62(4) 81-99
- (5) 白川 展之(2014)科学技術・イノベーション政策と公共選択論 (特集 科学技術への社会的期待と公共選択) 公共選択 = Public choice studies (62) 29-49
- (6) 玉村雅俊, 編著]高橋武俊, 伊藤健, 杉田一真, 白川展之 (2014) 社会イノベーションの科学 政策マーケティング・SROI・討論型世論調査 勁草書房
- (7) 白川展之 (2024 刊行予定) 地域イノベーションと人文社会科学——分野別エコシステムの形成と ELSI/RRI への史的展開——「研究・技術計画」研究イノベーション学会誌

注意

本論文は、発表のための以上の過去又は刊行予定の著者の論文を自己引用し再編成したものに新たに分析を追加したものです。引用文献については省略されているところがあります。このため、本論文を直接引用はせずに必要な場合は、原典を参照のうえ、そこにある参考文献についても確認してください。

参考資料

公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査 単純集計

調査実施主体： 科学研究費助成事業（基盤研究(B)・課題番号：22H1028・公財政データからみた公的大学の政策転換点に関する実証研究）研究グループ
URL: <https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-22H01028/>

研究代表者： 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授 水田健輔

調査趣旨： 公立大学は平成期に積極的な設置がなされ、2023 年 4 月現在で 100 大学に達しました。その背景には、地域における進学機会を確保し、若年人口の流出を防止するといった守りとともに、産業振興や人材育成という攻めの政策により、地方自治体が公立大学を地域振興の核として位置づけてきた歴史がございます。また、2004 年 4 月の地方独立行政法人法の施行により、公立大学の法人化が可能となり、設置者である地方自治体との関係が変化するとともに、大学内部のガバナンス改革が大きく進むことになりました。さらに、国が主導する保健福祉人材の育成、地方創生、研究力強化、理工系の振興といった政策も公立大学の存立と将来的な方向性に大きな影響を及ぼしており、各公立大学は慎重かつ大胆な対応を迫られています。

こうした状況にある公立大学が、地方自治体および国の政策に対してどのように対応し、今後の発展を図ろうとしているのか。その現状を把握するとともに、組織・財務運営面での具体的な取り組み状況を知るために、この度、標記の調査を行うことといたしました。全国の状況を俯瞰するとともに、個別の大学が輻輳する諸政策の中で具体的にどのような動きを示しているのかを情報共有することは、各公立大学が自大学の方向性を考える上でも有意義なものと存じます。

調査結果： ○個別大学を特定できない形にて集計等をさせていただき、ご回答いただきました全大学に結果を共有させていただきます。
○科学研究費助成事業の研究課題において調査結果データを使用し、個別団体を特定できない形で研究成果が学会・論文等で発表されます。あらかじめご了承ください。

ご回答期限： 2023 年 12 月 11 日（月）必着

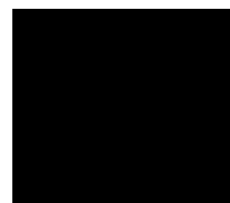
ご回答方法： 以下の 2 つの方法のいずれかでご回答ください。

- ① 本質問紙に直接ご記入いただき、同封の返信用封筒にて回答済みの質問紙をご返送ください。
- ② 以下の URL または QR コードから回答 Web サイトにアクセスしていただき、回答をご入力ください。なお、回答 Web サイトから、本質問紙の Word ファイルをダウンロードできます。

URL:



QR コード：



貴大学名	
------	--

1. 最近6年間において、貴大学の設置団体の首長および議会との関係で、貴大学の教学や経営に大きな影響を与えた事項について、以下の記入欄にそれぞれ3つ以内でご記入ください。

設置団体の首長との関係で大きな影響を受けた事項と年度： 記述回答参照
設置団体の議会との関係で大きな影響を受けた事項と年度： 記述回答参照

2. 貴大学の存立目的や基幹的な活動に照らして最も重視する評価指標を次の候補から3つ選び、記入欄に番号をご記入ください。なお、実際に貴大学で使用されている指標と完全に一致しない場合でも、計測目的が同じか類似である指標が候補の中にある場合には、それを選んでください。

1) 志願倍率 (1位: 25・53.2%、3位: 1・2.2%) 2) 貴大学所在自治体等域内出身在学生比率 (1位: 4・8.5%、2位: 3・6.5%、3位: 2・4.3%) 3) 学生による授業評価結果 (2位: 1・2.2%、3位: 1・2.2%) 4) 資格試験合格者数・合格率 (1位: 7・14.9%、2位: 7・15.2%、3位: 1・2.2%) 5) 就職(進学)希望者の就職(進学)率 (1位: 4・8.5%、2位: 13・28.3%、3位: 3・6.5%) 6) 新卒者の貴大学所在自治体等域内就職率 (1位: 1・2.1%、2位: 10・21.7%、3位: 3・6.5%) 7) 教員の著書・論文件数 (1位: 1・2.1%、2位: 4・8.7%、3位: 3・6.5%) 8) 教員の論文の被引用件数・Top10%論文数等 9) 教員の外部研究資金獲得件数・金額 (1位: 2・4.3%、2位: 3・6.5%、3位: 16・34.8%) 10) 貴大学所在自治体等域内企業との共同・受託研究(事業)件数・金額 (2位: 2・4.3%、3位: 7・15.2%) 11) 公開講座開催数・聴講者数 (3位: 2・4.3%) 12) 貴大学所在自治体等域内でのリカレント教育実施実績・受講者数 (2位: 1・2.2%) 13) 貴大学設置団体等行政機関からの受託事業件数・金額 14) 貴大学設置団体等行政機関などの審議会等委員委嘱数 15) 海外大学との交流等の実績 (2位: 1・2.2%、3位: 5・10.9%) 16) 自己収入比率等の財務的独立性 (1位: 1・2.1%、2位: 1・2.2%、3位: 1・2.2%) 17) その他の指標 (1位: 2・4.3%、3位: 1・2.2%)
--

重要な指標①	n=47	重要な指標②	n=46	重要な指標③	n=46
--------	------	--------	------	--------	------

※上記の回答で17番を選択した場合には、具体的な指標名を以下にお書きください。

17番の指標名: 記述回答参照

3. 貴大学が公立大学法人となっている場合、以下にお答えください。

(ア) 法人化年度～2023 年度（令和 5 年度）について、学長と理事長が異なる年度に○印をご記入ください（法人化より前の年度については、空欄で結構です）。

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
学長≠理事長	0	1	3	7	9	10	11	11
年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
学長≠理事長	11	12	12	14	15	16	20	20
年度	2020	2021	2022	2023				
学長≠理事長	20	20	21	22				

(イ) 2023 年度現在で学長と理事長が同一または異なる主な理由について、以下にご記入ください。

理由：記述回答参照

4. 貴大学が公立大学法人となっている場合、法人化年度～2023 年度（令和 5 年度）の間について、設置団体からの出向者や役職員経験者が以下の役職等に就任していた年度に○印をご記入ください（法人化より前の年度については、空欄で結構です）。なお、「学長兼副理事長」「理事兼副学長」といった役職を兼任している方が回答対象となった場合には、兼任している両方の役職に○印をご記入ください。

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
理事長	0	0	0	2	4	4	4	5	5	3
副理事長	0	0	2	4	4	5	5	5	5	6
理事	0	1	5	10	14	15	17	17	17	19
学長	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
副学長	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
事務局長	0	1	7	14	19	21	23	23	23	25
部局長	0	0	1	4	6	6	7	7	7	7
専任教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
理事長	4	5	4	5	5	6	6	6	5	5
副理事長	6	6	6	6	6	8	9	9	8	10
理事	21	22	23	24	27	26	25	27	28	27
学長	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2
副学長	1	1	1	1	2	2	3	3	2	2
事務局長	27	29	29	29	31	31	31	32	31	31
部局長	8	9	9	9	11	11	10	10	10	9
専任教員	0	1	1	1	1	2	2	2	3	3

5. 貴大学の経営上、設置団体以外の以下の組織等の動向、(政策)方針、意見などを日常的にどの程度注視しているかについて、最もあてはまる数字をお選びください。なお、貴大学にとって該当しない組織等については、無回答で結構です。また、5をお選びになった場合には、特にどのようなことを注視されているかについて、簡潔にお書きください。

組織等	1 注視していない ⇄ 注視している 5				
	1	2	3	4	5
文部科学省 (n=47)	0	0	1	28	18
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0.0%	0.0%	2.1%	59.6%	38.3%
総務省 (n=46)	0	2	16	22	6
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0.0%	4.3%	34.8%	47.8%	13.0%
内閣府（総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）、地方創生など）(n=46)	2	3	14	25	2
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	4.3%	6.5%	30.4%	54.3%	4.3%
厚生労働省 (n=46)	2	1	10	23	10
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	4.3%	2.2%	21.7%	50.0%	21.7%
公立大学協会 (n=46)	0	0	3	28	15
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0.0%	0.0%	6.5%	60.9%	32.6%
設置団体以外の都道府県（設置団体が都道府県の場合）(n=35)	3	13	12	7	0
☞5を選択した場合、注視している点：	8.6%	37.1%	34.3%	20.0%	0.0%
設置団体内市区町村（設置団体が都道府県の場合）(n=32)	1	5	11	14	1
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	3.1%	15.6%	34.4%	43.8%	3.1%
他の市町村（設置団体が市・組合の場合）(n=16)	1	1	7	6	1
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	6.3%	6.3%	43.8%	37.5%	6.3%
設置団体所在都道府県（設置団体が市・組合の場合）(n=17)	0	1	5	10	1
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0.0%	5.9%	29.4%	58.8%	5.9%
設置団体教育委員会 (n=45)	1	9	17	15	3
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	2.2%	20.0%	37.8%	33.3%	6.7%
設置団体内市区町村教育委員会（設置団体が都道府県の場合）(n=32)	2	9	12	9	0
☞5を選択した場合、注視している点：	6.3%	28.1%	37.5%	28.1%	0.0%
設置団体所在都道府県教育委員会（設置団体が市・組合の場合）(n=18)	1	5	6	6	0
☞5を選択した場合、注視している点：	5.6%	27.8%	33.3%	33.3%	0.0%
設置団体等地域内の高等学校等の中等教育機関 (n=46)	1	3	10	20	12
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	2.2%	6.5%	21.7%	43.5%	26.1%
設置団体等地域内の国立大学 (n=46)	0	2	8	30	6
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0.0%	4.3%	17.4%	65.2%	13.0%
他の公立大学 (n=46)	0	0	9	31	6
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0.0%	0.0%	19.6%	67.4%	13.0%
設置団体等地域内の私立大学 (n=44)	1	4	23	14	2
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	2.3%	9.1%	52.3%	31.8%	4.5%
設置団体等地域内の地域経済界 (n=45)	1	4	16	19	5
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	2.2%	8.9%	35.6%	42.2%	11.1%
設置団体等地域内の医療・福祉サービス業界 (n=45)	3	8	12	19	3
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	6.7%	17.8%	26.7%	42.2%	6.7%
マスコミ報道 (n=46)	0	1	15	27	3
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0.0%	2.2%	32.6%	58.7%	6.5%
ソーシャルメディア（SNS）(n=46)	2	5	18	20	1
☞5を選択した場合、注視している点：記述回答参照	4.3%	10.9%	39.1%	43.5%	2.2%
その他（具体的に：記述回答参照）(n=2)	2	0	0	0	0
☞5を選択した場合、注視している点：	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6. 以下にあげた国の政策・法令等の活用について、貴大学は積極的ですか、消極的ですか。最もあてはまる数字をお選びください。

国の政策・法令等（開始年度・実施年度・施行年度等）	1 消極的 ⇄ 積極的 5				
	1	2	3	4	5
地（知）の拠点大学事業（COC、COC+）（2013・15年）（n=44）	4	3	16	8	13
	9.1%	6.8%	36.4%	18.2%	29.5%
まち・ひと・しごと創生法（地方創生政策）（2014年）（n=45）	4	6	25	7	3
	8.9%	13.3%	55.6%	15.6%	6.7%
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（地方大学・産業創生法）（2021年）（n=46）	4	7	26	7	2
	8.7%	15.2%	56.5%	15.2%	4.3%
成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援（学部・理系転換・新設支援）（2023年）（n=47）	8	7	17	5	10
	17.0%	14.9%	36.2%	10.6%	21.3%
国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（10兆円ファンドによる支援）（2023年）（n=47）	20	9	18	0	0
	42.6%	19.1%	38.3%	0.0%	0.0%
地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（2023年）（n=44）	6	11	17	3	7
	13.6%	25.0%	38.6%	6.8%	15.9%
その他（具体的に：記述回答参照）（n=7）	1	0	3	0	3
	14.3	0.0%	42.9	0.0%	42.9

7. 貴大学において、過去10年間に学費の域内・域外設定や減免、奨学金制度、入試における地域枠の設定など、独自の施策をとられた実績がありましたら、施策の規模の大きなものから3つ以内で、以下の記入欄にご記入ください。

貴大学における独自施策

記述回答参照

8. 貴大学が公立大学法人となっている場合、以下の事項における貴大学と設置団体の間の相対的な権限の強さ（関与度）について、最もあてはまる数字をお選びください。なお、以下の事項の中には、地方独立行政法人法等において任命権等の権限等の所在が定められているものがありますが、同法等の規定にかかわらず、貴大学と設置団体の間の相対的な権限の強さ（関与度）についてお教えいただければ幸いです。また、役職の人選に関する事項については、「学長兼副理事長」「理事兼副学長」といった役職の兼任がある場合も、それぞれの役職に分けてお答えください。さらに、法人化以降に各事項について、貴大学あるいは設置団体の権限が相対的に変化している場合には、「法人化後現在までの変化」欄にて、あてはまる数字をお選びください。

事項	権限の強さ（関与度） 1 設置団体が決定⇔貴大学が決定 5					法人化後現在までの変化 設置団体の権限が強まった：1 変わらない：2 貴大学の権限が強まった：3		
	1	2	3	4	5	1	2	3
理事長の人選 (n=42・n=38)	22 52.4%	2 4.8%	2 4.8%	5 11.9%	11 26.2%	3 7.9%	32 84.2%	3 7.9%
学長の人選 (n=42・n=39)	1 2.4%	3 7.1%	3 7.1%	7 16.7%	28 66.7%	0 0.0%	31 79.5%	8 20.5%
副理事長の人選 (n=36・n=33)	8 22.2%	2 5.6%	3 8.3%	5 13.9%	18 50.0%	0 0.0%	26 78.8%	7 21.2%
理事の人選 (n=42・n=40)	1 2.4%	4 9.5%	10 23.8%	9 21.4%	18 42.9%	2 5.0%	33 82.5%	5 12.5%
副学長の人選 (n=34・n=33)	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	32 94.1%	0 0.0%	27 81.8%	6 18.2%
部局の長（学部長等）の人選 (n=42・n=39)	2 4.8%	0 0.0%	2 4.8%	1 2.4%	37 88.1%	1 2.6%	31 79.5%	7 17.9%
教員の採用 (n=42・n=39)	1 2.4%	1 2.4%	2 4.8%	2 4.8%	36 85.7%	0 0.0%	31 79.5%	8 20.5%
教員の処遇 (n=42・n=39)	2 4.8%	4 9.5%	8 19.0%	7 16.7%	21 50.0%	0 0.0%	33 84.6%	6 15.4%
職員の採用 (n=42・n=40)	3 7.1%	3 7.1%	11 26.2%	6 14.3%	19 45.2%	0 0.0%	26 65.0%	14 35.0%
職員の処遇 (n=42・n=39)	6 14.3%	6 14.3%	8 19.0%	5 11.9%	17 40.5%	0 0.0%	31 79.5%	8 20.5%
学部・研究科等の部局の改組 (n=42・n=39)	2 4.8%	1 2.4%	12 28.6%	5 11.9%	22 52.4%	0 0.0%	33 84.6%	6 15.4%
入学金・授業料・検定料等の決定 (n=41・n=38)	5 12.2%	8 19.5%	15 36.6%	5 12.2%	8 19.5%	1 2.6%	34 89.5%	3 7.9%
運営費交付金の決定（交渉の余地） (n=42・n=39)	9 21.4%	12 28.6%	19 45.2%	1 2.4%	1 2.4%	6 15.4%	32 82.1%	1 2.6%
土地の購入・売却 (n=38・n=35)	14 36.8%	4 10.5%	18 47.4%	1 2.6%	1 2.6%	4 11.4%	30 85.7%	1 2.9%
施設の維持・整備・廃止 (n=42・n=39)	7 16.7%	5 11.9%	22 52.4%	7 16.7%	1 2.4%	3 7.7%	32 82.1%	4 10.3%
長期借入金の借入・債券の発行 (n=39・n=36)	7 17.9%	8 20.5%	20 51.3%	2 5.1%	2 5.1%	3 8.3%	32 88.9%	1 2.8%

9. 貴大学が公立大学法人となっている場合、貴大学の直近の中期目標・中期計画の策定における、以下の役職・組織の影響力について、最もあてはまる数字をお選びください。

役職・組織	1 影響力小 ⇔ 影響力大 5				
	1	2	3	4	5
理事長 (n=41)	0	1	2	10	28
	0.0%	2.4%	4.9%	24.4%	68.3%
副理事長 (n=35)	0	0	2	14	19
	0.0%	0.0%	5.7%	40.0%	54.3%
理事 (n=40)	0	0	7	24	9
	0.0%	0.0%	17.5%	60.0%	22.5%
学長 (n=41)	0	0	0	10	31
	0.0%	0.0%	0.0%	24.4%	75.6%
副学長 (n=35)	0	0	3	21	11
	0.0%	0.0%	8.6%	60.0%	31.4%
役員会 (n=38)	0	0	5	22	11
	0.0%	0.0%	13.2%	57.9%	28.9%
経営審議機関 (n=41)	0	0	7	25	9
	0.0%	0.0%	17.1%	61.0%	22.0%
教育研究審議機関 (n=41)	0	0	10	23	8
	0.0%	0.0%	24.4%	56.1%	19.5%
「戦略会議」等法人の独自設置組織 (n=29)	1	0	7	16	5
	3.4%	0.0%	24.1%	55.2%	17.2%
部局長会議 (n=32)	0	2	17	10	3
	0.0%	6.3%	53.1%	31.3%	9.4%
部局教授会 (n=40)	1	6	20	10	3
	2.5%	15.0%	50.0%	25.0%	7.5%
全学委員会 (n=38)	0	4	20	8	6
	0.0%	10.5%	52.6%	21.1%	15.8%
学長補佐等 (n=28)	1	4	15	7	1
	3.6%	14.3%	53.6%	25.0%	3.6%
事務局長 (n=41)	0	0	10	22	9
	0.0%	0.0%	24.4%	53.7%	22.0%

10. 貴大学が公立大学法人となっている場合、法人化年度～2022年度の間の地方独立行政法人法にもとづく評価委員会による年度評価および中期目標期間終了時評価について、お教えてください。

(ア) 各年度の年度評価結果について、貴大学の教育、研究、地域貢献、国際化、法人経営の改善・活性化にどの程度活かされていますか。最もあてはまる数字をお選びください。

評価対象	1 活用度小 ⇄ 活用度大 5				
	1	2	3	4	5
教育 (n=40)	1	0	3	21	15
	2.5%	0.0%	7.5%	52.5%	37.5%
研究 (n=40)	1	0	10	18	11
	2.5%	0.0%	25.0%	45.0%	27.5%
地域貢献 (n=40)	0	1	5	19	15
	0.0%	2.5%	12.5%	47.5%	37.5%
国際化 (n=40)	1	2	12	15	10
	2.5%	5.0%	30.0%	37.5%	25.0%
法人経営 (n=40)	1	0	5	22	12
	2.5%	0.0%	12.5%	55.0%	30.0%

(イ) これまでの中期目標期間終了時評価結果について、貴大学の教育、研究、地域貢献、国際化、法人経営の改善・活性化にどの程度活かされていますか。最もあてはまる数字をお選びください。

評価対象	1 活用度小 ⇄ 活用度大 5				
	1	2	3	4	5
教育 (n=34)	1	0	4	18	11
	2.9%	0.0%	11.8%	52.9%	32.4%
研究 (n=34)	1	0	9	16	8
	2.9%	0.0%	26.5%	47.1%	23.5%
地域貢献 (n=34)	0	1	5	18	10
	0.0%	2.9%	14.7%	52.9%	29.4%
国際化 (n=34)	1	2	9	14	8
	2.9%	5.9%	26.5%	41.2%	23.5%
法人経営 (n=34)	1	0	4	19	10
	2.9%	0.0%	11.8%	55.9%	29.4%

1 1. 貴大学における毎年度の学内予算編成について教えてください。

(ア) 貴大学の学内予算における、2023 年度現在の以下の各経費に関して、過年度からの増減傾向と充足度について、最もあてはまる数字をお選びください。

経費	過年度からの増減傾向 増加 1－変わらない 2－減少 3			充足度 不足 1－どちらでもない 3－十分 5				
	1	2	3	1	2	3	4	5
全学共通経費 (n=47・n=45)	15 31.9%	21 44.7%	11 23.4%	6 13.3%	17 37.8%	20 44.4%	2 4.4%	0 0.0%
学長等による裁量的経費 (n=45・n=43)	1 2.2%	32 71.1%	12 26.7%	6 14.0%	8 18.6%	24 55.8%	4 9.3%	1 2.3%
全学的な重点・戦略的配分経費 (n=45・n=43)	14 31.1%	22 48.9%	9 20.0%	7 16.3%	14 32.6%	17 39.5%	4 9.3%	1 2.3%
全学的な施設整備費 (n=47・n=45)	16 34.0%	20 42.6%	11 23.4%	10 22.2%	13 28.9%	16 35.6%	5 11.1%	1 2.2%
全学的な施設の維持・保全費 (n=47・n=45)	21 44.7%	21 44.7%	5 10.6%	13 28.9%	17 37.8%	12 26.7%	3 6.7%	0 0.0%
部局共通経費 (n=39・n=38)	9 23.1%	23 59.0%	7 17.9%	6 15.8%	8 21.1%	23 60.5%	1 2.6%	0 0.0%
部局長等による裁量的経費 (n=35・n=35)	0 0.0%	28 80.0%	7 20.0%	6 17.1%	4 11.4%	23 65.7%	1 2.9%	1 2.9%
部局の重点・戦略的配分経費 (n=38・n=38)	6 15.8%	26 68.4%	6 15.8%	7 18.4%	7 18.4%	21 55.3%	3 7.9%	0 0.0%
部局の施設整備費 (n=37・n=36)	6 16.2%	24 64.9%	7 18.9%	6 16.7%	9 25.0%	18 50.0%	2 5.6%	1 2.8%
部局の施設の維持・保全費 (n=38・n=37)	9 23.7%	25 65.8%	4 10.5%	7 18.9%	10 27.0%	18 48.6%	2 5.4%	0 0.0%
各教員の基盤的な教育費 (n=46・n=44)	5 10.9%	36 78.3%	5 10.9%	3 6.8%	6 13.6%	31 70.5%	3 6.8%	1 2.3%
各教員の基盤的な研究費 (n=47・n=45)	4 8.5%	37 78.7%	6 12.8%	2 4.4%	7 15.6%	29 64.4%	6 13.3%	1 2.2%

※ 全学共通経費…大学本部あるいは法人本部にかかる経費、図書館経費、各種センター経費等、全学的な所要経費で、この設問にあがっている他の諸経費以外のものを指します。

(イ) 貴大学が公立大学法人となっている場合、貴大学の学内予算編成における、以下の役職・組織の影響
力について、最もあてはまる数字をお選びください。

役職・組織	1 影響力小 ⇄ 影響力大 5				
	1	2	3	4	5
理事長 (n=42)	0	2	6	8	26
	0.0%	4.8%	14.3%	19.0%	61.9%
副理事長 (n=35)	0	1	7	11	16
	0.0%	2.9%	20.0%	31.4%	45.7%
財務担当理事 (n=34)	2	1	6	10	15
	5.9%	2.9%	17.6%	29.4%	44.1%
財務担当以外の理事 (n=40)	5	4	18	6	7
	12.5%	10.0%	45.0%	15.0%	17.5%
学長 (n=42)	0	1	8	9	24
	0.0%	2.4%	19.0%	21.4%	57.1%
副学長 (n=34)	1	3	15	10	5
	2.9%	8.8%	44.1%	29.4%	14.7%
役員会 (n=38)	2	3	11	12	10
	5.3%	7.9%	28.9%	31.6%	26.3%
経営審議機関 (n=42)	3	2	12	13	12
	7.1%	4.8%	28.6%	31.0%	28.6%
教育研究審議機関 (n=41)	6	4	23	7	1
	14.6%	9.8%	56.1%	17.1%	2.4%
「戦略会議」等法人の独自設置組織 (n=26)	4	2	12	7	1
	15.4%	7.7%	46.2%	26.9%	3.8%
部局長会議 (n=30)	5	2	17	4	2
	16.7%	6.7%	56.7%	13.3%	6.7%
部局教授会 (n=38)	6	8	22	2	0
	15.8%	21.1%	57.9%	5.3%	0.0%
全学委員会 (n=36)	7	4	20	4	1
	19.4%	11.1%	55.6%	11.1%	2.8%
学長補佐等 (n=25)	5	5	14	1	0
	20.0%	20.0%	56.0%	4.0%	0.0%
事務局長 (n=41)	0	0	9	16	16
	0.0%	0.0%	22.0%	39.0%	39.0%

(ウ) 貴大学では、年度の学内予算配分にあたり、現在および今後（6年程度）、以下の経費のいずれを重視しますか。最もあてはまる数字をお選びください。

① 現在

経費	A を重視	どちらともいえない	B を重視
A 本部経費 ⇔ B 部局経費 (n=46)	4 (8.7%)	39 (84.8%)	3 (6.5%)
A 人件費 ⇔ B 物件費 (n=46)	12 (28.1%)	34 (73.9%)	0 (0.0%)
A 教員人件費 ⇔ B 職員人件費 (n=46)	5 (10.9%)	41 (89.1%)	0 (0.0%)
A 管理経費 ⇔ B 教育研究経費 (n=47)	0 (0.0%)	35 (74.5%)	12 (25.5%)
A 教育経費 ⇔ B 研究経費 (n=47)	8 (17.0%)	35 (74.5%)	4 (8.5%)

② 今後（6年程度）

経費	A を重視	どちらともいえない	B を重視
A 本部経費 ⇔ B 部局経費 (n=46)	7 (15.2%)	36 (78.3%)	3 (6.5%)
A 人件費 ⇔ B 物件費 (n=46)	11 (23.9%)	32 (69.6%)	3 (6.5%)
A 教員人件費 ⇔ B 職員人件費 (n=46)	3 (6.5%)	43 (93.5%)	0 (0.0%)
A 管理経費 ⇔ B 教育研究経費 (n=47)	0 (0.0%)	33 (70.2%)	14 (29.8%)
A 教育経費 ⇔ B 研究経費 (n=47)	8 (17.0%)	36 (76.6%)	3 (6.4%)

(エ) 貴大学における部局への現在の予算配分方法について、最もあてはまる数字をお選びください（⑤を選択した場合には、具体的な内容もご記入ください）。また、部局の研究業績（論文数等）や外部資金獲得額など成果に応じた傾斜配分を実施しているかどうかについても、あてはまる数字をお選びください。 (n=45)

- ① 学生数・教員数等にもとづいた算定式で決定（フォーミュラ方式） 11 (24.4%)
- ② 前年度の予算額をベースに増減を加えて決定（増分方式） 25 (55.6%)
- ③ フォーミュラ方式を基本としながら、一部を増分方式で決定 2 (4.4%)
- ④ 増分方式を基本としながら、一部をフォーミュラ方式で決定 5 (11.1%)
- ⑤ その他 2 (4.4%)

回答	⑤の具体的な内容	記述回答参照
成果に基づく傾斜配分 (n=40)	1 している (4・10.0%)・2 していない (36・90.0%)	

(オ) 貴大学における部局への将来（6年程度）の予算配分方法について、その方向性に最もあてはまる数字をお選びください（⑤を選択した場合には、具体的な内容もご記入ください）。また、部局の研究業績（論文数等）や外部資金獲得額など成果に応じた傾斜配分を実施する予定かどうかについても、あてはまる数字をお選びください。 (n=45)

- ① 学生数・教員数等にもとづいた算定式で決定（フォーミュラ方式） 8 (17.8%)
- ② 前年度の予算額をベースに増減を加えて決定（増分方式） 24 (53.3%)
- ③ フォーミュラ方式を基本としながら、一部を増分方式で決定 5 (11.1%)
- ④ 増分方式を基本としながら、一部をフォーミュラ方式で決定 5 (11.1%)
- ⑤ その他 3 (6.7%)

回答	⑤の具体的な内容	記述回答参照
成果に基づく傾斜配分 (n=38)	1 予定している (7・18.4%)・2 予定していない (31・81.6%)	

1 2. 貴大学における現状での課題と対応策、国や設置団体の政策に対する要望、他大学の動き等で関心を持っていること、将来的な方向性として構想されていることなどについて、以下にご自由にご記入ください。

記述回答参照

ご回答内容についてお問い合わせを差し上げる際のご連絡先

ご所属	
お役職	
ご氏名	
電話番号	
電子メール	

公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査 記述回答

1. 最近6年間に、貴大学の設置団体の首長および議会との関係で、貴大学の教学や経営に大きな影響を与えた事項について、以下の記入欄にそれぞれ3つ以内でご記入ください。
(1) 設置団体の首長との関係で大きな影響を受けた事項と年度①
美術学部メディア映像専攻の設置について（2022年度設置）
公立大学法人としての法人化（令和3年度）
新学部の開設に伴う設立団体の政策との整合性を図るための調整（2020年度から）
令和7年4月法人化に向けた意思決定 令和4年度
コロナ禍において政策医療としての重症患者を受け入れる
施設設備の方向性について（令和3年度～）
設置団体に貢献する大学という視点で対談を行い、広報誌●●（2022）に特集記事として掲載した。
●●大学の法人化（2023年度）
令和2年度：特定分野の研究の推進
令和5年度：市長（設置団体の首長）が変わったことにより、●●地元進学者の授業料無償化の検討が始まった。
私学から公立大学への公立化（2018年度）
公立大学化（令和元年）
本学におけるデータサイエンス人材の育成を行う学部の設置に向け、現在準備を進めていること。（R2～5年度）
第3期中期目標・中期計画の設定（2022年度）
市総務部総合政策課内に大学連携推進室を新設（平成30年度）
2023年度より、●●工業高等専門学校との同一法人下での運営を開始した。
平成30年4月1日に地方独立行政法人化され、●●県により公立大学法人●●大学が設置された（平成30年度）
R5 県内就職率向上対策
●●県は専門職大学設置に向け基本構想策定委員会（2017年）、基本計画検討委員会（2018年）を立ち上げた。2018年に設置申請を行い、令和2年4月、大学名に「●●」を付すという名称変更を行った。（法人の名称や●●大学の名称も同時に変更）
開学三年目であり、首長の十分な理解があるのでこれまで驚愕や経営をめぐる大きな影響はなく、十分支援していただいている
学科再編（令和4年度）
県内就職率の数値目標（毎年度）
開学／2018年度
平成30年度、●●の会議において、知事から、●●大学を含め、大学の名称について検討してはどうかとの発言があり、それを契機に検討を行い、令和2年4月、大学名に「●●」を付すという名称変更を行った。（法人の名称や●●大学の名称も同時に変更）
付属高校の設置（2018年に知事が大学側に検討を指示、2022年4月開校）
令和元年度 首長の交代
1－（1）設置団体の首長との関係で大きな影響を受けた事項と年度②
運営費交付金について（2022年度からの新学部設置準備財源の交付）
●●大学キャンパス整備に向けた意思決定 令和元年度～
設置者の要望（経営への影響）
コロナ禍における教育（研究）の対応について（令和2年度～）
●●県が推進するワンヘルズ活動に呼応して、ハワイ大学訪問を行った。（2023）
新市長への交代（令和5年）
D X人材を育成するため、工学部の学科を拡充し、D X教育研究センターを開設したこと（令和2～3年度）
「平和に関する『知の拠点』の形成に向けた、●●市、●●大学、●●市立大学及び●●センターの連携協力に関する協定」締結（2022年度）
●●市版地域共生社会構築計画を策定し、大学を活かしたまちづくりを推進（平成30年度）
大学院ヘルスイノベーション研究科の設置（平成31年度）
大学院開設／2022年度
工学系新学部の設置（2020年から知事が県側で検討を開始、開設の場所と時期が二転三転した後知事が2022年に新学部設置を白紙とし別途工学系新大学設置を指示、2023年知事交代により新大学設置は中止）
1－（1）設置団体の首長との関係で大きな影響を受けた事項と年度③
学部・学科再編に係る調整（令和4年度～）
新たな人獣共通感染症対策をともに考える体制を検討した。（2023）
●●の誘致（令和5年）
地域共生推進センター棟を大学と市と共同で建設（令和2年度）
1－（2）設置団体の議会との関係で大きな影響を受けた事項と年度①
市議会に設置されることが慣例になっている市出資法人調査特別委員会への法人の常勤役員の参考人としての出席による、法人・大学の運営全般についての審議への対応で要望の強い地元企業への就職率の向上（毎年度）
令和7年4月法人化に向けた意思決定 令和4年度
施設設備の方向性について（令和3年度～）
●●県議会が推進する歯科保健活動に積極的に貢献した。（2018－2023）
●●大学の法人化（2023年度）

公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査 記述回答

公立大学化（令和元年）
大学四大化推進議員連盟が発足（平成29年度）
●●県は専門職大学設置に向け基本構想策定委員会（2017年）、基本計画検討委員会（2018年）を立ち上げた。2018年に設置申請を行い、2019年に認可、2020年4月に開学した。
開学前に説明を求められたが、開学後は大きな影響を与えたイベントはない
学科再編（令和4年度）
開学／2018年度
令和4年度、●●議会常任委員会において、SDGsに掲げられた目標の達成に向けた取組に関する質疑があり、それを契機に、国連アカデミック・インパクトへの加盟について検討を行った。
1－（2）設置団体の議会との関係で大きな影響を受けた事項と年度②
●●大学キャンパス整備に向けた意思決定 令和元年度～
過疎地での大学入学共通テストの実施（令和4年度～）
歯科医療におけるCOVID-19対策について、議会運営に資する助言を行った。（2019－2023）
新型コロナウイルス（令和2年～令和5年）
●●大学防災拠点化推進議員連盟が発足（令和3年度）
1－（2）設置団体の議会との関係で大きな影響を受けた事項と年度③
附属高校の設置について（令和3年度～）
ワンヘルス活動における歯科医療の果たす役割について上申した。（2022－2023）
●●駅●●サテライトのテナント料（年間●●万円、賃貸借期間15年）を支払う議案が可決（令和3年度）
2. 貴大学の存立目的や基幹的な活動に照らして最も重視する評価指標を次の候補から3つ選び、記入欄に番号をご記入ください。なお、実際に貴大学で使用されている指標と完全に一致しない場合でも、計測目的が同じか類似である指標が候補の中にある場合には、それを選んでください。 ※17番（その他の指標）を選択した場合には、具体的な指標名を以下にお書きください。
1位：付属病院の経営改善
1位：学生のディプロマ・ポリシーの達成度
3位：教育の質保証；学力、コンピテンシーの客観評価と可視化
3. 貴大学が公立大学法人となっている場合、以下にお答えください。 (イ)2023年度現在で学長と理事長が同一または異なる主な理由について、以下にご記入ください。
2大学1法人であるため。
2大学1法人であるため。
大学の規模も考慮し、理事長の大学経営と学長の教学運営を包括的に行う必要があるとともに、迅速な意思決定が可能になるため。
定款に規定されているため同一。
法人化初年度（2021年度）から学長と理事長は同一である。（本学の定款に基づく）
法人運営と経営面の全般に責任を持つ「理事長」、大学の教育・研究に責任を持つ「学長」を別に置くことで役割を明確化し、それぞれの強化につながるため。
一法人二大学であるため
法人化に際しての設置団体の基本方針において、1大学2法人で理事長を学長とは別に設置することとされたため
理事長は経営面を、学長は教育・研究分野でそれぞれの役割を明確化したため。
教育研究を司る学長と経営を司る理事長とし、それぞれの役割を明確にするため。
定款において、理事長は学長が務めることとなっているから。
定款に規定されている（第11条 ～理事長と別に任命するものとする
公立化当初より学長と理事長は同一
本学「定款」において、「学長は、理事長と別に任命する」と規定されているため
学長と理事長を同一とする方が、教学と経営の両面を包括する強力なリーダーシップが発揮でき、教学と経営の円滑かつ一体的な合意形成が可能となるため。
法人運営と教学・研究を中心とする大学運営の分離
「法人の長である理事長が学長を兼ねる」という原則に基づき、定款で定めているため。
定款で定められている
法人部門と教育研究部門について職責を分担し、ガバナンスの強化を図るため
経営と教学を一体として管理するため
理事長は法人が設置する学長となると定められている（本学定款第10条第2項）
公立大学法人の経営面および、大学における教学面どちらにおいてもトップとして相応しい人物を選出しているため。
公立大学法人●●大学定款第10条第2項に「理事長は、本学の学長となる。」と規程されている。
1法人2教育機関での運営となっているため
研究教育活動と法人活動を異なる視点でマネジメントするため
地方独立行政法人法第71条第1項の規定により同一
県の方針で開学時より学長と理事長が同一
学長と理事長の権限が明確化されるため。
定款で、「理事長は大学の学長となるものとする。」と定めている。

公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査 記述回答

法人経営と教学部門の役割分担による専門性の発揮
開学時から異なるため。
経営と教学でそれぞれ役割が違うため。
定款で理事長が学長を兼ねると規定している。
平成●●年4月の開学当初から、経営と教学の適切な役割分担を行い意思決定の迅速化と責任の明確化を図るため、●●が定めた定款において、学長は理事長とは別に任命することとされている。
円滑な意思決定とガバナンス体制の強化を図るため理事長と学長を同一している。
公立大学法人移行時に県が学長とは別に理事長を置くことを定款に定めた
定款の規定により、大学の学長は理事長と別に任命することとなっているため。
本学定款に定められている為。（参考）定款 第9条第2項 理事長は、●●大学の学長となるものとする。
スピード感を持った大学改革を推進するため。
5. 貴大学の経営上、設置団体以外の以下の組織等の動向、（政策）方針、意見などを日常的にどの程度注視しているかについて、最もあてはまる数字をお選びください。なお、貴大学にとって該当しない組織等については、無回答で結構です。また、5をお選びになった場合には、特にどのようなことを注視されているかについて、簡潔にお書きください。
（1）文部科学省
様々な支援制度（研究、人材育成等）
公立大学を巡る高等教育政策全般
歯学教育の充実向上
認可、届出
教学に関する内容全般
高等教育行政の動向
大学設置基準の改正・施行
施策が大学経営等に直接影響するため
制度の変更
コアカリキュラム
大学教育に関する法令や教学等に関する内容
中央教育審議会の答申や大学設置基準等の省令変更
教育的内容に関するガイドライン、大学設置基準等
高等教育予算、中央教育審議会の審議と答申等
大学関連の予算、政策動向など
諸々の「通知」情報、事業申請
5－（2）総務省
地方交付税基準財政需要額、地方債制度
認可、届出
制度の変更
国の動向
基準財政需要額の動向や業務方法書関連の情報
大学関連の予算、政策動向など
5－（3）内閣府
関係審議会からの提言
5－（4）厚生労働省
附属病院関係の様々な通知
歯科医療の充実発展
人事・給与関係
労働契約等
制度の変更
保健師助産師看護師学校指定規則、各種ガイドライン
大学教育に関する内容
国の動向
教育的内容に関する法令等、診療報酬の改定関係
5－（5）公立大学協会
方針、分析
すべての連絡事項
公立大学に係る情報提供・分析・調査結果等
公立大学全体動向
協議会等、各調査協力
教学に関する内容全般

公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査 記述回答

新設大学ゆえ、大学運営の情報源として重要
公立大学の動向
協会として国への交渉事項などの情報
公立大学共通の課題と対策の情報共有
国や他大学の動向把握など
教職員研修情報、文科省他から発出される情報の連絡
5－（6）設置団体以外の都道府県
なし
5－（7）設置団体内市区町村
地域歯科医療貢献
5－（8）他の市町村
予算に関すること
5－（9）設置団体所在都道府県
市の施策や予算編成方針、議会の答弁内容等
5－（10）設置団体教育委員会
高大連携
高大連携など
教育委員会の動向
5－（11）設置団体内市区町村教育委員会
なし
5－（12）設置団体所在都道府県教育委員会
なし
5－（13）設置団体等地域内の高等学校等の中等教育機関
高大連携
高大接続連携
県内からの受験生・入学生の数が多いため
志願受験動向
受験生のニーズ
本学への志願者の動向等
近隣の中高等教育機関の動向
進路指導や入試動向
学科編成の変更や教育内容（学生募集と入試制度の観点から）
県内の優秀な学生確保に向けたニーズ把握など
5－（14）設置団体等地域内の国立大学
大学運営の在り方
医歯工連携活動の充実発展
近隣の大学の動向
競合他大学として
主要な取組みの把握など
5－（15）他の公立大学
大学運営の在り方
本学と同一の地域や分野で競合するため
近隣の大学の動向
競合他大学として
主要な取組みの把握など
5－（16）設置団体等地域内の私立大学
大学運営の在り方
主要な取組みの把握など
5－（17）設置団体等地域内の地域経済界
包括連携協定、大学発ベンチャー企業等
産学官連携強化
産学連携を重視している点より、企業活動に注視
学生就職、その後の活躍の方向性
人材供給に向けたニーズ把握など
5－（18）設置団体等地域内の医療・福祉サービス業界

公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査 記述回答

病病連携活動
就職・採用状況
学生の実習先、就職先の関連から、職員の定員状況や運営状況など
5－(19) マスコミ報道
最新のあらゆる動向、大学に関する動向
法改正、景気の変化、他大学のトピックスなど
本学を含む大学関係の取組み等の把握
5－(20) ソーシャルメディア (SNS)
最新のあらゆる動向
自大学の評価など
5－(21) その他
なし
6. 以下にあげた国の政策・法令等の活用について、貴大学は積極的ですか、消極的ですか。最もあてはまる数字をお選びください。 その他
大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 (COC+R)
大学院生支援事業
地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に申請中で二次審査 (ヒアリング) に進んでいるため
7. 貴大学において、過去10年間に学費の域内・域外設定や減免、奨学金制度、入試における地域枠の設定など、独自の施策をとられた実績がありましたら、施策の規模の大きなものから3つ以内で、以下の記入欄にご記入ください。
「はばたけ●●大生奨学制度」：学部・大学院生を対象とした研究支援のための給付型奨学制度
令和7年度入学生から、学校推薦型の入学者を定員の5割に引き上げる
令和3年度入試から一部学科において総合型選抜を導入
域内学費の設定
学校推薦型選抜における県内枠の設定
【奨学金制度】「●●大学成績優秀者学修奨励金」 対象：学業成績優秀者対象 採用人数：毎年度50人程度 給付金額：1人当たり年10万円 施行日：2022年4月1日
大学院生に対する奨学金制度
授業料減免
県内出身の大学、大学院の入学生は「入学科」が県外者と比べて低額となる。
入学科：事務組合 (設置団体) 構成市町村に住所を有する者242,000円、その他302,000円
生活保護世帯の受験生を対象とした学校推薦型選抜の実施
学校推薦型選抜において地域枠を設定している。
入試における地域枠の設置
入試における地域枠の設定
入試における●●枠の設定
看護学部の入試 (学校推薦型選抜) における県内枠 (のみ) の設定 (H31～)
1 入学科及び授業料免除制度 (大学院●●学研究科) (1) 対象 国、地方自治体、国際機関及び報道機関その他●●創造及び●●維持のための活動を行う機関又は団体 (外国のものを含む。) に在職している者であって、大学院●●学研究科において学修することにより当該機関等における●●創造及び●●維持のための活動の一層の充実が期待できる者として、当該機関などの推薦を受けた者。
(2) 免除額 (1人あたり) 入学科：●●市内在住者282,000円、●●市外在住者423,000円 授業料：前期分267,900円、後期分267,900円
入学金を県内・県外在住者で異なる費用としている。
一般入試に「●●医療枠」を設定 (2013年)
進学支援給付金・・・経済的理由により本学への進学が困難な者に対する給付型奨学金
入試における市内枠、県内枠の設定
●●県が創設した奨学金の貸与を受け、卒業後に県内医療機関等に一定期間従事することを条件に返還免除とする新たな学校推薦型選抜制度 (令和6年度入試から●●学部) に創設)
授業料減免制度 (経済的な事情により修学が困難な学生が対象。授業料の一部や全額減額する制度)
経済的理由により修学が困難な学生の支援やグローバルに活躍できる学生の育成などを目的に、奨学金支給事業などを含む「フューチャー・アーティスト (Future Artist) 基金」を2022年に設定した。
入学者選抜試験において、全学科 (健康保育、看護、地域福祉) に地域優先枠 (●●市内各学科5人、●●県内枠 (地域福祉学科は●●県内、県境) 各学科5人) を設けている。
①大学独自の授業料減免制度について、2020年度より以下の点について拡充を行った。
大学設置当初から、県内の高校を対象とした学校推薦型入試を実施している
入試における地域定着枠 (●●学科、R3入学生～)
本学は2020年開学であり、本年度は開学4年目を迎えている。文科省の定める設置 計画履行状況報告 (AC) 期間にあるため、設置後に大きな変更を行ってはいない。なお、設置に際しては、授業料を国公立大学のおよそ6割程度に設定した。また、入学科については県内の者については県外の者よりも低く設定した。
貸与型 (無利子) 奨学金制度
●●市立看護大学奨学金条例に基づく奨学金制度

公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査 記述回答

授業減免制度の導入
学費：東日本大震災や熊本地震が発生した際、被災者に対して授業料減免の支給要件を緩和した。
入学金の域内・域外設定
グローバル教育奨学金
年内入試の拡充や一般選抜の県内枠設定など入試制度改革
入学料について●●内在住者と●●外在住者とで差を設けている。（●●内：１４１，０００円、●●外：２８２，０００円）
推薦入試について、●●県の南方地域（●●地域）の高校からの出願可能人数を無制限としたこと。
入学料を県内生は１７６，０００円、県外生は３５２，０００円に設定
総合型選抜における地域枠の設定（Ｒ４年度入試～ ●●科学科）
正規留学生に対する入学金の免除並びに授業料減免
公立大学は県内地域住民の税金により設置運営されていることから、本学では、その経費を負担している者とそうでない者とで差を設けるため、県内入学者については、入学料を県外入学者の３分の２に設定している。
平成●●年●●月豪雨の被災者に対して入試の検定料を免除
経済状況に応じた学費の減免
地域枠推薦入試
入学料の域内・域外設定
学校推薦型選抜は、「県内校在籍者」又は「入学前年の３月１日から県内に住所を有する者」のみ出願可能。
振興基金を財源に、海外留学助成制度（学術交流協定を締結している海外の大学への留学を学長から認められた学生で、留学期間が原則３か月以上の学生（語学留学は対象外）に対し、助成金 １５万円を支給）と２２世紀奨学金制度（学部１年次の通算ＧＰＡ上位者に対し、総額１００万円を支給）を始めた。
独自の修学支援
新型コロナウイルス感染症対策のための奨学金制度
入学料について、県内であれば１８８，８００円、県外であれば２８２，０００円に改定している。
２奨学金制度 （１）対象 ア ●●奨学金 大学院●●学研究科（博士前期課程・博士後期課程）に在籍する韓国籍の学生 イ 公益財団法人●●記念財団奨学金 大学院●●学研究科博士前期課程又は博士後期課程の学生で、中華人民共和国の●●大学を卒業した者 （２）奨学金額（１人あたり） ア ●●奨学金 月額１０万円を２年の範囲内で支給（返還不要） イ 公益財団法人●●記念財団奨学金 月額１０万円を２年の範囲内で支給（返還不要）
高等教育の修学支援新制度の開始に伴い、旧減免制度との比較で不利益が生じる対象者については、差額を補填する独自減免を行っていた。
卒業生からの寄付金を原資に学部学生を対象とした大学独自の奨学金制度を創設（２０１４年）
新たな入学者選抜の実施・・・県内高校を対象とした指定校推薦入試の実施 一般選抜前期日程における地域枠の設置
市内在住者の入学金半額免除
博士後期課程在籍の学生に対する奨学金制度
大学院優秀学生奨学金制度（年間授業料相当額給付や半額給与する制度）
入学料について、区域内（１８８，０００円）、区域外（２８２，０００円）を設定
所得基準の緩和
大学設置当初から、入学金の域内・域外設定を行っている
県内在住者入学金減免制度
大学院入試における地域枠の設定
奨学金：国が実施する高等教育の修学支援新制度に加え、大学独自の施策として、令和２年度から運営費交付金（新型コロナウイルス感染症対策に係る県の補正予算）により、対象となる学部生及び大学院生に授業料減免を行った（令和５年度まで継続。令和６年度については未定）。加えて、令和４年度には国の交付金を活用した物価高騰に係る減免を新たに設け、要件を満たす学部生及び大学院生の授業料減免を行い、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等の影響を受けた低所得者世帯への負担軽減を図った。
学校推薦入試における地域枠の設定
市内出身者の入学金減額（５割）
企業の協力を得ながら、学生の県内定着の促進を目的とした給付型奨学金制度を創設
各学年の成績優秀者３名に学業奨励金を授与
一部正規留学生に対する寮費の減免
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対して令和２年度前期の授業料の一部を免除
入試における地域特別枠の設定
入試における推薦型選抜の地域枠の設定
オンライン授業を支援するため、学生への機材貸し出し
３海外留学等助成 （１）対象 ア 協定校留学助成 本学の海外学術交流協定校へ派遣留学する学生 イ 海外交流プログラム助成 本学の海外交流プログラム参加者 （２）助成額（１人あたり） ア 協定校留学助成 派遣する地域に応じた航空片道運賃の４分の１程度の定額 例）ドイツ：４０，０００円、フランス：３２，０００円、マレーシア：１４，０００円。 イ 海外交流プログラム助成 派遣地域に応じて定額 例）マレーシア：１０，０００円、サンフランシスコ：２０，０００円
既存の大学独自減免制度に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生を対象とした緊急の授業料減免を実施（２０２０年）
総合型選抜（県立高校生在籍者が対象 全学部全学科で導入した主体性や意欲を重視する入試制度）
授業料収入の５．０％に相当する額の範囲内で、学資の負担が困難である学生の授業料を免除する。

公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査 記述回答

新入生の入学金、前期授業料を減免対象に追加
令和5年度入試から、入試成績の優秀者に入学金を免除する特待生制度を実施している
県内病院、医療系諸団体からの推薦入試制度
学部の推薦入試の対象を県内に限定
入試：平成26年度入試から●●学部看護学科の学校推薦型選抜に「離島看護師特別枠」を設け、●●県の離島医療を担う看護師の育成を行った。
成績優秀者奨学金
11. 貴大学における毎年度の学内予算編成について教えてください。
(エ) 貴大学における部局への現在の予算配分方法について、最もあてはまる数字をお選びください（⑤を選択した場合には、具体的な内容もご記入ください）。
単科大学であり該当しない
年度毎の状況を踏まえて柔軟に配分
11. 貴大学における毎年度の学内予算編成について教えてください。
(オ) 貴大学における部局への将来（6年程度）の予算配分方法について、その方向性に最もあてはまる数字をお選びください（⑤を選択した場合には、具体的な内容もご記入ください）。
単科大学であり該当しない
年度毎の状況を踏まえて柔軟に配分
未定
12. 貴大学における現状での課題と対応策、国や設置団体の政策に対する要望、他大学の動き等で関心を持っていること、将来的な方向性として構想されていることなどについて、以下にご自由にご記入ください。
（課題） ・全国的な芸術系志願者の減少による志願者確保 ・設置団体からのさらなる財政支援 ・一部の公立大学における学費無償化の影響
外国にルーツを持つ学生など、多様な学生の受入のための制度設計や、文理融合教育のさらなる発展等を構想している。
18歳人口が減少する中で、全国的には大学の収容定員の見直しが必要であり、特に大都市圏の人口集中回避は必須である。また、卒業生の地元定着は地方大学の使命であり、本学でも地域を牽引するリーダー人材育成などの社会連携教育を進めているが、地元定着のためには、就職の受け皿となる地元企業など地方全体の経済活性化が最重要と考える。社会のグローバル化やデジタル化など様々な進展が見込まれる中、優秀な人材の輩出や社会の発展に寄与する研究成果の発信など大学の役割は大変重要であり、教育力向上や研究力強化、地域人材育成等のため、国や他大学の動向の把握、設置団体や地域との連携などにより、質の向上や社会貢献活動等に取り組んでまいりたい。
物価、人件費等、経費の上昇に応じて、運営費交付金を増額してほしい。
学生収容定員の安定的な充足を重要な課題としている。客観的なデータ等の分析に基づく入試方法及び入試広報の検証を踏まえて入学定員の妥当性を組織的に評価し、必要に応じて入学定員の見直しを行うこととしている。令和5年度から令和6年度入学者を対象とした総合型選抜の導入を行うこととしている。
・大学整備構想の実現 ・産学公連携プラットフォームの設立 ・地域中隔研究大学としての地位確保
・都道府県からの建物は出資、土地は無償貸借となっているため、施設設備に対する担保となる資産を保有できていない。・施設の老朽化が進んでおり、大規模な整備が必要である。・複数の大学により構成される大学法人に属しており、同一法人である他大学の病院等の経営状況の影響を大きく受け、経営状況が厳しい場合がある。・来年度に学部学科再編を行い、公立大学としては数少ない文理融合型の5学部を有する総合大学となり、多様な分野が有機的につながりを持ち、独自の教育・研究・地域貢献・社会実装化、国際交流の強化を図っていく。
本学は、●●学部のみからなる大学であり、全国に29ある●●学部を有する大学の中で唯一の公立大学である。さらに、きわめて小規模な大学である。このことを強みにして、特長ある●●医療人（●●医師・●●士）を育成してきた中で、高い国家試験合格率を維持してきた。その一方で、総合大学でないことにより、豊かな人間性及び多様な教養を醸成することに苦慮していることから、将来的には適正な統合への道を模索していく時期ということが言える。
学内の事業内容と設置団体の要望との整合性
今年度受審した認証評価を踏まえ、内部質保証体制やIR実施体制の充実について今後検討する必要がある。
18歳人口の減少が進む中、志願者の確保が今後の大きな課題である。入試の多様化や入試区分ごとの入学定員の見直し等を行っているが、課題の解消になるかどうかは不明である。また、本学には情報志願者確保の観点から高い関心を持っている。物価やエネルギー価格の高騰が続く中、運営費交付金は今後、減少する見込みであり、健全な大学運営のための財政基盤の強化も大きな課題である。国には長期的視点に立った高等教育行政と思い切った財政支出を望みたい。国際卓越研究大学などのトップ大学の育成と支援を否定するものではないが、それに加えて裾野を広げるような施策がない限り、日本の大学全体の教育力と研究力がさらに低下し、国力の低下を招くと思われる。
【国への要望】 地方独立行政法人会計基準の改訂により、資産見返負債が廃止され令和5年度の臨時利益として計上をすることとなった。その臨時利益から生じた利益は、目的積立金ではなく積立金として整理される予定であるためその後の活用が困難である。将来的に上記積立金を活用できるような仕組みにしていきたい。
現状の課題・対応策：特になし 国や設置団体の政策に対する要望：特になし 他大学の動き等で関心を持っていること：教員の再任に係る審査方法について
地方独立行政法人法の改正による年度計画・年度計画廃止に伴い、内部質保証や教学マネジメント体制の見直しを進めている。
・本学では「学修者目線」への転換による学修者本位の教育の実現に向けて、学長のリーダーシップのもと、教学マネジメントや教学IRの推進に向けて取り組みをスタートさせた。このため、他大学等の先進的な事例について関心を持っている。・本学では、県立大学としての役割を果たすため、県や市町村の課題解決につながる研究に取り組み、未病改善や感染症、福祉政策についての実践的研究を進めていくこととしている。・本学では、人生100年時代が進展する中で、保健・医療・福祉人材の専門人材が、世代や地域の壁を超えて集い学ぶ、人と情報の拠点となることできるよう、大学のあり方を検討している。・子ども家庭福祉に関する政策的なニーズが高まる中で、国として、取り組みの将来方向も含めたビジョンを早期に提示していただきたい。
本学は2020年度に全国初の●●業系の専門職大学として開学した。●●業を産業として支える人材の育成を託されているものと理解している。現在、専門職大学は22大学（短期大学を含む）があるが、2019年の制度化以降増加傾向にあった大学数が伸び悩んでいるように見える。高度な職業人材の育成、あるいは大学における職業教育のあり方について検討して頂きたい。
志願者数の漸減傾向（入試倍率4.6倍→2.5倍）に対して、病院への研究相談会実施・予備コース策定・英語入試の負担減などを検討中

公立大学における政策対応と組織・財務運営に関する調査 記述回答

現状と課題 学部と大学院等における教育の充実、リスクリングやリカレント教育、保健師の現任教育、ナースプラクティショナーの国家資格化 国や県の政策に対する要望 課題の対策に対する予算的な支援 看護職の新たな国家資格の実現、医療界の働き方改革、タスクシフト、タスクシェアリング 他大学の動きで関心をもつこと 大学における現任教育、大学の統合・再編の動き 将来的な方向性 国や県、地域の施策やニーズに対応した新たな大学の機能の検討
今年度から「大学の今後のあり方検討会」を理事長主宰で開催し、本学で平成28年度に実施した学部学科再編や実践教育を重視した教育課程の導入についての点検を開始したところである。点検による課題を踏まえた上で、●●県の発展に寄与できる人材育成等の観点から、令和10年度までに「本学の今後のあり方」について、方針を決定することとしている。
施設（特に建物）の更新時期になった時に、市が設立団体の場に予算が限られてしまう。総務省の公立大学に係る地方財政措置で国としては、措置しているつもりであるが、現状は、なかなか、大きな施設の工事費までは賄いきれない。
企画教員制度の導入について検討しており、他の地方公立大学の実態を知りたい。
18歳人口の減少や国の債務が大きくなる中、国費を原資に公立大学の数が増えており、市場原理とは異なる様相であるため、近い将来この状況が破綻するものと危惧している。大学を存続させるには、本学ならではの強みを持つことが極めて重要であり、どのような施策を行うべきか、国や設置団体の動向、科学技術の発達などを注視しながらスピード感を持って検討・実施しなくてはならないと感じています。
知事交代による高等教育政策の変更、自治体独自の高等教育無償化（大阪府、兵庫県）、私立大学の公立大学法人化、公立大学法人の理事長・学長一体型から別置型への移行（兵庫県、名古屋市、宮城県等）
・他大学における学納金（授業料・入学科・入学検定料）の設定単価の増減の検討状況
1. デジタル・グリーン分野の強化 2. 管理栄養士養成を目的とする学科の見直し

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 **単純集計**

調査実施主体： 科学研究費助成事業（基盤研究(B)・課題番号：22H1028・公財政データからみた公的大学の政策転換点に関する実証研究）研究グループ
URL: <https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-22H01028/>

研究代表者： 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授 水田健輔

調査趣旨： 公立大学は平成期に積極的な設置がなされ、2023 年 4 月現在で 100 大学に達しました。その背景には、地域における進学機会を確保し、若年人口の流出を防止するといった守りとともに、産業振興や人材育成という攻めの政策により、設置団体が公立大学を地域振興の核として位置づけてきた歴史がございます。また、2004 年 4 月の地方独立行政法人法の施行により、公立大学の法人化が可能となり、設置団体と大学との関係が大きく変化しました。さらに、国が主導する保健福祉人材の育成、地方創生、研究力強化、理工系の振興といった政策も設置団体の公立大学政策に大きな影響を及ぼしており、機動的な対応を迫られています。

こうした状況にある公立大学の設置団体がどのような方向性を目指し、また国の政策に対応して、今後の公立大学政策を推進しようとしているのか。その現状を把握するために、この度、標記の調査を行うことといたしました。全国状況を俯瞰するとともに、個別の設置団体が輻輳する政策的選択肢の中で具体的にどのような方向性を示しているのかを情報共有することは、各設置団体が自身の公立大学政策を考える上でも有意義なものと存じます。

調査結果： ○個別団体を特定できない形にて集計等をさせていただき、ご回答いただきました全団体に結果を共有させていただきます。
○科学研究費助成事業の研究課題において調査結果データを使用し、個別団体を特定できない形で研究成果が学会・論文等で発表されます。あらかじめご了承ください。

ご回答期限： **2023 年 12 月 11 日（月）必着**

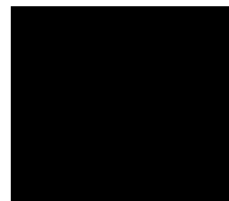
ご回答方法： 以下の 2 つの方法のいずれかでご回答ください。

- ① 本質問紙に直接ご記入いただき、同封の返信用封筒にて回答済みの質問紙をご返送ください。
- ② 以下の URL または QR コードから回答 Web サイトにアクセスしていただき、回答をご入力ください。なお、**回答 Web サイトから、本質問紙の Word ファイルをダウンロードできます。**

URL:



QR コード：



貴団体名	
貴団体が設置した 公立大学	・ ・ ・ ・

1. 貴団体における今次の総合計画と一次前の総合計画において、貴団体が設立された公立大学の「政策的役割」「地域にもたらす利点や期待」「公立大学の抱える課題」がどのように記載されているかについて、以下の記入欄にそれぞれ 3 点以内で簡潔にご記入ください（各総合計画の計画期間についてもご記入ください）。もし、総合計画に公立大学に関する記載がまったくない場合には、空欄のままで結構です。

今次の総合計画	計画期間（西暦）	
	年度 ～	年度
① 政策的役割： ・ 記述回答参照 ・ ・		
② 地域にもたらす利点や期待： ・ 記述回答参照 ・ ・		
③ 公立大学の抱える課題： ・ 記述回答参照 ・ ・		
一次前の総合計画	計画期間（西暦）	
	年度 ～	年度
① 政策的役割： ・ 記述回答参照 ・ ・		
② 地域にもたらす利点や期待： ・ 記述回答参照 ・ ・		
③ 公立大学の抱える課題： ・ 記述回答参照 ・ ・		

2. 貴団体が設置された公立大学について、1995 年度（平成 7 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）の間に次の動きがありましたら、「あり」欄に○印をご記入の上、実施年度を教えてください（期間内に複数回実施されている場合には、「実施年度」欄にすべての年度を記入してください）。その上で、こうした動きが生じた「背景と契機」「主要な利害関係者」「最も主要な政策目的」「貴団体にとってのインパクトの大きさ（あてはまる数字をお選びください）」について記入欄にご記入ください。

あり	動き	実施年度（西暦）
14	大学の新設（学校法人から公立大学への設置者変更以外）	年度
☞「あり」の場合 ①背景と契機：記述回答参照		
②主要な利害関係者：記述回答参照		
③最も主要な政策目的：記述回答参照		
④インパクトの大きさ（小さい 1 ⇄ 5 大きい）（n=12）： 3（1・8.3%） 4（1・8.3%） 5（10・83.3%）		
あり	動き	実施年度（西暦）
7	学校法人からの公立大学への設置者変更	年度
☞「あり」の場合 ①背景と契機：記述回答参照		
②主要な利害関係者：記述回答参照		
③最も主要な政策目的：記述回答参照		
④インパクトの大きさ（小さい 1 ⇄ 5 大きい）（n=7）： 3（1・14.3%） 5（6・85.7%）		
あり	動き	実施年度（西暦）
6	複数大学等の統合	年度
☞「あり」の場合 ①背景と契機：記述回答参照		
②主要な利害関係者：記述回答参照		
③最も主要な政策目的：記述回答参照		
④インパクトの大きさ（小さい 1 ⇄ 5 大きい）（n=2）： 3（1・50.0%） 5（1・50.0%）		

あり	動き	実施年度（西暦）
42	公立大学法人化	年度
㊦「あり」の場合 ①背景と契機：記述回答参照		
②主要な利害関係者：記述回答参照		
③最も主要な政策目的：記述回答参照		
④インパクトの大きさ（小さい1⇔5大きい）（n=36）：3（8・22.2%）4（6・16.7%）5（22・61.1%）		
あり	動き	実施年度（西暦）
16	短期大学の四年制大学への転換	年度
㊦「あり」の場合 ①背景と契機：記述回答参照		
②主要な利害関係者：記述回答参照		
④最も主要な政策目的：記述回答参照		
⑤インパクトの大きさ（小さい1⇔5大きい）（n=14）：4（4・28.6%）5（10・71.4%）		
あり	動き	実施年度（西暦）
35	学部・研究科等の増設・再編等	年度
㊦「あり」の場合 ①背景と契機：記述回答参照		
②主要な利害関係者：記述回答参照		
③最も主要な政策目的：記述回答参照		
④インパクトの大きさ（小さい1⇔5大きい）（n=30）： 2（1・3.3%）3（5・16.7%）4（10・33.3%）5（14・46.7%）		
あり	動き	実施年度（西暦）
17	収容定員の変更	年度
㊦「あり」の場合 ①背景と契機：記述回答参照		
②主要な利害関係者：記述回答参照		
③最も主要な政策目的：記述回答参照		
④インパクトの大きさ（小さい1⇔5大きい）（n=12）：3（6・50.0%）4（4・33.3%）5（2・16.7%）		

3. 貴団体が設置された公立大学について、その政策目的に照らして最も重視する評価指標を次の候補から3つ選び、番号をご記入ください。なお、実際に貴団体で使用されている指標と完全に一致しない場合でも、計測目的が同じか類似である指標が候補の中にある場合には、それを選んでください。

- 1) 志願倍率 (1位: 13・28.3%、3位: 1・2.3%)
- 2) 貴団体等域内出身在学生比率 (1位: 8・17.4%、2位: 3・6.7%)
- 3) 学生による授業評価結果 (1位: 2・4.3%)
- 4) 資格試験合格者数・合格率 (1位: 4・8.7%、2位: 6・13.3%、3位: 1・2.3%)
- 5) 就職(進学)希望者の就職(進学)率 (1位: 5・10.9%、2位: 10・22.2%、3位: 1・2.3%)
- 6) 新卒者の貴団体等域内就職率 (1位: 9・19.6%、2位: 10・22.2%、3位: 3・6.8%)
- 7) 教員の著書・論文件数 (2位: 2・4.4%、3位: 1・2.3%)
- 8) 教員の論文の被引用件数・Top10%論文数等 (3位: 1・2.3%)
- 9) 教員の外部研究資金獲得件数・金額 (1位: 3・6.5%、2位: 5・11.1%、3位: 12・27.3%)
- 10) 貴団体等域内企業との共同・受託研究(事業)件数・金額 (2位: 3・6.7%、3位: 3・6.8%)
- 11) 公開講座開催数・聴講者数 (2位: 3・6.7%、3位: 3・6.8%)
- 12) 貴団体等域内でのリカレント教育実施実績・受講者数 (2位: 2・4.5%、3位: 2・4.5%)
- 13) 貴団体等行政機関からの受託事業件数・金額 (3位: 1・2.3%)
- 14) 貴団体等行政機関などの審議会等委員委嘱数
- 15) 海外大学との交流等の実績 (2位: 2・4.4%、3位: 4・9.1%)
- 16) 自己収入比率等の財務的独立性 (2位: 1・2.2%、3位: 7・15.9%))
- 17) その他の指標 (1位: 2・4.3%、3位: 4・9.1%)

重要な指標①	n=46	重要な指標②	n=45	重要な指標③	n=44
--------	------	--------	------	--------	------

※上記の回答で17番を選択した場合には、具体的な指標名を以下にお書きください。

17番の指標名: 記述回答参照

4. ご回答の時点で、貴団体において公立大学に関する業務を担当している職員の方の数をフルタイム換算でご記入ください。また、最近10年間について増加傾向にあるか減少傾向にあるかについて、選択肢をお選びください。

	管理職	一般職	派遣職員等
フルタイム換算人数	最頻値1人 (10・21.3%) (n=47)	最頻値2人 (13・24.5%) (n=51)	最頻値0人 (17・63.0%) (n=27)
増減傾向	増加傾向 (9・36.0%) 減少傾向 (16・64.0%) (n=25)	増加傾向 (10・33.3%) 減少傾向 (20・66.6%) (n=30)	増加傾向 (5・45.5%) 減少傾向 (6・54.5%) (n=11)

※1 フルタイム換算人数: 例えば、日常の業務量の半分が公立大学に関するものであるフルタイム職員(管理職または一般職)の方が1名いらっしゃる場合には、その方を0.5人とカウントしてください。派遣職員等でパートタイムの方については、週内の勤務日数、一日の勤務時間、業務量をあわせて計算してください(例えば、週5日のうち3日勤務、1日8時間のうち6時間勤務、業務量の半分が公立大学に関するものであれば、 $3/5 \times 6/8 \times 1/2 = 0.225$ 人となります)。ただし、厳密な換算が困難な場合には、上記の定義をご勘案の上、おおよその感覚でご回答いただいても結構です。

※2 管理職: 当該所属内で大学業務に係る権限のある方。

※3 一般職: 当該所属内で大学業務に従事する方。

5. 貴団体が設置された公立大学が公立大学法人となっている場合、以下の事項における貴団体と大学の間の相対的な権限の強さ（関与度）について、最もあてはまる数字をお選びください。なお、以下の事項の中には、地方独立行政法人法等において任命権等の権限等の所在が定められているものがありますが、同法等の規定にかかわらず、貴団体と大学の間の相対的な権限の強さ（関与度）についてお教えいただければ幸いです。また、役職の人選に関する事項については、「学長兼副理事長」「理事兼副学長」といった役職の兼任がある場合も、それぞれの役職に分けてお答えください。さらに、法人化以降に各事項について、貴団体あるいは大学の権限が相対的に変化している場合には、「法人化後現在までの変化」欄にて、あてはまる数字をお選びください。

事項	権限の強さ（関与度） 1 貴団体が決定⇔大学が決定 5					法人化後現在までの変化 貴団体の権限が強まった：1 変わらない：2 大学の権限が強まった：3		
	1	2	3	4	5	1	2	3
理事長の人選 (n=46・n=40)	23 50.0%	0 0.0%	9 19.6%	6 13.0%	8 17.4%	3 7.5%	33 82.5%	4 10.0%
学長の人選 (n=46・n=40)	2 4.3%	0 0.0%	7 15.2%	6 13.0%	31 67.4%	1 2.5%	33 82.5%	6 15.0%
副理事長の人選 (n=44・n=38)	1 2.3%	1 2.3%	6 13.6%	2 4.5%	34 77.3%	1 2.6%	29 76.3%	8 21.1%
理事の人選 (n=47・n=40)	0 0.0%	1 2.1%	5 10.6%	8 17.0%	33 70.2%	1 2.5%	33 82.5%	6 15.0%
副学長の人選 (n=42・n=37)	0 0.0%	1 2.4%	2 4.8%	2 4.8%	37 88.1%	0 0.0%	32 86.5%	5 13.5%
部局の長（学部長等）の人選 (n=47・n=40)	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%	45 95.7%	0 0.0%	35 87.5%	5 12.5%
教員の採用 (n=47・n=40)	0 0.0%	0 0.0%	3 6.4%	2 4.3%	42 89.4%	0 0.0%	33 82.5%	7 17.5%
教員の処遇 (n=47・n=40)	0 0.0%	1 2.1%	3 6.4%	2 4.3%	41 87.2%	0 0.0%	35 87.5%	5 12.5%
職員の採用 (n=47・n=40)	1 2.1%	0 0.0%	8 17.0%	6 12.8%	32 68.1%	0 0.0%	32 80.0%	8 20.0%
職員の処遇 (n=47・n=40)	1 2.1%	1 2.1%	8 17.0%	6 12.8%	31 66.0%	0 0.0%	35 87.5%	5 12.5%
学部・研究科等の部局の改組 (n=46・n=39)	1 2.2%	1 2.2%	14 30.4%	9 19.6%	21 45.7%	0 0.0%	35 89.7%	4 10.3%
入学金・授業料・検定料等の決定 (n=46・n=39)	1 2.2%	3 6.5%	22 47.8%	7 15.2%	13 28.3%	0 0.0%	37 94.9%	2 5.1%
運営費交付金の決定（交渉の余地） (n=47・n=40)	8 17.0%	17 36.2%	20 42.6%	0 0.0%	2 4.3%	1 2.5%	39 97.5%	0 0.0%
土地の購入・売却 (n=43・n=37)	6 14.0%	6 14.0%	25 58.1%	2 4.7%	4 9.3%	0 0.0%	37 100.0%	0 0.0%
施設の維持・整備・廃止 (n=45・n=39)	1 2.2%	6 13.3%	29 64.4%	5 11.1%	4 8.9%	0 0.0%	37 94.9%	2 5.1%
長期借入金の借入・債券の発行 (n=44・n=37)	5 11.4%	5 11.4%	24 54.5%	5 11.4%	5 11.4%	0 0.0%	37 100.0%	0 0.0%

6. 貴団体が公立大学政策を進める上で、以下の組織等の動向、(政策)方針、意見などを日常的にどの程度注視しているかについて、最もあてはまる数字をお選びください。なお、貴団体にとって該当しない組織等に関する質問については、無回答で結構です。また、5をお選びになった場合には、特にどのようなことを注視されているかについて、記入欄にお書きください。

組織等	1 注視していない ⇄ 注視している 5				
	1	2	3	4	5
文部科学省 (n=49) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0 0.0%	0 0.0%	4 8.2%	29 59.2%	16 32.7%
総務省 (n=49) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0 0.0%	2 4.1%	10 20.4%	28 57.1%	9 18.4%
内閣府（総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）、地方創生など）(n=47) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	2 4.3%	2 4.3%	22 46.8%	17 36.2%	4 8.5%
厚生労働省 (n=47) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	5 10.6%	5 10.6%	16 34.0%	19 40.4%	2 4.3%
公立大学協会 (n=46) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	2 4.3%	1 2.2%	19 41.3%	21 45.7%	3 6.5%
他の都道府県（貴団体が都道府県の場合）(n=24) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0 0.0%	0 0.0%	8 33.3%	14 58.3%	2 8.3%
貴団体内市区町村（貴団体が都道府県の場合）(n=24) ☞5 を選択した場合、注視している点：	1 4.2%	5 20.8%	9 37.5%	9 37.5%	0 0.0%
他の市町村（貴団体が市・組合の場合）(n=25) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0 0.0%	0 0.0%	8 32.0%	15 60.0%	2 8.0%
貴団体所在都道府県（貴団体が市・組合の場合）(n=25) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0 0.0%	0 0.0%	6 24.0%	16 64.0%	3 12.0%
貴団体教育委員会 (n=43) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	3 7.0%	10 23.3%	20 46.5%	8 18.6%	2 4.7%
貴団体内市区町村教育委員会（貴団体が都道府県の場合）(n=24) ☞5 を選択した場合、注視している点：	5 20.8%	4 16.7%	12 50.0%	3 12.5%	0 0.0%
貴団体所在都道府県教育委員会（貴団体が市・組合の場合）(n=24) ☞5 を選択した場合、注視している点：	6 25.0%	6 25.0%	7 29.2%	5 20.8%	0 0.0%
貴団体等地域内の高等学校等の中等教育機関 (n=46) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	6 13.0%	8 17.4%	18 39.1%	12 26.1%	2 4.3%
貴団体等地域内の国立大学 (n=46) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	2 4.3%	2 4.3%	15 32.6%	20 43.5%	7 15.2%
他の公立大学 (n=48) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	0 0.0%	0 0.0%	9 18.8%	30 62.5%	9 18.8%
貴団体等地域内の私立大学 (n=46) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	6 13.0%	1 2.2%	19 41.3%	18 39.1%	2 4.3%
貴団体等地域内の地域経済界 (n=47) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	3 6.4%	1 2.1%	23 48.9%	18 38.3%	2 4.3%
設置団体等地域内の医療・福祉サービス業界 (n=47) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	9 19.1%	6 12.8%	16 34.0%	14 29.8%	2 4.3%
マスコミ報道 (n=47) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	1 2.1%	1 2.1%	18 38.3%	22 46.8%	5 10.6%
ソーシャルメディア (SNS) (n=46) ☞5 を選択した場合、注視している点：記述回答参照	3 6.5%	10 21.7%	18 39.1%	14 30.4%	1 2.2%
その他（具体的に：記述回答参照）(n=2) ☞5 を選択した場合、注視している点：	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%

7. 以下にあげた国の政策・法令等について、貴団体が設置された公立大学にどの程度影響したか（または、影響すると見込まれるか）について、最もあてはまる数字をお選びください。

国の政策・法令等（開始年度・実施年度・施行年度等）	1 影響度小 ⇄ 影響度大 5				
	1	2	3	4	5
ゴールドプラン（1989年）／新ゴールドプラン（1994年）（n=44）	26	2	15	1	0
	59.1%	4.5%	34.1%	2.3%	0.0%
看護婦等の人材確保の促進に関する法律（1992年）（n=45）	22	2	8	10	3
	48.9%	4.4%	17.8%	22.2%	6.7%
地域総合整備事業債の活用（特に1990年代）（n=43）	21	5	16	1	0
	48.8%	11.6%	37.2%	2.3%	0.0%
介護保険法（2000年）（n=44）	25	4	12	3	0
	56.8%	9.1%	27.3%	6.8%	0.0%
地方独立行政法人法施行（2004年）（n=49）	2	1	6	4	36
	4.1%	2.0%	12.2%	8.2%	73.5%
地（知）の拠点大学事業（COC、COC+）（2013・15年）（n=46）	6	2	18	12	8
	13.0%	4.3%	39.1%	26.1%	17.4%
まち・ひと・しごと創生法（地方創生政策）（2014年）（n=45）	9	5	18	11	2
	20.0%	11.1%	40.0%	24.4%	4.4%
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（地方大学・産業創生法）（2021年）（n=46）	8	6	21	8	3
	17.4%	13.0%	45.7%	17.4%	6.5%
成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援（学部・理系転換・新設支援）（2023年）（n=47）	8	4	21	3	11
	17.0%	8.5%	44.7%	6.4%	23.4%
国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（10兆円ファンドによる支援）（2023年）（n=46）	16	7	19	3	1
	34.8%	15.2%	41.3%	6.5%	2.2%
地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（2023年）（n=45）	10	5	23	5	2
	22.2%	11.1%	51.1%	11.1%	4.4%
その他（具体的に：記述回答参照）（n=2）	0	0	1	0	1
	0.0%	0.0%	50.0	0.0%	50.0

8. 貴団体が設置された公立大学が公立大学法人となっている場合、法人化年度～2022 年度（令和 4 年度）の間の地方独立行政法人法にもとづく評価委員会による年度評価および中期目標期間終了時評価の結果が貴団体の公立大学政策に影響を与えた事例がありましたら、下記の記入欄に 3 つ以内でご記入ください。

回答欄①影響を与えた事例

- (1) 事例の起きた年度（西暦）：[記述回答参照](#)
- (2) 影響を与えた評価結果の概要：[記述回答参照](#)
- (3) 貴団体のとった政策的対応：[記述回答参照](#)

回答欄②影響を与えた事例

- (1) 事例の起きた年度（西暦）：[記述回答参照](#)
- (2) 影響を与えた評価結果の概要：[記述回答参照](#)
- (3) 貴団体のとった政策的対応：[記述回答参照](#)

回答欄③影響を与えた事例

- (1) 事例の起きた年度（西暦）：[記述回答参照](#)
- (2) 影響を与えた評価結果の概要：[記述回答参照](#)
- (3) 貴団体のとった政策的対応：[記述回答参照](#)

9. 貴団体における公立大学政策の推進について、現状での課題と対応策、国レベルの政策に対する要望、他団体や他大学の動きで気になっていること、将来的な方向性として構想されていることなどについて、以下にご自由にご記入ください。

記述回答参照

ご回答内容についてお問い合わせを差し上げる際のご連絡先

ご所属	
お役職	
ご氏名	
電話番号	
電子メール	

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

1. 貴団体における今次の総合計画と一次前の総合計画において、貴団体が設立された公立大学の「政策的役割」「地域にもたらす利点や期待」「公立大学の抱える課題」がどのように記載されているかについて、以下の記入欄にそれぞれ3点以内で簡潔にご記入ください（各総合計画の計画期間についてもご記入ください）。もし、総合計画に公立大学に関する記載がまったくない場合には、空欄のままで結構です。 （1）今次の総合計画 ①政策的役割 基本目標として、「魅力と活力あふれる●●をつくる」をかかげ、公立大学の知的インフラ拠点としての機能強化をKPIとして、●●の強みを活かし、イノベーションが次々と生まれる好循環づくりにより、●●経済の活性化をはかる 本市における現行の総合計画は、基本構想（12年間）と基本計画（原則4年毎見直し）で構成しており、施策を具体的に推進するための推進計画を合わせて策定している。 市内大学と連携した地域づくり 教育現場における文化芸術活動への支援 教育環境の整備 地域に根ざす高等教育機関として、教育や研究、地域貢献に対する県民や地域の期待に応える 社会教育、家庭教育の充実 変化の激しい時代にも対応できる基礎的で普遍的な知識や技能の育成 様々な行政課題に対応するための連携 グローバルな視野を持った、国内外で活躍できるビジネスマン等の人材を育成 産業界のニーズに沿った人材育成や「人生100年時代」に対応したあらゆる世代への学びの場の提供など、新しい時代環境を踏まえた「知と人材の集積拠点」としての高等教育の充実強化に向け、地域の大学等とともに、専門職大学の開設など、より高度で実践的・創造的な教育を展開する。 若者の定住促進に向けて、●●大学との産学官連携による新産業の創出や企業誘致等を促進し、新たな雇用を生み出す必要があります。 多様な資源を活用した教育・研究・社会貢献活動の促進 歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指す。 公立大学法人●●大学を中心に、市内に所在する大学など高等教育機関との連携による地域の魅力や活力の向上 本市が進める●●市版地域共生社会の構築に向けた取組の中で、大学の持つ専門的知見を活用した施策の検討などを進める。 保健・医療・福祉人材の養成の充実 ●●大学が提唱する「スマートネイチャーシティ●●構想※」を促進させ、●●市の知の拠点として将来にわたり発展するためには、教育力を向上して学生を確保するとともに、地域との連携・協力を一層深めていく必要がある。 ●●看護大学の安定的な運営と市域の看護の一層の強化 知見を有する機関として計画に係る取組を推進 市内高等教育機関の特色をいかした教育や地域連携活動等を支援する すべての県民が、生涯良く学び続けられ、●●の歴史文化の親しめる地域をつくる。 グローバル社会を生き抜く人材が育つため、就学前教育から高等教育まで、誰もが教育を受けることができる環境づくりの推進 人間性豊かな想像力と実践力を兼ね備えた有為な人材を育成 公立大学法人において、特色ある人づくりに主眼を置いた中期目標を掲げ、大学の個性・強みを生かした教育・研究を行い、地域社会の発展に貢献できる優秀な人材を育成する。 未来を切り拓く教育→新たな時代に活躍する人材の育成→福山市立大学の機能強化 国際交流の推進 ①●●県の基幹産業である第3次産業、特に「観光産業」に関する教育研究と人材の育成 ②地域社会が切望する高等教育の機会拡大 ③過疎化が進む●●県北部の活性化を図る ●●大学医学部に県民医療枠及び地域医療枠を設けて医師の確保を担う 本市が設置する公立大学は●●年に開学しているため、総合計画のうち基本構想には、直接の記載がありません。 現行の基本計画には、関係する記載内容として、「基本目標2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します」の「基本政策4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進」において、「現状と課題」として「社会的ニーズや地域特性を踏まえ、本市にふさわしい高等教育機関について検討を行っています。」また、「施策1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進」において「地域社会に貢献するとともに、世界にも通用する人材を育む高等教育機関の検討を進めます。」と記載している。 文化・芸術に関する専門教育の充実 教育・研究機能の質の向上を支援 専門領域を横断した学術研究などの新たな価値創造に向けた独創的な研究 新たな価値を創造する人材や起業家の育成など個の可能性の伸長 キャリア教育や学び直しの場の提供及び地域や企業ニーズに対応した人材の育成等※公立大学に特記した記載ではなく、高等教育全般を踏まえた記載となっている コミュニティカフェ運営を通じた参加学生のキャリアアップ支援、大学と地域の絆づくり、中心市街地のにぎわい創出、市民文化活動の支援 学校教育については、●●大学との連携により今後も質の高い教育環境を充実していく必要があります。 次代を担う学生の確保と人材育成 ●●大学、市内高等学校と連携し、卒業生と持続的なつながりを持ち続けられるための取組を進める。 未病改善を支える社会環境づくり 計画の検証機関の構成員として、計画の成果を検証 ●●大学に対する施設整備等を進める 健康寿命日本一を目標に、高齢者、障害者を含む、誰もが健やかに暮らせる地域をつくる。

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

大学施設及び知的資源を活用し、市民公開講座、発表会、講演会等を開催することにより市民交流の促進、生涯学習の充実を図るとともに、教育・研究・地域貢献を通して、まちづくりに資する人材育成
優れた教育研究の成果を地域や社会に還元し、科学技術の拠点として、学術文化の向上と社会の発展に寄与
産業集積
総合周産期母子医療センターとしての役割、24時間体制の小児救急医療を担う
公立大学開学に伴う記載については、現在実施している基本計画の見直しとあわせて内容を検討中。
文化資源を活用した地域づくりへの理解と参画
実学実践教育及び地域志向教育を通じた幅広い教養と国際感覚を備え、豊かで活力ある社会の形成に貢献できる人材の育成
多様な人や組織の協働による地域や社会へ貢献する教育・研究活動の実施
学生による地域貢献活動を支援及び地域との連携
●●大学については、「学術研究拠点」として位置づけ、大学が持つ専門知識、人材の活用を通じて、産学官連携の推進による産業振興、学校教育における理科教育の支援、地域における生涯学習の充実を図ります。
●●大学との連携により、地域支援に取り組む体制の整備を図り、学生や教員と地域との交流を通して、地域活力の向上や課題解決につながる取組を進める。
ヘルスケア・ニューフロンティアの推進
情報リテラシーの向上や電子メディアの活用を図りながら、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応した各種講座や講演会等を実施していくなど、生涯学習機会の充実を図るとともに、主体的な学びの創造を目指す。
地域医療の確保
（１）今次の総合計画 ②地域にもたらす利点や期待
●●大学の知的資源・研究成果を生かした更なる地域貢献：●●大学が本市のシンクタンク機能を発揮し、データサイエンス学部・研究科を持つ強みを生かし、市と連携してデータに基づく施策立案を進めます。さらに、市内企業、地域社会、研究機関等多様な主体と連携し、地域活動の活性化や市民に身近な地域課題の解決に向けた「社会実装」「社会実験」に取り組むことで、更なる地域貢献を進めます。
東日本大震災津波を教訓とした防災復興支援
県立アカデミー等における社会人向け講座などによりリカレント教育を充実し、社会人が学ぶ機会を拡大する。
薬学の専門人材の育成
経済界をはじめ、さまざまな分野に数多くの有為な人材の輩出
専門性、実践性を有する人材の育成
県外への転出超過の多くが若者の大学等への進学を契機としていることを踏まえ、県内大学等との連携により若者の県内進学を促進を図る。
●●大学を活用した新産業の創出や人材育成により地域経済の活性化を図ります。
地域社会の発展に貢献できる人材を育成し、地域産業の発展や文化の振興などにいかせるよう連携を進める。
大学などの専門知識や学生の若い力を地域の活性化に役立てるとともに、学生が卒業後も地域を支える人材として活躍してもらいたい。
学生数が増加することに伴い、地域の経済などに好影響を与えることが期待される。
市民参加のもとコミュニティ形成に参加する開かれた大学とするため、地域に根ざした教育的資源を有効に活用し、地域や関係団体との連携による人材の育成や健康増進に役立つ食などの研究、公開講座の開催、施設の地域開放などの取組を進めます。
●●大学が●●市の知の拠点として展開できるように「スマートネイチャーシティ●●構想※」の取組や地域社会との連携・協力の支援に努める。※大学が有する理工系の人材と知識を千歳のまちづくりに展開することで地域経済活性化や市民生活向上などの効果を生み、地域の発展に寄与する構想
時代のニーズに合わせた人材育成に伴う機能強化
看護職員の市内医療施設等への確保・定着、資質の高い看護人材の新規養成
人材育成
地域人材の育成を図るとともに、市内への就職を促進する
●●大の教育の充実
地域課題に主体的に取り組む人材や国際社会で活躍する人材の育成
地域における高等教育機会の提供
県内産業への人材供給や若者の県内定着
公立大学法人が有する知的資源を生かした公開講座やリカレント教育の実施。
障害を通じて学べる場として、オンライン抗議の充実や聴講生の募集など、生涯学習コンテンツの提供。
地域医療のための医師派遣
大学が公立化したことで学生の経済的負担が減り、学生の確保の面からも安定的な大学運営がなされている。今後、地域に開かれた大学として、地域貢献はもとより地域内の高等教育機関として産学連携の推進や、リカレントなど多様な場面での人材輩出を担っている。
命を守る医療体制の堅持
●●リカレント教育の推進：誰もが意欲を持って学び、キャリアアップスキルや専門性を身につけ、また学び続けられる環境を構築し、キャリアアップに結び付けられるよう、企業等が求める人材・スキル等のニーズを踏まえ、●●大学の各学部の強みを生かしたリカレント教育を充実させ、社会人の学び直しを推進します。
新たな地域課題の解決に向けた取組など、県民のシンクタンクとしての機能の充実
産学官の連携による新技術の研究開発、新事業の創出による、地域産業の振興への貢献
地域に密着した地域の研究機関としての役割
地域の特色ある教育の推進

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

大学や産業界と連携して、県内企業の情報を発信し、インターンシップの受入れを促進することにより、県内就業の促進を図る。
産学官連携による研究や社会貢献活動の推進
多くの学生が集まるよう学校の魅力を高める。
●●大学「地域共生推進センター」を活用し、市民に学びを提供するとともに、学生の主体的な地域課題探求の活動を支援する。また、学生と地域を結びつける取組を進める。
若者の県内定着（県内就職）
施設整備等を進め教育環境のさらなる充実を図る
医療提供体制の充実
地域のシンクタンク機能を果たす仕組みづくりを推進
市民の交流促進、生涯学習の充実が図られる。
大型研究資金の獲得や産学官連携の促進により、地域の課題や社会の要請に応える研究を推進し、その成果を広く地域社会に還元
地（知）の拠点としての役割を担う●●大学の優れた教育機能を活かしながらいリーダーシップ、郷土愛、自尊心といった高い志を培う子どもたちの教育に引き続き力を入れ、地域の活性化を担う人材の確保に取り組む。
産業創出、産業集積
安心して出産・子育てができる医療サービスの充実
地域社会と連携した学生の県内定着に向けた取組
市立高校との連携
一体的・効果的に移住及び就業に関する施策を展開するための中核組織の設置など、県・市町村・企業・大学等の連携を強化し、移住・定住を促進する。
大学の教育資源を活用した高校生のキャリア教育の推進
知的資源を地域課題の解決や地域の活性化に生かす。
公開講座のほか、本市のまちづくりなどをテーマとした講演会やパネルディスカッションを開催し、市民に学びを提供している。
●●大学附属高校を設置し、高大連携・接続による教育効果を向上
（１）今次の総合計画 ③公立大学の抱える課題
首都圏を中心とする県外企業の採用活動の影響により、卒業生の県内就職率は伸び悩んでおり、地元定着に向けて取り組む必要がある。
深く学術を教授研究するとともに、国際感覚や創造力、実践力に富む有為な人材の育成を図り、教育研究の成果を市民・地域に還元すること
18歳人口の減少などにより、高等教育機関を取り巻く環境が厳しくなっている。
●●大学には、一層の地域貢献とともに、時代や社会情勢に応じた改革の実行が求められる。
増加する学生が安心安全に生活できる環境づくりに取り組む必要がある。
新卒者の市内就職率の向上
医学科・看護学科卒業生の県内就業率の確保
大学施設においては、老朽化に伴う計画的改修が必要です。
学科の拡充・新設など、魅力向上、教育研究機能の充実
少子化の進行に伴い大学間競争が激化するなか、県が設立している公立大学法人が地（知）の拠点として、社会から高く評価されるためには、各大学の個性・特色を明確にし、魅力ある大学をつくることが求められる。
卒業生の地元就職
地域の特色を発揮し、地域住民の生活文化の向上について、どう向きあっていくか具体的な取り組みが求められている。
地域社会や県内産業が抱える課題を解決するための教育的資源の活用
●●大学がある利点を最大限に活かし、地域の活性化や地域課題の解決に向けた取組において、同大学のもつ様々な資源の有効活用を図ることが必要である。
特定行為研修を修了した看護師数の増加
新学部の新設に向けて準備
県内外の高校生から進学先として選ばれ、産業界の期待に応える人材の育成
「医師・患者関係学講座」の設置等による「良き医療人育成カリキュラム」の充実
（２）一次前の総合計画 ①政策的役割
基本目標として、「魅力と活力あふれる●●をつくる」をきっかけ、市立大学の知的インフラ拠点としての機能強化をKPIとして、知的インフラの機能集積や継続的なイノベーション創出環境の構築により、●●経済の活性化をはかる
大学と連携した地域社会づくり
教育現場における文化芸術活動への支援
ふるさと振興に向け、県をはじめとする関係機関と連携し、地域の中核を担う人材の育成、岩手の活力を創出する研究・地域貢献の取組を推進
社会教育、家庭教育の充実
幅広く深い教養と専門的な知識をもち、複雑化する課題を複合的な視点から解決できる人材の育成
様々な分野における高度な知的財産や教育研究基盤を教育に活かす取り組みの推進
●●大：社会的に自立した光り輝く女性の育成と地域や地元企業と連携した教育・研究の推進
高度な専門家や研究者の育成及び教育内容や学習環境の一層の充実
一人ひとりの意欲と能力を引き出す教育を推進するため、地域の特色や資源を活用しながら、高度な知識・技術の習得を図る特色ある高等教育の展開を促進する。

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

産学公連携によって大学等からの技術移転を促進するとともに、地域内に既存の技術、人材、研究機能などの産業資源を活用して、新しい産業・技術を創出できるような環境の整備を図ります。
特色ある資源を活用した教育・研究・社会貢献活動の充実
歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指す。
大学の知的財産と企業の技術とをマッチングさせ、鉱工業の振興を図り、新たな企業活動につなげるため、産・学・官連携に努める。
保健・医療・福祉人材の養成の充実
●●短期大学の魅力的な養成機関としてのあり方の検討
知見を有する機関として計画に係る取組を推進
●●大学に対する施設整備等を進める
健やかにくらせる地域づくり
学校、家庭、地域が協働して子どもたちの教育環境を整えている。
個性豊かで創造的な人材育成の拠点
公立大学法人において、特色ある人づくりに主眼を置いた中期目標を掲げ、大学の個性・強みを生かした教育・研究を行い、地域社会の発展に貢献できる優秀な人材を育成する。
知の拠点として、●●大学の機能を活用し、教育研究水準の更なる高度化や地域と一体となった人材の育成などを進めます。
地域で学び、働く、という人材循環システムの構築
国際交流の推進
アジアの技術革新をリードする知的基盤の実現
医療従事者の確保
文化・芸術に関する専門教育の充実
地域の「知の拠点」として、地域への専門知識、人材、ノウハウ等の提供と持続的な発展への貢献
専門的で高度な学習を受けられる環境の充実
●●大：保健医療専門職の養成と地域貢献の推進
学術研究の高度化や情報化の急速な進歩、国際社会への貢献を視野に研究活動を充実し、併せて多様な地域貢献事業の展開を図ること
地域における生涯学習や人材育成の取組を推進するため、●●大学の充実・活用や同大学との連携を促進します。
次代を担う優れた学生の確保と卒業生の県内定着の促進
計画の検証機関の構成員として、計画の成果を検証
市内高等教育機関の特色をいかした教育や地域連携活動等を支援する
次代を担う世代が安心して快適に学ぶことができる教育環境の整備を推進します。
国内外に発信する学科研究の拠点
●●大学の資源を活用し、地域の将来を担う人材を育成する
地域医療の確保
高い研究開発能力を持ち、語学力・コミュニケーション能力に優れたグローバル人材の育成・定着
中核的病院としての役割
知的、人的、物的資源の活用による幅広い分野での地域の活性化
国際交流推進事業、地域貢献の充実に努める。
高等教育機関と連携した地域振興の取組みの拠点
産業集積
(2) 一次前の総合計画 ②地域にもたらず利点や期待
●●大学の知的資源・研究成果を生かした更なる地域貢献：社会の関心も高いデータサイエンス分野の教育・研究をさらに推進するために、企業・社会人も参加しやすい環境を整え、幅広い分野で企業や研究機関との連携や共同研究につなげます。 また、●●の行政課題を研究テーマとし、これまでにないアプローチや解決策を提示するなど、本市のシンクタンク機能を果たします。 さらに、社会ニーズを踏まえた魅力ある市民向けの教養講座を市内全域で実施し、本市が設置する大学として有する知的資源を市民や社会へ積極的に還元する取組を充実させます。
被災地の復興推進に向けた支援
●●(●●大学)における社会人短期在学コースの設置や県立アカデミー等における社会人向け講座の拡充などリカレント教育を充実し、社会人が学ぶ機会を充実する。
薬剤師の継続的な育成・輩出や薬剤師の生涯学習支援体制の充実による、地域医療への貢献
郷土を誇りに思い、心豊かな人が育つ
経済界をはじめ、さまざまな分野に数多くの有為な人材の輩出
クリエイティブ産業の創発や人材育成の推進
NPO、企業、商工団体、大学、行政などの協力・支援のもとに、子育てや介護などの地域課題の解決や地域支援を活用して地域の活性化を図るビジネスの創出を促進する。
●●大学と本市は、平成 18 年(2006 年)に包括的連携協定を締結し、「●●市かがく博覧会」や「科学体験講座」等の事業を行い、連携を推進しており、平成 28 年(2016 年)4 月からは公立大学に移行し、公立理工系大学として教育研究に取り組みます。
大学で学ぶ学問や卒業後の将来の職業等について県内高校生の理解を深める取り組みの実施
地域社会の発展に貢献できる人材を育成し、地域産業の発展や文化の振興などにいかせるよう連携を進める。

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

市民参加のもとコミュニティ形成に参加する開かれた大学とするため、地域に根ざした教育的資源を有効に活用し、地域や関係団体との連携による人材の育成や健康増進に役立つ食などの研究、公開講座の開催、施設の地域開放などの取組を進めます。
時代のニーズに合わせた人材育成及び機能充実についての検討
看護職員の市内医療施設等への確保・定着、資質の高い看護人材の新規養成
人材育成
施設整備等を進め、教育環境の充実を図る
高度医療の充実、救急医療・周産期医療提供体制の構築
県立大学改革の推進（少人数対話型教育（学習コモンズ制）の充実）
開かれた大学として、市民が参加・交流しやすい環境の整備
若者の県内定着に大きな役割を果たしている
知的資源を生かして、公開講座や社会人の学び直しの機会の充実など、生涯学習を推進する。
地域の将来を担う人材を育成
地域医療のための医師派遣
新産業の創出や地域企業の技術の高度化につながる研究開発機能を強化することが不可欠である。
医師：入学定員の拡大、研修施設の充実を行うことで、県内の医療機関で勤務する医師を確保
豊かな教養の習得や高度な専門知識・技術の習得に向けた特色ある教育研究
他大学と連携しライフサイエンス研究拠点の形成を推進することによる、地域産業の発展への貢献
活気があふれ、いきいきと働ける
地域に密着した地域の研究機関としての役割
高度専門職業人の創出
大学や公設試験研究機関などが、産学官、異業種間、異分野間の多様な主体をつなぎ、研究開発成果の実用化を促進する。
高等教育機関である●●大学の教育研究環境や施設の整備・充実を図ります。また、市と同大学と地域の連携を進め、「地域のキーパーソン」の育成など、同大学が有する高度で専門的な資源を学校、地域へ還元することにより、地域社会の発展を図ります。
県内学生の確保に向けた大学教員による高大連携授業の実施
若者の県内定着（県内就職）
地域人材の育成を図るとともに、産業界と連携して雇用創出を進め、市内への就職を促進する
ユーラシア研究センターの運営
教育研究活動が充実する環境の整備
地域の経済・文化の発展や振興を図る上で重要な役割を担っている。
産・官・学が連携し地域産業の進行と雇用創出による賑わい創出
産業創出、産業集積
成長産業を支える人材やアジアの問題解決を担う人材など、産業の高度化を支える人材を創出していくことが求められている。
看護師准看護師養成力の充実や再就業を含めた就業促進等により、必要な看護師等の確保を図る
教育研究を通じた地域貢献の取組や産学官連携の拠点の整備
企業、大学、公設試験研究機関などの若手研究者の顕彰や交流・発表の機会の充実など、優れた研究人材の発掘・育成に取り組み、知識社会を支える人材の育成を図る。
県内大学既卒者のAターンの推進
●●大学シニアカレッジの開講
知的資源を有効に活用し、地域貢献活動への参加
市民一人ひとりの自己実現と生涯学習の促進・支援
（２）一次前の総合計画 ③公立大学の抱える課題
高等教育機関として地域社会への貢献を目指し、時代の要請に応える魅力ある高等教育を積極的かつ効率的に展開すること
第４次産業革命の進展など、今後予想される社会の変化に対応できる人材の育成
１８歳人口の減少などにより、高等教育機関を取り巻く環境が厳しくなっている。
新卒者の市内就職率の向上
●●地域の高度医療拠点病院として●●大学附属病院を整備
大学施設においては、老朽化に伴う計画的改修が必要です。
大型研究資金の獲得や産学官連携による研究を一層推進するとともに、大学間競争を勝ち抜く魅力ある大学を目指して、機能強化に努めることが求められる
少子化の進行に伴い大学間競争が激化するなか、地（知）の拠点として、社会から高く評価されるためには、大学の個性・特色を明確にし、魅力ある大学をつくることが求められる。
進学先としての魅力を高めるため、特色や求める学生像等の情報発信を行い、入試のあり方を見直す
2. 貴団体が設置された公立大学について、1995年度（平成7年度）から2023年度（令和5年度）の間に次の動きがありましたら、「あり」欄に○印をご記入の上、実施年度を教えてください（期間内に複数回実施されている場合には、「実施年度」欄にすべての年度を記入してください）。その上で、こうした動きが生じた「背景と契機」「主要な利害関係者」「最も主要な政策目的」「貴団体にとってのインパクトの大きさ（あてはまる数字をお選びください）」について記入欄にご記入ください。
（１）大学の新設 ①背景と契機
高度な専門知識を修得した自律的な人間の育成を目指し、看護学部、社会福祉学部、ソフトウェア情報学部及び総合政策学部の４学部による●●大学に、県立短期大学として歴史と伝統を有する●●短期大学と●●短期大学を再編・併設のうえ、開学した。

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

●●県は県土が広く、地域により県民の生活上の課題も多彩で、特に高齢化・過疎化が深刻な地域を抱えている。その中で、県民の多様な保健・医療・福祉ニーズに対応するためには、県内の看護の質を向上させることが急務であるとして、看護学の教育・研究活動の中核機関となる県立大学を設立した。 【●●年度（●●年度）●●大学開学】 ・本県における生産年齢人口の減少や大学進学時における転出超過への対応 ・グローバル化の進展などに対応した人材育成の社会的要請 ・国の動向を見据えた大学教育改革の取組 「第4次長期総合計画」における「医療の高度化や保健・福祉との連携に対応した人材養成のため、●●市立高等看護学院の高等教育機関としての整備を検討する」記載に基づき、●●市立高等看護学院、●●市立高等専門学校の大学化を検討。 本県の地域特性に応じた質の高い看護サービスを県民に提供するため、「●●県高齢者保健福祉計画」「●●県保健医療計画」において看護大学の設置が重要対策事業として位置づけられ、●●短期大学より四年生に昇格させる形で●●看護大学を開設した。 保健医療人材の不足、県外への流出の防止（県内での独自養成） 県内高校生の希望が高く、県内に選択肢の不足している文科系分野を整備するものであり、県の国際化施策に合致するものであること。 地域産業に根ざした美術工芸の技術者を40年間養成している市立美術工芸専門学校の専門課程を発展的に改組し、伝統産業の振興および産業の活性化に寄与する人材を育成するため。 市内に4年制大学が立地しないことによる若年層の人口流出の抑止及び時代に即した学生の志向と企業等のニーズに対応するために、既存の高等教育機関を再編・発展させ、公立4年制大学として設置した。 本学の位置する●●市においても高齢化率は30%を超え、要介護高齢者の増加に伴う専門職の必要性や、介護予備軍といわれる虚弱高齢者の健康支援が地域の重要な課題となっている。また、脳血管疾患の罹患率が全国平均より高く、生活習慣病の危険性を指摘されている地域でもある。健康問題の変化に対する専門的な対応が社会的・地域的なニーズとなっていることから、地域社会からの看護専門職養成への本学に対する期待は大きく、既設の短期大学看護学科（看護師養成課程）及び地域看護学専攻科（保健師養成課程）を改組・発展させるもの。「幅広い専門職業人の養成」「地域的役割と地域への貢献」「学生のニーズ」「本学の地理的要因」、以上から、質の高い看護専門職への社会のニーズ、豊かな人間性と専門的な知識技術を身につけるためにも短期大学教育では限界があり、少なくとも学士課程での教育が必要不可欠と考えた。 ●●短期大学と●●大学校の統合整備により4年制大学化 昭和40年代後半からの●●市の大学誘致の動きや、地元経済界からの公立大学設立の要望を受け、県と市が経費を1/2ずつ負担することとし、公設民営方式により大学を開設した。 ●●地域の過疎化の状況を踏まえ、地元の強い要望を受け地域創生における戦略的取組として大学の設置を目指していた背景がある。●●地域は、豊かな観光資源に恵まれ、また、●●国際アートセンターや●●演劇祭といった芸術文化と観光が繋ぐ国際的な創造活動が生まれている地域であったことから、新たな価値を創造できる専門職業人を育てる4年制の高等教育機関を設置するに至ったもの。
2.（1）大学の新設 ②主要な利害関係者 商工会議所、医師会、看護協会 ●●市、地元経済団体、県内私立大学 ●●県、地元経済団体、県内私立大学
2.（1）大学の新設 ③最も主要な政策目的 下記を基本方針とした大学づくり ・幅広い教養を身につけ、互いの人格を尊重する「豊かな教養の修得と人間尊重の精神を涵養する大学」 ・様々な課題を的確に捉え、幅広く対応する能力を身につける「学際的領域を重視した特色ある教育・研究を行う大学」 ・応用分野や実社会での実際的な教育研究を重視した「実学・実践重視の教育・研究を行う大学」 ・地域社会と密接に連携し、教育・研究の成果を広く還元する「地域社会に貢献する大学」 ・国際的な教育・研究の交流拠点として、多様な国際交流を積極的に行うとともに、国際的に活躍できる人材を育成する「国際社会に貢献する大学」 県内看護職の養成・確保 ・これからの時代に求められる人材の育成 ～先行きが不透明な社会経済情勢の中で、地域社会や世界に貢献する高い志を持ち、解のない課題に果敢にチャレンジし、粘り強く新しい時代を切り開いていく人材 ・多彩な分野の高等教育機関が充実することにより、魅力ある高等教育環境を構築 人材育成および教育研究により地域社会への貢献を果たす 資質の高い人材を養成し、看護学教育・研究の中核機関としての役割を果たし、保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。 将来の県の保健医療を担う人材の育成 地域社会と世界に貢献できるグローバル社会のリーダーたり得る人材の育成 地域産業を発展・継承していくとともに、社会の産業・文化の発展に大きく寄与することを目的としている。 若年層の人口流出の抑制、市街地のにぎわい創出、教育研究の中核的拠点の形成 ●●市に大学があるということで、小学校から大学まで●●市で進学することができる。 保健医療従事者の育成・確保 地域に求められる人材の育成 ●●地域の魅力ある観光地域づくり及び地域文化政策を担うネットワークの形成
2.（2）学校法人からの公立大学への設置者変更 ①背景と契機 本市における公立大学の検討は、私立大学学生募集停止の報道を受けて、市民団体からの署名活動が発端になっている。その後、募集停止報道があった私立大学とは別の学校法人から公立大学法人化の要望があり、私立大学をベースとした公立大学を設置し新学部を設置する検討を進めてきている。 ●●大学は、●●県、●●市及び●●市からの強い要請を受けて1988年4月に●●短期大学としてスタートし、1995年4月に4年制大学へ改組転換されたが、慢性的な入学者の定員割れが続いている状況であった。このような中、公立化できなければ廃校もやむなしとして2014年7月に設置者である学校法人●●から●●市長宛てに公立化に関する要望書が提出されたことが検討を開始する契機となった。 少子化に伴う18歳人口の減少等により、地方私立大学の運営は厳しい状況となっており、●●大学においても志望者の減少傾向が続いていた。こうした状況の中、2014（平成26）年3月に学校法人●●から●●市に対して、公立大学法人化の要望があった。●●市は、大学とともにまちづくりを実践することで、市が発展することを旨とし、公立大学法人を設立した。 私立大学当時に入学者の定数割れが続いていたことから、H27年9月に大学から公立大学法人化の検討を求める要望書が提出され、同年12月に県●●地域6市町村、大学の代表者から成る協議会を設置。H28年4月大学の公立化が決定。H29年●●地域6市町村で一部事務組合を設立。H30年4月1日付で組合が公立大学法人を設置し、同日に公立大学を開学。

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

小規模単科私立大学として、少子化など厳しい環境になることを想定され、また、公設民営大学としての設置経過や様々な分野での地域貢献を踏まえると、市がまちづくりを進めるうえで貴重な財産であることから、将来にわたり持続可能な運営を行うため、設置者変更した。 前身の●●大学（学校法人●●）の経営状況が悪化するなか、2014年に学校法人●●及び●●大学の公立化を求める市民の会から「公立化に関する要望書」を受領したことが契機となっている。 ・経済的理由により教育を受ける機会を失うことがないように公教育を保証するため。 ・根強い国公立志向にこたえ、意欲的な学生の確保や教育研究の更なる充実に繋げていくため。 ・志願者減少による厳しい大学運営が予測されたため。
2.（2）学校法人からの公立大学への設置者変更 ②主要な利害関係者 ●●市、学校法人●●、●●大学 ●●市、公立大学法人●●大学 ●●県、●●地域6市町村、学校法人●●、地元産業界、商工会議所他 市及び大学 学校法人●● ・教職員、学生、●●12市町村
2.（2）学校法人からの公立大学への設置者変更 ③最も主要な政策目的 ・公立化により地域の若者をはじめ全国からも若者が多く集まることで、地域の賑わい工場や活性化につなげる。 ・地域で活躍する人材を育成し、この地域への定着を図っていくことで、継続的なまちづくりを行う。 ・公立大学の設置により、まちの競争力や魅力が高まる。 大学が廃校になることによる人口減少を食い止め、願わくは定住人口の増加に繋げること。 高等教育機関との連携による地域の魅力や活力の向上 若者の地元定着、地域が求める人材育成輩出、先進的な研究成果や知的資源の地域産業への還元など 人材育成と地域貢献 ●●唯一の4年制大学の存続 ・運営交付金により、安定的な大学運営を行う。
2.（3）複数大学等の統合 ①背景と契機 平成25年8月●●統合本部において「経営形態の見直し項目（A項目）」に位置づけられ、●●における公立大学の使命の明確化、●●の成長戦略への貢献、国立・私立大学との差別化など、●●における公立大学の将来ビジョンを明確化 【2005年度（平成17年度）●●大学開設（県立3大学の統合）】 ・社会経済情勢やニーズの変化に対応し、既存の資源を最大限有効に活用し、総合的にまとまり、地域に密着した教育・研究・地域貢献機能の充実を図り、より魅力のある大学を目指した改革の必要性 ・行財政改革の方向性に沿いながら、効率的な運営の推進 ●●教育委員会では、グローバル化の進展やAI・IoTといったテクノロジーのさらなる進歩など、社会が大きくかつ急速に変化し続けていくなか、●●高専の魅力向上と課題の解決策について専門的な見地から幅広い検討を行うべく、令和3年3月に附属機関として「●●工業高等専門学校今後のあり方検討委員会」を設置した。 全5回にわたる検討を経て令和3年8月に提出された報告書では、●●高専の理想の将来像に触れた上で、その実現と課題の解決・改善に寄与できる具体的な提言がなされるとともに、それらの提言を実現するうえで、運営組織の自主性・効率性を発揮できる体制として、地方独立行政法人制度の活用による運営形態の見直しについても言及がなされた。また、高等専門学校単独では地方独立行政法人化できないことから、●●大との同一法人下での運営を優先的に検討すべきとの提案がなされた 【2005年度（平成17年度）】 ・●●大学・●●大学・●●大学を統合し、●●大学を設置 ・社会経済情勢の変化と大学への期待感の高まり、少子化の進展と大学間競争の激化、学生の多様化、大学改革の進展、行財政改革の推進 【2022年度（令和4年度）】 ・●●大学、●●大学を統合し、●●大学を設置 ・少子高齢化・大学競争の激化への対応、高度な融合研究の展開、選択と集中 グローバル化、高度情報化などの急速な社会の変化に伴う大学間競争の激化や、18歳人口の減少と大学進学率の上昇を背景とした大学の 대중化が大学改革を促進し、国公立大学における「法人化」の検討が進んでいた背景があった。このような環境の中、県立大学においても、教育改革の推進、管理運営における自主性・自律性の確立など、抜本的な改革の必要性があったため。
2.（3）複数大学等の統合 ②主要な利害関係者 ●●市・●●府・●●府立大学・●●市立大学・公立大学法人●● 他大学・短大、高校生・保護者、産業界・関係団体等 ●●工業高等専門学校、●●大学（●●市公立大学法人）、●●市、●●市教育委員会事務局 【2005年度（平成17年度）】 ●●府立大学、●●大学、●●看護大学、●●府 【2022年度（令和4年度）】 公立大学法人●●、●●府立大学、●●市立大学、●●府、●●市
2.（3）複数大学等の統合 ③最も主要な政策目的 研究： 地域から世界へ展開し、世界的な研究拠点をめざす 教育： 地域に根ざし世界に羽ばたく人材を育成する 地域貢献： 地域社会を創造し、地域活力の源泉となる 大学運営： 柔軟で持続的に改革する ・実践力のある人材の育成、地域に根ざした高度な研究大学資源の地域への提供 ・効率的な大運営体制の構築 市として、18歳人口の減少やグローバル化の進展など大学・短大・高専など高等教育を取り巻く環境が大きく変化するなか、公立大学法人において高度専門人材の輩出やイノベーションの創出だけでなく、地域や地元企業との連携強化など多様化するニーズに応えていくため。 【2005年度（平成17年度）】 ・「知の」創造拠点の形成、社会を支え、リードする人材の養成、「知」の活用と地域貢献、戦略的・弾力的な大学運営の実現 【2022年度（令和4年度）】 ・●●の発展を牽引する「知の拠点」、●●の都市課題の解決や産業競争力の強化に貢献 震災復興の経験を生かしつつ、独自性の高い研究成果を地域社会へ還元すること等を通じて、防災・災害対策、ヘルスケア等の安全・安心な地域づくりや地域経済の活力の維持向上につながる新産業創造等、地域社会の発展へ向けて、より一層の貢献を果たすこと。
2.（4）公立大学法人化 ①背景と契機 国立大学の法人化、地方独立行政法人法が平成15年に可決し、大学内に法人化へ向けた取り組みが加速

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

公立大学法人制度が創設されたことによる
2017年度に開催した●●大学法人化検討委員会の議論を踏まえ、法人化することとなった。
2004年度から国立大学が独立行政法人化され、2005年度から一部の公立大学が地方独立行政法人化された。
地方独立行政法人法（平成16年4月施行）
学生の確保に向けた大学間競争が一層激しさを増す中、自主的・自律的かつ機動的な大学運営によって個性豊かで地域に貢献できる魅力ある大学づくりに取り組み、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる人材を育成するため。
市立大学のあり方検討を進める中、18歳人口の減少や全国的な薬学部の実員増等を背景に、大学として機動的・迅速な意思決定を行い、大学発ベンチャーの設立など大学の研究成果の活用を図る取組の推進や、研究力の一層の深化を図るため、公立大学法人へ移行することとした。
平成12年の国の行政改革大綱において独立行政法人法制度の地方への導入が明記され、平成15年には地方独立行政法人のなかに公立大学法人が規定されたのを受け、公立大学法人化を検討し、実施
国立大学の法人化の影響を受け、大学間競争に打ち勝ち、存在感のある大学として存続していくために、より機動性のある体制の下、自主・自立性を確保し、効率的で透明性の高い大学運営を図る必要性から、法人化することとしたもの。
社会の激変の中で、今後も大学としての使命を果たしていくための改革が必要との考えのもと、「●●大学改革基本計画」の策定の上、法人化を含めた大学改革について検討を行った。
今後18歳人口が減少傾向で推移する見込みであり、大学を取り巻く環境は厳しさを増してきていることから、「大学運営」から「大学経営」という理念に考えを高め、経営力を強化していくため。
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の施行
2014年3月に、「●●大学の法人大学法人化検討委員会」が設置され、県立大学の公立大学法人化について、審議してきたところ、2015年3月に「公立大学法人に移行することが有効」との検討結果が発表されたことを踏まえ、法人化が決定された。
【2007年度（平成19年度）公立大学法人●●大学の設立】 地方独立行政法人法の改正 ～公立大学法人化により、自立性かつ効率的な運営を行うことが可能となった
当時、国立大学や多くの公立大学の法人化も進展し、私立大学も含めて全国の大学の95%が法人格を有する状況になっており、国の大学関係の制度や企業と大学との共同研究などは法人を前提としたものに変化してきていたため、市立大学が教育・研究の質を向上させ、●●市の重要な高等教育機関として期待される役割を果たしていくためには、時代や社会の要請に迅速かつ適切に対応して自主的な大学運営を行うことが必要であり、市の一機関としての大学運営から、法人としての大学運営に移行すべきであると考えた。
少子化に伴う大学受験者の減少という環境の変化
大学トップがリーダーシップを発揮し、迅速な意思決定を行うとともに、運営の効率化・透明性の向上、地域貢献活動の拡充など県民のための大学を目指す観点から、2010年、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人化を行った。
●●大学の開学後、18歳人口の減少、全国的な看護系大学・学部の増加等、大学を取り巻く環境が大きく変化していたほか、県内の医療機関等における看護職員の不足は非常に厳しい状況にあり、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職者の確保を図る必要があった。そこで、設置者である県は、これまで以上に地域や時代の要請に応える教育・研究活動の活性化を図ることにより、地域に役立つ人材の養成や、地域社会への貢献活動を推進し、県民にとって存在感が有り、魅力のある大学となることが喫緊の課題であると認識していた。
地方独立行政法人法の成立
地方独立行政法人法の施行
少子化・大学全入時代という厳しい時代に生き残るため、自主・自律的な判断に基づく効率的・効果的な大学運営が必要とされた。
少子高齢化の進行、グローバル化の進展、産業構造や雇用形態の変化などに伴って大きく様変わりし、大学に対する社会のニーズもますます多様化してきている。このような社会情勢の中、平成16年4月には国立大学が法人化され、同時に、公立大学についても法人化を可能とする「地方独立行政法人法」が施行されて、平成17年度までに22大学（短期大学を含む）が法人化となり、●●大学も平成19年4月から法人化されることとなり、平成16年8月、●●事務組合定例理事会において、大学改革・独立行政法人化などのテーマで「●●短期大学法人化等検討委員会」の設置が決定された。平成18年5月に●●市庁から「●●短期大学の今後のあり方」についての諮問を受け、「●●短期大学法人化等検討委員会」は平成18年10月に「●●短期大学法人化等検討委員会報告書」により、「●●短期大学の早急な公立大学法人への移行」を答申した。
少子化及び社会の国際化、情報化の進展等の社会情勢の変化に対応し、魅力ある大学を目指していく必要がある。
社会が成熟する中で、大学には、高等教育機関として、また、新たな知識や技術の発信源として、地域社会や産業界からますます大きな期待が寄せられていた。また、急速な少子化によって大学進学者も年々減少していくと見込まれており、大学同士の競争も激しくなっていくと予想されていた。こうした中、大学はその特色を活かし、教育・研究を一層発展させ、その存在価値を高めていく必要があった。そこで、法人化のメリットを活かし、より良い教員の確保や、さらなう研究費の獲得などにより、魅力的な大学づくりを目指すため、法人化した。
地方独立行政法人法の改正。
効率化
平成15年7月 地方独立行政法人法の成立
開学4年目に入学者が定員を下回り、その後も減少が続いたため、大学から公立化の要請がなされた。
行政改革大綱（平成12年12月閣議決定、「国における独立行政法人化の実施状況等」を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する）及び地方独立行政法人法（平成15年7月成立、平成16年4月1日施行）における「公立大学法人制度」創設。
国の大学政策の転換および平成16年の地方独立行政法人法施行
国立大学が法人化し、公立大学の法人化移行も年々加速し、法人化が時代の趨勢になりつつあり、大学の在り方について、検討することとした。検討において、公立大学法人化が、大学の活性化を図るための有効な手段と判断した。
大学に対する国の財政支援が従来の運営費交付金から競争的な研究費に重点化。
包括外部監査人からの意見及び外部有識者による県立大学独立行政法人化改革検討委員会からの速やかに法人化すべきとの提言
2011年度の大学設置に当たっての設置認可申請書において、「大学の設置形態は従来型の公立大学とし、開学後に大学運営を軌道に乗せる中で、公立大学法人の設置形態への移行を検討する」と記載していた。開学から7年半が過ぎた頃から、大学の運営が順調に推移する中、これまでの成果と課題を踏まえ、大学の設置形態を含めた体制整備の検討に取り組んだ。
地方独立行政法人法成立を契機として、法人の自主性を拡大させるため

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

1 8歳人口が減少する中、大学設置件数は増加傾向にあり、優秀な学生を確保するための競争が激しくなる中、全ての国立大学が法人化され、公立大学も半数以上が法人化し、その運営体制を改革したうえで機動的かつ柔軟な法人運営の下で大学間競争に臨んでいる背景があった。そうした中、県立大学においても、大学内部のガバナンス構造の改革を進めることで、県民の期待に応える新たな県立大学を目指したため。 ・大学が、地域社会から求められる知の創造拠点としての役割を果たすため、自主性・自立性を高め、効率的な運営のもとで、大学本来の機能や活力を発揮することが必要となったこと。 ・平成16（2004）年4月に公立大学法人制度が創設されたこと 今の組織や仕組みのままでは、時代の養成に答えられない面が出てきており、●●大学がその機能を一層発揮するためには、自主的・自立的な運営が可能となるシステム作りが重要となった。
2.（4）公立大学法人化 ②主要な利害関係者
●●市・●●市立大学 学生、教職員、市民、市、企業等 岐阜市 隣接している2町（●●町、●●町） ●●県・●●大学 教職員 ほか 入学希望者及び在校生 県立2大学、県議会等 市、市民、大学、学生 県民、学生、教育機関、保健医療・福祉施設 県民、医療機関、総務省等 大学（法人化前は県の出先機関） 大学、県、県議会、市、市議会 地域住民、地元企業・自治体、高校・他大学 ●●大学、●●市 ●●県医師会、●●県看護協会、●●県立病院機構 ●●市 ●●府立大学、●●大学、●●府立看護大学、●●府 ●●市、地元経済団体、県内私立大学 ●●県 ●●大学関係者、病院利用者、学生 ●●大学関係者、学生 地域経済界、高等学校、学生 教職員など 学生、県民、保護者、教員、職員、設立団体等 大学 学生、保護者、地域、行政 等
2.（4）公立大学法人化 ③最も主要な政策目的
法人化により変化するのは大学の運営のあり方そのもので、これまでは、教育と研究に携わる教員が主体となって大学運営を行ってきたが、法人化後は、学外から任命された理事を含む役員会が公立大学法人に置かれるとともに、外部の有識者を含む経営審議会が置かれ、より社会に開かれた大学として、非公務員型の公立大学法人●●大学の職員が教員と一体となって大学運営に専念することにより、高度な教育研究と地域連携の活性化を図る。 目指す大学像 ①教育に重点を置く国際教養大学 ②教育研究の活性化に向けた組織体制 ③地域貢献（●●市民の視点） 自主的・自律的な大学運営体制を構築するため。 ・「実学実践」の教育・研究を通して地域に貢献する大学 県内の看護職の養成・確保 効率的・効果的かつ機動的な大学運営による大学競争力の向上 当時の1市2町で編成していた事務組合組織の解散と、法人化による理事長、学長のトップマネジメントによる大学運営 大学間競争に打ち勝ち、存在感のある大学として存続していくために、より機動性のある体制の下、自主・自立性を確保し、効率的で透明性の高い大学運営を図ることが目的である。 教育研究の充実と地域貢献への対応、大学運営を支える組織・運営基盤の強化 地域貢献の拡充、大学DXの推進 ●●大学改革基本方針に記載された「改革への具体的取組み」を実現し、より魅力ある大学にするためには、県立大学が自主的・自律的に大学運営を行い、教育研究活動の活性化が図られるような組織形態となる必要がある。そこで、次のような特徴を持つ地方独立行政法人制度の導入（公立大学法人化）を行うこととした。 ・機動的な意思決定システムの構築が容易である ・学外に意見を意思決定過程に反映させやすくなる ・権限と責任が明確になる ・大学の目標や達成度が県民からわかりやすくなる ・大学の財政状況が透明性の高いものとなる ・教職員の学外活動が行いやすくなる ・予算において柔軟な対応が可能となる 人口減少社会が到来する中で、県立大学がさらに魅力を高めて大学間競争に生き残っていくために必要な体制整備。 大学自らの責任による自律的かつ効率的な大学運営 特色ある大学運営 大学間競争に勝ち抜くため、大学の魅力をより一層高めること及び体制・組織を整備すること

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

保健医療福祉分野における幅広い高度なサービスに対応できる資質の高い人材の養成や指導的役割が果たせる人材の確保を図るとともに、保健医療福祉に関する教育研究の中核となって地域社会に貢献すること
「背景と契機」で記載した課題に対応するため、権限と責任を明確にしたうえで弾力的な大学運営が可能になる「公立大学法人制度※」を平成21年度を目途に●●大学に適用することにした。
自主的・自律的な環境の下、魅力ある教育研究を積極的に展開
自己を確立し、社会のあらゆる現象に柔軟な発想と豊かな想像力で対処できる有為な人材の養成 技術者・科学者の育成機能と研究機能を持つ4年生大学の整備
芸術文化によるまちづくりの核となる大学として、地域貢献や社会貢献を行うこと
(1) 教育研究の活性化 教育研究の個性化、重点化による大学の特色の明確化、自立的研究活動の推進 等 (2) 地域貢献の推進 地域社会へ積極的な関与や支援、地域・産学官の連携、社会人等の教育 等 (3) 大学運営の効率化 自律的・持続的な経営の確立 (民間的発想によるマネジメント) トップのリーダーシップ、弾力的な人事システム、透明性の確保 等
保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保険、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成して、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与する。(定款)
公立大学法人化のメリットを生かして教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図る。
市の組織上の制約を緩和して大学の自主性・自立性をより発揮できるようにし、その上で、市が設立する大学として、地域と市民の期待にこたえることができる魅力的な大学となることを目指す。
・責任ある執行体制のもと、教育研究の特性を考慮しつつ、経営の視点を持ち、外部に開かれた、自律的・自主的な大学運営を確立。 ・効率的運営を確保し、より魅力的な大学づくりを行うため、目標評価システムを導入し、透明性の確保を図る。 ・個性豊かな大学の実現に資する、大学の特性を踏まえた、柔軟で弾力な、新たな人事・会計制度を確立。
地域に求められる人材の育成
県立大学として果たすべき公共性と公益性を確保しながら、より効率的な運営を行い、更なる教育・研究・診療機能の向上を図る。
県立の大学として果たすべき公共性と公益性を確保しながら、大学として機動的かつ独立した経営基盤のもとでの運営を行い、更なる教育・研究の向上を図るため
大学自らの責任のもとに自律的かつ効率的な目標を明確にした透明性のある大学運営を行うため、大学の組織改革や教職員の意識改革により、大学の活性化を図る。
柔軟な予算の執行、多様な人材の確保などを通じて競争力の向上を図るため。
大学が自らの責任のもとで、柔軟に教育研究活動を展開し、大学を運営していく仕組みを整え、県民等から高い評価を得られる大学となること。
教育研究活動の一層の充実・発展をめざしていくため、法人化によるメリットを最大限生かし、より効率的・効果的で、機動性の高い自立した運営をめざす。
公立大学法人化し、法人の自主性を拡大させる。
①次代を支え挑戦する人材を育成する大学 ②地域に貢献し世界へ発信する研究に取り組む大学 ③地域再生のエンジンとして社会に貢献する大学 をめざす姿とする大学をつくること。
大学が、世界水準の研究や適切な政策提言、技術開発や経営等実学的な分野における高度な専門家の養成、産業界との連携など、知の創造拠点としての役割を果たし、地域社会に貢献すること。
●●大学の独立行政法人化
2. (5) 短期大学の四年制大学への転換 ①背景と契機
市内看護師の確保、看護レベルの確保、看護師の離職防止などの観点による看護学選考の設置の必要性
4年制大学に対する進学需要の高まりや、地域の食産業振興のための人材育成の必要性等から、●●短期大学を4年制化し、●●大学 ●●学部(現: ●●学群)を新たに設置したもの。
【2000年度(平成12年度) ●●大学開学(●●短大から四年制大学へ移行)】 保健・医療・福祉の幅広い分野において活躍できる高度な資質を備えた人材ニーズの高まり
高齢化のスピードが加速され、高齢者の絶対数の増加等が見込まれることから、これらの人々に多様な保健医療福祉サービスを担うマンパワーの養成が求められてきた。 関係団体から保健医療福祉従事者の養成・確保の必要性が提言され、平成5年7月の●●県議会において県立看護・福祉系大学の設置を実現すべきであるとする決議が採択された。 その後、平成6年1月には県の総合計画に重点施策として位置づけられ、これを契機に開学準備が進められた。
●●県医療従事者(看護職員)確保対策委員会から●●短期大学の四年制昇格について要望を出されたことや、平成5年4月、●●県看護高度化検討委員会から●●県に対し、「保険医療環境の変化に対応し得る資質の高い看護職員を養成確保するために、●●短期大学の四年制大学への昇格が必要である。」と答申された。
高度な人材の養成
●●大学の創設にあわせ、その併設校として●●大学短期大学部に名称を変更
全国的に短期大学の四大化・統廃合等の傾向にあり、少子化・大学全入時代という厳しい時代に生き残るため、四年生大化が求められた。
高度医療や地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師の養成の必要性
短期大学の同窓会から県議会に請願、採択
短期大学を存続するには、少子化、高学歴化により、実質競争率が低下し、近い将来入学定員を充足することが困難と判断した。 また、四年制大学の設置が本市のまちづくり政策の一環として重要なものと判断した。
・18歳人口の減少や女子の四年制大学志向が高まっている中、抜本的な対策が必要となっていた。 ・2004年度に、学外の有識者で構成する委員会で行った外部評価において、「四年制大学・現状維持・廃止」について早急に検討が必要との提言が行われた。
●●市に所在した短期大学の4年制大学化に係る市民要望や学校法人●●の方針を踏まえ、公私協力方式により同学校法人が短期大学を4年制大学化した。
看護短期大学部(3年制)→保健看護学部(4年制) ・全国的に看護教育の高度化が進む中であって、看護系4年制大学がない。 ・質の高い教育を実践、教育することが出来る看護専門職を育成し、本県の看護水準を高める。
2. (5) 短期大学の四年制大学への転換 ②主要な利害関係者
学生、教職員、市民、市、企業等
●●県・●●大学・●●短期大学
他大学・短大、高校生・保護者、産業界・関係団体等

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

県民、学生、教育機関、保健医療・福祉施設
県民、医療機関、文部省（当時）等
地元自治体、保健医療関係団体
大学、県、県議会、村、村議会
地域住民、地元企業・自治体、高校・他大学
市民、市内医療機関等
●●市
高校生・保護者、県内大学・短大、県内企業
地域経済人、近隣自治体、学生、高等学校
・近隣大学（分野の競合）
学校法人●●
2.（5）短期大学の四年制大学への転換 ③最も主要な政策目的
市民の保健医療福祉の向上
「●●産業振興重点戦略」で掲げられた「食材王国●●の確立」に向けて、社会経済の変革に柔軟に対応できる、意欲にあふれ高い経営感覚を持った人材を育成し産業界に送り出すことで、地域経済の発展に大きく寄与することを目指したもの。
・地域包括ケアシステムを支える人材の養成 ・教育研究成果の地域社会への還元
保健医療福祉分野における幅広い高度なサービスに対応できる資質の高い人材の養成や指導的役割が果たせる人材の確保を図るとともに、保健医療福祉に関する教育研究の中核となって地域社会に貢献すること
資質の高い人材を養成し、看護学教育・研究の中核機関としての役割を果たし、保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とし、●●短期大学を四年制大学に転換した。
高度な人材の養成
実践的農学の教育研究、耕学一如
芸術文化によるまちづくりの核となる大学として、地域貢献や社会貢献を行うこと
学生の増加・卒業後の人材の確保。
高度医療や地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師の養成
●●県内において、当時、●●地区が●●地区の4倍の大学数であり、本市への高等教育機関設置の要望が高まり、その要望に応えるとともに、文学にあわせ、美術の学科が設置されることにより、芸術文化のまちとしての芸術文化の振興を政策とする。
地域の総合力の向上、地域の発展に寄与する人材の育成、大学教育を受ける場や生涯学習の機会の充実
●●唯一の4年制大学の設置
・地域社会の健康・福祉の向上 ・人類の健康文化の進展に寄与
2.（6）学部・研究科等の増設・再編等 ①背景と契機
ビッグデータの利活用推進
音楽部を音楽表現、音楽文化、●●芸能の3専攻に再編
多様化する地域課題の解決及び学生や地域社会のニーズに対応する。 2011年度→公共マネジメント学科、2021年度→特別支援教育特別専攻科
●●の修士課程修了後、研究を続けるため、他大学の博士後期課程に進学する学生がいることを大学で課題として認識。 学生を引き留めるとともに、研究生として残留する学生にステップアップの道を提供するため、博士後期課程の設置を検討
【学部】平成18年に始まった新たな薬学教育から8年経過し、4年生課程（薬科学科）について様々な課題（4年生課程のニーズ減少、独自性が示しにくい等）が現れた。また、2017年度より薬剤師国家試験の受験資格における移行措置が終了したため。 【研究科】2006年に始まった新たな薬学教育による6年生課程の学部生に対応した課程を設立する必要があるため。
学部改組による学群・学類制へ移行（2017年） 入学における学生の専門分野への興味や関心の変化や学修内容とのミスマッチ、●●大学で学ぶ意義や将来の目標が未成熟なまま入学してきている学生が多いことに対応するべく、学部・学科制から学群・学類制に移行したもの。 ※上記のほか、これまでに以下の動き（研究科の設置）がありましたので参考に記載いたします。 ・2001年：大学院（修士課程）設置〔看護学研究科・事業構想学研究科〕 ・2008年：大学院（博士課程）設置〔事業構想学研究科〕 ・2009年：大学院（修士課程）設置〔食産業学研究科〕 ・2010年：大学院（博士課程）設置〔看護学研究科〕 ・2013年：大学院（博士課程）設置〔食産業学研究科〕
平成25年の和食のユネスコ無形文化遺産の登録を契機に、和食文化の保護、継承、発展を担う高等教育機関の設立を目指すため、●●大学文学部に和食文化学科を開設した。
（1）・平成6年度、公共行政と企業経営を包括したアドミニストレーションの教育研究を目的とした新学部「総合管理学部」を設置。 ・総合管理学部の学部完成に合わせて、平成10年度にアドミニストレーション研究科修士課程（現在の博士前期課程）を設置。 ・アドミニストレーションの教育研究水準の更なる高度化のため、平成12年度に同研究科博士後期課程を設置。 （2）・平成7年、当時設置されていた生活科学部のあり方を検討した結果、「家政系から脱却し、新しい理念に立つ大学院設置を視野に入れた自然科学系学部へ改組転換する必要がある」との結論を得た。 ・平成8年から、改組の基本的枠組みと関連する事項を検討し、改組計画を作成。 ・その計画に基づき、生活科学部を廃止し、平成11年度に環境共生学部を新設。 （3）・（2）の学部完成に合わせて、平成15年度に環境共生学研究科修士課程（現在の博士前期課程）を設置。 ・環境共生学の教育研究水準の更なる高度化のため、平成17年度に同研究科博士後期課程を設置。 （4）・平成5年度（当時は前身の熊本女子大学）、文学研究科修士課程の日本語日本文学専攻及び英語英米文学専攻を設置。 ・修士課程で修学した知見を基盤として、日本語及び日本文学の探求、日本語教育の研究、ならびに英語学、英語教育学、英文学の専門的な研究について、高度な専門教育の修学期間の拡大と機会の充実を図る時機に到達したとして、平成20年度に文学研究科日本語日本文学専攻の博士後期課程、平成22年度に同研究科英語英米文学専攻の博士後期課程をそれぞれ設置。
i【2016年度（平成28年度）●●大学大学院経営管理研究科ビジネスリーダーシップ専攻（HBMS）開設】 ii【2020年度（令和2年度）●●大学における学部・学科等再編】 iii【2022年度（令和4年度）●●大学大学院総合学術研究科保健福祉学専攻 博士課程後期開設 ※【資料3】「H27.9.30●●大学経営専門職大学院（MBA）の設置について」、【資料2】H30.12.5高等教育機能強化に向けた詳細検討状況（最終報告）」【再掲】、【資料4】「R2.1.17●●大学の学部・学科等再編について」、【資料5】「R3.9.3●●大学大学院 総合学術研究科保健福祉学専攻の課程変更に係る設置認可について」を参照 地域企業や医療・福祉・介護分野など、地域社会から求められる人材育成の必要性

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

国際、情報科学、芸術の3学部における教育研究の高度化を図るとともに、すぐれた研究者及び高度な専門的知識、能力を有する職業人の養成を通じ、世界平和と国内外の地域社会の発展に貢献することを目的に、新たに大学院を設置した。 また、●●大学は科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学、これを基本理念として掲げており、平和に関する高度な学術研究や政策提言を行うことにより、世界平和の創造と維持に貢献する研究拠点として●●研究所を整備した。
大学の体制整備を進めるため、2006年健康開発学科を設置、2009年大学院修士課程を設置、2014年社会福祉学科を社会福祉子ども学科（社会福祉学専攻・福祉子ども学専攻）に改組し、2015年に博士後期課程を設置した。
より高度な専門性をもつ人材の育成、研究機能の向上による一層の地域貢献の実現に向け、大学院の早期整備が必要と判断。大学設置準備と並行して検討。
平成9年に●●大学を設置し、看護の様々な分野で指導的役割を果たし得る資質の高い人材を育成するとともに、●●県の看護学教育・研究の役割を積極的に果たし、県民の保健・医療・福祉の向上を図ってきた。 しかし、看護のあらゆる面において高度化・複雑化・専門家がすすむ中で、質の高い看護を提供していくためには、科学的根拠に基づく看護技術の開発や看護に関する高度で多面的な教育・研究・実務の知識と手法の確立が重要となっていた。 また、看護職者の養成や再教育を担う人材や卓越した看護実践能力を有する人材の育成確保も急務となっていた。
学校法人●●大学から公立化に関する要望書が提出され、公立化についての検討が開始された際、●●大学は工学部のみ単科大学であり、隣接する●●市には国立大学法人●●大学の工学部が存在することから、公立化するに当たって●●大学との差別化を図る必要があった。このような中、首都圏の有名私立大学において薬学部を有する学校法人●●大学の全面的な協力のもと、●●県内医療関係者の永年の悲願であった薬学部を公立化後に設置することについて合意したことから、公立化及び薬学部設置を目指すこととなった。
大学の基本理念の確実な具現化と、さらなる教育・研究環境の充実および高度な専門性を備えた人材の育成を目指し、大学開学初年度の入学生の卒業に合わせ、平成29年度に修士、平成31年度に博士課程を増設した。
少子高齢化等によって、地域社会に福祉課題が山積しており、こうした地域課題に対応できる専門的な知識や技術を研究開発できる人材育成をすることを目的に、2021（令和3）年4月に●●大学大学院総合福祉学研究科を開設した。
●●大学の位置する●●市は、日本の典型的な中山間地域にある人口3万人の市であり、少子高齢化と人口減少に係る諸々の課題に直面している。「幸福度の高い持続可能な地域社会を如何にして構築するか！」は、一億総活躍社会の実現と地方創生を目指す日本中の中山間地域の喫緊の課題である。 ●●大学は創立40周年を2020年に控え、課題先進地域にある地の利と教育研究資源を生かし、設立母体である●●市をはじめ全国類似の市町村と連携し、地域に根ざし貢献する公立大学として、この課題に正面から取り組む特色ある大学を目指すこととした。 持続可能な地域社会の構築基盤は、「子どもの健やかな成長・発達、心の豊かさの向上、高齢者の健康寿命の延伸」であり、●●大学は、これらを目指し地域を拓く「健康科学部」として、人の生活基盤を支える看護、保育、地域福祉の各学科が協働して、多職種連携を実践的に研究、教育することとした。「地域で全ての世代の心と体の健康を切れ目なく支援する」ために、新たに発達障害児と病児への対応、特別支援学校教諭と養護教諭の養成、社会的弱者を護る社会福祉士の養成等に取り組み、●●市全域をキャンパスとして、人に優しい地域共生社会の構築を検証していくこととした。（学部名称の変更、学科の新設、既設学科の定員変更を行った。）
圧倒的なスピードで進展する超高齢社会を乗り越えるため、社会システムや技術の革新を起こすことができるイノベーション人材を養成することを目的として、●●大学大学院に進研旧学科を設置した。
高齢化の進展や肥満・糖尿病などの生活習慣病が大きな健康課題となる中、保健・医療分野の基盤となる「栄養学」の専門職としてニーズが高まってきていた管理栄養士を養成するため、●●唯一の管理栄養士養成4年制大学（当時）として、公立大学法人化に合わせて「栄養学科」を増設した。
18歳人口の減少により今後学生の確保が難しくなり、大学間の競争がますます激化していくなかで、財政面の課題に限らず、大学が生き残るための対応が急務であった。当時6学科で構成されており、公立の単科大学の中では学科数が一番多かった。総合デザイン工学科は、社会人教育のための夜間開講制であったが、直近で社会人の入学者がいなかった。これらの状況の中で、第1期中期目標終了時の検討の中で学科の統廃合及び夜間開講制の廃止を市が指示した。
【●●府立大学】 ・1997年度：農学研究科より農学生命科学研究科へと再編 ・2001年度：総合科学研究科を廃止 ・2005年度：大学統合（●●府立大学・●●大学・●●看護大学の統合）に伴い5学部・6研究科から7学部7研究科に再編統合 ・2007年度：総合リハビリテーション学研究科を設置 ・2012年度：7学部から4学域13学類制に改組 ・2016年度：人間社会システム科学研究科を設置 【●●大学】 ・1999年度：人文社会学部、理学部を設置 【●●看護大学】 ・1998年度：看護学研究科修士課程を設置。 ・2000年度：看護学研究科博士課程を設置 ・2003年度：総合リハビリテーション学部の設置 ・2006年度：医療技術短期大学部を廃止
2005年度（大学院修士課程（環境情報学研究科）を設置）高度な専門知識を有する人材の育成 2009年度（1学部3学科→1学部4学科）入学者数減少への対応 2012年度（2学部2学科）公立化に伴う教育改革の一環 2016年度（大学院修士課程（環境経営研究科）を設置）公立化に伴う教育改革の一環
初めての学部卒業生が進学できる環境整備
四年制大学への改組転換の基本計画内において、設置を検討することされ、在学生、地域からも社会人からの進学希望が多くあったことから、大学院設置することとした。
県内での高等教育機関の不足、人材不足
社会的な要請に応えるため
従来から理工系の人材を望む声が産業界から寄せられていた中で、文部科学省の「令和5年度大学・高専機能強化支援事業」の公募があったことを受け、●●大学の学部新設に係る申請を行った結果、対象に選定されたため。
「知の拠点」整備構想策定検討委員会にて新学部の設置を検討する中で、「地元高校生の進路として理系学部が必要」「情報を学べる学部があれば地元企業の発展にも寄与するのではないか」という意見がでて、情報学部を設置する方針が決まった。
地元の医療技術者養成校が廃止されるため、医療技術者養成の学部を増設した。
急速なグローバル化、SNSの普及、AIの活用など大学を取り巻く社会環境の大きな変化の中で、経済・経営の基礎はもとより多様な知識をイノベーションの源泉として身に付け、グローバルな環境の中で、その知識を活用していく人材を育成するため経済学部と経営学部を統合し国際商経学部を設置。
・工業都市である●●市において、産・官・学と市民が一体となって環境問題に取り組む基盤があったことや、「新たな産業の創出・技術の高度化」を目指す●●学術研究都市の設立 ・地方分権の動きが加速する中で、地域をリードする人材の養成が求められたこと ・●●県北部地域における固有な課題とその解決に焦点をあて、教育及び研究をとおして地域の発展に寄与するため。
●●県内に大学が少ないこともあり、大学進学とともに県外へ出ることが多い。 ・少子化の中でも、専門職として就職できる大学なら需要がある。
2.（6）学部・研究科等の増設・再編等 ②主要な利害関係者
●●市・●●大学
学生、教職員、市民、市、企業等
大学教員を含む大学事務局からの要望

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

【学部】厚生労働省、病院・薬局等企業、日本学術振興会等 【研究科】特になし
●●大学・●●大学への入学志望者
教職員 ほか
他大学・短大、高校生・保護者、産業界・関係団体等
県民、学生、教育機関、保健医療・福祉施設
大学設置時と同様
●●県看護協会、県民、医療機関、文部省（当時）等
●●市、学校法人●●大学、公立大学法人●●大学、県内医療関係者
地域住民、地元企業・自治体、他大学
公立大学法人●●大学
世界保健機構（WHO）、●●県立産業技術総合研究所
●●市
●●府立大学、●●看護大学、●●大学、●●府
学生、商工会議所
県産業界、県民
学生、県民、保護者、教員、職員、設置団体等
県・大学
学生、保護者、企業、他大学、行政 等
・教職員、学生
2.（6）学部・研究科等の増設・再編等 ③最も主要な政策目的
データサイエンス分野で活躍するために必要な統計学、計算機科学等の専門知識と高い職能技術を有し、医療、経済社会、情報通信など様々な応用分野に展開できる基礎能力を保持し、超スマート社会がもたらす多様なビッグデータから新たな社会的価値を創造できる人材を育成する
【学部】創業の専門性教育に加え、薬剤師教育の実施を行うため、全学部6年生の薬学部へ移行 【研究科】特になし
学群・学類制となることにより、学類を超えてよりバリエーション豊かな専門教育が受けられるようになるほか、一般選抜と推薦入試は学群単位で行なわれることから、学生は入学後じっくりと自らが進む専門分野（学類）を選択することを可能にしたもの。
和食文化を中心である●●において次代の和食を担う人材を育成する。
変化する社会へのニーズへの対応、地域社会に密着した教育研究の拡大、国際化への対応、全学的男女共学化への対応
i 中堅・中小企業、医療・介護、農業、ソーシャル・ベンチャーに重点を置き、深い学識及び卓越した能力をもった高度専門職業人として経済社会の更なる発展を担うビジネスリーダーを養成 ii 地域の企業や医療・福祉・介護分野等の発展に貢献できる人材を育成 ～地域の課題について主体的に考え解決に向けて行動できる実践力や、多様性を尊重する国際感覚、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、生涯にわたり学び続ける自律的な学修者として地域創生に貢献できる「課題探究型地域創生人材」を育成 iii 高度かつ広範な専門性を身に付け、大学等の教員や地域包括ケアシステムの中核を担う人材を育成
（大学院）教育研究の高度化及び地域社会の発展への貢献、（●●研究所）世界平和の創造と維持に貢献する研究拠点の整備
地域に根差しつつ、保健医療福祉に関し、幅広く、かつ、高度な教育研究を行う大学として、多数の優秀な人材を送り出すとともに、教育研究成果の地域社会への還元
大学設置時と同様
今後ますます複雑化、高度化する看護へのニーズに対応するため、高度専門職業人たる看護職者や看護管理者等の養成、看護学の研究推進、国際化への対応が必要とされる。 そのため、平成13年度に、●●大学に看護学研究科看護学専攻（修士課程）を設置した。
地域活性化、創業産業の発展及び定住人口の増加に貢献すること。
現代芸術領域における高度な芸術表現を通じて地域に貢献する人材の育成と教育・研究機関の充実を図ること
地域社会の福祉課題の解決
学生の増加・卒業後の人材の確保。
超高齢社会を迎えている中、「未病」の懸念を踏まえて、イノベーションを起こすことができる人材を育成する。（●●大学第二期中期目標）
生活習慣病等の健康課題に対応する専門職の養成。
効率的かつ効果的な研究組織への改編
●●の発展をけん引する知の拠点
四年制大学への改組転換により、培われ人材育成をもとに、より高度なものとし、広く時代と地域の要請に応えられる優れた人材を育成する教育研究拠点を設置する。
人材供給、産学官連携の推進
社会的要請に応え、幅広い教育・研究を展開すること。
新たな社会を支える人材の育成
医療技術者養成の教育機関を発展させた。
社会のニーズに的確に対応するとともに、大学間競争に勝ち残る個性化・特色化に資すること。
・●●県北部地域の発展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者を育成する。
若者の県外流出を防ぐ
2.（7）収容定員の変更 ①背景と契機
2012年度：専攻を新たに設立したため。 2016年度：入学定員が超過していることに対して、文部科学省より是正意見があったため。 2019年度：薬科学科の募集停止にともない、修士課程への進学者数減少の見込みがあったため。 2021年度：博士前期課程への進学者数が減少したため。 ※インパクトについて、2012年度のみ4

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

アドミニストレーション研究科（前期・後期課程）における収容定員充足率が認証評価機関の評価基準を下回っていること（公立大学評価委員会による業務実績評価において「課題」として評価）
【2020年度（令和2年度）●●大学における学部・学科等再編】（再掲） ※【資料2】「H30.12.5 高等教育機能強化に向けた詳細検討状況（最終報告）」【再掲】、【資料4】「R2.1.17 ●●大学の学部・学科等再編について【再掲】を参照 地域の企業や医療・福祉・介護分野など、地域社会から求められる人材育成の必要性
公立大学法人化により、志望者が増加したため、2018（平成30）年度から入学定員を300人から340人に増員した。収容定員1,250人から1,410人に増員。
既設の学科である看護学科で、養護教諭養成課程の新設と推薦入試枠での地域優先選抜枠の拡充を行った。
公立大学法人化に合わせて「理学療法学科」入学定員20名→30名（10名増）、「社会福祉学科」入学定員40名→50名（10名増）に変更した。
2009年度（326人→276人）入学者数減少への対応として、学科の見直しとともに定数を削減 2021年度（276人→300人）入試制度の見直しにより地域枠を創設するとともに定数を増加
県内での高等教育機関の不足、人材不足
学部・学科の開設や改組に伴うもの
地域の医師不足解消のため、医学部の収容定員を増加した。
・定員充足率が低く、認証評価において改善を求められたため。 ・地域創生やグローバル化の流れの中で活躍できる人材育成を推進するため 等
2008年度は、厚生労働省における「緊急医師確保対策」、2009年度、2010年度は内閣府における「経済・財政改革の基本方針2008、2009」による
2.（7）収容定員の変更 ②主要な利害関係者
学生、教職員、市民、市、企業等
（2016年度のみ）文部科学省
他大学・短大、高校生・保護者、産業界・関係団体等
公立大学法人●●大学
県産業界、県民
学生、県民、保護者、教員、職員、設立団体等
学生、保護者、企業、市民 等
2.（7）収容定員の変更 ③最も主要な政策目的
収容定員充足率の改善
地域企業や医療・福祉・介護分野等の発展に貢献できる人材を育成 ～地域の課題について主体的に考え解決に向けて行動できる実践力や、多様性を尊重する国際感覚、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、生涯にわたり学び続ける自律的な学修者として地域創生に貢献できる「課題探究型地域創生人材」を育成
学生数が増加することに伴い、地域の経済などに好影響を与えることが期待される。
保健・医療・福祉分野の専門職の養成。
人材供給、産学官連携の推進
社会的要請に応え、幅広い教育・研究を展開すること。
医師の育成、県内定着
・医師不足改善 ・県民医療枠、地域医療枠（県内定着型）を医学部に設置
3. 貴団体が設置された公立大学について、その政策目的に照らして最も重視する評価指標を次の候補から3つ選び、番号をご記入ください。なお、実際に貴団体に使用されている指標と完全に一致しない場合でも、計測目的が同じか類似である指標が候補の中にある場合には、それを選んでください。
※17番を選択した場合には、具体的な指標名を以下にお書きください。
1位：教育の質保証
3位：卒業者数
3位：入学定員充足率
3位：地域活動
3位：地域貢献（地域医療の拡充にどれだけ尽力いただけるか）
6. 貴団体が公立大学政策を進める上で、以下の組織等の動向、（政策）方針、意見などを日常的にどの程度注視しているかについて、最もあてはまる数字をお選びください。なお、貴団体にとって該当しない組織等に関する質問については、無回答で結構です。また、5をお選びになった場合には、特にどのようなことを注視されているかについて、記入欄にお書きください。
（1）文部科学省
大学政策全般、高等教育無償化など
高等教育政策のあり方議論等
大学をはじめとする高等教育に関する制度改革等の動きについて
高等教育の修学支援新制度
国立大学法人制度の動向等
審議会や研究会の動向。高等教育関係の政策・予算。
法律の改正等
中央教育審議会大学分科会
施策・法改正
コアカリキュラム
制度

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

公立大学に係る制度改正、予算設置など
就学支援に関する制度、大学関連の制度変更など。
6－（2）総務省
地方交付税制度など
高等教育に係る地方創生や地方分権等の議論等
地方独立行政法人法等の制度改正等の動きについて
地方独立行政法人法の改正
独立行政法人制度及び公立大学法人制度の動向等
施策・法改正
制度
地方独立行政法人に係る制度改正、予算設置など
6－（3）内閣府
地方創生など
地方分権一括法の動向等
制度
地方創生推進交付金などの交付金
6－（4）厚生労働省
各種保健医療職の確保の方針、予算、事業など
指定規則、ガイドライン
6－（5）公立大学協会
公立大学の状況やデータなど
法律の改正等
6－（6）他の都道府県
制度改正等を受けての動きについて
公立大学設置者事務の対応状況
6－（7）貴団体内市区町村
なし
6－（8）他の市町村
他の市町村からの入学、他の市町村への就職など
評価委員会の運営等
6－（9）貴団体所在都道府県
高等教育に関わる施策や支援など
県立大学法人の動向等
内規、予算、起債等全般
6－（10）貴団体教育委員会
高等教育との連携のあり方等
小学校の施設修繕の状況等
6－（11）貴団体内市区町村教育委員会
なし
6－（12）貴団体所在都道府県教育委員会
なし
6－（13）貴団体等地域内の高等学校等の中等教育機関
高大連携の可能性や志願状況など
6－（14）貴団体等地域内の国立大学
大学間連携の可能性など
●●大学の動向等
地域内入学者の動向。学部・研究科等の部局の改組。
教育研究内容や地域貢献活動など
6－（15）他の公立大学
先行事例など
制度改正等を受けての動きについて
財務状況や業務実績等
地独法関係全般
制度の利用状況、学部学科の設置状況など
制度や取り組み等（特に医学部を擁する公立大学）

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

6－（16）貴団体等地域内の私立大学
地域貢献の取組等
6－（17）貴団体等地域内の地域経済界
雇用状況や学生への支援など
地元の大学と連携した取組等
6－（18）貴団体等地域内の医療・福祉サービス業界
雇用状況など
就職・採用状況
6－（19）マスコミ報道
マスコミによる広報活動など
設置した公立大学や周辺大学の報道等
県の施策に対する評価。
大学に関わる報道
6－（20）ソーシャルメディア（SNS）
SNSによる広報活動など
6－（21）その他
なし
7. 以下にあげた国の政策・法令等について、貴団体が設置された公立大学にどの程度影響したか（または、影響すると見込まれるか）について、最もあてはまる数字をお選びください。 その他
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（2023年）
8. 貴団体が設置された公立大学が公立大学法人となっている場合、法人化年度～2022年度（令和4年度）の間の地方独立行政法人法にもとづく評価委員会による年度評価および中期目標期間終了時評価の結果が貴団体の公立大学政策に影響を与えた事例がありましたら、下記の記入欄に3つ以内でご記入ください。
年度_記載なし/評価結果概要_数値目標の設定/政策的対応_法人化以降の評価委員会の評価結果を経て、徐々に、客観的な評価に必要な数値目標の設定についての意識が醸成され、適切に数値目標を設定するようになった。
年度_令和3年度（2021）/評価結果概要_科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得のほか、共同研究事業や受託研究事業による自己収入の確保に努めること/政策的対応_最新の研究動向や研究計画書の作成のノウハウに焦点を当てた外部講師による勉強会の開催に加え、研究計画書の添削指導を実施し、全学的な申請支援体制の充実を図った。また、過去に科研費を獲得した研究課題の研究計画書閲覧制度を整備し、資料共有による支援も推進した。
年度_2018年度/評価結果概要_中期目標期間終了時の検討（1）現在●●学科で実施している夜間部を廃止し、全学科において昼間部のみとする。こと。（2）公立大学の単科大学としては学科数が多いため、学科数の大幅な縮小を行い、財政効果のある組織体制とすること。（3）市の財政事情を鑑み、第2期中期目標期間に募集停止を行い、早期の実施に向け計画的に取り組むこと。/政策的対応_評価委員会の評価を受け、大学に検討を指示した。
年度_2017年度（次期中期目標策定時）/評価結果概要_第1期中期目標期間（H24～H29）の年度評価（魅力のある大学づくりの推進、入学定員や選抜制度の見直しによる県内入学率の向上、就職支援体制の強化や早い段階からの学生県内企業を知る機会の提供など、県内就職率の向上への取組）/政策的対応_第2期中期目標策定にあたり、上記の結果を踏まえた視点（大学教育の充実、大学のブランド化の向上、社会福祉貢献・地域貢献の充実）で見直しを行った
年度_2017年度/評価結果概要_第1期中期目標期間（H24～H29）の年度評価（魅力ある大学づくりの推進、入学定員や選抜制度の見直しによる県内入学率の向上、就職支援体制の強化や早い段階からの学生が県内企業を知る機会の提供など、県内就職率の向上への取組）/政策的対応_第2期中期目標策定にあたり、（2）の結果を踏まえた視点（大学教育の充実、大学のブランド化の向上、社会貢献・地域貢献の充実）で見直しを行った
年度_2022年度/評価結果概要_教育研究を取り巻く社会環境は急激に変化しつつあるとともに、県立の大学として果たすべき役割も一層多様化しており、平成31年に策定した第2期中期計画についても、コロナ禍という、計画策定当時には想定されていなかった未曾有の時代の変化に対応して迅速かつ積極的な見直しの必要があるとの評価・提言が委員会よりあった。/政策的対応_第2期中期計画の変更：DX、GX、企業人材育成や社会人学生、外交人留学生受け入れ促進等の新たな課題の設定や到達目標の見直しを実施。
年度_2016年度/評価結果概要_大学院については一部改善が見られるものの、依然として定員充足率の低迷が長年の課題となっており、今後の取り組みに期待したい。/政策的対応_第3期中期目標（2017～2022）に以下のとおり記載（大学院教育）：社会のニーズに応えられる高度な人材を育成するとともに、学部等の連携などにより大学院の定員充足率を改善する
年度_毎年の年度評価及び各中間・総括評価/評価結果概要_教育・研究・診療・地域貢献等の充実/政策的対応_評価はあくまでも公立大学法人の各年度等の対する結果であり、当該評価結果で指摘したものは、当然設置団体である県でも問題意識がある事項であり、指摘事項のうち、県で政策形成すべきと判断したものは、これまで政策対応してきた。したがって、評価委員会の結果が起点となって政策形成したものと問われると具体的に回答が難しい。
年度_令和2年度（2020）/評価結果概要_グローバル人材を育成するため、海外の交流提携校を拡充するとともに、留学や研究活動の支援等、海外との交流機会の充実を図ること。/政策的対応_オンラインを活用し、協定締結校との交流や共同ワークショップを実施し、グローバルな視点の学術交流機会を創出した。また、留学・国際交流に対する助成金制度において、オンラインによる活動も対象とし制度の拡充を図った。その他、ネイティブスピーカーによる英会話や実践英語のワークショップの実施や、海外講師を招聘するなどの交流プログラムを教員から募集し、その実施経費を助成する国際交流プログラム支援事業を創設した。
年度_2023年度（次期中期目標策定時）/評価結果概要_第2期中期目標期間（H30～R5）の見込み評価（少子化による18歳人口急減期の到来、人生100年時代や技術革新の進展等を見据えた学び直しの重要性の高まり、就職活動の態様や社会情勢の大きな変化等による県内就職率の低迷への対応）/政策的対応_第3期中期目標策定にあたり、上記の結果を踏まえた視点（大学の特色の明確化、変化をし続ける社会への対応、●●の未来への貢献）で見直しを行った
年度_令和2年度（2020）/評価結果概要_他大学との交流・連携を図るとともに、高大連携授業を通し高校との連携を推進すること。/政策的対応_大学コンソーシアム●●が主催する高大連携授業を開講し、県内高校生に対する教育機会の充実を図った。また、県内国公立大学連携事業を実施し、公開プレゼンテーション等を通じて大学の垣根を越えた連携・交流を図った。
9. 貴団体における公立大学政策の推進について、現状での課題と対応策、国レベルの政策に対する要望、他団体や他大学の動きで気になっていること、将来的な方向性として構想されていることなどについて、以下にご自由にご記入ください。

公立大学設置団体における公立大学政策に関する調査 記述回答

①地方交付税措置の拡充（基準財政需要額における公立大学学生1人当たりの算入単価の大幅引き上げ） ②高等教育の修学支援の充実強化 （1）大学院生や留学生等への対象拡大、給付額引き上げ （2）日本学生支援機構における無利子奨学金の基準緩和、第二種奨学金の利子負担軽減、大学独自減免に対する財政支援 （3）住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の収入が増えても、支援額が急減しないように制度拡充 ③公立大学の特色を生かした積極的取組への財政支援（施設整備や地域貢献施策等に対する財政支援制度の創設） ④国立大学法人の自主・自律的な運営の実現に向けた措置 （1）国立大学法人と同様に、寄附金等の自己収入の運用を収益性の高い金融商品へ拡大 （2）国立大学法人と同様に、公立大学による出資の対象となる物が実施する事業の範囲拡大
・●●県では、現在、●●大学（2001年度に公設民営方式で開学）の公立化と機能強化に係る検討を進めている。 ・文部科学省において、国立・私立向けの支援メニューに比べて、公立向けの支援はほとんどないため、地方交付税の算定における単位費用や補正係数の引き上げ等、公立大学・短期大学に対する地方財政措置の充実を図っていただきたい。
・年度評価廃止後の対応について 毎年度の評価が廃止されたことで、事務作業の軽減が期待できる一方、大学の予算は単年度ごとに予算決算を行うため、議会を含め、対外的に大学運営の状況等を報告する必要があると考える。年度評価廃止後の取扱いについては、各設立団体に一任されている状況ではあるが、評価委員会の意義も踏まえ、年度評価に代わる手続きが必要と考えており、他団体の動向を注視している。
課題：公立大学の施設の老朽化 国への要望：大学施設の整備・充実に対する補助 気になっていること：大学等連携推進法人の今後の動向
少子高齢化社会が進展する中、各分野において中核を担う優秀な学生を確保・育成し、大学のブランド力の向上を図るため、学費軽減策により受験者数の増加を図ることが考えられるが、他団体や他大学における学費軽減策について、今後の動向を注視している。
・課題として、どのように地域の産業界の期待に応えられる教育、研究活動を展開していくか。地域内からの進学者数、地域内企業への就職者数を増やしていくか。・また、地域や企業との交流、連携の強化や、地域を担う社会人人材へのリスクリングやリカレント教育の展開をどのように進めていくか。
国に対して次の要望を行っている。公立大学法人における研究成果の更なる活用に向けた取組みの推進 令和4年4月に国立大学法人等が保有する研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための規制緩和として、国立大学法人等による出資の範囲が拡大されている。しかしながら、この出資の範囲を拡大する規制緩和は、国立大学法人等に限られており、●●立大学をはじめとする全国の公立大学法人は規制緩和の対象外とされているところ。●●大学では、「産学官民共創りビングラボ」機能を大学が持つすべてのキャンパスに配置し、「ネットワーク型イノベーションエコシステム」を構築する「イノベーションアカデミー構想」を掲げ、産学官民の共創によるイノベーションの創出に向けた取組みを推進している。この構想の下、●●地域における大学発のスタートアップを支援する「●●スタートアップアカデミア・コアリション」に参画し、民間のベンチャーキャピタルや、経済団体（●●経済連公開、●●経済同友会、商工会議所）、金融機関等と連携するなど、スタートアップの創出・支援に向けた取組みを推進しているところ。今後、こうした取組みを、より一層推進し、大学が有する研究成果を社会に還元するためには、公立大学法人の出資範囲を拡大することが不可欠である。については、国立大学法人と同様に、大学が有する研究成果を活用できるよう、公立大学法人の出資範囲を拡大する制度改正を講じること。 <●● 令和5年7月 「令和6年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（●●文化関連）」>
・国の「高等教育の修学支援新制度」の拡充 ・都市圏に集中している高等教育機関の地方分散化の促進 ・地方国立大学が新たな学部・学科を設置する際、国の十分な財政措置を講ずること。
国において、高等教育の就学支援新制度の拡充（理工農学部・中間層）が検討されているところだが、国レベルでの更なる充実を進めてほしい。
（国レベルの政策に対する要望） ・大学の安定的な運営のため、近年の物価高騰の影響も踏まえ、基準財政需要額における学生1人当たり算入単価の引き上げ
・大学・高専機能強化支援事業の選定を受け、2027年度の学部新設に向けて取り組んでいる。 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（2023年）に伴う、中期計画における指標を追加し、年度計画及び年度評価を廃止する自治体・大学の動向は気にかかる。
地方独立行政法人法第70条の規定により、収入を稼ぐ手段に著しく強い制限が課せられており、大学が成長する可能性が低い。
大学無償化に関する全国的な広がりについて
高等教育の無償化については、現在自治体単位で行われているが、国レベルの実施に期待したい。

公立大学設置団体における公立大学財政に関する調査 **単純集計**

調査実施主体： 科学研究費助成事業（基盤研究(B)・課題番号：22H1028・公財政データからみた公的大学の政策転換点に関する実証研究）研究グループ
URL: <https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-22H01028/>

研究代表者： 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授 水田健輔

調査趣旨： 公立大学は平成期に積極的な設置がなされ、2023 年 4 月現在で 100 大学に達しました。その背景には、地域における進学機会を確保し、若年人口の流出を防止するといった守りとともに、産業振興や人材育成という攻めの政策により、設置団体が公立大学を地域振興の核として位置づけてきた歴史がございます。また、2004 年 4 月の地方独立行政法人法の施行により、公立大学の法人化が可能となり、設置団体と大学との関係が大きく変化しました。さらに、国が主導する保健福祉人材の育成、地方創生、研究力強化、理工系の振興といった政策も設置団体の公立大学政策に大きな影響を及ぼしており、機動的な対応を迫られています。

こうした状況にある公立大学の設置団体がどのような方向性を目指し、また国の政策に対応して、今後の公立大学政策を推進しようとしているのか。そして、政策を支える財政負担について、どのような動きをみせているのか。その現状を把握するために、この度、標記の調査を行うことといたしました。全国状況を俯瞰するとともに、個別の設置団体が公立大学政策を進めるうえで、具体的にどのような財政負担の方向性を示しているのかを情報共有することは、各設置団体が自身の公立大学財政を考える上でも有意義なものと存じます。

調査結果： ○個別団体を特定できない形にて集計等をさせていただき、ご回答いただきました全団体に結果を共有させていただきます。
○科学研究費助成事業の研究課題において調査結果データを使用し、個別団体を特定できない形で研究成果が学会・論文等で発表されます。あらかじめご了承ください。

ご回答期限： 2023 年 12 月 11 日（月）必着

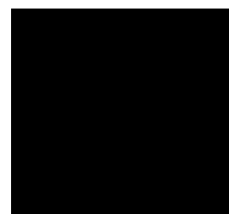
ご回答方法： 以下の 2 つの方法のいずれかでご回答ください。

- ① 本質問紙に直接ご記入いただき、同封の返信用封筒にて回答済みの質問紙をご返送ください。
- ② 以下の URL または QR コードから回答 Web サイトにアクセスしていただき、回答をご入力ください。なお、回答 Web サイトから、本質問紙の Word ファイルをダウンロードできます。

URL:



QR コード：



貴団体名	
貴団体が設置した 公立大学	・ ・ ・ ・

1. 貴団体が設置された公立大学に対する毎年度の経常的な財政負担（公立大学法人の場合は運営費交付金）についてお教えてください。

（ア）現状の財政負担額の決定方法について、最もあてはまる番号を以下の回答欄にご記入ください。なお、⑤を選択した場合には、具体的な内容をご説明ください。（n=51）

- ① 学生数・教員数等にもとづいた算定式で決定（フォーミュラ方式） 8 (15.7%)
- ② 前年度の財政負担額をベースに増減を加えて決定（増分方式） 20 (39.2%)
- ③ フォーミュラ方式を基本としながら、一部を増分方式で決定 3 (5.9%)
- ④ 増分方式を基本としながら、一部をフォーミュラ方式で決定 2 (3.9%)
- ⑤ その他 18 (35.3%)

回答		⑤の具体的な内容	記述回答参照
----	--	----------	--------

（イ）今後（6年程度後）、将来的な財政負担額の決定方法について、最もあてはまる番号を以下の回答欄にご記入ください。なお、⑤を選択した場合には、具体的な内容をご説明ください。（n=52）

- ① 学生数・教員数等にもとづいた算定式で決定（フォーミュラ方式） 6 (11.5%)
- ② 前年度の財政負担額をベースに増減を加えて決定（増分方式） 18 (34.6%)
- ③ フォーミュラ方式を基本としながら、一部を増分方式で決定 4 (7.7%)
- ④ 増分方式を基本としながら、一部をフォーミュラ方式で決定 2 (3.8%)
- ⑤ その他 22 (42.3%)

回答		⑤の具体的な内容	記述回答参照
----	--	----------	--------

（ウ）貴団体が設置された公立大学が公立大学法人となっている場合、法人化年度～2023年度（令和5年度）について、前年度の運営費交付金に一定の係数を乗じた増減を実施した年度に適用した係数をご記入ください（法人化より前の年度については、空欄で結構です）。

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
係数	%	%	%	%	%	%	%	%
年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
係数	%	%	%	%	%	%	%	%
年度	2020	2021	2022	2023				
係数	%	%	%	%				

(エ) 貴団体から公立大学への経常的な財政負担について、過去（6 年程度前）、現在および今後（6 年程度後）、いずれの方向性でお考えだったか（もしくは、お考えか）について、あてはまる番号を選択してください。

	A … B	A の方向性	どちらでもない	B の方向性
過去 (n=50)	効率化・縮減…活性化・拡大	17	28	5
		34.0%	53.8%	9.6%
現在 (n=51)	効率化・縮減…活性化・拡大	18	27	6
		35.3%	51.9%	11.5%
今後 (n=52)	効率化・縮減…活性化・拡大	12	32	8
		23.1%	61.5%	15.4%

2. 1995 年度（平成 7 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）の間に、貴団体が地方財政状況調査表（決算統計）の（款）教育費（項）大学費以外の費目で公立大学に支出されている金額がありましたらを人件費と人件費以外に分けて、以下の回答欄にご記入ください。

年度	1995	1996	1997	1998
人件費	千円	千円	千円	千円
人件費以外	千円	千円	千円	千円
年度	1999	2000	2001	2002
人件費	千円	千円	千円	千円
人件費以外	千円	千円	千円	千円
年度	2003	2004	2005	2006
人件費	千円	千円	千円	千円
人件費以外	千円	千円	千円	千円
年度	2007	2008	2009	2010
人件費	千円	千円	千円	千円
人件費以外	千円	千円	千円	千円
年度	2007	2008	2009	2010
人件費	千円	千円	千円	千円
人件費以外	千円	千円	千円	千円
年度	2011	2012	2013	2014
人件費	千円	千円	千円	千円
人件費以外	千円	千円	千円	千円
年度	2015	2016	2017	2018
人件費	千円	千円	千円	千円
人件費以外	千円	千円	千円	千円
年度	2019	2020	2021	2022
人件費	千円	千円	千円	千円
人件費以外	千円	千円	千円	千円

ご回答内容についてお問い合わせを差し上げる際のご連絡先

ご所属	
お役職	
ご氏名	
電話番号	
電子メール	

公立大学設置団体における公立大学財政に関する調査 記述回答

1. 貴団体が設置された公立大学に対する毎年度の経常的な財政負担（公立大学法人の場合は運営費交付金）についてお教えてください。 (ア)現状の財政負担額の決定方法について、最もあてはまる番号を以下の回答欄にご記入ください。なお、⑤を選択した場合には、具体的な内容をご説明ください。
人件費＋教育研究経費・一般管理費－自己収入＋附属病院経費
中期目標期間の初年度に算定した額で固定 一部経費については②（増分方式）等により毎年度所要額を概算
本市において試算している地方交付税普通交付税基準財政需要額を上限として、公立大学法人における収支計画の支出と運営費交付金以外の自己収入の差について本市から法人に対して運営費交付金として交付している
標準的支出＝標準的収入＋退職金＋平準化した大規模修繕費＋特別交付金＋同一労働同一賃金への対応
中期目標・中期計画の策定に併せて、当該期間中の必要な予算を試算しており、当該試算額をベースにして、各年度の状況（県の給与改定等を踏まえた人件費の増減、光年津費高騰への対応など）を加味した額を交付【標準運営費交付金】。これに加えて、特定の期間に限定される事業や年度で所要額が変動する事業に充てる経費（退職金、システム整備など）を交付【特定運営費交付金】。
人件費＋物件費－自己収入 ※人件費：所要額の積上げ ※物件費：平成28年度から令和2年度の5か年度実績平均をベースに算定 ※自己収入：平成28年度から令和2年度の5か年度実績平均をベースに算定 （令和5年度以降は対前年比1%増加）
予算要求をもとに個別調整
中期目標期間6年間分を一括で査定し、以降はそれをベースに各年度の差分を算定。
学生数等にもとづいた算定式で決定
法人の全体収支予算上不足となる額全額を運営費交付金として交付
基準財政需要額をベースに算定
当年度の基準財政需要額算定に係る学生1人あたりの単価×当年度5月1日の在学学生数を上限に決定
運営費交付金＝〔法人運営経費（人件費＋物件費＋退職手当＋施設整備費）－収入見込額 ※人件費、退職手当、施設整備費は所要額を毎年積算、物件費は、R5当初に積算した額をベースに固定
標準支出＝標準収入＋施設・機器整備費
3年ごとに運営費交付金算定ルールを設定している 区分ごとに過去の実績等を勘定し算定するほか、必要額を措置している
標準額＋インセンティブ（ポイント制） 標準額：中期目標期間（6年間）の概算額の1年分 ポイント制：標準額の－5.5%～＋9.5%を評価項目達成度合に応じて付与
運営交付金＝広域振興負担金（●●市から●●事務組合に交付）－大学施設整備基金（●●事務組合において積立：減価償却見込み相当額）－大学対応経費（●●事務組合において当年度に大学対応に係る事務費相当額）
1－(イ)今後（6年程度後）、将来的な財政負担額の決定方法について、最もあてはまる番号を以下の回答欄にご記入ください。なお、⑤を選択した場合には、具体的な内容をご説明ください。
人件費＋教育研究経費・一般管理費－自己収入＋附属病院経費
中期目標期間の初年度に算定した額で固定 一部経費については②（増分方式）等により毎年度所要額を概算
本市において試算している地方交付税普通交付税基準財政需要額を上限として、公立大学法人における収支計画の支出と運営費交付金以外の自己収入の差について本市から法人に対して運営費交付金として交付している
今後については未定
検討中
R7に法人化を予定しており 法人化後の方針は今後検討※R6は②（増分方式）
フォーミュラ方式を前提とするも、今後のあり方について検討中
①（フォーミュラ方式）を基本としながら、社会情勢を踏まえて決定
標準的支出＝標準的収入＋退職金＋平準化した大規模修繕費＋特別交付金＋同一労働同一賃金への対応
中期目標・中期計画の策定に併せて、当該期間中の必要な予算を試算しており、当該試算額をベースにして、各年度の状況（県の給与改定等を踏まえた人件費の増減、光年津費高騰への対応など）を加味した額を交付【標準運営費交付金】。これに加えて、特定の期間に限定される事業や年度で所要額が変動する事業に充てる経費（退職金、システム整備など）を交付【特定運営費交付金】。
人件費＋物件費－自己収入 ※人件費：所要額の積上げ ※物件費：平成28年度から令和2年度の5か年度実績平均をベースに算定 ※自己収入：平成28年度から令和2年度の5か年度実績平均をベースに算定 （令和5年度以降は対前年比1%増加）
予算要求をもとに個別調整
中期目標期間6年間分を一括で査定し、以降はそれをベースに各年度の差分を算定。
学生数等にもとづいた算定式で決定
法人の全体収支予算上不足となる額全額を運営費交付金として交付
基準財政需要額をベースに算定
当年度の基準財政需要額算定に係る学生1人あたりの単価×当年度5月1日の在学学生数を上限に決定
運営費交付金＝〔法人運営経費（人件費＋物件費＋退職手当＋施設整備費）－収入見込額 ※人件費、退職手当、施設整備費は所要額を毎年積算、物件費は、R5当初に積算した額をベースに固定
標準支出＝標準収入＋施設・機器整備費
3年ごとに運営費交付金算定ルールを設定している 区分ごとに過去の実績等を勘定し算定するほか、必要額を措置している
標準額＋インセンティブ（ポイント制） 標準額：中期目標期間（6年間）の概算額の1年分 ポイント制：標準額の－5.5%～＋9.5%を評価項目達成度合に応じて付与
運営交付金＝広域振興負担金（●●市から●●事務組合に交付）－大学施設整備基金（●●事務組合において積立：減価償却見込み相当額）－大学対応経費（●●事務組合において当年度に大学対応に係る事務費相当額）

公立大学をめぐる政策・運営・財政に関する調査研究 報告書

2025年3月発行

編集

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 水田健輔

発行

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1

電話：042-307-1819（水田研究室）

印刷

株式会社千葉印刷

